

東ティモール国
日本の ODA 事業の足跡に関する
情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2022 年 7 月

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

株式会社 国際開発センター

東テ事
JR
22-001

略語表

略語	スペル	和名
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
BESIK	Bee, Saneamentu no Ijiene iha Komunitade/ Rural Water and Sanitation Program	村落水衛生環境改善プログラム
BTL	Bee Timor-Leste/ Timor Leste Water Corporation	東ティモール水道公社
CADEFEST	Capacity Development of the Faculty of Engineering, Science and Technology, the National University of Timor-Lorosa'e	東ティモール国立大学工学 部能力向上プロジェクト
CADEFEST Phase2	Project for Capacity Development of the Faculty of Engineering, Science and Technology, the National University of Timor-Lorosa'e Phase 2	東ティモール国立大学工学 部能力向上プロジェクト・ フェーズ2
CADETES	The Project for the Capacity Development of Teaching Staff in the Faculty of Engineering, The National University of Timor-Leste	東ティモール大学工学部支 援プロジェクト
CAVR	Timor-Leste Commission for Reception, Truth and Reconciliation	受容真実和解委員会
CB-NRM	Community-based Natural Resource Management	住民参加型天然資源管理
CHW	Community Health Worker	コミュニティ・ヘルス・ワ ーカー
CLTS	Community-Led Total Sanitation	コミュニティ主導の総合的 環境衛生
CNE	National Election Commission	国家選挙委員会
COVAX	COVID-19 Vaccine Global Assess	新型コロナワクチンのグロ ーバルアクセスを目指す枠 組み
CVTL	Cruz Vermelha de Timor-Leste	東ティモール赤十字社
DNCQA	Direção Nacional de Controlo da Qualidade da Água/ National Directorate for Water Quality Control	公共事業省水質管理局
DNSA	Direção Nacional do Serviço de Águas/ National Directorate for Water Service	公共事業省水道局
EB	Escola Basica	小中一貫校
EMIS	Education Management Information System	教育情報システム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
EPI	Expanded Program on Immunization	予防接種拡大計画
EU	European Union	欧州連合
EU-EPA	European Union Economic Partnership Agreement	欧州経済連携協定

FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
FCHO	European Community Humanitarian Office	欧州共同体人道委員会
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GIZ	German Corporation for International Cooperation	ドイツ国際協力公社
HSSP	Health Sector Strategic Plan	保健セクター戦略計画
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IFRC	International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies	国際赤十字・赤新月社連盟
IHA	Interium Health Authority	暫定保健機構
INAP	National Institute of Public Administration	行政官研修所
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IRC	International Rescue Committee	国際救済委員会
ITS	Institute Teknologi Sepuluh Nopember	スラバヤ工科大学
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JFPR	Japan Fund for Poverty Reduction	貧困削減日本基金
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
KSP	Kuidadu Saúde Primaria	家庭医制度
MAF	Ministry of Agriculture and Fisheries	農業水産省
MAG	Martial Arts Group	マーシャル・アーツ・グループ
NDP	National Developmet Plan	国家開発計画
NDPCC	National Directorate for Prevention of Community Conflicts	コミュニティ紛争予防局
NHSSP	National Health Sector Strategic Plan	国家保健セクター戦略計画
NLC	National Logistics Center	国家流通センター
PHC	Primary Health Care	プライマリ・ヘルス・ケア
PKO	Peacekeeping Operations	国連平和維持活動
PNDA	Programa Nasional Dezenvolvimentu Suku/ National Program for Village Development	全国村落開発プログラム
PNTL	National Police of Timor-Leste	東ティモール国家警察
PPRP	People's Pace Relief Project	東ティモール市民平和救援プロジェクト
PSF (FHP)	Promotor Saude Familiar (Family Health Promoter)	保健ボランティア
SAMES	Servico Autonomo de Medicamentos e Equipamentos de Saúde	医薬品・医療資材サービスセンター
SDP	Strategic Development Plan	戦略開発計画
SISCa	Serbisu Integrado Saúde Comunitari	包括的地域保健サービス
SSR	Security Sector Reform	治安部門改革

STAE	Technical Secretariat for Electoral Administration	国家行政省選挙管理局
TFET	Trust Fund for East Timor	東ティモール信託基金
TJAA	Timorese JICA Alumni Association	東ティモール JICA 帰国研修員同窓会
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNAFEI	United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders	国連アジア極東犯罪防止研修所
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations International Children's Emergency Fund	国連児童基金
UNMIT	United Nations Integrated Mission in Timor-Leste	国連東ティモール統合ミッション
UNOPS	United Nations Office for Project Services	国連プロジェクトサービス機関
UNPOL	United Nations Police	国連警察
UNTAET	United Nations Transitional Administration in East Timor	国連東ティモール暫定行政機構
UNTL	Universidade Nacional Timor-Leste	東ティモール国立大学
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

東ティモール国日本の ODA 事業の足跡に関する情報収集・確認調査

目 次

調査の概要	1
第 1 章 東ティモールの社会発展・経済成長と日本の取り組み.....	6
1.1 独立回復前後の時期（1999 年-2002 年）	6
(1) 東ティモールを取り巻く状況.....	6
(2) 日本の主な取り組み.....	7
1.2 独立回復から復旧・復興の時期（2002 年-2006 年）	10
(1) 東ティモールを取り巻く状況.....	10
(2) 日本の主な取り組み.....	11
1.3 復興から開発、経済成長の時期（2007 年-2011 年）	13
(1) 東ティモールを取り巻く状況.....	13
(2) 日本の主な取り組み.....	13
1.4 経済成長と持続可能な開発へ（2012 年-2016 年）	15
(1) 東ティモールを取り巻く状況.....	15
(2) 日本の主な取り組み.....	15
1.5 持続可能な開発（2017 年以降）	17
(1) 東ティモールを取り巻く状況.....	17
(2) 日本の主な取り組み.....	18
1.6 社会・経済指標の推移.....	23
(1) 人口	23
(2) GDP の推移	24
(3) 石油収入の推移.....	24
(4) 貧困率の推移.....	25
(5) 産業	25
(6) 貿易	26
第 2 章 日本の ODA 事業等の実績と成果.....	27
2.1 ODA 事業等の実績	27
(1) 二国間援助の実績額（累計）	27
(2) 二国間援助の実績額（推移）	27
(3) 国際機関による協力実績（推移）	28
(4) 日本の協力実績.....	28
2.2 重点 3 分野に関する協力の成果.....	30
(1) 経済社会基盤（インフラ）の整備・改善.....	30
(2) 産業多様化の促進.....	31
(3) 社会サービスの普及・拡充.....	32
2.3 セクター別の成果.....	36
(1) 教育	36

(2) 交通インフラ.....	37
(3) 農業・天然資源.....	38
(4) 商工業	39
(5) 水・洪水対策.....	40
(6) 保健・新型コロナ対策.....	41
(7) ガバナンス	43
(8) JICA 海外協力隊.....	44
第3章 セクター分析.....	46
3.1 教育	46
3.1.1 協力の概要	46
(1) 年表による整理.....	46
(2) 年代ごとの協力の特徴.....	47
(3) 他開発パートナーの支援動向.....	52
3.1.2 代表的な協力実績.....	53
3.1.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献.....	56
(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト.....	56
(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性.....	58
(3) 波及効果	59
3.1.4 今後の協力	59
3.2 交通インフラ	61
3.2.1 協力の概要	61
(1) 年表による整理.....	61
(2) 年代ごとの協力の特徴.....	62
(3) 他開発パートナーの支援動向.....	67
3.2.2 代表的な協力実績.....	68
3.2.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献.....	73
(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト.....	73
(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性.....	76
(3) 波及効果	76
3.2.4 今後の協力	76
3.3 農業・天然資源.....	79
3.3.1 協力の概要	79
(1) 年表による整理.....	80
(2) 年代ごとの協力の特徴.....	80
(3) 他開発パートナーの支援動向.....	85
3.3.2 代表的な協力実績.....	86
3.3.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献.....	98
(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト.....	98
(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性.....	98
(3) 波及効果	99

3.3.4 今後の協力	100
3.4 商工業	102
3.4.1 協力の概要	102
(1)年表による整理	102
(2)年代ごとの協力の特徴	103
(3)他開発パートナーの支援動向	104
3.4.2 代表的な協力実績	105
3.4.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献	108
(1)特筆すべき成果・効果、インパクト	108
(2)他開発パートナーとの比較、日本の優位性	108
3.4.4 今後の協力	109
3.5 水・洪水対策	111
3.5.1 協力の概要	111
(1)年表による整理	111
(2)年代ごとの特徴	112
(3)他開発パートナーの支援動向	116
3.5.2 代表的な協力実績	117
3.5.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献	119
(1)特筆すべき成果・効果、インパクト	119
(2)他開発パートナーとの比較、日本の優位性	120
3.5.4 今後の協力	120
3.6 保健・新型コロナ対策	122
3.6.1 協力の概要	122
(1)年表による整理	122
(2)年代ごとの協力の特徴	124
(3)他開発パートナーの支援動向	133
3.6.2 代表的な協力実績	134
3.6.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献	143
(1)特筆すべき成果・効果、インパクト	143
(2)他開発パートナーとの比較、日本の優位性	144
(3)波及効果	144
3.6.4 今後の協力	145
3.7 ガバナンス	147
3.7.1 協力の概要	147
(1)年表による整理	147
(2)年代ごとの協力の特徴	148
(3)他開発パートナーの支援動向	159
3.7.2 代表的な協力実績	161
3.7.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と成果	165
(1)特筆すべき成果・効果、インパクト	165

(2)他開発パートナーとの比較、日本の優位性.....	166
(3)波及効果	166
3.7.4 今後の協力	167
3.8 JICA 海外協力隊.....	169
3.8.1 東ティモールにおける JICA 海外協力隊事業の概要.....	169
3.8.2 代表的な活動実績.....	172
3.8.3 JICA 海外協力隊が果たした役割・貢献	173
3.8.4 今後の JICA 海外協力隊の活動.....	176
別添資料	178

調査の概要

1. 背景と目的

日本の東ティモール国への開発協力は、2002年5月に同国が独立回復する前の1999年から行っており、2000年3月には日本政府の連絡事務所及びJICA事務所が開所した。同国にとって日本は、約20年の歴史があるODA供与国であり、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3スキームを活用しつつ、幅広い分野への支援を行ってきた。

現在は、東ティモール政府の「戦略開発計画（SDP：Strategic Development Plan）」（2011-2030）を踏まえ、2017年5月に改定された国別開発協力方針の下、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を大目標に、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」の3つを重点分野として協力を継続している。

日本の東ティモールへの二国間協力の実績は、主要開発パートナーのうち、第2位を占める規模となっており、今後も無償資金協力による「プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画」など注目事業の実施に協力する。

2022年は、東ティモールへのODA開始20周年にあたる。本調査を通じて1999年以来実施してきた東ティモールに対する協力を振り返り、今後の協力の方向性を検討するため、主要な8分野について東ティモールの社会・経済発展に貢献してきた日本の役割を整理した。調査結果は、文献資料調査、関係者ヒアリング、現地調査を踏まえてとりまとめた。

2. 対象地域

調査の対象地域は、東ティモール全国とする。地域的な観点から過去のODA事業の整理・分析を行う際には、東ティモールの行政区分に沿って下表に示す5つの地域分類を採用した。

本調査における地域分類

地域分類	人口	県
ディリ	456,242 (35.6%)	ディリ、マナツト、リキサ
バウカウ	272,070 (21.2%)	バウカウ、ビケケ、ラウテン
サメ	176,115 (13.8%)	アイナロ、アイレウ、マヌファヒ
マリアナ	304,829 (23.8%)	エルメラ、コバリマ、ボボナロ
オエクシ	71,486 (5.6%)	オエクシ

出所：Timor-Leste in Figures 2019、人口は2015年センサスデータを基にした推計値

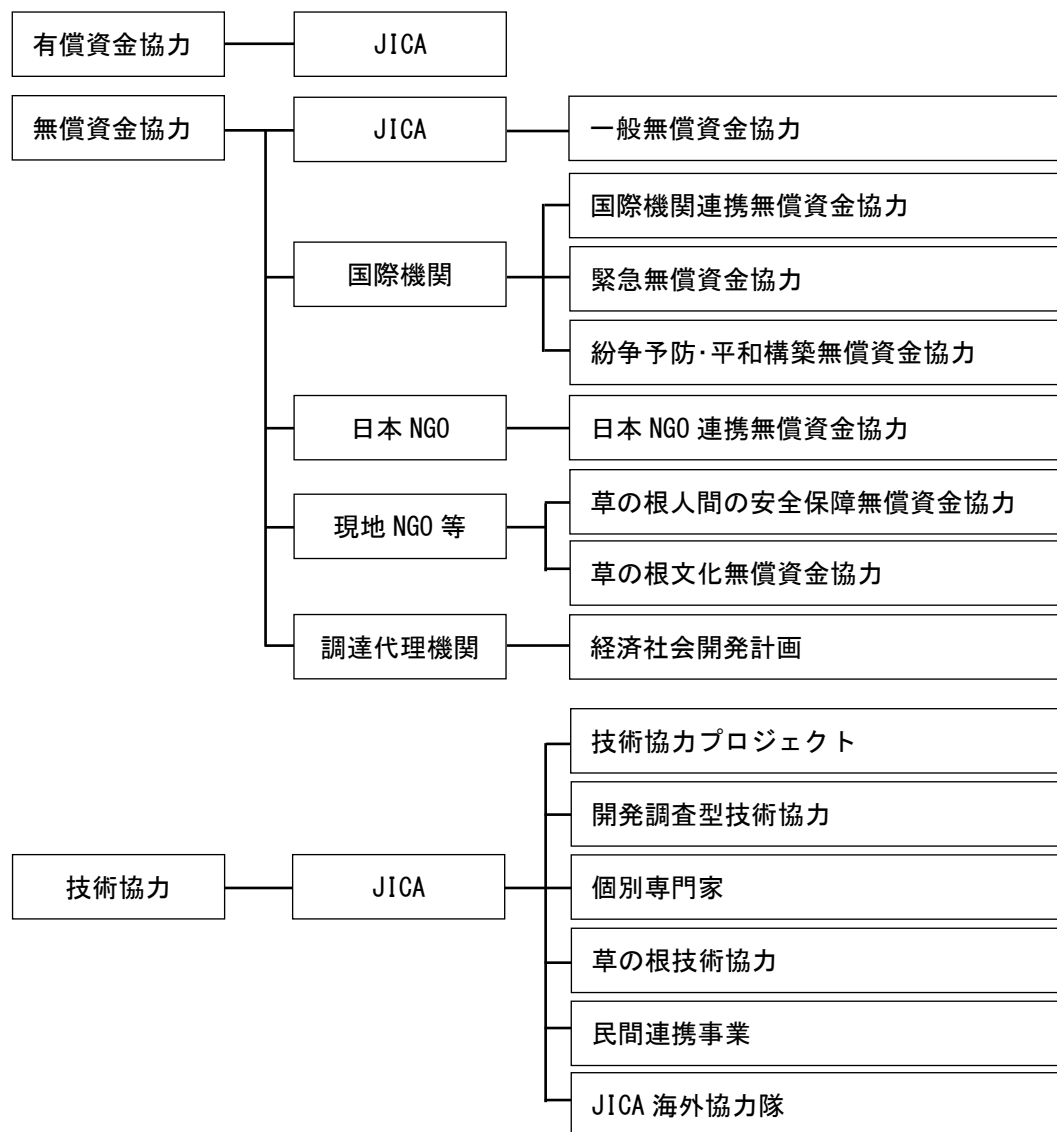
3. 調査対象分野

本調査における調査対象分野は、主として次の8分野とした。

(1) 教育（主に高等教育）	(5) 水・洪水対策
(2) 交通インフラ（道路・橋梁・港湾・空港）	(6) 保健（新型コロナ対策を含む）
(3) 農業・天然資源、灌漑	(7) ガバナンス（コミュニティ警察・法司法）
(4) 商工業（産業振興・観光）	(8) JICA 海外協力隊

4. 事業スキーム一覧

本調査において確認した ODA 事業スキームは次の通りである。



※上記のほか、財務省所管の ODA 事業として国際開発金融機関（ADB、国際復興開発銀行等）へ拠出・出資している。

5. 調査スケジュール

本調査は、2021 年 11 月から 2022 年 7 月に実施した。主な活動は次の通りである。

2021 年 11～12 月：第一次国内作業

文献調査、各種資料・関連情報の収集、国内関係者ヒアリングの実施

2022 年 1 月～2 月：第一次現地作業

現地調査、現地関係者ヒアリング、サイト訪問、調査進捗報告会実施

2022 年 3 月～4 月：第二次国内作業

報告書（案）作成

2022 年 5 月～7 月：第三次国内作業

報告書作成

6. 調査団の構成

担当業務	氏 名	所 属
業務主任/事業評価 1/JOCV/広報関連 2	鶴峯美千子	(株)国際開発センター
副業務主任/事業評価 2/教育	牟田 博光	
商工業/水・洪水対策	岡田 卓也	
交通インフラ	山田祐美子	
農業・天然資源	田村美央子	
ガバナンス/広報関連 1	神宮司真奈	
保健	安田 満希	

[独立回復から国の再建・復興:2002-2010]

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
統治機構	←→ UNAMET ←→ UNTAET (1999-2002) ←→ UNMISSET (2002-2005) ←→ UNOTL (2005-2006) ←→ UNMIT (2006-2012) ←→ 東ティモール暫定政府 ←→ 東ティモール政府											
大統領	←→ シャナナ・グスマン (2002-2007) ←→ ジョゼ・ラモス=ホルタ (2007-2012) →											
首相	←→ マリ・アルカティリ (2002-2006) ←→ ジョゼ・ラモス=ホルタ (2006-2007) ←→ シャナナ・グスマン (2007-2015) →											
開発計画	国家開発計画(2002/03-2006/07) ----- 国家優先課題を毎年設定											
東ティモールの社会・経済状況	• 直接投票の実施(8月)	• 東ティモール暫定政府発足	• 制憲議会選挙実施	• 大統領選挙実施 • 独立回復(5月) • 国連加盟 • CPLP加盟			• 石油基金創設 • 村長選挙実施 • ARF加盟	• 暴動の発生、多国籍軍による鎮圧 治安悪化	• 大統領、国民議会選挙実施 • TACに加盟	• 大統領・首相襲撃事件		
日本の動向・取り組み		• 政府連絡事務所開設(3月) • JICA事務所開設(3月)		• 日本大使館開設 • 首相訪問(4月) • 外務副大臣が独立式典に参加			• 技術協力協定締結 • 技プロの開始					• JOCVの派遣開始
国際社会の動向・取り組み	• UNTAET設立(10月) • 第1回支援国会合(東京)	• 第2回支援国会合(リスボン) • 第3回支援国会合(ブリュッセル)	• 第4回支援国会合(キャンベラ) • 第5回支援国会合(オスロ)	• 第6回支援国会合(ディリ) • UNMISSET設立(5月)			• UNOTIL設立(5月)	• UNMIT設立(8月)		----- 開発パートナー会合(TLDPM) (年1回開催)		
	←→ Transition Support Program(TSP) ←→ Consolidation Support Program(CSP) →											

[経済成長と持続可能な開発へ: 2011-2021]

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
大統領											
首相											
開発計画	戦略開発計画(2011-2030)										
国連組織	UNMIT (2006-2012)										
東ティモールの社会・経済状況	- SDP 発表 - ASEAN 加盟申請	- 大統領、国民議会選挙実施 - 首相が訪日		ディリにて CPLP サミット開催		- ディリにて ASEAN Peoples' Forum 開催 - 大統領訪日	大統領、国民議会選挙実施	- ティモール海上国境条約調印 - 国民議会解散、選挙(AMP 過半数)			サイクロンセロージャの発生による甚大な洪水被害
日本の動向・取り組み		「日本・東ティモール外交関係樹立 10 周年記念平和年(友情と平和の年)」実施	人道支援・災害救援活動分野における教育及び訓練に関する協力協定	国別援助方針(2012-2017)		- タウル・マタン・ルアク大統領が訪日 - 首脳会談後、共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」を发出		国別開発協力方針(2017-)		新型コロナウイルス感染対策支援	洪水対策緊急支援
国際社会の動向・取り組み		UNMIT 活動終了									
					開発パートナー会合						

第1章 東ティモールの社会発展・経済成長と日本の取り組み

1.1 独立回復前後の時期（1999年-2002年）

(1) 東ティモールを取り巻く状況

1975年のインドネシア軍による東ティモール侵攻と占領以降継続していた東ティモールの独立運動は、1991年のサンタクルス事件¹の発生以後、国際社会から注目されるようになっていた。1997年のアジア経済危機の影響で、インドネシア国内情勢が不安定化し、スハルト政権が崩壊すると、これに代わって誕生したハビビ政権は、国内経済危機と国際世論への対応を迫られ、ポルトガル、インドネシア、国連の合意により、1999年8月30日に国連による監視の下、インドネシアによる拡大自治提案の受入可否を問う、東ティモール住民による直接投票が実施された。

投票の結果は、約8割の住民が拡大自治案を否決し、結果として独立を支持したことから、この結果に反対するインドネシア軍含む併合維持国内勢力による破壊・暴力行為が急増し、治安が急激に悪化した。これにより、人口の75%以上が難民または国内避難民となり、全国の7割以上のインフラが破壊されたとされる²。

国連安全保障理事会は、治安回復のため1999年9月に東ティモールへの多国籍軍（INTERFET: International Force in East Timor）の派遣を決議した。10月にはインドネシアの東ティモールからの撤退が決定され、独立までの暫定政府として国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET: United Nations Transitional Administration in East Timor）が設立された。UNTAETは、司法を含めたすべての立法および行政の権限を行使する機能を備えていた。また、兵員、軍事監視員、文民警察官を有しており、2000年2月にはINTERFETから引き継いで平和維持活動（PKO: Peacekeeping Operations）も行うこととなった³。

2001年8月に憲法制定議会選挙が実施され、9月には全閣僚が東ティモール人からなる東ティモール行政府が発足した。2002年3月に憲法が採択され、4月の大統領選挙ではシャナナ・グスマンが大統領に選出された。こうして2002年5月20日に東ティモールは正式に独立回復を果たし、UNTAETから司法・立法・行政にかかるすべての権限を委譲された。独立は、国連を中心として、日本をはじめとする国際社会の支援・関与が効果を発揮した一大成果とされている⁴。

¹ インドネシア国軍の武装集団によってある若者が殺害され、サンタクルス墓地に埋葬された。墓へ献花する儀礼の際に、参列していた人々が独立を求めるデモ行進を行い、これに対してインドネシア国軍が無差別に発砲、大量の死傷者が出た事件。

² 吉田恒昭・山本康生、紛争終結国の平和構築に資するインフラ整備に関する研究、JICA 緒方研究所客員研究員報告書、2007

³ 同上

⁴ 外務省国別データブック 2002年版

独立回復後は、経済の自立、西ティモールにいる東ティモール人の帰還、国民和解などの問題に対応するため、国連 PKO 東ティモール支援団（UNMISSET: United Nations Mission of Support in East Timor）が設置され、治安の維持と国づくりへの支援を担った。

【国家開発計画の策定】

東ティモール政府は、独立回復と同時に国家開発計画（NDP: National Development Plan）（2002/03-2006/07）を発表した。開発計画の目標として「貧困削減」および「公平・持続可能な経済成長」の2つを掲げ、8分野（ガバナンス、農村開発、教育、保健、農業、天然資源・環境、産業・貿易、インフラ）に関する開発戦略を提示した。

(2) 日本の主な取り組み

日本の東ティモールに対する協力は、1999年8月に行われた拡大自治提案の可否についての直接投票に対する人的、資金的協力から始まった。まず、日本政府は直接投票に先立って、ラジオ2,000台分の供与を行い、直接投票に関する広報活動を支援した。7月から9月には、国連東ティモール・ミッション（UNAMET: United Nations Mission in East Timor）へ政務官及び文民警察官3名を派遣し、直接投票の実施を支援した。その後、投票結果を受けて国内が混乱すると、その治安回復に向け、緊急的な人道・復旧支援が必要とされ、UNHCRやWFP、国際NGO等によって食糧やシェルター供給など迅速な支援が行われた。日本は、UNHCRへ自衛隊員113名を派遣し救援活動を行っている。さらに、1999年12月に東京で30か国および20以上の国際機関の参加を得て開催された「第1回東ティモール支援国会合」では、日本は今後3年間で1億3000万ドルの人道・復興開発支援を行うことを表明し、東ティモールへの支援を積極的にアピールした。具体的には2000年から2001年にかけて、国連機関が行った復興プロジェクト（道路・水道・港湾・電力・灌漑及び小学校修復）に対する緊急無償資金協力を行った。また、草の根無償資金協力⁵として小学校や道路、公共施設の改修等を行っている。草の根無償資金協力は、2000年に6件、2001年には11件の実績がある。既に現地入りしていた日本のNGO等と連携を取りながら、早期のうちに効果的な事業開始が計画された⁶。こうして実施された即効性のあるインフラ復旧・改修は、住民に対して大きな便益を与えるため、効果的であったと考えられている⁷。

⁵ 2003年度から草の根・人間の安全保障無償資金協力へ名称変更

⁶ 国際協力事業団アジア第一部、JICAの対東ティモール復興・開発支援総括報告書、2002

⁷ 吉田恒昭・山本康生、紛争終結国の平和構築に資するインフラ整備に関する研究、JICA 緒方研究所客員研究員報告書、2007

表 1.1 日本の主な協力実績(2000-2002)

年度	無償資金協力	技術協力
2000	[31.40 億円] 緊急無償（インフラ緊急修復等）（30.15） 緊急無償（留学生支援）（0.69） 草の根無償資金協力（6件）（0.57）	[10.70 億円] ◆研修員受入 82人 ◆専門家派遣 3人 ◆調査団派遣 76人 ◆機材供与 1.86 百万円 ◆開発調査型技術協力 1件
2001	[23.45 億円] 緊急無償（憲法制定議会選挙支援）（UNDP 経由）（1.27） 緊急無償（インフラ緊急修復等）（UNDP 経由）（20.62） 緊急無償（難民支援）（UNTAET 経由）（0.57） 草の根無償資金協力（11件）（0.99）	[5.83 億円] ◆研修員受入 53人 ◆専門家派遣 3人 ◆調査団派遣 95人
2002	[9.81 億円] 母子保健改善計画（UNICEF 経由）（1.78） ノン・プロジェクト無償（3.00） 東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム（UNDP 経由）（4.65） 地域開発研修センターに対する中古機材供与計画（0.06） 東ティモール東北海岸地域の漁業組合復興計画（0.09） 東ティモール・スポーツ連盟に対するスポーツ器材供与（0.03） 草の根無償資金協力（4件）（0.20）	[5.00 億円] ◆研修員受入 78人 ◆専門家派遣 4人 ◆調査団派遣 76人 ◆留学生受入 2人

1.金額は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度による。

2.調査団派遣には、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。

3.◆は JICA 事業。

出所：外務省 ODA 国別データ集

表 1.2 UNTAET, UNMISSET, UNMIT への派遣実績

派遣要員		派遣期間	派遣人数
UNTAET	自衛隊員	2002 年 2 月～5 月	合計 690 人
	選挙監視要員(制憲議会選挙)	2001 年 8 月～9 月	合計 19 人
	選挙監視要員(大統領選挙)	2002 年 4 月	合計 8 人
UNMISSET	自衛隊員	2002 年 5 月～ 2004 年 6 月	合計 2,304 人 (うち、690 人は UNTAET より引き続き任務に当た ったもの)
UNMIT	文民警察要員	2007 年 1 月～ 2008 年 2 月	合計 4 名
	軍事連絡要員(自衛官)	2010 年 9 月～ 2012 年 9 月	合計 8 名

出所：外務省ホームページ

BOX: PKO 派遣された自衛隊の譲渡機材の持続的利用を目指して（日本 NGO 連携無償資金協力）

東ティモールの独立直前である 2002 年 4 月から独立後の 2004 年 3 月にかけて、日本は PKO 協力法に基づき陸上自衛隊を派遣し、道路・橋梁の維持・補修を行い、部隊の撤収にあたっては組み立て式ハウスや資機材の譲与を行った。その際、カンボジア PKO 派遣時に譲渡した機材等が使用されなくなった反省を踏まえ、東ティモール派遣では当初から自衛隊が持つていく装備品や現地設営品が、自衛隊撤収後も現地で役立てられることを目指し、1～4 次隊でバトンリレーをしながら、建設機械のオペレーター、整備士、施工管理士の 3 種類の技能者や、プレハブ等の宿営地の維持管理に必要な技能者等を育成した。この自衛隊の成果が持続的なものとなることを目指し、自衛隊 OB を中心に結成された NPO 法人日本地雷処理・復興支援センター（JDRAC）が日本 NGO 連携無償資金協力を通じて、2004 年、2005 年及び 2006 年に 3 期の組立式建物による公共施設建設計画を実施した（日本 NGO 連携無償資金協力「組み立て式建物による公共施設建設計画」フェーズ 1-3）。同事業で作った組み立て式ハウスは、国立大学工学部実験室、公共事業省タシトル地区交通局事務所、保健省事務所、ディリ国際空港 VIP 待合室等として設置された。当時の約 40 名の研修生は、全員公共事業省職員として採用され、現在も組み立て式ハウスが機能している。

また、現在では、東ティモール政府が IGE（建設機材管理公社）を設立し、政府予算で部品調達や外注を行いながら、重機や建設機材の維持管理を行っており、持続的な取り組みへとつながっている。

（2021 年 12 月 NPO 法人日本地雷処理・復興支援センター（JDRAC）ヒアリング）

1.2 独立回復から復旧・復興の時期（2002 年-2006 年）

(1) 東ティモールを取り巻く状況

独立回復後、荒廃したインフラ復旧等において一定の進展が見られたものの、立法・司法・監査機関の強化、法秩序の確立、治安維持などの課題を抱えており、行政能力の強化が大きな課題とされた⁸。また、独立回復後も各地で暴力を伴う事件が散発的に発生している状況があった。

そうした中、2006 年 4 月に出身地に基づく待遇差別に対する不満を表明する国軍内一部兵士のデモが発端となり、5 月には首都ディリ周辺で国軍・警察をも巻き込んだ武力衝突に発展した。東ティモール政府の要請により、オーストラリア軍を主力とする国際治安部隊が展開するなどして事態の收拾が図られたが、市民による放火や略奪によって、ディリを中心に約 15 万人の国内避難民が発生するなど 2006 年は独立回復以来の危機であった。

独立回復直後から東ティモールの治安維持と平和定着のため活動していた UNMIT は、2005 年 5 月にマンデートを終了し、規模を縮小するかたちで東ティモールの自立を促すための側面的支援を行う国連東ティモール事務所（UNOTIL）に移行し、国連の東ティモールでの活動は縮小傾向にあった。しかし、2006 年に再び国内が危機的状況に陥ったことから、2006 年 8 月の国連安全保障理事会において、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT : United Nations Integrated Mission in Timor-Leste）の設立が採択された。同ミッションは、民主的統治、選挙、治安回復・維持、国家警察の訓練、司法、国民和解の促進、人道支援等の多岐にわたる分野において、東ティモール政府・国家機関への支援および実施促進活動を行うことを主任務として活動を開始した⁹。

2006 年の治安悪化は、政治・社会基盤の脆弱性を露呈し、政治の安定、社会の安定、治安の回復等の様々な問題を抱えていることが明らかとなった。一方で、2007 年に実施された国政選挙は平和裡に実施され、2006 年危機の中で首相となったラモス・ホルタ首相（当時）が大統領に就任し、また議会選挙を経てシャナナ・グスマン前大統領を首相とする連立政権が発足した。

【石油基金の創設】

2005 年 6 月 20 日に、政府提案の石油基金法（PFA : Petroleum Fund Act）が採択され、国の石油収入の賢明で透明な管理のための石油基金が創設された。この基金は、国際的な成功事例であるノルウェーの石油基金をモデルとして構築された。東ティモール政府は、石油・天然資源からの収入を適正に管理し、持続的な経済成長、社会サービスの提供、政治的安定のための支出と、次世代も天然資源の恩恵を受けられるようにするための貯蓄の両方が重要であると考え、これらを両立させるメカニズムを設立することが必要だと考えた。石油基

⁸ 吉田恒昭・山本康生,紛争終結国の平和構築に資するインフラ整備に関する研究,JICA 緒方研究所客員研究員報告

⁹ 同上

金は、石油資源の有効管理に沿った経済政策を実施するための有用な手段とされた¹⁰。

(2) 日本の主な取り組み

日本は、独立回復後の東ティモールにおける平和の定着と国づくりを国際社会と協調して積極的に支援した。独立回復以前、政府機能の監督職を担っていたのはポルトガル人、インドネシア人であり、国家統治の経験がなかった東ティモールでは、官僚の育成や政府機能の能力強化、各種制度の構築が重要課題であった。こうした状況に対応するため、国家公務員や技術者への人材育成が急務であった。日本は、この時期、人材育成・制度づくり、インフラ整備、農業・農村開発、平和の定着の4分野を重点的に取り組むこととし、個別専門家として大統領府政策・金融アドバイザーやインフラ分野（インフラ政策、道路、水供給）へのアドバイザー派遣、高等教育アドバイザー派遣等を行った。さらに、農業、インフラ、各種行政分野を中心に研修員を受け入れ、東ティモールの人材育成を積極的に支援した。

表 1.3 日本の協力方針

重点分野	方 針
教育・人材育成・制度づくり	中長期的な観点から人材育成を行う。短期的にも効果が上げられる分野への支援を集中。東ティモール大学工学部支援プロジェクト、公務員の能力向上プロジェクト等の実施。
インフラ整備・維持管理	道路、水道施設、灌漑施設、電力施設、港湾施設の復旧等、基礎的なインフラ整備への支援を行う。政府のインフラに係る維持管理能力の向上を図る技術協力プロジェクトの実施。
農業・農村開発	基幹産業である農業振興に対して、国際機関、NGO との連携を視野に灌漑施設の修復や農業訓練等の支援を実施する。コーヒー生産者自立支援、灌漑・稲作に係る技術協力プロジェクト等の実施。
平和の定着	国家の安定を確保する上で、紛争予防・平和構築への取り組みが重要であり、和解努力や元兵士の社会復帰に対して支援を実施する。復興・雇用・安定プログラム、選挙支援、社会的弱者支援等の実施。

また、同時期には、自衛隊施設部隊の派遣による道路・橋梁の維持・補修、および部隊の撤収に伴って資機材の一部譲与が行われた。譲与に際しては、東ティモール人に対するトレーニングを実施し能力強化にも重点がおかれた。インフラ関連の無償資金協力事業においても、施設の維持管理能力育成を組み込むなど、人材育成にも同時に取り組んだ。

紛争予防・平和構築無償資金協力として UNDP を通して実施された元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム（RESPECT）においては、兵士をはじめ寡婦や障害者等の社会的に脆弱な立場にある人々を優先的に、インフラ整備などのプロジェクトに取り込むことによって雇用や職業訓練の機会を提供した。

2006 年の情勢悪化時には、国内避難民支援（水・衛生、保健・栄養、シェルター、短期雇用創出、輸送等）のため、国際機関経由で 500 万米ドルの緊急無償支援協力を行った。

¹⁰ 長谷川祐弘, 平和構築の志, 創成社, 2020

表 1.4 日本の主な協力実績(2003-2006)

年度	無償資金協力	技術協力
2003	[10.78 億円] ◆小中学校再建計画（詳細設計） (0.40) ◆ディリーカーサ道路補修計画（詳細設計） (0.40) ◆ディリー配電網改修計画 (2.26) 母子保健改善計画（UNICEF 経由） (1.61) ノン・プロジェクト無償 (5.00) 東ティモール・リキサ地域における 農業者育成プロジェクト (0.20) 東ティモールにおける歯科医療復興と 巡回診療プログラム (0.10) 草の根・人間の安全保障無償（4 件） (0.81)	[5.25 億円] ◆研修員受入 86 人 ◆専門家派遣 19 人 ◆調査団派遣 66 人 ◆機材供与 4.74 百万円 ◆留学生受入 3 人
2004	[18.82 億円] ◆ディリーカーサ道路補修計画（国債 1/2） (5.82) ◆小中学校再建計画（国債 1/2） (1.87) ◆ディリー上水整備計画（国債 1/3） (0.74) ◆ディリー電力復旧計画 (5.28) 母子保健改善計画（UNICEF 経由） (1.55) セクター・プログラム無償資金協力 (3.00) 日本 NGO 支援無償（2 件） (0.19) 草の根・人間の安全保障無償（5 件） (0.37)	[5.12 億円] ◆研修員受入 71 人 ◆専門家派遣 41 人 ◆調査団派遣 45 人 ◆機材供与 4.60 百万円 ◆留学生受入 4 人
2005	[23.37 億円] ◆ディリーカーサ道路補修計画（国債 2/2） (9.10) ◆小中学校再建計画（国債 2/2） (3.63) ◆ディリー上水整備計画（国債 2/3） (5.51) ◆サメ・アイナロ上水道整備計画（国債 1/3） (0.72) ◆モラ橋改修計画（詳細設計） (0.25) 母子保健改善計画（UNICEF 経由） (2.04) 食糧援助（WFP 経由） (1.00) 日本 NGO 支援無償（4 件） (0.88) 草の根・人間の安全保障無償（3 件） (0.24)	[6.23 億円] ◆研修員受入 98 人 ◆専門家派遣 48 人 ◆調査団派遣 64 人 ◆機材供与 5.21 百万円 ◆留学生受入 2 人
2006	[21.94 億円] ◆ディリー上水整備計画（国債 3/3） (5.73) ◆サメ・アイナロ上水整備計画（国債 2/3） (6.70) ◆ディリー港改修計画（国債 1/3） (1.96) 緊急無償（東ティモール国内避難民に対する 緊急人道支援（UNICEF 経由）） (1.67) 緊急無償（東ティモール国内避難民に対する 緊急人道支援（UNHCR 経由）） (2.23) 緊急無償（東ティモール国内避難民に対する 緊急人道支援（IOM 経由）） (1.11) 緊急無償（治安改善のための短期雇用創出 及び生活基盤確保の支援（UNDP 経由）） (0.56) 緊急無償（東ティモールの大統領・議会選挙 の実施に対する緊急無償（UNDP 経由）） (0.80) 食糧援助（WFP 経由） (1.10) 日本 NGO 支援無償（1 件） (0.09)	[4.35 億円] ◆研修員受入 65 人 ◆専門家派遣 47 人 ◆調査団派遣 19 人 ◆機材供与 46.7 百万円 ◆留学生受入 6 人

1.金額は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度による。

2.調査団派遣には、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。

3.◆は JICA 事業。

出所：外務省 ODA 国別データ集

1.3 復興から開発、経済成長の時期（2007 年-2011 年）

(1) 東ティモールを取り巻く状況

2007 年に平和裡に行われた国政選挙の後、2008 年には大統領・首相襲撃事件が発生した。大統領が負傷し国内では一時非常事態宣言が発出されたが、治安は大きく悪化することなく程なく収束させることに成功した。その後は、長期化していた国内避難民の問題等に進展が見られ、国内の治安・政情面に改善も見られた。次第に社会が安定していく中で、2009 年には国連警察から東ティモール国家警察への警察権の移譲が開始された。（その後、2011 年 3 月に全 13 県で権限移譲が完了。）

2009 年 4 月の開発パートナー会合では、東ティモール政府は、堅調な経済成長や情勢の安定化を踏まえ「Goodbye Conflict, Welcome Development」をスローガンに復興から本格的な開発段階に入ったことをアピールした。一方で、立法・司法・監査機関の強化、法秩序の確立等ガバナンス分野での課題や、若年層の失業、過去の歴史トラウマといった問題が山積している状況があった¹¹。経済面では、石油基金によって石油収入が堅実に管理・運用され、資金は着実に積み上がり、2008 年 6 月末時点で 32 億米ドルに達していた。石油基金の資金は、一定のルールにより国家予算に充てることが可能で、予算の大半はここから捻出された。

【戦略開発計画の策定】

2011 年 7 月に、東ティモール政府の新たな国家戦略である「戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan）（2011-2030）」が発表された。シャナナ首相は、SDP の作成に際して全国 65 の準県を全て巡り、各地域の住民とコンサルテーションを行って策定作業を進めた。SDP は、2011 年から 2030 年までの開発計画であり、ASEAN 諸国との所得格差を縮め、2030 年までに高中所得国グループ入りを目指す東ティモールの国づくりの基本となるもので、①序章、②社会資本、③インフラ開発、④経済開発、⑤制度の枠組み、⑥マクロ経済の概況と目標、⑦SDP の決意と展望の 7 部で構成され、各部がカバーする内容は下表の通りである。

表 1.5 SDP の開発課題分野

重点分野	内 容
社会資本	教育と訓練、健康、弱者の社会への統合、環境、文化と遺産
インフラ開発	道路と橋、上水と衛生、電力、港湾、空港、通信
経済開発	農村開発、農業、石油・ガス、観光、民間部門投資
制度の枠組み	安全保障、防衛、外交、司法、公共部門運営、国家開発・経済政策・投資機関

具体的な戦略分野としては、①インフラ整備に官民の投資を集中、②石油化学等の下流部門を含む石油化学産業、③手つかずの自然を利用した観光業、④食品加工、繊維業などの軽工業、等の開発が挙げられ、産業の多様化を推進することに重点がおかれている。

(2) 日本の主な取り組み

この時期、日本は引き続き「教育・人材育成・制度づくり」「インフラ整備・維持管理」「農

¹¹ 外務省国別データ集

業・農村開発」「平和の定着」を重点4分野として支援を継続した。

2010年4月には、JICA海外協力隊¹²2名の短期派遣が開始され、その活動を引き継ぐ形で2011年6月から長期隊員3名が着任した。2011年度（2012年3月19日）には、日本と東ティモールは、初の円借款事業となる「国道1号線整備計画」に関する署名を行った。これは東ティモールにとって初の対外借入であった。これに続けて東ティモール政府はADBや世界銀行からの融資による道路整備等を決定し、大規模なインフラ案件の実施を開始した。

表 1.6 日本の主な協力実績(2007-2011)

年度	無償資金協力	技術協力
2007	[10.78 億円] ◆サメ・アイナロ上水整備計画（国債 3/3）（3.22） ◆ディリ港改修計画（国債 2/3）（3.65） ◆マリアナ I 灌漑施設復旧改善計画（7.37） 母子保健改善計画（UNICEF 経由）（1.09） 食糧援助（WFP 経由）（1.40） 日本 NGO 連携無償（1 件）（0.09） 草の根・人間の安全保障無償（5 件）（0.33）	[5.72 億円] ◆研修員受入 85 人 ◆専門家派遣 73 人 ◆調査団派遣 27 人 ◆機材供与 24.03 百万 ◆留学生受入 6 人
2008	[7.79 億円] ◆ディリ港改修計画（国債 3/3）（3.61） ◆モラ橋梁建設計画（国債 1/3）（0.56） 食糧援助（WFP 経由）（2.40） 日本 NGO 連携無償（3 件）（0.65） 草の根・人間の安全保障無償（7 件）（0.57）	[5.76 億円] ◆研修員受入 109 人 ◆専門家派遣 66 人 ◆調査団派遣 25 人 ◆機材供与 53.96 百万円 ◆留学生受入 2 人
2009	[29.60 億円] 母子保健改善計画（UNICEF 経由）（1.37） ◆モラ橋梁建設計画（6.98） ◆ベモスーディリ給水施設緊急改修計画（6.94） ◆太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画（5.00） 森林保全計画（2.00） 食糧援助（WFP 経由）（2.20） 日本 NGO 連携無償（2 件）（0.39） 草の根・人間の安全保障無償（5 件）（0.39） 国際機関を通じた贈与（1 件）（4.33）	[6.20 億円] ◆研修員受入 98 人 ◆専門家派遣 82 人 ◆調査団派遣 50 人 ◆機材供与 11.18 百万 ◆留学生受入 1 人
2010	[15.70 億円] ◆オエクシ港緊急改修計画（11.75） ◆モラ橋梁建設計画（国債 3/3）（0.01） ◆第二次ベモスーディリ給水施設緊急改修計画（2.72） 日本 NGO 連携無償（2 件）（0.64） 草の根・人間の安全保障無償（7 件）（0.59）	[7.08 億円] ◆研修員受入 107 人 ◆専門家派遣 77 人 ◆調査団派遣 58 人 ◆機材供与 1.21 百万 ◆留学生受入 10 人 ◆JOCV 派遣 4 人
2011	[3.98 億円] ◆モラ橋梁建設計画（1.30） 民主的な国政選挙による平和構築計画（UNDP 連携）（1.35） 日本 NGO 連携無償（2 件）（0.70） 草の根・人間の安全保障無償（7 件）（0.59）	[7.24 億円] ◆研修員受入 116 人 ◆専門家派遣 71 人 ◆調査団派遣 18 人 ◆機材供与 77.59 百万円 ◆JOCV 派遣 4 人

1.金額は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度による。2.調査団派遣には、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。3.◆は JICA 事業。

出所：外務省 ODA 国別データ集

¹² 2018 年 10 月に、JICA ボランティア事業によって派遣されるボランティアの総称が「JICA ボランティア」から「JICA 海外協力隊」へ変更された。従来の年齢による区分を改め、幅広い職種で応募可能な案件を「一般案件」、一定以上の経験・技能等が必要な案件を「シニア案件」とし、「一般案件」で派遣されるボランティアは「青年海外協力隊」または「海外協力隊」（46 歳以上）、「シニア案件」では「シニア海外協力隊」と呼ぶ。

1.4 経済成長と持続可能な開発へ（2012 年-2016 年）

(1) 東ティモールを取り巻く状況

2012 年には独立回復後 2 回目となる大統領選挙及び国民議会選挙が平和裡に実施され、ルアク新大統領及び再任されたシャナナ首相による新体制が発足した。選挙が混乱なく終了したことを受けて、UNMIT は 2012 年 12 月に撤退することを決定した。

2012 年の国政選挙後、与党と野党の協調路線がより明確になり政情が安定した。シャナナ政権による継続的かつ積極的なインフラ整備や社会保障政策もあいまって、東ティモールの経済社会の成長を促した。

一方で、東ティモールの国家財政は、8 割以上を石油基金からの収入に頼っているため、産業を活性化し、民間セクター開発を促進することによって、石油依存体質から脱却することが最も重要な課題であることがより明確に認識されるようになっていた。若者を中心とした失業問題は深刻であり、人口の約 7 割が 30 歳以下である東ティモールにおいて若者の雇用機会創出は極めて重要となっている。公的セクターのみならず、民間投資の促進等を通じ、国内経済の活性化が大きな課題とされた。

(2) 日本の主な取り組み

2011 年の SDP の発表を受けて、日本は東ティモールに対する国別援助方針（現国別開発協力方針）を策定した。SDP の開発目標に沿って、これまでの日本の取り組みを活かしながら、「経済活動活性化のための基盤づくり」「農業・農村開発」「政府・公共セクターの能力向上」の 3 つを重点分野とし、引き続き人材育成とインフラ整備、農業を中心とする産業振興に協力するとした。

表 1.7 日本の協力方針

重点分野	方 針
経済活動活性化のための基盤づくり	東ティモールが安定的に発展していくための最大の課題である経済活動の活性化のため、ソフトを含めたインフラ整備や産業人材の育成に関する支援
農業・農村開発	東ティモールにおける雇用促進と貧困削減および食料安全保障のため、主要産業である農業セクターについて、生産性および食料自給率の向上、アグリビジネスの促進のための支援
政府・公共セクターの能力向上	東ティモールの開発目標達成にとって大きなボトルネックとなっている国家体制・制度の未整備および人材不足を改善するため、公共セクターを中心に、政府の政策立案・実施および法律起草能力や社会サービスの向上に係る人材育成・制度整備支援と共に、ASEAN 加盟に向けた支援を行う。

出所：対東ティモール民主共和国 国別援助方針をもとに調査団作成

この時期には、「コモロ川上流新橋建設計画」や「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」、「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」など、無償資金協力案件として、近年、注目される事業に着手している。

表 1.8 日本の主な協力実績(2012-2016)

年度	無償資金協力	技術協力
2012	[2.40 億円] ◆モラ橋護岸計画（詳細設計） (0.26) 日本 NGO 連携無償(4 件) (1.31) 草の根文化無償(1 件) (0.09) 草の根・人間の安全保障無償(9 件) (0.74)	[8.74 億円] ◆研修員受入 318 人 ◆専門家派遣 105 人 ◆調査団派遣 32 人 ◆機材供与 16.38 百万円 ◆JOCV 派遣 2 人
2013	[5.56 億円] ◆モラ橋護岸計画（国債 1/3） (0.62) 効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察 サービスによる平和構築支援計画（UNDP 連携） (2.63) ◆ブルト灌漑施設改修計画（国債 1/3） (0.29) 日本 NGO 連携無償(4 件) (1.04) 草の根・人間の安全保障無償(10 件) (0.98)	[10.69 億円] ◆研修員受入 230 人 ◆専門家派遣 78 人 ◆調査団派遣 83 人 ◆機材供与 21.55 百万円 ◆JOCV 派遣 19 人
2014	[17.92 億円] ◆モラ橋護岸計画（国債 2/3） (5.93) ◆ブルト灌漑施設改修計画（国債 2/3） (8.72) ◆コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計） (0.86) 日本 NGO 連携無償(4 件) (1.53) 草の根・人間の安全保障無償(9 件) (0.88)	[10.38 億円] ◆研修員受入 179 人 ◆専門家派遣 80 人 ◆調査団派遣 95 人 ◆機材供与 66.66 百万円 ◆JOCV 派遣 8 人
2015	[40.57 億円] ◆モラ橋護岸計画（国債 3/3） (4.53) ◆ブルト灌漑施設改修計画（国債 3/3） (5.98) ◆コモロ川上流新橋建設計画 (26.05) ◆東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画（国債 1/4） (0.96) 経済社会開発計画（1.50）日本 NGO 連携無償(4 件) (1.26) 草の根・人間の安全保障無償(3 件) (0.29)	[11.55 億円] ◆研修員受入 180 人 ◆専門家派遣 119 人 ◆調査団派遣 43 人 ◆機材供与 7.37 百万円 ◆JOCV 派遣 12 人
2016	[13.42 億円] ◆ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画（国債 1/3） (2.3) ◆東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画（国債 2/3） (1.89) 社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選 挙支援計画（UNDP 連携） (3.88) 東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある 指導的役割及び参画の強化計画（UN 連携/UN Women 実施） (2.94) 日本 NGO 連携無償（5 件） (1.82) 草の根・人間の安全保障無償（6 件） (0.58)	[8.34 億円] ◆研修員受入 171 人 ◆専門家派遣 144 人 ◆調査団派遣 23 人 ◆機材供与 27.72 百万円 ◆JOCV 派遣 19 人

1.金額は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度による。2.調査団派遣には、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。3.◆は JICA 事業。

出所：外務省 ODA 国別データ集、国際協力機構年次報告書別冊

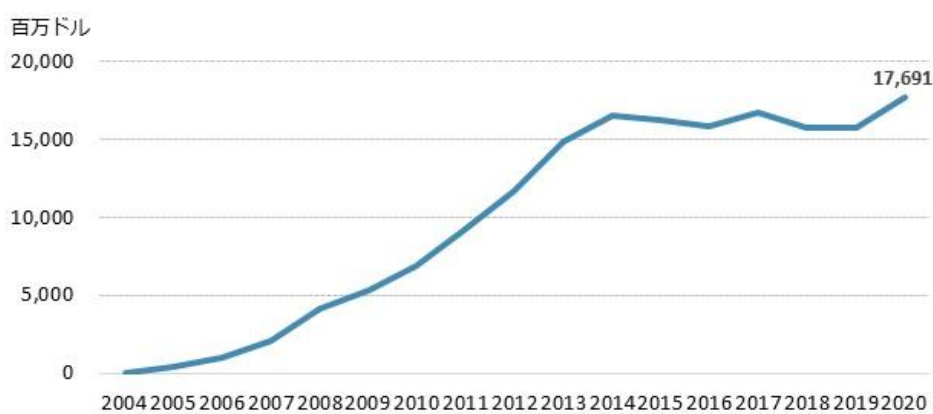
1.5 持続可能な開発（2017 年以降）

(1) 東ティモールを取り巻く状況

2017 年には独立回復後 3 回目となる国政選挙が実施され、ル・オロが大統領に選出された。大統領選挙に続き国民議会議員選挙も混乱なく終了したものの、CNRT（東ティモール再建国民会議）と FRETILIN（東ティモール独立革命戦線）という 2 大政党以外の政党の支持率が伸びた点（特に新たに誕生した 2 政党）において、政情に変化がみられた。2015 年以来、CNRT と FRETILIN が協調路線を組み、2015 年にシャナナ首相 (CNRT) が辞任し、FRETILIN のアラウジョ首相を選任、これを支持といった構図が現れたものの、この選挙の結果もあり、再び両党の対立が深まっていくこととなった。

また、東ティモールはこれまで豊富な資源収入を背景に経済成長を続けてきたが、この間の国際的な原油価格の下落及び石油・天然ガスの生産量の落ち込みにより、資源収入が減少しつつある。同時に、石油基金の残高も 2020 年には 176 億 9,100 万米ドルにまで積み上がり潤沢であるものの、2014 年以降横ばい傾向である。2018 年 3 月にティモール海上国境条約が調印され、東ティモールとオーストラリアのティモール海上の境界線は、両国沿岸線からの概ね中間線に定められた。この結果、未開発のグレーターサンライズ油田の多く及びバユ・ウンダングガス田が東ティモールの領海内に属することになった。しかし、他の油田開発計画の進捗や権益取得をめぐる企業との関係など、東ティモール政府にとって石油・天然資源をめぐる課題も多い。

東ティモールの資源収入は国家予算の 8 割以上を占めており、資源収入の増減の影響を受けにくくするため歳入の多様化を図る必要に迫られている。



出所: 外務省ホームページ, 他

図 1.1 石油基金残高

国内での雇用創出の努力の一方で、東ティモール政府は近年、労働者の海外送り出しを推進するようになっている。制度として、職業訓練雇用庁 (SEPFOP) がオーストラリアと連携して取り組んでいる季節労働プログラム (SWP) や、韓国と協定を結んでいる雇用許可システム (EPS) がある。2018 年には、韓国との間で、韓国語研修を担う語学教師の派遣実施プ

プログラムに合意し、オーストラリアとも工場労働者養成のための職業訓練プログラムの実施などで合意した。既に韓国やオーストラリアには東ティモール人労働者が滞在している。さらに、ポルトガル国籍を利用して英国やポルトガルへ移動し労働者として働いている東ティモール人もいる。近年、海外労働からの本国への送金は、油田開発に次ぐ外貨獲得手段となっている¹³。

経済特区（ZEESM）が設置されているオエクシ・アンベノ特別行政区では、2018年にインドネシアとポルトガル企業との航空機・航空技術学校の建設について基本合意書が交わされた¹⁴。ティバル港では、東ティモール初の官民パートナーシップ（PPP）としてフランス企業の参画を得て新たな港湾設備の建設が進むなど、東ティモール政府によって経済活性化・産業多様化へ向けた取り組みが進んでいる。

一方で、2020年から2021年にかけてのコロナウイルス感染拡大や2021年4月に起きた大規模な洪水被害などによる経済への打撃は大きく、早期の観光産業の発展や社会経済の安定が求められている。

2022年4月には大統領選挙の決選投票が行われ、ジョゼ・ラモス=ホルタが正式に当選した。

(2) 日本の主な取り組み

日本は、SDP や SDGs との整合性を図り、東ティモールの持続可能な開発の基盤づくりを支援するため、2017年5月に国別開発協力方針を改訂し、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」の3つを支援の重点分野としてODA事業を進めている。

表 1.9 日本の協力方針

重点分野	方 針
経済社会基盤（インフラ）の整備・改善	東ティモールが今後持続的かつ安定的に発展していくための最大の課題である経済活動の活性化のため、維持管理の支援を含む質の高いインフラ整備に資する支援を行う。
産業の多様化の促進	石油・天然ガス依存型経済からの脱却には産業の多様化が不可欠であり、農水産を含む産業の育成と効率化の促進および産業人材育成のための支援を行う。
社会サービスの普及・拡充	東ティモールの開発目標達成および ASEAN 加盟国との対等な経済交流実現に向けた国民活力向上のために、国民一人ひとりに裨益する社会サービスの普及・拡充が必要である。国家体制・制度の整備を進めるとともに、各種サービスを提供する人材の育成が急務であることを踏まえ、特に治安、保健・衛生、教育、司法等の分野における計画立案・実施能力を高めるための支援を行う。なお、民間セクターを通じた社会サービスの普及・拡充についても、積極的に側面支援する。

出所：対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針(2017年5月)をもとに調査団作成

¹³ 井上浩子,2018年のティモール・レステ,IDE-JETRO

¹⁴ 同上



出所：対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針 事業展開計画(2020 年 4 月) をもとに調査団作成

図 1.2 国別開発協力方針に基づく目標体系図

この時期には、無償資金協力によって 2016 年から開始された「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」が進み、この計画に沿って移設・拡張されたディリ港フェリーターミナルが 2019 年 10 月に完工した。貨客分離の 24 時間稼働のフェリーターミナルが完成したことにより、飛び地や離島へのアクセス向上、物資の効率的な輸送、海上輸送拡大などを通じた経済活動の促進が期待される。2021 年 12 月には、ドイツからフェリー（ベルリン＝ラメラウ号）が東ティモールへ供与されたが、ディリ港の新しいフェリーターミナルにおいて 2 隻の公共フェリーと民間フェリーによる運用が始まることで、更なる有効活用が図られる。

また、無償資金協力「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」による UNTL 工学部の新校舎も 2019 年 10 月に完成した。新校舎建設と機材供与による教育環境改善を図り、高度な技術を有する産業人材輩出の拠点として教育・研究の活性化が期待されている。

東ティモールでは 2021 年に入ってから新型コロナウイルス感染症が急拡大した。これに対して日本政府は、ワクチン供与（16 万 8,000 回分）やワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化支援（ワクチン運搬冷蔵庫、ワクチン運搬用保冷庫、医療資機材運搬用トラックの供与）、医療資機材提供による医療提供体制の強化支援（救急車 38 台、各種医療機器の供与）、国際機関と連携した新型コロナウイルス対策支援などを積極的に実施している。

表 1.10 日本の主な協力実績(2017-2021)

年度	無償資金協力	技術協力
2017	[34.23 億円] ◆東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画 (15.7) ◆ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画 (14.62) 経済社会開発計画 (1 件) (2.00) 日本 NGO 連携無償 (4 件) (1.33) 草の根・人間の安全保障無償 (6 件) (0.59)	[7.83 億円] ◆研修員受入 107 人 ◆専門家派遣 132 人 ◆調査団派遣 16 人 ◆機材供与 8.50 百万円 ◆JOCV 派遣 11 人
2018	[16.40 億円] ◆東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画 (国際 4/4) (3.76) ◆ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画 (国債 3/3) (5.05) 東ティモールにおける出生登録制度整備計画 (UNICEF 連携) (2.73) 東ティモールにおける理数科初等教育強化計画 (UNESCO 連携) (2.27) ◆人材育成奨学計画 (0.32) 日本 NGO 連携無償 (4 件) (1.68) 草の根・人間の安全保障無償 (6 件) (0.59)	[10.62 億円] ◆研修員受入 86 人 ◆専門家派遣 99 人 ◆調査団派遣 19 人 ◆機材供与 2.71 百万円 ◆JOCV 派遣 21 人
2019	[3.17 億円] ◆人材育成奨学計画 (0.80) 日本 NGO 連携無償 (4 件) (1.47) 草の根・人間の安全保障無償 (9 件) (0.90)	[8.56 億円] ◆研修員受入 141 人 ◆専門家派遣 72 人 ◆調査団派遣 14 人 ◆機材供与 8.57 百万円 ◆JOCV 派遣 16 人
2020	[7.72 億円] ◆人材育成奨学計画 (1.49)	[5.24 億円] ◆研修員受入 108 人

	日本 NGO 連携無償 (2 件) (0.74) 草の根・人間の安全保障無償 (5 件) (0.49) 経済社会開発計画 (医療機材供与) (5.00)	◆専門家派遣 4 人 ◆調査団派遣 1 人 ◆機材供与 4.39 百万円
2021	[63.99 億円] ◆人材育成奨学計画 (1.47) 日本 NGO 連携無償 (3 件) (1.43) 草の根・人間の安全保障無償 (5 件) (0.49) 東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画 (UNDP 連携) (4.4) 新型コロナウイルス感染症危機及び洪水災害に対する食料支援計画 (WFP 連携) (3.27) ◆プレジデント・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画 (49.01) 子どもの栄養改善計画 (UNICEF 連携) (3.42) 東ティモールにおける災害リスク減少及び防災強化支援 (0.50)	[13.59 億円] ◆研修員受入 ◆専門家派遣 ◆調査団派遣 ◆機材供与

1.金額は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度による。2.調査団派遣には、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。3.◆は JICA 事業。

出所：外務省 ODA 国別データ集、国際協力機構年次報告書別冊。2020 年度及び 2021 年度の無償資金協力に関するデータは HP 情報等をもとに調査団作成。

【ASEAN 加盟】

ASEAN 憲章では、新加盟国の加盟承認の基準として、①東南アジアとして認識された地理的領域内の立地、②全ての ASEAN 加盟国による承認、③本憲章による拘束と本憲章の遵守に対する同意、④加盟国の義務を履行するための能力と意思の 4 つを挙げている。

2015 年に発表された ASEAN の「政治・安全保障共同体 (APSC) ブループリント 2025」¹⁵には、東ティモールの加盟について、ASEAN 関連活動に必要な能力開発の面を鑑みた上で検討されることが明記されている。2019 年 5 月には、東ティモールの外務協力大臣が ASEAN 事務局長と会談し、その後 7 月には政府団が ASEAN 事務局を訪問し、9 月に ASEAN 派遣団による実態調査が実施された。続く 2021 年 1 月には第 11 回 ASEAN 経済共同体全体会合及び第 52 回 ASEAN 経済相会合に向けた高級経済実務者会合が開催され、東ティモールの ASEAN 加盟についても議論と進捗が確認された¹⁶。

日本は、2009 年に東ティモールが ASEAN 国内事務局を立ち上げた翌年から、個別専門家を派遣し（通商貿易アドバイザー：2010-2011）、加盟に向けた現状と課題の分析・把握、国内事務職が備えるべき機能の洗い出し、加盟に向けたロードマップやアクションプランの作成を支援した。その後、政府職員を第三国研修（シンガポール）に派遣する支援を行った。また ADB 専門家による支援もあって、人材育成、組織強化あるいは法制度整備は徐々に充実しつつある。

¹⁵ 2015 年 11 月 21 日にマレーシア・クアラルンプールで開催された第 27 回 ASEAN 首脳会議において、ASEAN 共同体の今後 10 年間 (2016～2025 年) の方向性を示す「ASEAN 2025: Forging Ahead Together (共に前進する)」が採択された。ASEAN 2025 は、「クアラルンプール宣言」、「ASEAN 共同体ビジョン 2025」及び「3 つのブループリント」の 3 つの文書で構成されている。APSC ブループリントは、3 つのブループリントの 1 つである。

¹⁶ JETRO <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/44d5d156e6550895.html>

【援助協調】

東ティモールでは、1999 年の騒乱直後から国際社会による緊急人道支援及び復興開発を進めてきたため、援助協調は当初から積極的に図られている。

独立回復後、2002 年度から 2004 年度の 3 年間の予定で、10 か国/機関¹⁷が参加する一般財政プログラムである移行支援プログラム(TSP: Transition Support Program)が実施された。日本は TSP に参加していなかったが、オブザーバーとして会議等へ参加した。

2005 年度からは 2008 年度の 3 年間は、定着支援プログラム (CSP: Consolidation Support Program) が 3 年間の予定で開始された。引き続き日本はオブザーバーとして参加した。

また、年に一度は開発パートナー会合が開催されている。また、過去一年間の開発結果の評価やその後一年間の各分野の開発目標の確認を行ってきた。近年は、2 年に一度程度の頻度で開催されている。一方で、国連機関、世界銀行、ADB、EU などとの開発パートナー間の定期会合は頻繁に継続されており、開発パートナー間においては適切な情報交換がなされている。

日本は、援助機関窓口である財務計画省に JICA 援助調整アドバイザーを派遣し、政府内の援助調整能力の向上を図った。同援助調整アドバイザーの派遣は 2018 年まで続いた。

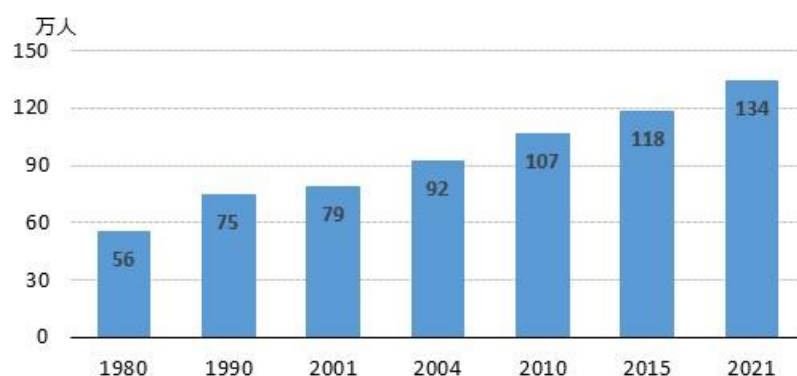
¹⁷ オーストラリア,カナダ,フィンランド,アイルランド,ニュージーランド,ノルウェー,スウェーデン,英国,米国,世界銀行

1.6 社会・経済指標の推移

(1)人口

東ティモールの人口は約 130 万人で、政府による人口推計¹⁸によると今後も増加が見込まれる。2001 年の人口と比較すると、約 20 年間に 1.7 倍にまで増加しており、30 歳以下の若い世代の占める割合（約 67%）が高いことに大きな特徴がある¹⁹。

2030 年までに、新たに約 30 万人が労働市場に進出すると予測され²⁰、これらを吸収できる雇用環境の創出、新たな産業の育成、教育が望まれている。



出所：インドネシア時代に実施されたセンサス(1980,1990) Suco サーベイ(2001)
センサス(2004,2010,2015), [https://knoema.com/atlas/Timor-Leste/Population\(2021\)](https://knoema.com/atlas/Timor-Leste/Population(2021))

図 1.3 人口の推移

一方で、東ティモールの出生率は 2002 年以降減少している実態がある²¹。人口ボーナスを得るためにも、経済成長へ不可欠な人材育成と適切な雇用創出への投資が必要であり、東ティモール政府の対応が急務となっている。

¹⁸ Government of Timor-Leste (2019), Report on the Implementation of the Sustainable Development Goals: From ashes to reconciliation, reconstruction and sustainable development, Voluntary National Review of Timor-Leste 2019, Dili:Timor-Leste

¹⁹ 2015 年センサスの数値による。

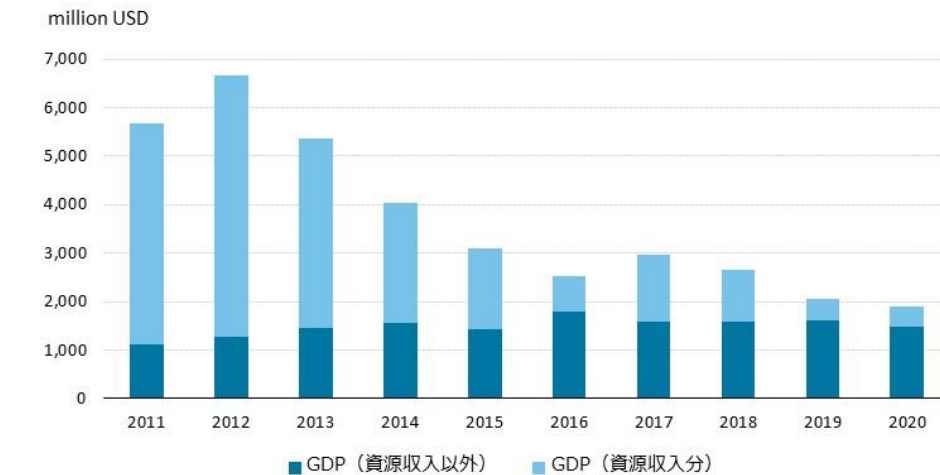
²⁰ JICA「東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査報告書」,2014

²¹ 世界銀行のデータによる。(2002 年の出生率:6.182, 2007 年:5.451, 2012 年:4.497,2019 年:3.943)

(2) GDP の推移

過去 10 年間の総 GDP をみると、2012 年に最も高くなっているが、その後は資源収入の GDP が大きく減少するにともなって、総 GDP が落ち込んでいる。

一方で、資源収入以外の GDP は、政府の公共投資等が進んだ結果、2016 年まで堅調に伸び、その後は大きな増減はなく推移している。

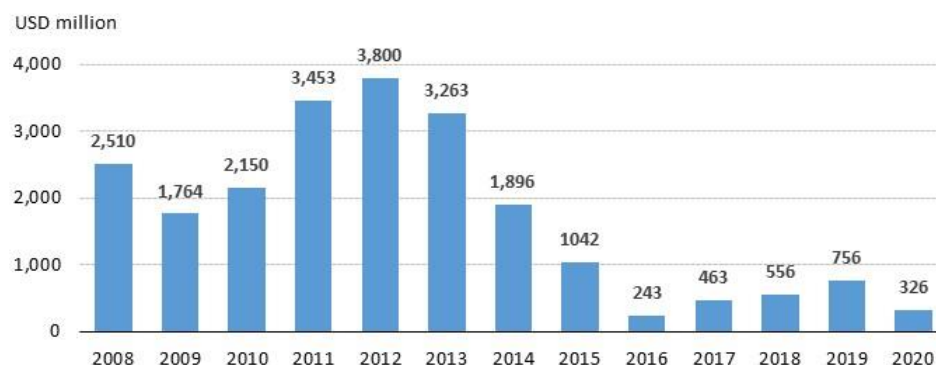


出所: 外務省ホームページ

図 1.4 GDP の推移

(3) 石油収入の推移

石油収入の推移を見ると、2014 年後半から起こった世界的な原油価格の急落が東ティモールにも影響を与え、また、油田からの採掘量の減少と相まって 2016 年のロイヤリティ収入額が過去 9 年間に於いて最も少なくなった。2017 年は、石油需要が伸び原油価格が上昇した結果、東ティモールのロイヤリティ収入は回復し、2018 年および 2019 年は、それぞれ 5 億 5,600 万米ドル、7 億 5,600 万米ドルへと増加した。しかし、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響によって世界的に経済活動が停滞したことからも原油価格が急落し、再びロイヤリティ収入の減少につながった。



出所: 2008-2018: EITI Timor-Leste 2018 Reconciliation Report (2020)
2019-2020: Petroleum Fund Annual Report, 東ティモール財務省

図 1.5 石油収入の推移

(4) 貧困率の推移

国際貧困ライン²²に基づく指標は、独立回復後、次第に減少し 2014 年には 22.0%となったが、2021 年ではやや上昇傾向にある²³。

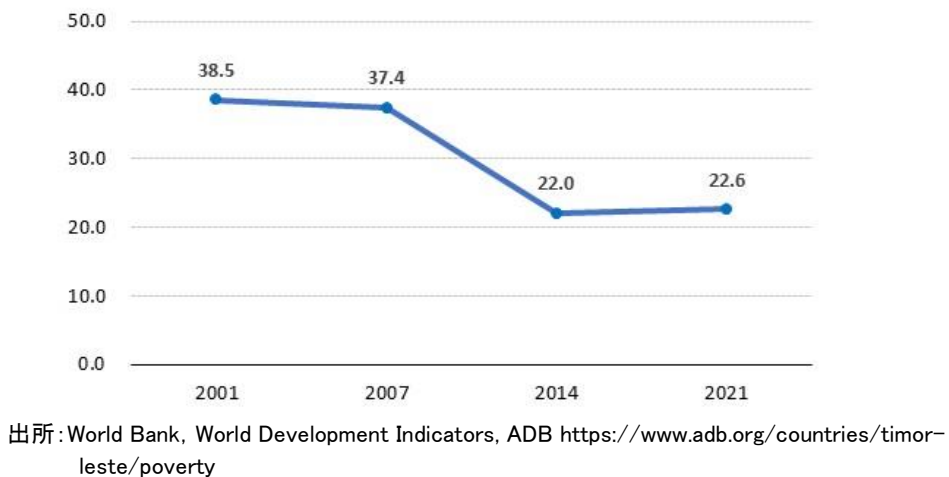


図 1.6 貧困率の推移

(5) 産業

産業別 GDP をみると、「公務・国防・教育・保健衛生・社会事業」等の公共部門の GDP が最も高く、次いで「農林水産業」、「卸小売・運輸・倉庫・宿泊・飲食」、「建設業」が続く。東ティモールの GDP は公共部門に依るところが大きい。民間部門では、農業や観光関連産業の GDP が比較的高くなっている。

表 1.11 産業別 GDP

(単位: 100 万ドル)

	2015	2016	2017	2018	2019
農 林 水 産 業	283.4	279.6	271.3	279.2	286.1
鉱 業 ・ 採 石 業	1.6	1.6	1.7	1.5	263.8
製 造 業 等	16.4	19.1	25.9	26.3	29.2
建 設 業	274.0	293.7	203.5	215.4	201.0
卸小売・運輸・倉庫・宿泊・飲食業	290.1	309.8	288.5	260.4	296.9
情 報 通 信 業	36.5	41.4	40.0	41.5	55.3
金 融 ・ 保 険 業	11.9	14.5	23.6	21.6	25.3
不 動 産 業	180.7	187.0	195.7	189.6	192.7
専 門 ・ 科 学 技 術 業	50.2	48.6	51.3	41.2	41.7
公務・国防・教育・保健衛生・社会事業	385.6	405.0	442.4	471.3	443.2
そ の 他 サ ー ビ ス	57.6	64.4	63.2	50.6	54.3

出所: アジア動向年報 2021 年版, JETRO

²² 1 日あたり 1.90 ドル未満で生活する人の割合。

²³ ただし、2014 年までは世界銀行による全人口対象データ。2021 年は ADB による 15 歳以上人口対象データ。

(6)貿易

近年の東ティモールの貿易相手国及びその金額をみると、日本、シンガポール、マレーシア、中国、米国、カナダなどへの輸出が多い一方で、輸入はインドネシアが約3割と最も高い割合を占めている。中国、香港、シンガポールからの輸入も継続して多い。日本への輸出品目は、天然ガスやコーヒーである。

表 1.12 貿易相手国

(単位：1,000 ドル)

	2018				2019				2020			
	輸出		輸入		輸出		輸入		輸出		輸入	
		%		%		%		%		%		%
米国	6,399	27.9	5,925	1.1	4,077	2.9	7,303	1.4	3,773	1.5	11,185	2.0
ドイツ	2,198	9.6	435	0.1	837	0.6	846	0.2	0	0.0	804	0.1
カナダ	3,880	16.9	-	-	4,157	2.9	31	0.0	4,437	1.8	41	0.0
日本	1,047	4.6	8,811	1.7	20,698	14.6	8,162	1.5	71,173	28.5	7,208	1.3
オーストラリア	822	3.6	10,971	2.1	1,617	1.1	10,427	1.9	1,083	0.4	10,182	1.8
ポルトガル	960	4.2	5,775	1.1	627	0.4	5,430	1.0	0	0.0	2,939	0.5
インドネシア	3,152	13.7	159,380	30.7	6,730	4.8	182,299	34.0	1,438	0.6	168,861	29.6
中国	2,187	9.5	65,157	12.5	19,559	13.8	69,243	12.9	1,274	0.5	71,606	12.5
香港	19	0.1	78,643	15.1	10	0.0	77,875	14.5	10	0.0	38,004	6.7
シンガポール	182	0.8	76,241	14.7	59,607	42.1	70,117	13.1	48,158	19.3	48,876	8.6
ベトナム	9	0.0	25,379	4.9	14	0.0	28,598	5.3	527	0.2	20,230	3.5
マレーシア	63	0.3	12,837	2.5	21,804	15.4	22,765	4.3	55,015	22.0	28,049	4.9

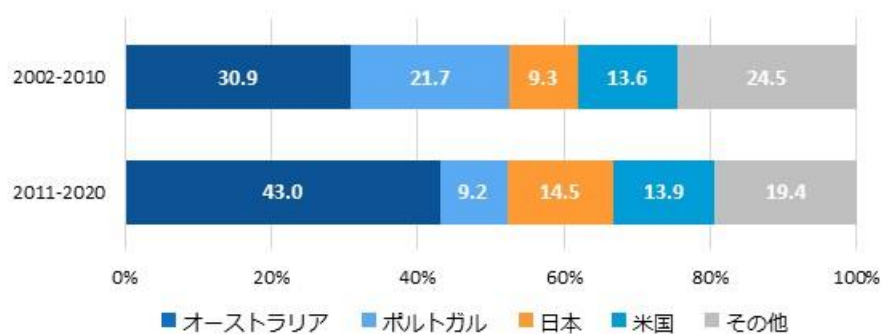
出所：アジア動向年報 2021 年版JETRO *2019 年、2020 年は天然ガスの輸出を含む (General Directorate of Statistics, External Trade Statistics)

第2章 日本のODA事業等の実績と成果

2.1 ODA事業等の実績

(1) 二国間援助の実績額（累計）

東ティモールにおける二国間援助の実績額累計は、2011年から2020年では、オーストラリア（43.0%）に次いで、日本（14.5%）が開発パートナーとしての第2位の位置を占める。

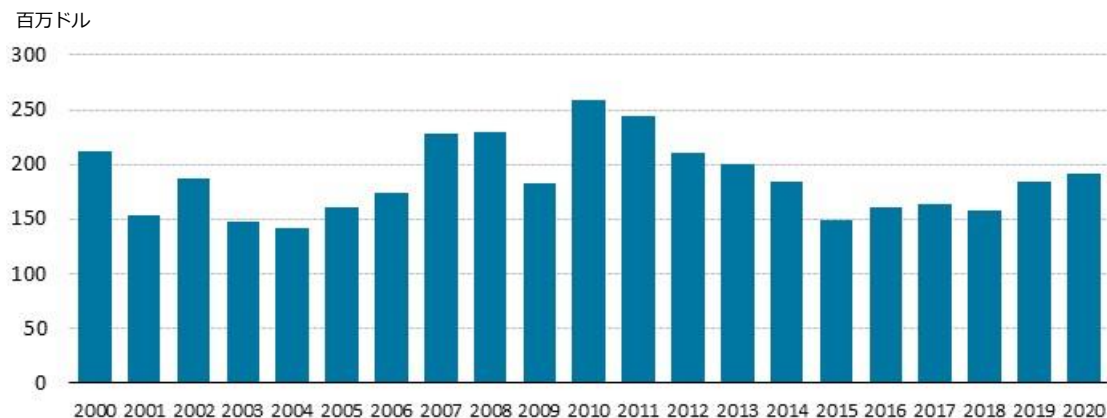


出所: OECD/DAC, 国別データ集から調査団作成

図 2.1 二国間協力実績(累計)

(2) 二国間援助の実績額（推移）

東ティモールにおける二国間援助の実績は、独立回復前の緊急人道・復旧支援に関する援助は2億米ドルに達しているが、その後はいったん減少した。2006年の騒乱後、支援額総額は再び増加し、2010年にピークとなった（2億5,800万米ドル）。2010年の援助総額は独立回復前の援助総額を超えていたが、2011年以降減少に転じ、2015年にはピーク時の6割程度まで減少した。その後、近年は再度増額傾向にあり、2020年の二国間援助総額は1億9,000万米ドルとなっている。

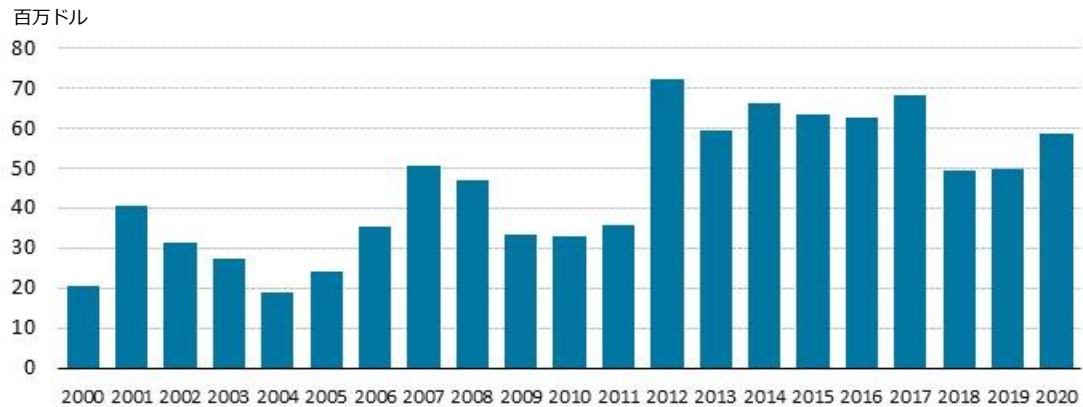


出所: OECD/DAC, 政府開発援助(ODA)国別データ集 * 支出総額ベース

図 2.2 二国間協力実績(推移)

(3) 国際機関による協力実績（推移）

東ティモールにおける国際機関の援助の実績は、2000年から2020年の累計では約9億5,000万米ドルで、主要な援助機関はEU、UN、ADB、世界銀行である。援助実績を年別に見ると、過去約10年間に援助実績が増加している。近年は、5,000万米ドルから7,000万米ドルで推移している。

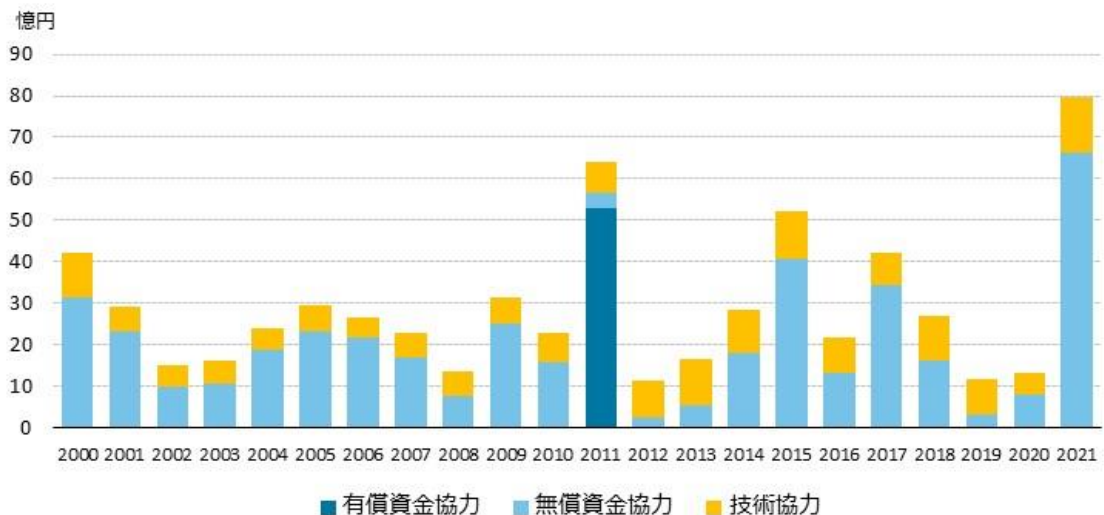


出所: OECD/DAC, 政府開発援助(ODA)国別データ集 * 支出総額ベース

図 2.3 国際機関による協力実績（推移）

(4) 日本の協力実績

日本の協力実績は、独立回復以前の人道・復興支援の時期（約40億円）と初の円借款事業が署名された2011年度（約60億円）、近年では2015年度（約50億円）、2017年度（約40億円）協力実績が多くなっている。2021年度は、プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画への無償資金協力の交換公文の署名や新型コロナウイルス対策支援等により、過去20年間のうち最大の実績となった。



* 円借款および無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度の経費実績ベース

出所: 政府開発援助(ODA)国別データ集、2020年及び2021年は在東ティモール大使館及びJICAによるデータ。

図 2.4 日本の協力実績

日本の協力実績を援助形態別の割合で見ると、2011 年以降ではそれ以前に比べ、技術協力の占める割合が高い傾向にある。東ティモールの経済成長・社会発展に伴い、インフラや施設整備といった基礎インフラ整備に加え、行政組織の能力向上や行政サービスの改善、農業技術支援など、インフラも含めた社会基盤整備のための技術協力プロジェクトの実施が増加している。

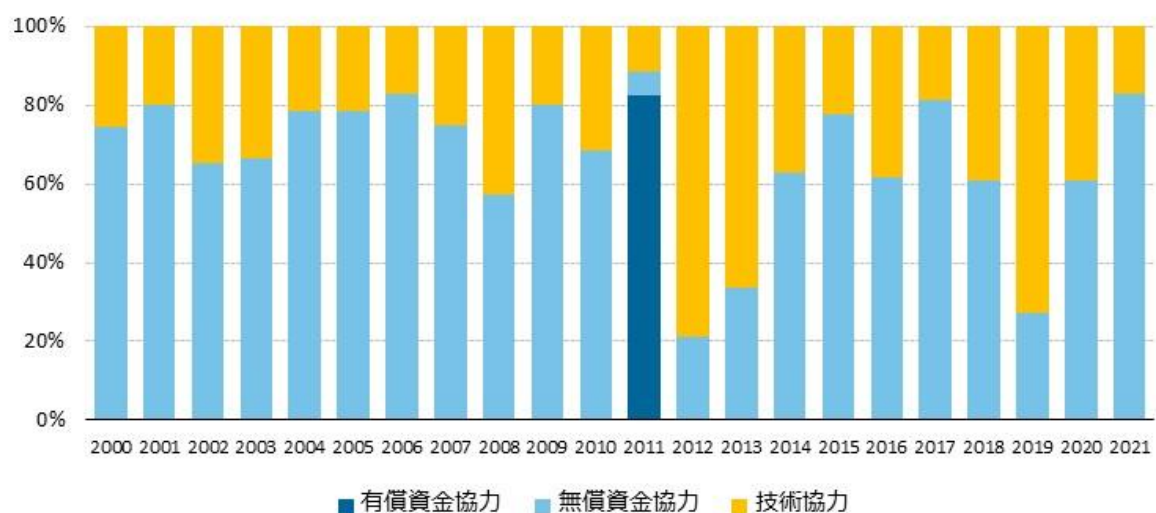


図 2.5 日本による協力実績(援助形態別)

2.2 重点3分野に関する協力の成果

日本の東ティモールに対する開発協力は、東ティモールが独立回復して以来、「インフラ整備・維持管理」、「人材育成」、「農業振興」に重点をおき、一貫した協力方針で実施してきた。現在は、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を基本方針とし、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」の3分野に重点的に取り組んでいる。これらの重点分野はSDPに対応しており、かつSDGsの取り組みも踏まえて推進されている。

(1) 経済社会基盤（インフラ）の整備・改善

日本は、東ティモールの独立回復当初の混乱の時期から、紛争によって倒壊した道路・橋などの交通インフラの復旧・整備に貢献してきた。日本の東ティモールに対する協力方針の一つには、当初より「インフラの整備・維持管理」が掲げられ、過去20年間この方針は変わることなく協力を実施してきた。

交通インフラ部門への協力は、日本の得意分野であることから、東ティモール側の期待とニーズに応える形で進んできたと言える。独立回復当初は、紛争によって荒廃したインフラの復旧・整備のための緊急無償資金協力や国際機関連携無償資金協力事業が中心であったが、次第に技術協力プロジェクトも開始され、人材育成や維持管理に関する技術移転にも力点をおいてきた。

道路・橋梁については、緊急無償資金協力として「ディリーアイナローカーサ間道路緊急補修計画」（2000-2003）が実施され、その後は無償資金協力「ディリーカーサ道路補修計画」（2004-2006）、「モラ橋梁建設計画」（2008-2011）、「モラ橋護岸計画」（2013-2015）が実施された。近年は、無償資金協力事業「コモロ川上流新橋建設計画」（2015-2018）が実施されている。また、同国で初の円借款事業となる「国道一号線整備事業」（2012年3月契約締結）も実施された。同時に、技術協力プロジェクト「道路維持管理能力向上プロジェクト」（2005-2008）、「道路施工技術能力向上プロジェクト」（2010-2014）、「道路維持管理水準向上プロジェクト」（2016-2019）が実施されている。

こうした事業を通して、日本は主要幹線道路の整備に協力すると共に、技術移転を通して政府関係機関や技術者の能力向上に貢献してきた。主要幹線道路の整備については、開発パートナーの支援に依るところが大きいものの、東ティモール政府もPNDS²⁴を通じた地方のインフラ整備（道路整備・改修、電気設備、給水施設、保健施設の整備、学校建設等）を進め、人々のアクセシビリティ向上を促進している。また、ディリ市街地の東西を連結する橋梁とアクセス道路の建設は、市内交通の分散化による渋滞の軽減、東西のアクセス効率化による経済活性化に大きく寄与している。

港湾については、緊急無償資金協力「ディリ港西側コンテナヤード改修計画」（2002-2003）や、無償資金協力「ディリ港改修計画」（2006-2010）、「オエクシ港緊急改修計画」（2010-2013）

²⁴ National Village Development Program

を通して、ディリ港やオエクシ港の改修を支援してきた。近年では、「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」（無償資金協力）を実施している。この事業では、東ティモールの唯一の国際湾口であるディリ港について、増加する国際貨物線と飛び地や離島の住民や生活必需品を運ぶフェリーの安全で効率的な旅客・貨物輸送を目指し、既存のフェリーターミナルの移設・拡張を通じた貨客分離の促進を図った。これにより、飛び地・離島へのアクセス向上や海上輸送拡大を通じた経済活動の促進が期待されている。

さらに近年は、インフラ部門における防災・自然災害対策への協力も始まっている。JICA の民間連携事業による道路斜面防災防除事業や「ディリ洪水対策に関する情報収集・確認調査」が実施されている。2021 年 4 月に起きた大規模な洪水被害時には、日本の協力で建設された道路や橋、港等に損傷がなく、東ティモール国内において日本の技術に対する信頼がますます強固なものとなった。同分野に関し今後も日本に対する期待は大きい。また、国際空港整備に関しては「プレジデnte・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画」（無償資金協力）の E/N が締結されており、東ティモール政府の関心は非常に高い。日本のインフラ協力は、道路や橋梁、港湾の整備から空港へと、さらに幅を広げている。

以上、日本のインフラ部門への協力は、紛争後の復旧工事から始まったが、その後は無償資金協力事業を進めながら道路や港湾分野での技術協力プロジェクトに取り組み、技術移転、人材育成に軸を置いてきた。東ティモールと日本の協働によって主要幹線道路や国際港の整備が進み、近年は特に防災の視点も取り入れながらインフラの整備・維持管理に取り組んでいる。今後は、首都国際空港の整備も進むことが期待され、日本の取り組みはティモールの社会経済成長の基盤づくりに大きく役立っている。

(2) 産業多様化の促進

日本は、東ティモールの独立回復当初から、東ティモールの主要産業である農業に着目し、農業振興・農村開発を目標に掲げ、東ティモール政府と共に特に稲作の灌漑設備整備と技術向上に取り組んできた。無償資金協力による大規模な灌漑施設整備に加え（ラクロ、マリアナ、ブルト地域）、技術協力プロジェクトとして「マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ 1・2」（2005-2010、2010-2015）および「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（2016-現在）を実施し、米の収量増大と農家の所得向上に貢献してきた。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業ではアイナロ、オエクシ、コバリマ、ビケケ、ボボナロ、マヌファヒなど各地で現地 NGO 等への資金協力を通して灌漑設備の敷設を積極的に支援し、ODA 事業の各スキームを活用しながら農業を支援してきた。近年では、政府による籾買い取り制度が始まるとともに、「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」のパイロット地域においてはコメの収量の増加が確認されるなど、着実に成果が表れてきている。国産米の流通経路拡大についてもファーマーズマーケットの設置など、試行錯誤が重ねられている。

東ティモールの主要な輸出産業であるコーヒー生産については、NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力事業を通して日本の NGO/NPO の活動を支援し、独立回復直後から協力をを行い、

コーヒーの品質向上とコーヒー農家の所得増加に貢献してきた。近年では、単にコーヒー生産への技術支援に留まらず、農村女性の生計向上や水利改善事業、地域全体の生活改善等へ寄与する活動へと広がりを見せている。日本政府によって支えられてきた NGO/NPO の約 20 年にわたる地道な取り組みは、まさに東ティモールの社会経済発展の歩みと重なっており、農村の生計向上及び産業振興への貢献は高く評価される。

一方で、農業以外の産業については未だ発展の兆しが見えにくく、東ティモールと日本が今後特に注力していくべき部分であろう。新たに水産業に関わる技術協力（「東ティモール国水産開発アドバイザー」）が開始されており、水産業については東ティモール政府の関心も高い分野であることから、東ティモール政府との協力によって、水産業の新たな展開（自家消費から商業レベルへの移行）が期待されている。

産業人材育成については、主として JOCV を職業訓練高校や職業訓練機関へ派遣することによって対応してきた。JOCV の草の根レベルでの活動は、カウンターパート機関の教員や生徒に直接に裨益するものであり、東ティモールのように規模の小さな国にとってはよりインパクトが大きい。職業訓練分野への JOCV の投入は妥当であったと考えられる。また、日本の NGO が実施しているユニークな取り組みとして、自動車整備士育成があるが、これはかつて日本の自衛隊が対応していた部分を自衛隊 OB の NGO が引き継ぎ、近年は UNTL や日本の民間企業とも連携し、公共事業省職員や職業訓練機関のトレーナーを対象とした重機扱いに関するトレーニング等が計画されている。産業人材や技能者育成について、日本の関係者・機関の連携により活動に広がりが見られる。

一方で、そもそも東ティモールでは十分に産業が育っていないことから、若年層を吸収できる労働市場の開拓が喫緊の課題である。既に海外労働が増加している状況にあり、国内労働市場の整備と自国経済の拡大に向けては政策レベルでの取り組みが必要であろう。

以上、産業多様化に関する日本の協力は、農業振興を中心に進んできた。約 20 年にわたる地道な稲作支援やコーヒー生産に関する協力は、東ティモールの産業振興に貢献したと評価できる。一方で、新たな産業育成については、産業政策関連のアドバイザー等を投入してきたが、労働力を十分に吸収できる基盤が未だ整っていない現状があり、東ティモールのポテンシャルや強みを改めて分析し、戦略的な取り組みが必要になっている。

(3) 社会サービスの普及・拡充

日本は、社会サービスの普及・拡充を重点分野のひとつとして、行政機能の強化及び基本的な行政サービス（保健、教育、水、ガバナンス等）の人材育成に注力してきた。

保健分野においては、日本は独立回復直後から国際機関連携無償資金協力による「母子保健改善事業計画」を UNICEF 経由で実施し、母子保健に関する保健医療サービスの向上に大きく貢献してきた。また、独立回復の混乱の時期から早々に保健関連の日本の NGO が現地入りしていたが、日本政府はその活動を積極的に支え、NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力

を通して地域保健とプライマリ・ヘルス・ケアの取り組みが精力的に展開された。これらは保健省の政策とも協調し、地域における保健分野の人材育成が促進され、大きな成果をあげることになった。

また、保健分野における JOCV の活動も、この 10 年の間に職域や配属先に広がりが見られ、草の根レベルの活動が充実してきている。

近年では、COVID-19 感染拡大による支援として、日本はワクチン供与やワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化支援（ワクチン運搬冷蔵庫、ワクチン運搬用保冷庫、医療資機材運搬用トラックの供与）、医療資機材提供による医療提供体制の強化支援（救急車 38 台、各種医療機器の供与）、国際機関と連携した新型コロナウイルス対策支援などを行ってきた。医薬品のコールドチェーンの改善（適正な医薬品の供給、品質管理）は、東ティモールの保健・医療体制の整備に大きく貢献しており、医薬品のロジスティック面は飛躍的に向上したと言え、東ティモール側からの評価も高い。

教育分野については、独立回復時の騒乱によりほとんどの学校施設が破壊されており、初等教育においては多数の教室の施設整備が必要とされていた。日本は独立回復当初の国連を通じた支援に引き続き、無償資金協力「小学校再建計画」（2004-2006）を実施し、小中学校の施設・機材の整備を支援することにより、教育環境の向上、東ティモール側の施設維持管理・修繕技術の習得、地域社会活動等の促進に貢献した。加えて、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業によって、小・中学校及び福祉関連施設のリハビリ・建設を独立回復直後から今日まで全国各地で継続的に実施しており、地方における教育へのアクセス向上へ大きく貢献してきた。さらに近年は、UNESCO を通じて理数科初等教育強化計画を試験的に支援している。

また、草の根の活動としては、JOCV を小・中・高校へ積極的に派遣し、新たな教授法の導入や、教えること・学ぶことの楽しさを伝えることにより、教員や生徒へ直接裨益している。高等教育分野の支援は、東ティモール国立大学工学部の支援に関する調査を 2000 年から開始し、2001 年には実習再開のための専門家派遣、2002 年には緊急無償資金協力「東ティモール大学工学部設立計画」（2001-2003）による機材調達や教官の長期研修等の支援を実施した。その後、東ティモール国立大学工学部への技術協力プロジェクトが 2006 年から開始され、現在まで途切れることなく協力が継続されている。2019 年には無償資金協力による新校舎も完成した。充実した設備については東ティモール側からの評価も非常に高い。また、UNTL 工学部の卒業生は約 70% が専門分野に関係する職に就いており、UNTL 卒業生に対する産業界の評価も上がっているという。大学教育の質の向上に成果が表れ始めている。

教員については、近年、日本の大学等で学位を取得した教員が相次いで政府要職に就くなど、日本の支援が人材の輩出へつながり、確実に成果が表れつつある。日本は東南アジア各国において高等教育工学分野での協力実績が豊富であることから、その経験も活用したさらなる取り組みが望まれる。

水分野についても、日本は東ティモールが独立回復する前後の時期から協力を開始し、緊急無償資金協力「ディリ市水道施設改善計画」（2000-2004）を通して、破壊されたディリ周辺の浄水システムの復旧を急いだ。その後も、無償資金協力によって「ディリ市上水道整備計

画」(2004-2007)、「サメ・アイナロ上水道整備計画」(2004-2008)、「ベモス・ディリ給水施設緊急改修計画(第1次・第2次)」(2009-2012)を継続的に実施し、安全で良質な水供給の実現に貢献してきた。2008年以降は、技術協力プロジェクトや個別専門家(千葉県企業局水道部職員)によって、浄水場の運転技術向上や電気機械等の維持管理力向上、水質管理に必要な能力強化等の人材育成に取り組み、2021年度には新たな技術協力プロジェクト「水道公社事業運営改善プロジェクト」(2021-2024)も始まった。

また、地方においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、現地のNGOや地方公共団体等を支援し、水供給システムの改善を毎年実施しているが、これまで37件の実績があり地域住民の水へのアクセス向上に大きく貢献している。さらには日本NGO連携無償資金協力を通して水や衛生環境の改善事業を行い、人々の生計向上にも貢献してきた。

ガバナンス分野についても、選挙実施に関し独立回復当初から継続した支援を行っている。日本の選挙支援は、2001年8月の制憲議会選挙に関するUNDPへの緊急無償資金協力から開始され、2002年以降実施されたすべての国政選挙に関して、無償資金協力や選挙監視団派遣等の協力を実施している。2002年の大統領選挙には日本から選挙監視団を派遣し、2007年の大統領・議会選挙ではUNDPへの緊急無償資金協力を通じて、選挙の円滑な実施を支援した。2012年の大統領・議会選挙では、紛争予防・平和構築無償資金協力としてUNDPを通じ選挙管理局へ資金供与を行った。この資金が活用されて、IT関連機器及び車両の配備が進み、全国で投票用紙が円滑に運搬され、リアルタイムに選挙情報が伝えられるようになった。2017年の選挙実施では選挙管理機関に加え、市民社会組織、マスメディア、司法、国家警察等、選挙における安全及び司法に関わる幅広い関係者への技術支援や機材供与を行った。2022年の選挙実施においては、UNDPへの国際機関連携無償資金協力を通じてコロナ禍における包摂的な選挙の実施を支援した。近年では協力対象機関が広がっていることから、日本の選挙支援額は増加傾向にあり、2022年の選挙実施に係るUNDPへの国際機関連携無償資金協力では、日本の拠出金がUNDPの事業資金の9割以上を占めている。自由で公正な選挙実施について日本の支援が大きく貢献していると言える。

司法分野では、法案作成能力向上を目的として、日本の法務省とJICAが協力して東ティモール司法省に対する研修事業を行い、法曹人材の育成に時間をかけて取り組んできた。確実に法司法分野の人材育成が進んでおり、日本の協力が貢献している。

基本的な行政サービスに関わる人材の育成についても、成果が積み重なってきた。例えば日本は、警察部門については、独立回復の混乱の時期から既に研修を開始し、その後20年にわたり断続的ではあるものの、本邦研修や第三国研修を実施し多くの警察官の育成を支援してきた。この一連の研修に対する東ティモール側の評価も高く、満足のいく研修結果となっている。

以上、日本の社会サービスの拡充・普及に関する協力は、法曹人材や警察、大学教員や行政職員を中心として、人材育成にも注力してきた。人材育成はある程度の時間を要し、決してインフラ整備のように目に見えてわかりやすいものではないものの、「人材」は重要な社会

基盤であり、日本が技術協力プロジェクトや各種の研修事業等を通して人づくりへ積極的に協力してきたことは評価される。こうした地道な取り組みを踏まえ、東ティモール政府へフィードバックしながら、引き続き人材育成への協力の継続が期待される。

2.3 セクター別の成果

(1)教育

概観

1999 年の騒乱以降、インドネシアの統治時代に確立していた教育システムは崩壊し、全国に建てられていた教育施設の 8 割近くは破壊された。日本は他開発パートナーと共に、施設等ハード面の支援を協力することとし、無償資金協力「小中学校再建計画」(2002-2004)を実施した。緊急修復は終了しても、教育人口の増加、学校施設の老朽化により、初等中等教育の施設整備需要はなくなる。初等中等学校校舎修復・建設は草の根・人間の安全保障無償資金協力により継続的に実施された。また、日本 NGO 連携無償資金協力によるノンフォーマル教育支援、UNESCO 連携無償資金協力による教育の質改善プロジェクトも実施した。

高等教育に関しては、2000 年に調査、2001 年から緊急無償資金協力で東ティモール国立大学工学部への支援を開始した。2006 年以降は、技術協力プロジェクトや無償資金協力によって、20 年以上にわたって本格的な支援を継続して実施した。教官の能力向上、大学運営の改善を目的として「東ティモール国立大学工学部支援プロジェクト」(2006-2010)、「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト」(2011-2016)、「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ 2」(2016-現在)を実施した。併せて「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」(2015-2021)を実施し、施設の充実に努めた。

日本への留学生受入については、文部科学省の国費外国人留学制度のほか、各種プロジェクトに関連した長期研修員の受け入れ、防衛省の東ティモール軍士官等の防衛大学校受け入れ、人材育成奨学計画 (JDS) の開始を行った。これらにより育成された人材が、将来東ティモールの各分野での開発課題の解決に貢献することに加え、日本と東ティモールの二国間関係の強化に寄与することが期待される。

成果

- 初等中等学校への施設面を中心とした支援が、他開発パートナーと協働しながら、コレクティブインパクトとして東ティモールの学校教育の発展に寄与した。(2009 年から 2016 年にかけて小学校の修了率は 60.1%から 80.5%に、中学校は 43.9%から 66.0%に上昇)
- 東ティモール国立大学工学部支援においては、日本国内の支援大学の協力を受け、研究室を中心とした指導など日本的な指導を取り入れながら、国際基準のシラバスに基づき、一流の教育水準を目指した支援となった。学生による授業の満足度調査結果も高い。
- 東ティモール国立大学工学部を 3 学科から 5 学科に、3 年制課程を 4 年制課程に、教官の基礎資格を修士号取得者に整備し、工学部内部体制を充実させることに貢献した。
- 東ティモール国立大学工学部新校舎を建設し、教育・研究条件を刷新し、将来の発展の条件を整えた。
- 東ティモール国立大学工学部は毎年一定数の優れた卒業生を輩出し、その卒業生達が地元企業に就職することによって、国や地域の発展に貢献している。
- 東ティモールから日本への留学生は 2002 年以降継続して増加傾向にある。その大半は

大学院への留学で、多くが修士号、博士号を取得して帰国している。

- 高度行政官育成のための JDS 事業は始まってまだ日が浅いが、今後の継続と蓄積によって長期的な継続したインパクトが期待される。

(2) 交通インフラ

概観

交通インフラは、農業、観光、民間セクター開発などの産業の発展を支え、人やモノをつなぐための重要な基盤であり、東ティモールの国づくりにおいて重要な役割を果たしてきた。日本は東ティモールの独立回復前の 2000 年から交通インフラ分野の中でも道路・橋梁、港湾分野への協力を継続的に行ってきた。これまでに、1 件の有償資金協力、20 件の無償資金協力(緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、一般無償資金協力を含む)、9 件の技術協力を実施したほか、専門家の継続的な派遣を実施している。

独立回復前後から 2010 年頃までは復興開発に重点を置いた協力として、破壊された道路、橋梁、港湾インフラの補修や整備への協力を中心に実施した。また、道路・橋梁の維持管理に着目した技術協力や道路政策、港湾管理などの分野における専門家派遣を通じて、東ティモールの人々への技術やノウハウの移転が継続的に行われている。近年では有償資金協力による国道 1 号線の整備、無償資金協力によるコモロ川上流新橋の建設やディリ港フェリーターミナルの移設などが行われたほか、今後はプレジデnte・ニコラウ・ロバト国際空港の整備、港湾マスタープラン策定への協力が実施される予定である。

成果

- インフラは可視化されやすい分野であることもあり、橋梁、道路、港の建設など目に見える成果が多数出ており、総じて東ティモール側からの評価は高い。
- これまで合計 20 件の無償資金協力(緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、一般無償資金協力)、1 件の有償資金協力、9 件の技術協力、複数の専門家派遣を通じて合計約 240 億円の協力が行われ、産業開発、経済成長の基盤となるインフラ整備へ寄与した。
- 道路整備に関しては、主にディリと第二の都市バウカウ間を結ぶ北岸ルートを有償資金協力で、ディリと南部の主要都市スアイを南北に結ぶルートの補修とリハビリを無償資金協力で行った。これらの道路の総延長距離の合計は約 184km で、東ティモールの国道の約 13%にあたる。
- 道路や橋梁の整備によって、移動にかかる通行時間・所要時間の短縮、人々の市場や公共サービスなどへのアクセスの改善、安全性の向上に寄与した。
- 2004 年以降より継続的に実施されてきた技術協力や専門家の派遣を通じて、道路や港湾の維持補修管理、安全対策などの分野における技術やノウハウの移転がなされ、東ティモールの人材育成に貢献した。
- 港湾分野においては、主にディリ港とオエクシ港への協力を中心に約 93 億円の協力を行った。ディリ港への協力によって、フェリーが 24 時間接岸できるようになったほか、乗客の安全な乗船、下船と効率的な旅客や貨物の輸送に貢献した。オエクシ港への協力

でも乗客の安全な乗船、下船時と利便性の向上、旅客数の増加、コネクティビティの強化に寄与した。

- 今後は、プレジデnte・ニコラウ・ロバト国際空港の整備への協力を通じて、同空港の利便性・安全性が増大することにより、観光産業などの経済活動の活性化に寄与することが期待される。

(3) 農業・天然資源

概観

国土の約 3 分の 2 が山岳地帯であり平地が少ない特徴から、東ティモールの農業は、平地の灌漑農業（主にコメ）、天水依存の傾斜地農業（森林資源も活用）、高地の芸作物（コーヒー等）の 3 つに分けられる。日本による農業・天然資源セクターの支援も同 3 分野を重点的に実施されてきた。

緊急無償資金協力「灌漑施設改修計画プロジェクト」（2002-2003）を皮切りに、SDP にて食糧安全保障の観点から推進される灌漑事業（稲作）が、2015 年までの間に 16 件展開され（無償資金協力：2 件、技術協力：4 件、草の根・人間の安全保障無償資金協力：10 件）、これを基盤とした国産米振興に係る技術協力プロジェクトが実施中（2016-現在）である。天然資源管理では、重度荒廃流域に対処すべく 2005 年から、森林保全と持続的（焼き畑でない）保全型農業を支援する住民参加型のメカニズムの調査を開始し、これに基づく技術協力が 2010 年から開始され現在に至る（2010-2022）。コーヒー生産を主目的とした事業は NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力を通して、日本の NGO/NPO によってこれまで 11 件実施されている。また同支援対象地域でのコーヒー以外の収入源の開発や、水インフラ整備といった事業や、女性グループの生計活動を支援する取り組みにも発展している。

成果

- 日本の支援した灌漑は、国内全地域を網羅している。水へのアクセスが向上することにより、灌漑稲作に限らず、地域の生活改善や衛生環境の向上にもつながった。
- 2006 年当初、1.4 t/ha の生産性だったコメの収穫量は、2 期・10 年に及ぶ技術協力の間に、2016 年には同地域内の試験圃場では 3.28 ton/ha を記録し、乾季で病害虫被害のあった場合でも 2.3t/ha の収穫が得られた。これは農家の収益の向上も意味する。
- 開発調査型技術協力（マスタープラン・灌漑開発計画）で提唱された籾買い入れ政策が、農家のモチベーション及び自給率向上や、貧困層への米分配による救済に寄与した。
- 国産米の市場として、新しく農業水産省の直営ファーマーズマーケットを設営し、そこでの国産米の売上は上昇傾向にある。
- 技術指導を行う県普及員のモチベーションが上がり、県普及員は自発的に裨益農家への指導にあたるようになった。また、自主的に日本人専門家へ収量計算の照会をするようになった。
- 住民参加型天然資源管理メカニズムの中で策定する資源保全を含む村落規則が機能し、違法伐採が抑制された。また焼き畑や薪収集に変わる植林や持続的傾斜地農業が効果を上げた。干ばつ時でも、近隣圃場に比べ、傾斜地農業技術下では、メイズ収量が激減

せず、密林は減少率が抑制されたようだった。

- 村落規定の策定の際に、気候変動からの影響や、ジェンダーに関連した活動の偏りについて協議する機会を設けられるようになった。
- 同メカニズムの有効性が認められ、他開発パートナーとの気候変動の脆弱性評価手法の統合といった協同活動に広がった。また同メカニズムの広域展開を目指す緑の気候基金（GCF）事業の採択に至った。
- コーヒー農家の協同組合化による効率化や機械導入により生産性が向上し、日本への相対的なコーヒー輸出額も安定をみせている。長年の支援により、コーヒー株の植え替えという挑戦的な試験に対しても協力を仰ぐことができた。
- 農村女性グループの地域産品の食品加工、マーケティングを支援し、地元、首都、国際市場の3点での市場開拓の業績をつくった。

(4) 商工業

概観

長年、国家経済を石油・天然ガスからの収入に大きく依存してきた東ティモールは、産業多角化を推進し、石油・天然ガスだけに依存しない経済構造への転換を目指している。産業を支える人材の育成、産業育成を支える金融制度整備、外国資本の誘致、国内外のサプライチェーン構築など、多くの課題に取り組んでいく必要がある。

日本は、東ティモールが独立回復する前から、当時の不安定な社会状況において、人々が経済的に安心して暮らせるように、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームを通じて在来産業（伝統織物や家具製作など）を保護・育成するための支援を行ってきた。その後、SDPが策定され、産業多様化が重要政策として位置づけられてからは、通商貿易や産業政策・産業開発の分野で個別専門家を派遣し、経済産業の開発をリードする政府職員の能力強化に注力してきた。

また、近年は、東ティモールが有する開発ポテンシャルに着眼し、国際的なビジネス展開を検討する日本の中小企業が現れ始めている（東ティモールの豊富な水産資源を活用したグローバルフードサプライチェーン構築の検討や、地滑り等災害の多い東ティモールに地崩れ防御技術を適用する可能性の検討など）。外国資本誘致を課題とする東ティモールに関心を抱く日本企業が更に増えていくことが期待される。

成果

- 産業開発のためには、試行錯誤でチャレンジを繰り返せる人材が欠かせない。これまで個別専門家（産業政策アドバイザー）の活動を通して、18件のパイロット事業に取り組んだことで、観光商工省や参加した産業者には、産業開発に取り組むための姿勢やモデルが身に付いた。また、国内産業の保護・育成を目的とした貿易管理能力強化に係る支援を通じ、物品税改定による高アルコールビール輸入対策や、特惠関税制度（GSP）を活用した輸出促進が図られた。加えて、内外投資誘致促進を目的とした産業パークの建設構想にも取り組んでいる。今後、産業開発に係る取り組みが一層拡大することによ

り、国産製品の量的・質的向上が図られ、生活用品の多くを輸入品に依存している状況から脱していくことが大いなる目標である。

- 通商貿易能力強化にかかる技術支援を通じて、東ティモールの政府関係者は、国際感覚をもって、必要な人材育成・確保、制度整備や経済・産業開発を行うことの重要性を改めて理解し、その後も関係省庁の協力の下、ASEAN 加盟実現に向けた努力を継続している。近年の国際的・地域的経済連携枠組みの発展状況を睨み、長年に亘り目標としてきた ASEAN 加盟に加え、WTO や EU-EPA への加盟に向けた取り組みが展開されている。
- 日本国内及び他国で事業実績を有する日本の中小企業が東ティモールでのビジネス展開を模索し始めている。豊富な天然資源の活用や、防災技術の応用という観点から、今後更なる日本企業の進出が期待される。

(5) 水・洪水対策

概観

日本は、騒乱により破壊・破損された首都周辺地域の浄水システムの復旧・再建に係る支援（2000 年度～2012 年度）、地方・村落部における生活用水確保を目的とした支援事業（2003 年度～2020 年度）、及び水道事業体の運営維持管理能力向上とサービス改善に係る技術支援（2008 年度～現在）という大きな流れで協力事業を展開してきた。

都市地域では独立回復前の騒乱によって破損した上水施設を修復・更新するための無償資金協力を主に行い、地方村落地域では、住民が生活用水を容易に確保出来るようになるための草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携無償資金協力を通して、現地や日本の NGO 等団体と協力して実施した。また、2010 年頃からは、持続可能で質の高い水供給サービスの実現を目標に、サービス提供主体が、適切に施設・機材を運営・維持することが出来るようになるための技術協力を継続している。

水防災分野では、2004 年の大洪水以降、水道施設の改修や橋脚の基礎補強など、洪水対策の視点が関連インフラの設計に盛り込まれるようになった。2021 年 4 月に発生した大洪水は東ティモールに大きな被害をもたらしたが、日本は、災害リスク管理のための予防的投資という国際的な流れに沿って、洪水対策に関する包括的な協力を開始した。

成果

都市部の上水サービスについて

- 独立回復間際に策定したマスタープラン（緊急開発調査）を踏まえ、2010 年頃までは、独立回復前の騒乱で破壊・損傷した上水施設（ディリ、エルメラ、サメ、アイナロ、マウベシ、リキサ、ロスパロス、マナツト ※国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）を通じた日本政府資金で支援されたものを含む²⁵⁾）の修復・更新を支援した。首都ディリ

²⁵⁾ 東ティモール独立回復前は、日本政府が直接援助できないため、基本設計までは無償資金協力の制度に従い実施され、実施設計以降の業務は全て UNDP/UNOPS の管理のもとで業務が行われていた。

市については、一日あたり最大 1,180 万リットルの浄水容量が回復し²⁶、市内給水対象地区に居住する人口の約 3 分の 1（＝10 万人分）の上水供給力確保に貢献した²⁷。

- 2010 年以降、JICA は上水サービスの質の向上を目的とした当局職員の能力向上に貢献した。一連の技術協力により、ディリ市内の一地区では、24 時間給水が実現した。また、2003 年から 2021 年までの間に、計 70 名の海外技術研修を支援した²⁸（本邦研修 55 名、第三国研修(タイ)15 名）。

地方村落地域の生活用水確保について

- 13 県の村落地域を対象に生活用水確保のための草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本 NGO 連携無償資金協力や福井県大野市による協力が実施され、安全な水へのアクセス向上及び生活衛生面の改善に寄与した（全 37 件²⁹、推計裨益人口約 10 万人³⁰）。
- 安全な水源へのアクセス率は、地方部で 56%（Demographic Health Survey 2009/10）から 84%（同 2016）へ大きく改善した。

洪水対策に関する支援

- 2021 年 4 月に東ティモールで大洪水が発生し、31,000 世帯以上が被害を受けた。日本は緊急のニーズに迅速に対応し、緊急支援物資、物資・食料の提供を行い、復興を支援した。
- 日本は防災分野における包括的な支援に着手し、今後の協力案件形成に必要な情報の収集を目的とした「ディリ洪水対策に関する情報収集・確認調査」を開始し 2022 年 7 月時点で実施中である。

(6) 保健・新型コロナ対策

概観

保健セクターにおける日本の協力は 1999 年に開始し、東ティモール独立回復に向けた住民投票時の騒乱による犠牲者救済のために医師や助産師を派遣し、緊急医療救援を行った。約半年後には緊急事態は終息の方向に向かい、それとともにプライマリ・ヘルス・ケア拡充および喫緊の課題として母子保健へのニーズが高まり始めた。2002 年の東ティモール独立回復から日本の ODA による支援が本格化し、母子保健事業については、UNICEF への国際機関連携無償資金協力を（9.4 億円：2002～2009 年）通して、予防接種プログラムや母子手帳の

²⁶ 無償資金協力により修復・更新されたベナマウク浄水場(600 m³/日)、ベモス浄水場(2,000 m³/日)、ラハネ浄水場(2,600 m³/日)と、UNOP を通じて修復・更新を図ったセントラル浄水場(6,600m³/日)の浄水容量(設計値)の合計。

²⁷ 上記の浄水容量を一人当たりの水道使用量 120 リットル/日(水道衛生局(当時)の基準値)で除すと、約 98,000 人分に相当する。これは、ディリ市内配水区域に居住する人口約 30 万人(2010 年国勢調査)の約 3 分の 1 にあたる。

²⁸ JICA の研修員リストによる。本邦研修内訳は、課題別研修 30 名(うちオンライン研修 4 名)と青年研修 25 名。

²⁹ 福井県大野市によるプロジェクト 2 件を含む。

³⁰ (株)国際開発センターによる概算値。草の根・人間の安全保障無償資金協力については、35 件×対象戸数平均 300 戸/件×世帯当たり平均人数 5 人≒50,000 人。N 連無償については、2 件×対象平均戸数 5000 戸/件×世帯当たり平均人数 5 人≒50,000 人。合計 10 万人と概算。

開発・普及等、国家レベルでの母子保健事業を支援した。さらに、WFP 経由で食糧支援を 2005 年から開始し、栄養改善に寄与してきた。また、保健省が関係省庁との連携により保健政策の一環として、保健医療サービスシステムが整備され始め、2005 年には保健ボランティア育成プログラム（FHPP）、2007 年には学校保健プログラム、2008 年には SISCa（包括的地域保健サービス）プログラムが開始されたが、日本は、NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力を通してこれらのプログラムが円滑に実施されるよう協力し、地域における保健サービスの向上に貢献した。加えて、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって現地の NGO 等の計 19 件のプロジェクトを支援し、アクセスが悪い農村部でのヘルスポスト建設や、国立病院への設備投資などを含む、保健サービス提供体制の強化を図った。

2017 年頃からは、僻地への事業拡大や、栄養改善、母子保健に重点を置いた事業の開始など多様な事業を実施している。さらに近年では、大学にて保健専門人材の育成強化にも着手し、自立発展性を目指した支援をめざしている。

新型コロナウイルス対策としては、日本製ワクチンの供与、ワクチン接種体制整備のためのコールドチェーンの強化、全国への医療機器および救急車提供による医療提供体制の強化、国際機関連携無償資金協力による国際機関を通じた支援により³¹、全体として約 20 百万ドルの大きな貢献をした。現在は、技術協力「新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーンおよび医療サービス供給能力強化プロジェクト」等が実施中であり、これからも支援を継続していく方針である。

成果

- 総じて国全体の傾向として、保健指標全般の改善が見られた。
 - 5 歳未満児死亡率（1,000 出生対）：96.549(2002)→42.272(2020)³²
 - 妊産婦死亡率（100,000 出生対）：668(2002)→142(2017)³²
 - 出産前ケア 4 回以上の受診率（%）：29.6(2003)→76.7(2016)³²
- エルメラ県での保健ボランティア育成向上事業では、SISCa カテゴリー³³で評価 B 以上の SISCa が 9 割以上を達成し、SISCa の定期的な巡回により初回妊産婦健診受診率は 29%（1 年次）から 82%（3 年次）まで上昇する等の大きな成果がみられた。
- 学校保健事業を通して育成された県レベル学校保健トレーナー 18 人の指導により、保健教育に関する知識と技能を培った教師が計 125 人排出された。彼らの功績により事業終了時には、県内の小学校の 7 割以上で学校保健がカリキュラムとして定着した。
- 新型コロナウイルス対策として、ワクチンの供与やコールドチェーンの強化により、ディリ県内のみならず、地方にもワクチン供給が実現し、現在では接種率が低かったエルメラ県でも 7 割以上が第 1 回目接種を、5 割以上が第 2 回接種を完了し、国全体の接種率は第 1 回目接種を 8.5 割弱、第 2 回目接種を 7 割以上の人口が接種している³⁴。

³¹ UNICEF、世界銀行、東ティモール赤十字社、ADB、UNDP、WFP を通じた資金協力。

³² UNICEF. Country Profiles Timor-Leste. <https://data.unicef.org/country/tls/> (Accessed on 17 May 2022)

³³ SISCa カテゴリー：保健省が作成している SISCa モニタリングシートの評価カテゴリー。医療サービスの質や PSF 活動状況などを踏まえ A、B、C、D に評価され、カテゴリー A、B は SISCa が適切に機能していると判断される。

³⁴ Ministry of Health, COVID-19 Vaccine Coverage in Timor-Leste updated 17 May 2022

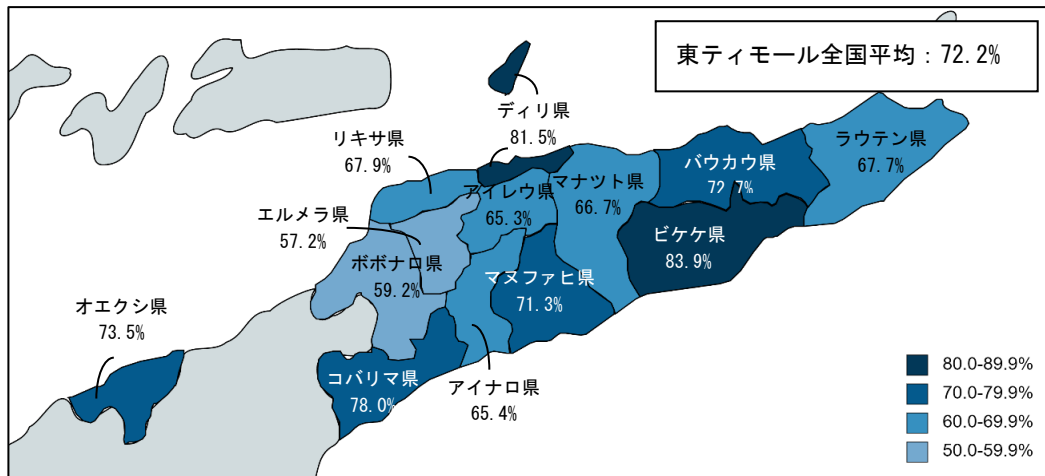


図 2.9 地域別ワクチン接種率(第 2 回接種完了割合, 2022 年 5 月 17 日時点)

出所: COVID-19 Vaccine Coverage in Timor-Leste updated 17 May 2022 (Ministry of Health)

(7) ガバナンス

概観

ガバナンスとは、持続可能な開発を可能とする平和であり、公正かつ包摂的な社会を推進するための土台である。日本は東ティモールの独立回復前から「制度づくり」、「人材育成」、「平和の定着」に資する協力を展開してきた。独立回復前後においては、公的機関の人材不足という緊急の課題に対応するため、個別専門家派遣や、ASEAN 諸国・日本での研修を迅速に実施し、国づくりを担う人材育成に貢献した。同時に、平和の定着に資する取り組みとして、和解促進活動を実施していた受容真実和解委員会への資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力、草の根文化無償資金協力）や、自由で公正な選挙の平和裏な実施を支援するための個別専門家派遣、資金協力（緊急無償資金協力、紛争予防・平和構築無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関連携無償資金協力）及び選挙監視団派遣等を行っている。さらに、警察分野では、日本 NGO 連携無償資金協力による不発弾処理教育も実施し、その後の PNTL 内の不発弾処理班設置に貢献した。

平和構築から持続可能な開発へ歩み始めた 2010 年頃からは、選挙及び和解促進支援を継続しながら、地域警察及び司法分野において、JICA 短期専門家派遣、インドネシアや日本での研修、(JICA 又は法務省の枠組みによる) 現地セミナー・共同研究等を継続的に積み重ね、各実施機関の着実な人材育成・能力強化に貢献してきた。加えて、草の根技術協力によるコミュニティ紛争予防に係る取り組みも、コミュニティ紛争予防局職員的能力強化や対象地域の治安の改善に貢献している。2022 年 2 月時点では、地域警察及び法司法の分野における協力を継続するとともに、草の根技術協力によるラジオ局の教育放送実現に向けた支援を実施している。

成果

- 2009 年以降、10 年以上に亘り、東ティモール司法省への法案起草能力向上支援を実施し、2022 年 7 月現在、同支援で取り扱った法案のうち、3 つの法律が成立し、3 つの法案が起草の最終段階又は審議・承認待ちの段階に進んでいる。これらの法案起草支援を通じて、司法省の法案起草能力強化に貢献した。
 - 2022 年 7 月時点で成立している法律：
 - (1)逃亡犯罪人引渡法（国際刑事司法協力法の一部）（2011 年成立）、
 - (2)違法薬物取引取締法（2017 年成立）
 - (3)不動産登記法（土地関連法）（2022 年成立）
 - 2022 年 7 月時点で法案起草の最終段階又は審議・承認待ちの段階の法案：
 - (1)市民登録法案（審議・承認待ち）
 - (2)調停法案（法案起草の最終段階）
 - (3)地籍情報の執行及び利用、アクセスに関する一般法案（土地関連法）（審議・承認待ち）
- 2001 年の制憲議会選挙から始まり、2002 年以降実施されたすべての国政選挙に関して、短期専門家派遣、資金協力（緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、紛争予防・平和構築無償資金協力、国際機関連携無償資金協力）及び選挙監視団の派遣等を通じた支援を展開し、選挙実施機関及び関連機関の能力強化、自由で公正な選挙の実現、社会の安定と民主化の定着に貢献した。
- 2001 年以降、約 20 年間、短期専門家派遣や、インドネシア・日本での研修を通じて地域警察支援を実施し、同分野に従事する他開発パートナーとともに、地域警察の制度づくり及び人材育成に貢献した。育成された東ティモール国家警察（PNTL）の地域警察人材は、住民の安全や平和裏な選挙の実施等に寄与している（2022 年 7 月時点の通算研修人数：約 83 名（本邦研修）、約 181 名（第三国研修））。
- 日本 NGO 連携無償資金協力を通じて、日本の NPO 法人（日本地雷処理・復興支援センター（JDRAC））が不発弾処理教育を実施し、その後、PNTL 内に不発弾処理班が設立された。2022 年 7 月現在も同班は不発弾処理を実施しており、住民の安全に寄与している。
- 草の根技術協力を通じて、日本の NPO 法人（沖縄平和協力センター（OPAC））がコミュニティ紛争予防局職員のコミュニティ紛争予防に係る能力強化や、コミュニティラジオ局の設立を中心とした取り組みを実施し、対象地域の住民間の信頼醸成や若者の居場所づくり、そして治安の改善に貢献した。

(8) JICA 海外協力隊

概観

東ティモールでは、2010 年 4 月より JOCV の短期隊員派遣が開始され、2011 年 6 月に初の長期隊員 3 名が派遣された。その後は、派遣職種、派遣数とも増加し、2019 年には派遣累計数が 100 人を突破した。2021 年 3 月 31 日現在の累計数は 116 人（女性 64 人、男性 52 人）である。なお、COVID-19 の影響で 2020 年 3 月に一斉退避して以降、2022 年 7 月現在、未だ再派遣には至っていない。

派遣職種は、保健（看護師、栄養士、薬剤師、理学療法士、公衆衛生等）が 48 人（41.4%）で最も多く、教育（体育・スポーツ、青少年活動、小学校教育等）が 30 人（25.9%）、観光・産業（マーケティング、ホスピタリティに関する職業訓練、手工芸等）が 15 人（12.9%）の順となっており、保健・教育・観光分野へ注力して JOCV 派遣を行ってきた。

これらの JOCV の活動は、日本の対東ティモール国別開発協力方針の事業展開計画の中にも位置づけられ、同計画における 3 つの重点分野のうち「産業の多様化の促進」および「社会サービスの普及・拡充」の 2 つについて JOCV の活動が明記されている。JOCV は、さまざまな開発スキームのうちの一手段であり、草の根レベルで活躍できる利点がある。JOCV の持つ専門性や強みを活かしながら、東ティモールの社会経済発展へ貢献している。

成果

- 2021 年 3 月 31 日現在で、累計 116 人の JOCV が派遣された。
- 総じて JOCV を受け入れているカウンターパート機関の JOCV に対する満足度は高い。
- 高等学校への教育・スポーツ隊員の派遣増加により、派遣先の学校においては、スポーツに関心をもつ生徒の増加や体育教員の指導力向上に貢献した。
- 観光や職業訓練に関連する職種の派遣において、JOCV が導入したアイデアや方法が、それぞれの受け入れ機関において派遣終了後も継続して実施されている。
- 保健分野の職種の派遣においては、保健・福祉の専門職としての知見・経験に基づく技術指導が効果的に行われており、貢献度が高い。
- SAMES への支援は JOCV 派遣から始まったが、その基盤を踏まえ、COVID-19 対応への協力へと大きく発展した。
- 2019 年には JOCV 主催による協力隊派遣 10 年目及び派遣数累計 100 人目突破記念イベント「祭 MATSURI-JICA Volunteer 10th Anniversary-」が開催され、好評を得た。JOCV が活動している受入先機関とも協力して同イベントを盛り上げた。会場をティモールプラザとすることにより、若者の集客性も高まり、日本の協力や JICA および JOCV について東ティモールへ発信する機会となった。
- 2021 年に東ティモールで起きた大洪水の災害時には、以前 SAMES へ派遣されていた JOCV やその他の元協力隊有志がクラウドファンディングを立ち上げ、東ティモールへの支援を呼びかけるなど、東ティモールへの協力や支援に関わる人々の輪が広がっている。

第3章 セクター分析

3.1 教育

3.1.1 協力の概要

東ティモールでの教育分野における日本の協力は、独立回復前の2000年頃から開始された。協力の内容は時代ごとに異なるが、緊急無償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト、草の根・人間の安全保障無償資金協力、NGO連携無償資金協力事業等を組み合わせてそれぞれの時代の要請に応じた協力を行ってきた。本項では教育分野における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017以降
教育セクターの状況	教育施設の荒廃、教育システムの再構築	教育の量的拡大への対応	教育の質的向上への対応	教育の高度化への対応
東ティモールの方針	教育アクセスの拡大(学校修復、新設校の建設)、教育の質の向上、異なったニーズに合った教育普及の合理化、教育システムの構築、教育言語、カリキュラム開発	ミレニアム開発目標達成のため、初等教育の完全普及	留年・退学への対応 学齢人口増加への対応 教育の質の改善 中等教育の充実 高等教育の質的向上 教育行政・学校管理運営システムの改善	
日本の取り組み指針	中長期的な観点から必要な人材育成を行うことを念頭に置きつつも、短期的にも効果が上げられる分野への支援を集中させながら、教育、人材育成支援	人材育成、民主的ガバナンスの定着に向けた行政能力の向上に資する支援 産業人材の育成に関する支援	産業人材の育成に関する支援 政府の政策立案・実施、法律起草能力や社会サービスの向上に係る人材育成	産業人材育成支援 行政人材育成支援 基本サービス強化に資する支援
初等中等教育主な案件	UNICEF経由:小学校修復プログラム 2003年:小中学校再建計画詳細設計 2004-06年:小中学校再建計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力による学校建設・修復	2007-09年:青少年の健全育成および教育支援事業(日本NGO連携無償) 草の根・人間の安全保障無償資金協力による学校建設・修復	草の根・人間の安全保障無償資金協力による学校建設・修復	2019-現在:東ティモールにおける理数科初等教育強化計画(UNESCO連携) 草の根・人間の安全保障無償資金協力による学校建設・修復

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
高等教育 主な案件	UNDP 経由:東ティモール大学工学部再建支援 2001 年:工学部カリキュラム策定支援 2001-03 年:東ティモール大学工学部設立計画	2006-10 年:東ティモール大学工学部支援プロジェクト	2011-16 年:東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト	2016-23 年:東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ2 2015-21 年:東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画
人材育成 主な案件	2000 : 留学生支援(緊急無償) 公務員の能力向上に係る技術協力プロジェクト 各種行政分野を中心とした研修員受け入れ	各種行政分野を中心とした研修員受け入れ	各種行政分野を中心とした研修員受け入れ	2018-23 年:人材育成奨学計画(JDS) 2020-24 : 科学技術イノベーション人材育成 2020-24 : SDGs グローバルリーダー研修員受け入れ

(2) 年代ごとの協力の特徴

以下では、教育分野に係る東ティモールの状況及び日本政府の協力を年代別に概観する。

- 2000～2006 年頃：教育施設の荒廃を修復し教育システムを再構築
- 2007～2011 年頃：教育の量的拡大への対応
- 2012～2016 年頃：教育の質的向上への対応
- 2017 年以降：教育の高度化への対応

1) 2000-2006 年頃：教育施設の荒廃を修復し教育システムを再構築

1)-1 当該セクターの状況

1999 年の騒乱以降、インドネシアの統治時代に確立していた教育システムは崩壊し、全国に建てられていた教育施設の 8 割近くは破壊された。また、特に中等教育以上の教員の多くはインドネシアに去ったため、深刻な教員不足が懸念された。UNTAET は、教育分野のマスタープラン策定、教育の格差（性別、地域差、所得格差）是正、教育システム（教育言語、教員養成、教材開発）の確立を緊急課題として掲げた。初等中等教育分野では、独立回復の混乱により破壊された施設・設備の復興が何よりも緊急課題であった。

2002 年 5 月に策定された国家開発計画（NDP: National Development Plan）の中で、教育は保健、農業と並んで国家開発における重点分野と位置づけられた。特に、教育セクターの目標である「国民の教育水準の向上」に向け、「教育アクセスの拡大」、「教育の質の向上」、「異なったニーズに合った教育普及の合理化」が目標として掲げられている。これを受け、教育文化省は 2005 年に戦略計画（Strategic Plan for Universal Primary Completion by 2015）を発表し、ミレニアム開発目標の達成に向けた 2015 年までの初等教育の拡充をうたい、初等教育へのアクセス改善、質の向上、運営体制の改善に重点を置いた事業を展開した。これら目標実現のため、中長期戦略（5-10 年）として「初等教育の完全普及」が、また短期戦略（2-3 年）として「新設校の建設・学校規模の拡大・余剰学校の閉鎖を通じた教育普及

の合理化」が設定された。これらの計画に合わせ、各開発パートナーも学校再建、教材提供、教員の指導・養成など初等中等教育の支援を行った。

高等教育、人材育成に関しては、東ティモール国の独立回復に伴い、これまで東ティモールの上中級管理者/技術者を占めていたインドネシア人が同国を去ったことから、国づくりに必要な組織、人的資源に空洞が生じた。国の復興と発展を図るためには人的資源の育成を欠くことは出来ず、教育の再開が最優先課題であった。UNTAET は 2000 年 11 月に東ティモール国立大学（UNTL: Universidade Nacional Timor-Leste）を開校した。その基礎となったのはインドネシア統治時代の農学部、社会科学部、教育学部からなる東ティモール大学(UnTim: Universitas Timor Timur) と、機械工学科、土木工学科、会計学科からなるディリ・ポリテクニックであった。

1)-2 日本の主な取り組み

初等中等教育に対しては、教育内容に関してポルトガル、ブラジルなどの支援があったため、日本はその他の開発パートナーと共に、施設等ハード面の支援を協力することとし、「小中学校再建計画」を実施した。

高等教育に関しては、騒乱によりインドネシアで学業を中断せざるを得なかった東ティモール人学生 300 人に対し、奨学金支援を行った。また、工学部の充実は東ティモールの運輸、電力、通信といった基幹インフラの整備や公教育の充実に重要な位置を占めることから、東ティモール国立大学工学部への支援は、2000 年より調査、2001 年からは実習再開のための専門家派遣、2002 年には工学部緊急復旧等を行うなど、早期から協力を開始した。さらに、2006 年以降は技術協力、無償資金協力によって、本格的な支援を継続して実施した。

2) 2007-2011 年頃：教育の量的拡大への対応

2)-1 当該セクターの状況

就学率の上昇、独立回復後の帰国者の増加、高い出生率の影響による若年人口の増加により、初等中等教育段階での質の高い学校施設・設備の不足は依然として深刻な問題であった。学校施設・設備の不足のため、3 部制をとる学校もまれではなかった。独立選挙後の 2000 年に 68%であった初等教育の純就学率は 2009 年までに 83%に、中等教育の総就学率は同期間内に 40%から 69%に伸び、ミレニアム開発目標の一つである 2015 年までの初等教育の拡充の見通しが立った。

2008 年には高等教育機関の認可基準が設けられ、東ティモール国立大学は国の高等教育機関としてモデルとなる機関となることが指定され、工学部も 2012 年には 4 年制になることが義務づけられた。また 4 年制大学の教官は修士の資格が必要とされ、大学院の教官は博士の学位が必要とされることとなった。そのため、東ティモール政府としても留学予算を増やし、教官の修士号取得を促進することとなった。

2)-2 日本の主な取り組み

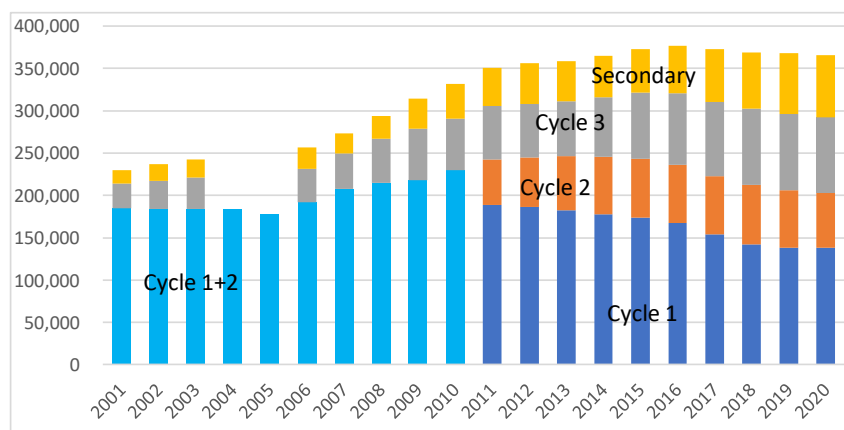
学校施設の緊急修復は終了しても、教育人口の増加、学校施設の陳腐化により、初等中等教育の施設整備需要はなくなる。学校校舎建設は草の根・人間の安全保障無償資金協力により継続的に実施された。その他、ユースセンターと連携して、学校に行っていない青少年に対するスポーツ活動を通じた健全育成や職業教育に寄与する NGO 連携無償資金協力による「青少年の健全育成及び教育支援事業」を行った。

東ティモール国立大学工学部再建支援を発展させるため、教官の能力向上を目的とした支援（東ティモール大学工学部支援プロジェクト 2006-2010）を行い、多数の教官に留学の機会を与え、修士号を取得した教官も増えた。

3) 2012-2016 年頃：教育の質的向上への対応

3)-1 当該セクターの状況

東ティモールの教育制度は 2010 年度に新制度が導入された。6 才で就学し、9 年間の基礎教育（サイクル 1-サイクル 3）で無償義務教育を受ける。高等教育への進学は義務教育期間後に 3 年間の後期中等教育（高校教育）が必要である。現実の学校の種類としては、小学校（サイクル 1・4 年間、サイクル 2・2 年間）、中学校（サイクル 3・3 年間）、小中一貫校、普通高校、職業高校がある。図 3.1.1 に 2001 年以降の児童生徒数の推移を示す。児童生徒数は 2016 年まで着実に増加し、学校数も 2002 年度は小学校数 712 校、中学校数 114 校であったものが、2015 年には小学校 981 校、小中学校 153 校、中学校 130 校、高校 106 校と増えている。



出所: ユネスコ統計(2001-2005, 2009-2010)、教育省統計(2006-2008, 2011-2020)一部欠損有り

図 3.1.1 児童生徒数の推移

教育省が 2011 年に発表した戦略開発計画(National Education Strategic Plan 2011-2030)では、小・中学校の基礎教育は無償義務教育で、高校は普通課程と職業課程からなり、普通高校卒業生は大学へ、職業高校卒業生はポリテクニクへそれぞれ進学することを想定している。現状分析として、独立回復後の 10 年間はアクセスの拡大に注力し、小学校 1 年生の就学率は伸びたが、留年・退学が多く、G9 の基礎教育最終段階を修了する者は 27%と依然十分ではなく、留年・退学への対応、学齢人口増加への対応、教育の質の改善、中等教育の充実、高等教育の質的向上、教育行政、学校管理運営システムの改善が必要と分析している。

2010 年の国家優先課題（National Priorities）では 2030 年までの上位中所得国入りを果たすため、人材開発はインフラ整備と並ぶ重点課題として位置づけられ、高等教育分野では市場ニーズに対応した高度技術者の育成に重点が置かれるようになった。2011 年に政府が発表した SDP では重点課題の解決に向け、産業政策の確立と共に、高度な技術を有する産業人材育成に注力し、「将来のリーダーとなる人材育成に必要な高等教育機関強化を UNTL から始める」こととされ、UNTL は唯一の国立大学として、国の発展に向けて研究開発機能を担うことが期待された。

3)-2 日本の主な取り組み

日本の対東ティモール国別援助方針（2012 年 4 月）では「経済活動活性化のため、インフラ整備や産業人材の育成に関する支援を重点的に行う」とされ、対東ティモール JICA 国別ペーパー（2014 年 12 月）でも「産業振興に必要な基本的制度づくり、組織強化を通じ、グローバル市場に適応できる高度な人材育成面での協力を行う」ことが重要とされている。当時外国人によって占められている専門職、技術職を地元人材で充足させていくことは喫緊の課題であった。

初等中等教育については「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援を継続して行った。高等教育については、引き続き東ティモール国立大学工学部支援（東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト 2011-2016）を実施した。東ティモール国立大学工学部では 2011 年に情報学科が工学部に移転され、2013 年には地質石油学科が設立されたが、これらについてはポルトガルが支援していたため、日本の支援対象にできなかった。

4) 2017 以降：教育の高度化への対応

4)-1 当該セクターの状況

UNESCO 統計によれば、2009 年から 2016 年にかけて、初等中等教育の修了率は小学校で 60.1% から 80.5%、中学校で 43.9% から 66.0%、高校で 50.8% から 51.9% へと改善したがまだ退学者が多く不十分であった。児童生徒数は 2016 年をピークに減少傾向に入った。サイクル 1 は図 4.1.1 では 2011 年がピークであるが、サイクル 2 は 2015 年がピーク、サイクル 3 は 2019 年がピークとなっている。基礎教育学校数はほぼ同じであるが、高校数は増加している。高校数の増加は主に職業高校の増加により、基礎教育学校の中では小中一貫学校が増加した。

高等教育の総就学率は 2009 年の 6.7% から 2016 年の 18.1% へと増加した。全学生数は 2002 年の 6,349 名、2009 年は 16,727 名、2010 年は 18,553 名と増加しているが、東ティモール国立大学の拡大以上に私立大学が増えた事による寄与が大きい。

4)-2 日本の主な取り組み

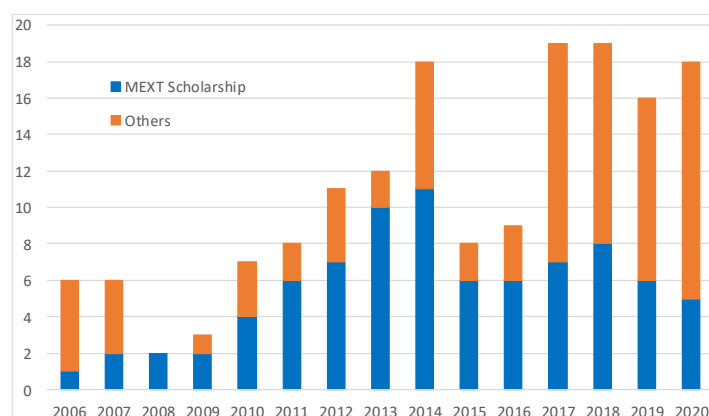
対東ティモール国別開発協力方針（2017 年 5 月）では産業の多様化の促進のため「産業人材の育成のための支援を行う」とし、社会サービスの普及・拡大のため「各種サービスを提供する人材の育成が急務」で、「特に治安、衛生・保健、教育、司法等の分野における計画立案・実施能力を高めるための支援を行う」としている。

初等中等教育の施設改善については、引き続き人間の安全保障無償資金協力により対応した。教育の質的改善に関しては、UNESCO 連携無償資金による「東ティモールにおける理数科初等教育強化計画（2019-2023）」がある。理数系科目の基礎的学力レベルが低いところから、教師用の指導教本、及び児童向けの学習本等の教材（テトゥン語）の制作、理数科教員に対する研修等を実施することによって、初等教育における理数科教育の強化、教育の質の向上を図ることを目指したもので、280 の小学校に教材を配布し、約 1,900 名の教員の能力向上を図った。

東ティモール国立大学工学部への支援については「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ 2」（2016-2023）を実施した。あわせて、「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」（2015-2021）を実施し、施設の充実を図った。

日本への留学生受入については、各種プロジェクトに関連した JICA による長期研修員の受け入れ、JDS の開始のほか、文部科学省の国費外国人留学制度、防衛省の東ティモール軍士官等の防衛大学校受け入れ、などがある。これら帰国留学生を対象に、在東ティモール日本国大使館の支援の下、定期的に帰国留学生の集いが開催されており、帰国留学生や留学予定者の交流の場となっている。帰国研修員についても、2019 年に東ティモール JICA 帰国研修員同窓会（TJAA：Timorese JICA Alumni Association）が設立され、数千人がメンバーとして登録している。

図 3.1.2 は東ティモールからの留学生数の推移を表している。文部科学省による国費留学生は毎年一定数いるが、その他、国費留学生以外の留学生数が特に 2017 年度以降多いことが特徴である。この図で文部科学省国費留学生以外とは、JICA 長期研修生を中心とした者である。また 2020 年度の留学生 18 名中大学院生は 15 名など、ほとんどは大学院生である。また、2010 年から防衛大学校に東ティモール国軍からの留学生受け入れを開始し、2019 年 4 月末までに 23 名が入校し、10 名が卒業している。



出所：日本学生支援機構「留学生調査」各年度

図 3.1.2 東ティモールから日本への留学生数

(3) 他開発パートナーの支援動向

教育、人材育成支援に関しては、表 3.1.1 のように多くの開発パートナーが関わった。

表 3.1.1 教育・人材育成分野における他開発パートナーの支援

支援 内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
初等 中等 教育	(ポルトガル、ブラジル)ポルトガル語教科書全国配布、ポルトガル語教師派遣。 (世界銀行)東ティモール信託基金(TFET:Trust Fund for East Timor)を使って ESRP(The Emergency School Readiness Project)の下で 535 校、2,780 教室の緊急改修。2002 年 5 月からは学校施設の質の確保を目的とした FSQP(Fundamental School Quality Project)を実施。各県のモデル校として機能する 4 校の小中一貫校の整備、及び 78 校の小学校の新築・改修。 (ECHO : European Community Humanitarian office) 2001 年から 2002 年にかけて小学校 622 校を対象とする「小学校給水・衛生施設計画(Primary School Water & Sanitation Project)」を実施。ECHO の役割は資金協力で、プロジェクトの実施は UNICEF と 6 つの国際 NGO(ACF, CARE, Concern, IRC, Oxfarm)。 (オーストラリア)1999-2000 年に、500 校の小学校再建、家具・教材の提供、1,000 名の生徒へのコンピューターと英語の訓練、47 名の英語教師の訓練。 (UNICEF)1999 年から 2000 年にかけて、ESRP 対象校の内 316 校において屋根の改修、基礎教材の提供、学校に戻る教官へのインセンティブ供与など、学校システムを復興するための活動。2002 年からは質の高い授業の実施、内部効率の改善、保護者や地域住民の参加促進を基本とした 100 Schools Project を開始。教員トレーニング、PTA 組織強化、カリキュラム・教材開発にかかる活動を展開。2005 年度までに 52 のクラスターを支援。子どもの就学機会の確保、学習環境改善支援の他に、教員訓練、就学前教育の充実などの支援も数多く実施(Primary School Curriculum Development)。 EMIS(National Policy and Planning)。 2003-2005 年に全国 50 校を対象に「給水・衛生施設建設計画(Water and Sanitation Programme)」による給水設備およびトイレ施設建設。 (WFP)School Feeding 2005-2007。	(世界銀行)TP-primary education support project 2006-2009。Education sector support project (ESSP) 2007-13。TP-FTI program 2008-2010。ESSP additional financing 2010-2013。Timor-Leste second chance education project 2010-2016。 (UNESCO) Building National Capacity of Timor-Leste for evidence-based literacy policy initiatives and effective monitoring of literacy programmes (2010-2011)。	(世界銀行) ESSP Additional financing II 2012-14。GPE Management strengthening project 2012-2015。 (USAID)退学防止プロジェクト (School Dropout Prevention Pilot Project, 2010-2015, \$8.7Million)。子どもの識字力を高めるプロジェクト (All Children Reading 2012-2014, \$0.3 Million)。	(世界銀行)初等教育、中等教育を中心に支援を続け、2020 年までに 10 件のプロジェクトを立ち上げた。その総費用は 20 年間で \$103.3Million に上るが、無償 \$85.19 Million、ローン \$18.11 Million と資金の 82%は無償。(ADB) Policy and Planning for Skills Development in Secondary Education (2016-2019, \$1.0 Million) で、後期中等教育での職業教育支援。

高等 教育		(UNESCO)2010 年夏に工学部の あるヘラキャンパ スに遠隔教育ネ ットワークのため のサテライトを設 置。遠隔教育コン テンツの受配信 が可能。 (ポルトガル) 2008 年に新設さ れた情報工学科 への講師派遣。		
	(ポルトガル)現地教官へのポルトガル語研修。現地教官の留学支援プログラム。 (オーストラリア、ブラジル、ニュージーランド、アメリカ)教官、学生を対象とする奨学金提供。			
人材 育成	(ポルトガル、ブラジル)奨学金付与による留学支援。一般成人を対象としたポルトガル語教室の開催。 (オーストラリア)公務員研修、留学支援。奨学金事業は 2000 年から継続されていて歴史も実績もある。帰国留学生の同窓会 (Australia Awards Alumni)には現在 347 名の登録。 (KOICA)行政官の育成を主な目的とする留学事業。			

3.1.2 代表的な協力実績

(1) 小、中、高等学校建設

1) 小中学校再建計画 2004-2006 年

2) 教育施設等の修復（草の根・人間の安全保障無償資金協力） 2000-2021 年

東ティモールでは 1999 年 8 月の拡大自治提案を問う直接選挙後の混乱により、多くの教育機関が破壊され、使用不能となった。世界銀行をはじめとし、各開発パートナーは初等中等学校の新築・改修を行ったが、必要な学校施設整備のニーズを満たすにはほど遠かった。世界銀行の ESRP、FSQP の支援対象となっていない学校の中にも施設整備のニーズが高い学校は多かった。小中一貫学校 (EB: Escola Basica) は初等教育と前期中等教育を同時に備えたタイプの一貫校で、近隣の小学校から中学校への進学者を受け入れる Mother School としての役割を担うだけでなく、県レベルの教育の中心的役割を担うことが期待された。質の高い教育の提供および地域住民による施設の有効利用を考慮して、普通教室に加え、図書室、実験室、トイレ、会議や文化活動に利用するための多目的室の併用が計画された。小中学校再建計画は、2003 年度に詳細設計計画を実施し、2004 年度から 2006 年度にかけて、FSQP の支援対象からはずれた小中一貫学校 6 校、小学校 (Primary School) 6 校で計 63 教室、教員室、便所の建設、教育家具の整備、小中一貫校における多目的室の建設を行った。また、施設の維持管理・修繕についての技術指導を行った。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力として、2000 年から 2021 年にかけて小・中学校を中心に 48 件の教育・福祉施設の修復、建設を支援した。

(2) 東ティモール国立大学工学部支援

1) 東ティモール大学工学部設設計画 2001-2003 年

新東ティモール国立大学工学部は旧ディリ・ポリテクニクを基礎として、3 年制の機械工

学科、土木工学科、電気電子工学科を設置することとなったが、施設設備が破壊され使用不能であった。また、旧ディリ・ポリテクニクの教官の多くがインドネシアに帰国し、教官が不足していた。残った教官もほとんどがディプロマ3（3年制学士号）以下の学位しか保持しておらず、中には、中等教育レベルの数学、物理に関する知識も十分でなく、大学レベルの指導に十分な知識を有していない状況であった。日本は2001年から同工学部各学科のカリキュラム策定のための専門家派遣、教官の長期研修、機材調達等の支援（無償資金協力：東ティモール大学工学部設立計画 2001-2003 年）を開始した。

2) 東ティモール大学工学部支援プロジェクト 2006-2010 年

高等技術教育政策（専門家派遣）2007 年

東ティモール国立大学工学部再建支援を発展させるため、3年間の準備期間の後、2006 年からは、教官の能力向上を目的とした支援（技術協力：東ティモール大学工学部支援プロジェクト 2006-2010 年）を行い、工学部教官の知識・技能の修得、修士号の取得を促した。プロジェクト開始直後、国軍兵士の解雇に端を発した騒乱のため、プロジェクトは中断を余儀なくされ、2007 年から再開準備のために高等技術教育政策専門家の派遣が行われた。2007 年 6 月の国会選挙によって政権交代が実現し、治安も回復したため、2007 年 8 月からプロジェクトは再開された。

教官の能力向上に有効であったと評価の高かった活動は、新しい機材の供与と使用法の指導、インドネシアのスラバヤ工科大学（ITS: Institute Teknologi Sepuluh Nopember）との連携、実践的研究指導の導入である。ITS の教官による集中講義に関しては、英語で理論を理解することが困難な教官が少なくない中で、理論をインドネシア語で補完するコースを提供したことが功を奏した。また、プロジェクトの活動によって、UNTL と産業界の連携が強まり、UNTL からインターンの学生を引き受ける企業も出てくるなど、インパクトの芽も見られるようになった。日本の他のプロジェクトとの連携としては、「道路維持管理能力向上プロジェクト」のプロジェクトサイトを利用した研究や学生の指導、「マナツト県灌漑稲作プロジェクト」と連携したもみまき機の試作も行った。

3) 東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト 2011-2016 年

2011 年からは、工学部の教育・研究能力の向上を目的とした支援（技術協力：東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト 2011-2016 年）を継続して行った。機械工学科、土木工学科、電気電子工学科を対象としたカリキュラムの整備、教官の研究能力の向上に加え、3年制の学士プログラムの4年制学士プログラムへの移行を支援した。機械工学科は長岡技術科学大学、土木工学科は山口大学、電気電子工学科は岐阜大学がそれぞれ支援した。

本プロジェクトにより工学部教官の基礎的な指導能力が向上すれば、国内で必要とされている技術者の養成を行うことが可能となり、東ティモール国の発展に資する事が期待された。活動としては、以下のような活動を行った。

- ・カリキュラムおよびシラバス改定のためのタスクフォース・グループを結成する。
- ・カリキュラムおよびシラバスを改定する。

- ・教官の工学分野における知識と技術のレベルを把握するための試験を実施する。
- ・基礎数学、基礎物理について指導を行う。
- ・基礎工学科目について指導を行う。
- ・実験内容・方法について指導を行う。
- ・授業参観を行い、指導の質、指導の方法、学生の理解度を評価する。
- ・指導方法を訓練し、指導の質の変化についてモニタリング・評価する。
- ・講義ノート、実験指示書を改善する。
- ・実験用資機材の使用方法、メンテナンス方法を指導する。
- ・教官中から留学候補者を選定し、留学させ、学位を取得させる。

本プロジェクトで工学部に導入した学生の授業評価によるファカルティ・ディベロップメントは定着し、大学教育の質の改善に役立っている。また、2014年からBest Research Award（優秀研究賞）の授与制度と研究資金提供（研究企画書の公募、審査による研究資金提供の仕組み）を導入した。さらに、工学部としての研究論文集も計画され、教官の研究能力の向上、研究成果の普及に貢献した。教官の海外大学への留学に関しては、様々な資金を利用して2014年には工学部全教官中39%（26名）が海外留学中という状況となり、長期的には望ましいものの、短期的には教育・研究の中断や延期などの問題も生じた。機械工学科ではJOCVが機材の補修・修理など維持管理にあたり、プロジェクトの教育・研究活動をサポートした。

4) 東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ2（2016-2023年）

東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画（2016-2021年）

東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトは、教育の質を改善し、教官の研究能力を高めるなど、それなりの成果は挙げたものの、卒業生の就職率が低く市場ニーズに対応した高度技術者を育成するまでにはいたらなかった。また、研究論文の発表などによる研究成果の社会還元も不十分であった。さらに、日本の支援対象となっていなかった情報工学科、地質・石油学科の教育レベルは十分に高くなく、研究活動も行われていなかった。実践的な調査研究活動に基づくさらなる教育・研究能力の強化を図るために、全5学科を対象に、フェーズ2が実施された（技術協力：東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ2 2016-2023年）。

新たに支援対象となった情報工学科は岐阜大学、地質・石油学科は九州大学がそれぞれ支援することとなった。また工学部内に新たな連携ユニット（Cooperation Unit）を設立し、外部の研究・教育に関する活動、学科横断的な研究プロジェクトの推進を目指すことになった。成果としては、優先課題に取り組むための学部運営メカニズムの強化（学部運営改善のため学科長が優先課題を特定し、その課題について年間活動計画を策定し、定期的に計画の進捗を確認し、必要な改善を行う）、社会ニーズに即した教育の提供（卒業研究を充実する、シラバスおよび教材を改善する、教官の技術・知識・授業実践能力を強化する）、社会ニーズに即した研究の実施（研究活動を行い、成果を広く社会で共有する）、が期待された。このフェーズ2は、当初2021年で終了の予定であったが、COVID-19の影響で進捗が遅れ、2023

年まで延期されることになった。

社会ニーズに即した技術系人材育成を目指すこのプロジェクトと並行して、工学部における学習環境を改善するため、施設や機材を整備する支援（無償資金協力：東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画 2016-2021 年）の調査・設計が 2015 年に開始され、2016 年から支援が開始された。建設計画は東ティモール国立大学戦略計画 2011-2020 および工学部の戦略計画 2015-2025 と整合するよう実施された。工事期間中、土木工学科の試験場でコンクリート圧縮試験を行う、土木工学科の学生の見学会やインターンの受け入れを行う、など学生の訓練の場としても活用された。

(3) 留学生受け入れ事業

東ティモール国立大学工学部支援事業関連で多くの教官を留学生として日本に受け入れてきたが、その他に、一般行政官を対象に 2017 年度に JDS の協力準備調査が実施され、2018 年度に第一回運営委員会を開き、2019 年から 4 期分の受け入れが開始された。東ティモールの指導者となることが期待される若手行政官等 8 名（「行政能力向上及び制度整備」2 名、「サービスデリバリーの向上（保健／教育）」2 名、「産業・経済の発展のための政策や制度整備」2 名、「交通・運輸網整備、都市環境整備」2 名）が、日本の大学院において学位（修士）を取得することを支援する事業で、本計画により育成された人材が、将来東ティモールの各分野での開発課題の解決に貢献することに加え、日本と東ティモールの二国間関係の強化に寄与することが期待されている。

日本で得た知見を活用し、所属省庁で中長期にかけて貢献することを目的に、正規職員のみを対象とした。また、東ティモール国立大学教官は高等教育科学文化省所属の公務員であり、これまで大臣、副大臣就任例も多く、開発に資する機関として位置づけられているため、東ティモール国立大学の正規雇用教官も募集の対象とした。各年約 1.58 億円の支出となる。

3.1.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

小中学校再建計画では直接効果として、学習環境の向上、モデルとなる小中一貫校システムの拡大、学校保健衛生環境の改善、施設維持管理・修繕技術の習得が期待された。また間接効果として、地域社会による施設利用、学校クラスター活動の促進、行政による維持管理の実施サポート、地域社会の積極的参加が期待された。施設整備された小中一貫学校 6 校では 1 教室あたりの児童生徒数は 51.2 人（2003 年）から 39.3 人（2009）に改善された。教室の設計は 1 教室当たり 40 名を想定していたところから、教育環境は改善された。

2020 年 1 月には東ティモール国立大学工学部の新校舎が完成した。東ティモール国立大学工学部各学科においては、4 年制学士プログラムのカリキュラムが欧州単位互換制度（European Credit Transfer and Accumulation System）に基づいて整備され、授業科目のシラバスの整備、講義ノート・実験実習書の整備、授業評価の実施など、教育の質改善のための体制整備が進んでいる。学生による授業の満足度調査結果も高く、90%以上の学生が満

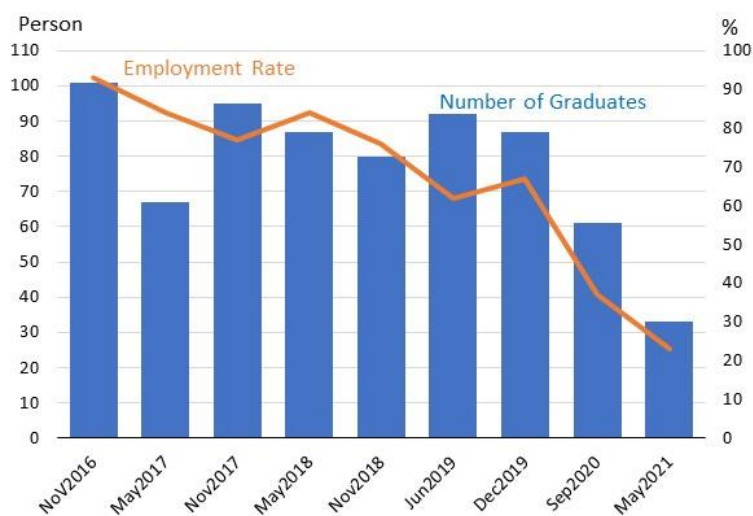
足している。

20 年以上にわたり日本が一貫して協力目標としてきたのは教官の能力向上であった。設立当初皆無、2005 年に 6%、2015 年に 64%であった教官の修士号以上保持者は、今日では表 3.1.2 に示すように、97%と十分高くなっている。このすべてが日本への留学によって得られた学位ではないが、日本が大きな寄与をしたことは疑うべくもない。教官の学歴が上がただけではなく、学術論文の発表数も増えている。これまで国際的学術雑誌に 30 編、国際会議のプロシーディングに 37 編、国内の学術雑誌に 64 編が掲載されている。

表 3.1.2 学科別教官の学位取得状況(2021)

Degree Department	Ph.D	Ph.D Candidate	Master	Master Candidate	S1/D3	Total
Mechanical	* 6	4	15	0	0	25
Civil	1	2	12	1	0	16
Electronics/Electrical	2	1	11	0	0	14
Informatics	0	0	10	0	1	11
Geology/Petroleum	0	1	5	0	0	6
Total	* 9	8	53	1	1	* 72

出所: CADEFEST Phase2 S1:学士号 D3:3 年制学士号 *物故者 1 名を含む



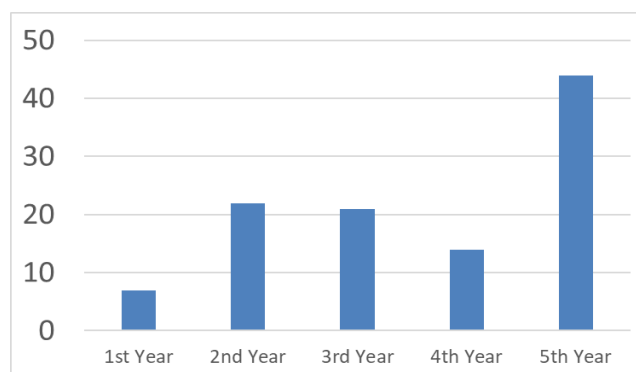
出所: CADEFEST Phase2 (2021) CADEFEST News, Issue 7.

図 3.1.3 年度別卒業生数と就職率

一連の東ティモール国立大学工学部支援事業の目的は将来の東ティモールの発展を担う人材の育成である。そのためには一定水準の知識・技術を身につけた卒業生を輩出し、その卒業生が実際に就職して社会に貢献することが必要である。2016 年までに工学部を卒業した学生は 1,064 名、その内、留学などを経て工学部教官に就任した学生は 15 名となっている。図 3.1.3 は卒業生の追跡調査結果(2021 年 6 月)である。COVID-19 の影響を受ける前の 2020 年以前では恒常的に半年で 90 名近くの卒業生を輩出し、2016 年 11 月卒業者は追跡調査時点で就職率 93%を示すなど、極めて高い成果を示している。卒業年次と就職率には明確な関係が見られ、大学卒業時点から調査時点までの経過時間が少ないほど就職率が低くなって

いるが、大学を卒業後、実際に就職するには時間を要するためであり、長期的に見れば工学部卒業者が社会で受け入れられていることが窺える。

工学部の社会的責任の一つは学外の企業、政府、地域、他大学など諸機関と連携して、成果を社会に還元することである。図 3.1.4 に示すように、多くの連携活動が実施されている。



出所:CADEFEST II

図 3.1.4 学外企業等との連携数

日本の留学制度で来日した帰国生は、他の公務員にも日本留学を勧めており、また、帰国留学生は留学で得た知見活用して行政官としての業績を上げて要職に就くというキャリアパスが実現されている事例も多い。研修生として日本で修士号、また博士号を取得して帰国した東ティモール国立大学工学部の教官が、教官としてだけではなく、閣僚など政府の重要ポストに就いている。東ティモール国立大学初代工学部長は運輸通信担当副大臣、開発行政改革相を勤めた。その後も何人もの教官が、高等技術教育省副大臣、石油・鉱物資源省大臣、東ティモール電力公社総裁、国家電力規制庁長官、公共事業担当副大臣、国家開発庁長官、政府公共インフラ整備ワーキンググループ・コーディネーターを勤めた。

JDS による留学生受け入れ事業はまだ開始されたばかりである。しかし、他国の事例にあるように、事業を継続していけば、帰国留学生が東ティモールの中央及び地方の中核となって、近い将来に政府内で政策決定が出来るクリティカル・マスを形成することができると期待される。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

小中学校再建計画は世界銀行など他開発パートナーと手分けして、初等中等教育の教育環境を緊急に整備する活動であり、その時期の活動としては適切であり、計画通りの作業を行い、応分の寄与があったと判断される。

東ティモール国立大学工学部への支援は、工学部の立ち上げ時期から現在まで 20 年以上にわたる継続的支援を行っている。また、日本国内での支援体制も充実しているところから、今後も教育、研究の両面から、日本国内支援大学を中心とした交流の継続が期待され、ODA

という期間限定の協力を超えた協力枠組みが構築されようとしている事は高く評価できる。

(3) 波及効果

小中学校建設計画を始め、初等中等学校への施設面を中心とした支援が、他開発パートナーと協働しながら、コレクティブインパクトとして東ティモールの学校教育の発展に寄与した事は間違いない。他方、東ティモール国立大学工学部への支援はほとんど他開発パートナーの支援を受けず、20 年以上にわたって独自に支援を続けてきた。日本国内の支援大学の協力もあり、研究室を中心とした指導など日本的な指導を取り入れながらも、国際基準のシラバスに基づき、一流の教育水準を目指した支援となっている。卒業生の就職率も高く、このまま卒業生が累積していけば、東ティモールの産業を支える人材供給の役割を立派に果たしてくれるようになると期待できる。

3.1.4 今後の協力

これまでの協力の成果、東ティモールのニーズ、及び国際的な協力関係の変化の動向を踏まえ、以下に今後の協力への示唆を示す。

(1) 初等中等教育の質的向上

初等中等教育では増加する学齢期児童生徒に学校の施設整備が追いつかず、2 部制の授業は普通に見られる。既存学校施設の老朽化もあって、学校施設の改修の需要は今後も一定数はあるものの、2004 年からの小中学校再建計画のような大規模なインフラ整備の必要性は薄い。しかしながら、質的向上に対する貢献は引き続き可能で必要でもある。日本が他国で実施したような、カリキュラム改善を中心としたプロジェクトを大規模に実施する必要はないであろうが、JICA がこれまでに他の国々で開発した、文化や社会にあまり影響を受けない理数系の教材を、自習教材として作り直して提供するようなことは十分に可能であろう。

(2) 高等教育の強化

東ティモール国立大学工学部への支援はすでに 20 年を超えて継続されており、その成果も上がっている。学部教育の体制はほぼ整ったと考えられる。次は大学院の整備が残っている。大学院の整備ができれば、高度人材の育成だけでなく、大学教官を自分で再生することができ、自立発展が可能になる。これからは日本が東ティモールに指導するのではなく、協力して教育、研究の交流を深めていくという関係を作ることができるのではないだろうか。工学部教官の中には日本で修士、博士の学位を取った者も多い。これからも日本の大学との結びつきを大事にし、次の世代も学術交流を深めることができれば素晴らしい。

(3) 留学による高度人材育成

高度行政官育成のための JDS は始まってまだ日が浅く、十分な人材の蓄積はまだないが、今後もこのプログラムを継続することで、育成された人材のプールを大きくすることが重要である。JDS の効果発現には何よりも継続と蓄積が重要であり、それによって長期的な継続したインパクトが得られることはこれまでの他国での経験から明らかである。

BOX: 嶋川チーフアドバイザーの願い

プロジェクトを通して個人的に繋がり深い教官もでき、一人は論文博士号を取得し、その後、工学部長に就任した。その他に、自分の研究分野の守備範囲内で、自ら依頼してきた教官の指導も行っている。彼らが研究を楽しんでくれることを願っているが、同時に、彼らが核となって、周りに影響してくれることを期待している。残り1年のプロジェクト期間で論文博士号取得への道筋を残してやりたい。単に個人に残すのではなく、それが周りに影響を与え、全体として良い方向に行く種を作りたい。形式的な技術協力ではなく、本質的なところを理解した上で、協力するともう少しまく行くかなと思う。いわゆる“許容度”を日本側がどのくらい持て、相手にはどう認識されているのか、そこが支援活動の一番大切な基本ととらえるようになった。文化ギャップや認識の基準の違いは感じるが、その違いを楽しみながら支援・協力をしたい。



出所:2021年12月インタビュー 写真:CADEFEST IIプロジェクト

BOX: 国立大学工学部教官の活躍、UNTLの目指す姿

Ruben Jerónimo Freitas 博士は、2005年から東ティモール国立大学工学部電気電子工学科で教官を務めている。技術協力事業の短期研修や専門家指導を活用して研究活動や論文投稿を行い、2017年に岐阜大学工学部で博士号を取得。



その後、2017年に第5代理工学部長（2017年～2021年）に就任し、2021年1月に電力規制庁長官にも就任した。大学でも教鞭を続け、「ビジネス目的で質の低い修士課程を作るつもりはない。少なくとも、アジア・パシフィックで競争力のある、研究室をベースにした大学院修士課程を作りたい」と将来計画を述べている。

（2022年2月インタビュー）

3.2 交通インフラ

3.2.1 協力の概要

東ティモールにおける交通インフラ分野における日本の協力は、独立回復前の 2000 年、「緊急復興社会基盤整備計画調査」を皮切りに開始され、特に道路・橋梁、港湾分野において無償資金協力、有償資金協力、技術協力、専門家派遣と複数のスキームを組み合わせながら数々の協力が行われてきた。本項では交通インフラ分野（道路・橋梁、港湾、空港）における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
交通セクターの状況	紛争による基礎的インフラ設備の破壊。不十分な維持管理体制による劣悪な道路・港湾状況。	引き続き脆弱かつ整備水準の低い道路、損傷が激しいディリ港、維持管理業務を担う省庁の能力強化の支援の必要性。	インフラ基金の創設と予算増加。JICA、ADB、世界銀行からの対外借り入れ。	ティバール新港等へのインフラ投資、道路分野の補修は 2022 年頃を目途に終了へ。プレジデント・ニコラウ・ロバト空港の整備計画の推進。
東ティモールの方針	02 年、NDP においてインフラ分野の開発戦略、道路・橋梁、港湾、空港の分野別戦略を策定。	NDP 終了後も引き続きインフラ整備が重点。国道を中心とする道路補修・建設。	SDP にて、インフラ整備は重点分野の一つ。道路の国際水準レベルへの引き上げ、ティバール新港建設等。	SDP に沿ったインフラ整備事業を引き続き実施。
日本の取り組み指針	復興開発支援の重点分野の一つとしてのインフラ整備。緊急復興社会基盤整備計画調査、緊急無償資金協力、道路・橋梁の無償資金協力、道路維持管理のための技術協力。	無償資金協力による道路、港のリハビリ事業。維持管理に重点を置いた技術協力。	12 年 4 月：援助方針更新時、「①経済活動活性化のための基盤づくり」における、産業振興のためのインフラ整備を指針として策定。	17 年 5 月：援助方針更新時、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」を重点分野として掲げ、維持管理の支援を含む質の高いインフラ整備に資する支援を実施する他、今後空港整備計画への支援を実施予定。
道路・橋梁分野の主な案件	04-06 年、ディリーカーサ道路補修計画（無償） 05-08 年、道路維持管理能力向上プロジェクト（技術協力）	08-11 年、モラ橋梁建設計画（無償） 10-14 年、道路施工技术能力向上プロジェクト（技術協力）	12 年、国道 1 号線整備事業へ調印（有償） 13 年-、モラ橋護岸計画、コモロ川上流新橋建設計画（無償）	16-19 年、道路維持管理水準向上プロジェクト（技術協力）

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
港湾分野の 主な案件	00-03 年、ディリ港 航路標識及び防舷 材改修計画、ディリ 港西側コンテナヤ ード改修計画（緊急 無償）	06-10 年、ディリ港 改修計画（無償） 10-13 年、オエクシ 港緊急改修計画（無 償）	16-19 年、ディリ港 フェリーターミナ ル緊急移設計画（無 償）	22 年-、戦略的全国 港湾開発マスター プランプロジェクト（開発調査型技術 協力）

(2) 年代ごとの協力の特徴

以下では、交通インフラ分野に関する東ティモールの状況及び日本政府の支援を年代別に概観する。

- 2000～2006 年頃：復興開発に重点を置いた支援
- 2007～2010 年頃：復興開発支援と技術協力の本格化
- 2011～2016 年頃：国造りに向けた円借款、無償、技術協力、専門家等の多様なスキームを用いた支援
- 2017 年以降：維持管理、防災を重点に置いた支援、空港整備へ

1) 2000-2006 年頃：復興開発に重点を置いた支援

1)-1 当該セクターの状況

1999 年の自治拡大を問う直接選挙後の騒乱を受け、道路、水道、電力、通信等の基礎的なインフラの 70%が破壊されたと言われている。この破壊されたインフラの緊急的な補修を目的として、各開発パートナーによる復旧が進められてきた。道路、港湾分野ともに ADB と日本が当初の主要な協力者であった。

2002 年に策定された国家開発計画 (NDP) の中ではインフラ分野の開発戦略が示されている。各開発パートナーによる復旧支援プログラムによってインフラの多くが補修されたものの、長年の紛争や不十分な維持管理体制によりインフラは劣悪な状態にあり、東ティモールの経済、社会開発に資するための効率的で費用対効果が高く、財務的に持続可能なインフラ整備の必要性が謳われている。インフラの分野別として、当該戦略では道路・橋梁、港湾、空港分野それぞれの開発計画戦略、具体的なプログラムやプロジェクトが示された。

1)-2 日本の主な取り組み

この時期の日本政府による復興開発支援の重点分野の一つはインフラ整備であり、騒乱で破壊されたインフラと維持管理への協力が行われた。独立回復以前に実施された最初の調査は 2000 年に実施された「緊急復興社会基盤整備計画調査」で、交通インフラでは道路・橋梁、港湾分野の向こう 3 年の緊急復興開発計画の立案に加えて、道路分野においては約 0.5 億円規模で 3 件のクイックプロジェクトが実施された³⁵。このクイックプロジェクトは破壊されたインフラの応急処置に加え、労働集約的な工法を使うことにより東ティモ

³⁵ 1)ディリ～モナツツ～バウカウ道路の 123km、2)ディリ～アイレウアイナロ道路の 110km、3)バウカウ～ラガ～バギア道路の 42km が対象であった。

ル人の雇用を確保する意図があった。

その後、2000～2003 年にかけて、緊急無償資金協力として UNDP/UNOPS に拠出して「ディリーアイナローカーサ間道路緊急補修計画」が 470 万米ドル規模で実施された。同時期には、自衛隊 PKO の施設部隊によって、道路や橋梁の維持補修も実施されていた。

これらの緊急無償資金協力と PKO による協力によって、この後の無償資金協力の対象となったディリーと南部の主要都市であるスアイ間の道路は通行可能となったが、脆弱な地質と急峻な斜面、頻繁な降雨により度々被害を受け、損傷が激しい状態にあった。また、カーサースアイ間に位置するモラ橋も洪水により橋が流され、乾季の間しか通行できない状況であった。このため東ティモール政府により無償資金協力の要請がなされ、「ディリーカーサ道路補修計画」が 2004-2006 年に実施され、対象道路の補修工事がなされた。供与金額は 14.83 億円であった。

2005 年 6 月からは、同国で初の技術協力となる「道路維持管理能力向上プロジェクト」が開始した。前述の通り、日本や他開発パートナーによる協力によって、道路の補修が実施されていたほか、PKO による道路・橋梁の復旧支援が行われていたが、2004 年 6 月に PKO が撤退する際に活動に使用した建機等を東ティモール政府に譲渡した。独立回復以前はインドネシア人技術者が道路の維持管理を担っていたため、譲渡先の公共事業省は技術力、人員等が不十分で、継続した支援が必要な状況であった。この技術協力では公共事業省資機材局と道路・橋梁・治水局を主なカウンターパートとして、PKO が残っていた建機等のオペレーションやメンテナンスの技術指導が経験のない職員に対して一から行われた他、道路台帳データベースを作成し、道路維持管理業務をカウンターパート自身によって担えるよう技術指導が行われた。なお、同年 10 月からインフラ政策アドバイザー、11 月から道路政策アドバイザーが派遣され、機材の維持管理のための技術指導が行われていた。また、2006 年 1 月からは公共事業省の研究開発部を主なカウンターパートとして材料試験能力の向上と面保護・舗装設計に関する技術ガイドライン、マニュアルの策定支援を目的とした「道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト」が行われた。なお、この後、日本 NGO 連携無償資金協力によって JDRAC が「東ティモール自動車整備士養成事業：第 1 期（2011）、第 2 期（2012）、第 3 期（2013）」、「東ティモール自動車検査員養成事業：第 1 期（2016）、第 2 期（2017）、第 3 期（2018）」、「大型自動車整備士および建設機械整備士・オペレーター養成事業：第 1 年次（2020）、第 2 年次（2021）」を継続して行い、公共事業省資機材局職員に対して、建設機械や車両の維持管理技術向上を支援している。

この時期の港湾分野の協力は、道路分野と同様に、「緊急復興社会基盤整備計画調査」で、3 カ年緊急復興計画が立案された後、2000～2003 年にかけて、UNDP/UNOPS に拠出してディリー港の緊急無償資金協力 2 件が実施された。一件はディリー港航路標識及び防舷材改修計画等の緊急インフラ修復（2000～2001 年、30.15 億円）で、もう一件はディリー港西側コンテナヤード改修計画等の緊急インフラ修復（2002～2003 年 20.62 億円）で、いずれも老朽化あるいは破壊された既存施設の改修を緊急的に行った。

2) 2007-2010 年頃：復興開発支援と技術協力の本格化

2)-1 当該セクターの状況

2002 年に策定された NDP において重点分野とされていたインフラ整備が引き続き進められ、NDP 終了後においてもインフラ整備は引き続き重点が置かれていた。道路分野に関しては、日本や ADB をはじめとする開発パートナーにより国道を中心とした道路建設・改修工事が実施されてきたが、概して道路状況は良いとは言えなかった。構造的に脆弱で路面の劣化が進みやすい、地理的、気象的条件により頻繁に起こる降雨によって被害を受けやすい状況にある他、維持管理不足による舗装面の劣化など、道路整備水準はまだ低かった。また、道路維持管理を担当する公共事業省においては組織、個々の職員の技術的水準が頻繁に起こる維持管理業務を遂行するのに十分ではなく、道路維持管理業務全体をマネジメントする能力も十分ではなかった。この時期に増えつつあった国家予算に伴う業務量の増加に対応が難しい状況であった。

港湾分野では、東ティモール唯一の国際港湾であるディリ港は上述の通り 2000～2003 年にかけて緊急的に補修がなされた。同港はもともとインドネシア政府によって建設されたが、施工不良が発生し、損傷が大きい状態であり、損傷個所を避けながら荷役作業を行っている状況であった。国の発展に伴い輸出入貨物が増大するなかで、損傷を放置すると将来全バース（船の着岸場所）が供用不能となることが予測される状況であった。この時期にはドイツ技術協力公社（現在のドイツ国際協力公社（GIZ））が、港湾分野の支援を実施しており、ディリーオエクシ、ディリーアタウロ間のフェリー運航支援、フェリーの供与、人材育成等を行っていた。

2)-2 日本の主な取り組み

この時期の交通インフラ分野の取り組みは前時期に引き続き無償資金協力による道路や港のリハビリ事業を実施しながら、道路分野に関しては技術協力による先方政府の維持管理能力向上が図られた。橋梁分野の無償資金協力として、2008 年 5 月から「モラ橋梁建設計画」が実施された（供与金額は 7.6 億円）。これは 2004 年から実施されていた「ディリーカーサ道路補修計画」の中の橋梁改修コンポーネントが切り離されて実施されたもので、2000 年の洪水で流されて損失したモラ橋を建設したものである（詳細は下記の案件紹介に記載）。技術協力は、「道路維持管理能力向上プロジェクト」、「道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト」が引き続き行われた他、2010 年 6 月からは道路維持管理プロジェクトの後継技術協力である「道路施工技術能力向上プロジェクト」が行われた。前技術協力の成果を踏まえたうえで、総合的な道路維持管理マネジメントの向上や、ケーススタディを通じた現場における施工技術や品質管理の技術移転に重点を置いた協力であった。

港湾分野においては、前述のとおりディリ港の損傷により将来的に全バースが供用不能になることが予測され、2006～2010 年まで「ディリ港改修計画」で埠頭の改修工事が行われた（供与金額は 9.2 億円）。本案件では基本設計調査と詳細設計・施工監理を通じて、埠頭の 1, 2, 3, 4 バースとそれらへのアクセス道路、エプロン部分の拡幅工事が実施された。また、2010 年 12 月からは「オエクシ港緊急改修計画」が行われた（供与金額は 8.7 億円）。

飛び地であるオエクシ県にとって、海上輸送はディリと行き来するための重要な手段であり、既存栈橋の改修と陸上ターミナルの整備を行うことで、フェリーが安全に着岸できるようになり、同県と本土の地域経済格差の是正に貢献した。

3) 2011-2016 年頃：国造りに向けた円借款、無償、技術協力、専門家等の多様なスキームを用いた支援

3)-1 当該セクターの状況

2011 年に策定された戦略開発計画（SDP）で、インフラ整備は社会資本、経済開発と並ぶ重点分野として、また農業、観光、石油といった東ティモールが重点を置く産業開発分野を支える礎として位置づけられている。インフラ整備は道路・橋、電力、港湾、水、通信、空港分野における 2030 年までの計画や目標が記載されている。道路・橋分野では SDP 策定時においても国道の 90%以上が劣化した状況にあるとされ、優先的に実施すべき事項を既存道路をリハビリと補修を通じて良好な道路状況を維持することとした。2020 年までにすべての国道と県道を国際水準までリハビリすることとしており、優先度の高い道路ルートも特定されている。港湾分野では、経済成長と SDP のインフラ整備プログラムによる需要の増加によって、ディリ港は向こう 4-6 年ほどでキャパシティが限界に達するとしている。経済成長と増加する需要に対応するために、北にティバル新港、南にスアイ新港を建設する戦略を立て、中でもティバル新港の建設は国家的優先事項であるとしている。空港分野では、唯一の国際空港であるプレジデnte・ニコラウ・ロバト空港が、将来の旅客増に対応するために拡張される必要があることが、地方空港のリハビリの必要性とともに指摘されている。

SDP に沿って 2011 年にはインフラ基金が創設された。2012 年に東ティモールは世界銀行、ADB から融資を受けられる国へと格上げされた。2012 年の政府予算には、道路整備のための初の対外借り入れとなる JICA、ADB、世界銀行の融資とインフラ基金による独自予算が計上された。

3)-2 日本の主な取り組み

この時期は、無償資金協力、技術協力を中心に交通インフラ分野で数多くの案件が実施された時代であったが、これまでの復旧、復興支援に加えて、将来を見据えた新たな協力が開始した時期であった。道路分野においては、「道路施工技術能力向上プロジェクト」が 2014 年 10 月まで引き続き実施されていた他、後継技術協力として、「道路維持管理水準向上プロジェクト」が 2016 年 2 月から開始された。カウンターパートである公共事業省の道路維持管理能力の更なる向上を目指し、道路・橋梁のデータベースを用いた日常点検や復旧工事等の管理、ケーススタディを通じた技術移転、技術手引書の作成等が行われた。また、2011 年 1 月～2014 年 4 月まで、ADB による無償資金協力と協調したコミュニティ道路整備 ADB/JFPR 協調プロジェクトがボボナロ県で実施された。

2012 年 3 月には、東ティモール初の対外借り入れとして、「国道 1 号線整備事業」（52.8 億円）への円借款の署名が行われた。ディリと第二の都市バウカウを結び、国内で最も交通量が多い国道 1 号線の約 118 キロを整備する事業で、ADB、世界銀行と並び融資を行うことで、

総長 560km の国道整備を目指すものである。SDP の道路分野において最優先事項として位置づけられている。

橋梁分野では、2013 年 6 月から「コモロ川上流新橋建設計画」（供与額 26.05 億円）を通じた協力が開始した。ディリの東西間を結び、交通渋滞の緩和や将来的な開発計画に対応するために、コモロ川上流に 2 車線の橋梁とアクセス道路の建設を支援した（詳細は下記の案件紹介に記載）。また、2011 年 7 月に竣工した「モラ橋梁建設計画」で建設されたモラ橋の橋脚、橋台の防護とモラ川の護岸整備を目的として、「モラ橋護岸計画」（供与額 11.08 億円）を 2013 年 8 月より実施した。

港湾分野では 2016 年 9 月より「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」（供与額 21.97 億円）が開始されている。ディリ港内での貨客動線の混乱の解消と複数のフェリーが同時着岸可能な機能を持ったフェリーターミナルの実現を目的として、2 隻同時着岸可能なフェリーターミナルを建設した（詳細は下記の案件紹介に記載）。

2014 年 4 月からは、都市化、人口増が進むディリ首都圏にかかるセクター横断的なマスタープランの策定が要請されたことを受けて、「ディリ都市計画策定プロジェクト」が実施された。2030 年を目標年次として、開発ビジョン、構造計画、土地利用計画、運輸・交通計画、インフラ整備計画、都市管理計画、アクションプランから構成されるマスタープランの策定を支援した。

最後に、この時期には交通インフラ分野の長期専門家も複数人が派遣された。2013～2015 年の「国家開発庁行政アドバイザー」（SDP に基づく開発計画とカウンターパートの行政能力強化の支援）、2013～2016 年の「道路政策アドバイザー」（道路整備・維持管理の施策・実務計画立案の支援）、2012～2016 年の「港湾施設・安全アドバイザー」（ディリ港の港湾施設の維持管理及び港湾保安等に係る課題への支援）等である。

4) 2017 年以降：維持管理、防災を重点に置いた支援、空港整備へ

4)-1 当該セクターの状況

SDP に沿って引き続き、各種開発パートナーの協力によりインフラ整備が進められている。2016 年から 2018 年にかけては、立て続けに政権交代が起きた影響により、インフラ投資への歳出が計画通りに実施されないことがあった。2020 年以降はコロナの影響により、工事に遅れが出ているものがある。また、2021 年 4 月に発生した大洪水により、ディリの道路、橋梁、河川護岸等の基盤インフラに被害が生じた。

4)-2 日本の主な取り組み

日本は SDP と SDGs を踏まえて 2017 年 5 月に国別開発協力方針を更新したが、重点分野の一つとして、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」を掲げ、維持管理の支援を含む質の高いインフラ整備に資する支援を行うとし、中でも運輸交通・インフラ整備については「運輸交通に係るインフラ整備、同インフラを整備・維持管理する組織強化・人材育成によ

り、人の移動・物流の活性化に資する支援を行う」としている。

道路分野では上述した「道路維持管理水準向上プロジェクト」が 2019 年 12 月まで実施されたほか、2016～2018 年に「道路政策アドバイザー」が派遣され、道路政策分野の助言や能力強化といったソフト分野での支援が行われた。また、2022 年より「道路インフラ及び品質管理アドバイザー」を通じて、技術協力の成果品である各種技術ガイドラインをカウンターパートが適切に運用するための技術支援を行う予定となっている。また、新たなスキームとして民間連携を活用した道路分野への協力も開始されている。

港湾分野では、「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」が 2019 年 10 月に竣工した。次期の港湾分野への協力として、SDP に掲げられている地方港湾の開発への支援にかかる国内の海上輸送網強化に向けた戦略的な港湾開発計画策定への支援として、「戦略的全国港湾開発マスタープランプロジェクト」が 2022 年より実施される予定である。

空港分野については、プレジデnte・ニコラウ・ロボト空港の施設改善を目的とした日・ADB・豪の 3 ドナーの協力による支援が今後実施される予定である。日本は、旅客ターミナルビルの建設等のための無償資金協力（供与額 49.01 億円）の交換公文の署名を 2021 年 10 月に行った。なお、同空港の滑走路延伸及び管制塔等は ADB による有償資金協力で整備される予定であり、そのほかの施設建設等で豪州が協力する予定となっている。同空港はもともとインドネシアの地方空港であったため、増加する旅客数に対応できなくなりつつある他、滑走路端安全区域や着陸帯の空港基本施設が国際基準を満たしていない等、安全上の問題や夜間の離発着ができない等の制限がある。また、同分野では東ティモール空港公社への技術的支援として、空港開発・維持管理の第三国研修が 2019 年より実施されている。

この時期にも長期専門家が複数派遣された。上述した「道路政策アドバイザー」、「道路インフラ及び品質管理アドバイザー」の他、2017～2020 年の「港湾計画・施設維持管理アドバイザー」（港湾開発計画及び沿岸部の開発規制に係る適切な実施体制とディリ港及びオエクシ港の維持管理の改善）、2017～2020 年の「インフラプロジェクト審査・評価アドバイザー」（インフラ基金により実施されるインフラ事業の FS・評価手法の検討に対する支援）が派遣されている。

(3) 他開発パートナーの支援動向

1) 道路・橋梁分野

道路、橋梁分野における主要開発パートナーの一つは ADB である。1999 年より東ティモールにおける支援を開始し、運輸セクターにおいて 2017 年までに約 2 億 7 千万ドルのローン、約 7,600 万ドルの無償、約 280 万ドルの技術協力を供与してきた³⁶。主に、主要国道や県道の補修、維持管理プログラムの構築、公共事業省の道路維持管理能力の向上を目的としたロ

³⁶ Timor Leste Transport Operations November 2018, ADB。なお、運輸セクターにおける 2021 年までの累計支援額は ADB の HP によると約 3.64 億ドルであるが、援助形態毎の内訳は示されていない。

ーン、無償、技術協力を複数実施してきた。その中には EU との共同無償や、JICA との協調融資（上述の国道 1 号線事業で、ADB がマナツトバウカウ間、JICA がディリーマナツト間の融資を行った）も含まれている。また、日本政府貧困削減基金を活用して実施した、道路整備へのコミュニティ参加を促す技術協力である、“Our Roads Our Future- Supporting Local Governance and Community-Based Infrastructure Works” も含まれている。ADB の HP によると、2010 年～2018 年までの支援で総計 190 キロの道路が建設または補修された。

世界銀行の支援は 2011 年から開始され、“Timor Leste Road Climate Resilience Project” は主にディリーアイナロ間の 110km の道路補修を行っている。また、2 つめのプロジェクトとして Gleno-Hatubuilico 間の道路整備を通じて観光業とコーヒー産業に資するための案件が承認されている。

その他の開発パートナーとしては EU や Australian Aid がある。Australian Aid は国際労働機関（ILO）の実施のもと、“Roads for Development Project” を通じて地方道の補修とそれに伴う地方雇用の創出が 2012 年から継続的に行われている。また、米軍も地方道路の修復に協力している。

2) 港湾分野

港湾分野における JICA 以外の主要開発パートナーはドイツで、GIZ が長年支援を行っている。ディリーとオエクシ、アタウロ島を結ぶフェリーである Berlin Nakroma に加え、2021 年には 2 隻目のフェリーである Berlin Ramelau が供与された。また、技術協力として 2017-2021 年まで“Advice and Training to the Maritime Related Industries of Timor-Leste”が行われ、海運とフェリーの運航を含む港湾運営管理を国際水準に引き上げるための技術協力が実施された。なお、ティバール新港は東ティモール初の PPP としてフランスのボローレ社がコンセッション契約を受注しているが、PPP を遂行するための支援を国際金融公社（IFC）が実施した。

3) 空港分野

空港分野については、過去に ADB、オーストラリア政府による研修や計画作成等の技術協力を中心とした支援実績がある。ADB は上述のとおり首都空港の滑走路延伸及び管制塔等の有償案件、また豪州は他の空港施設への無償及び有償による協力を行う予定である。更に、国内最大の空港であるバウカウ空港については、米国がリハビリに協力している。

3.2.2 代表的な協力実績

(1) モラ橋梁建設計画

本案件は無償資金協力によって 2008 年から 2011 年にかけて実施された。ディリーカーサースアイ道路に対する無償資金協力の第二期事業として行われたもので、供与金額は 7.6 億円であった。なお、第一期の道路建設は 2004～2005 年に実施された。対象橋梁はカーサースアイ間に位置しており、ディリーからは 146km、当時は車で 7-8 時間程度の所要時間であっ

た。大変アクセスが悪い場所にあったこともあり、建設当時、施工・建設業を請け負った日本人技術者は日本からコンテナを持ち込み、建設地の近隣でキャンプ生活を送りながら工事を実施した。

対象橋梁はもともと 1996 年にインドネシアによって建設されたが、2000 年にモラ川が豪雨で氾濫した時に橋が流され、ディリ側からのアクセスができなくなっていた。そのため、川を通行できる車種は限られ、かつ渡河に多くの時間がかかり、住民は河川敷を歩いて渡っている状態であった。本案件では長さ 216m、幅 7m、2 車線の構造のトラス橋の建設、モラ橋梁左岸の擁壁、右岸の進入路の建設が行われた。モラ川は日本には見られない暴れ川で、雨量が一年を通じて多く、川の氾濫などに左右されながら工事を行ったという。

対象案件は、これまで橋がなかった場所に橋梁建設を行ったことで、東ティモールの人々に大変喜ばれ、竣工式も大統領や首相が参列するなど大々的に実施された。事後評価報告書によると、案件実施前には川を横断できる車種が四輪駆動車など限られていたが、建設後は全ての車種が通行できるようになり、また通行時間も 10 分から 25 秒に短縮され、人々は安全に川を渡ることができるようになった。定性的なインパクトとしては、地元住民の病院や学校等へのアクセスの向上、農産物の輸送量の増加、輸送業者の増加等が確認されており、特に地元の人々の生活水準の向上へ貢献したと考えられる。



写真:左:モラ橋の位置図 右:完成したモラ橋

出所:左:モラ橋改修計画事業化調査報告書 右:在东ティモール日本大使館 HP

(2) 道路分野への技術協力（道路維持管理能力向上プロジェクト、道路施工技術能力向上プロジェクト、道路維持管理水準向上プロジェクト）

「道路維持管理能力向上プロジェクト」は 2005 年 6 月～2008 年 3 月、「道路施工技術能力向上プロジェクト」は 2010 年 6 月～2014 年 10 月、「道路維持管理水準向上プロジェクト」は 2016 年 2 月～2019 年 12 月に実施された。いずれも道路分野の維持管理や補修、災害時の復旧事業が東ティモール人の手によって将来的に実施することができるようになるための技術協力として行われた。

初期の技術協力は、2004 年 6 月に PKO が撤退する際に東ティモール政府に譲渡した多くの

建機や重機を公共事業省資機材局が自身で扱えるようになるために、防衛庁によりオペレーターとメカニクの訓練と資機材局の管理能力向上を主たる目的として実施された。資機材局に対して機材管理システムの構築支援を行ったほか、オペレーター、メカニクの訓練に関しては、建機や重機の操作経験がほとんどないスタッフに対して操作・運転方法や日常点検や修理方法について座学や実習を用いて一から技術指導を行った。資機材局自身で建機や重機を扱えるようになり、機材管理システムを用いて必要に応じて新しい建機を取り入れる等、管理運用ができるようになったことが成果であった。また、この時期には JDRAC が日本 NGO 連携無償資金協力を通じて、2004 年、2005 年及び 2006 年に 3 期の組立式建物による公共施設建設計画を実施している。

3 つの技術協力で一貫して行われたのは公共事業省道路・橋梁・治水局に対する道路の維持管理能力向上への技術支援である。主には道路維持管理台帳の作成と整備、ケーススタディを通じた道路施工管理能力向上のための支援、技術手引書の作成等が行われた。ケーススタディに関し、「道路施工技術能力向上プロジェクト」では崖崩れを起こして通行不能となった国道を現場として、排水対策や土砂の沈下を防ぐための対応をしながら設計から業者決め、施工完了までをカウンターパートを指導しながら実施した。「道路維持管理水準向上プロジェクト」では設計計画においては、東ティモールの道路通行に大きな被害を与えている斜面崩壊、橋梁洗堀、横断排水施設破損分野で、施工管理においては多様な工種を行っている工事現場を選定してケーススタディを実施した。同時期に実施されていた無償資金協力である、「コモロ川上流新橋建設計画」の工事現場を技術移転の場として活用しながら、数多くの現場でのケーススタディが実施された。この技プロでは災害メカニズムについてのカウンターパートへの周知や道路維持管理台帳の整備に力が注がれた他、道路維持管理方法や、災害による道路の寸断が起きる際のメカニズムについて講義を行い、それをもとにガイドライン案を作成・周知したことが成果であった。

東ティモールにおいて道路は唯一の陸上交通手段であることを考えると、無償資金協力等を活用して道路、橋梁を整備するのみならず、適切な維持管理方法の技術移転を行う技術協力は先方のニーズに合致していたものであったと判断できる。長年の協力を通じて、プロジェクト関係者の試行錯誤を経ながら、カウンターパート職員が自立的に施工、維持管理ができるように能力向上が図られるとともに、彼らの能力や現状に見合う道路維持管理台帳や技術手引書等が作成されたものと考えられる。合わせて、長年日本人と仕事をする中で、日本の設計や施工管理の考え方をカウンターパートが理解するようになり、道路設計にかかるプロジェクトの提案をカウンターパート側が採用しつつあるという見解が関係者へのヒアリングから得られた。技術協力を通じて東ティモールの建設環境が少しずつ変化し、より合理的で高品質な設計・施工管理が実現すれば、道路損傷が多い東ティモールにおいて道路状況を改善するための貢献に繋がり得ると考えられる。

(3) コモロ川上流新橋建設計画

本案件は無償資金協力によって 2013 年 6 月～2018 年 11 月に実施された³⁷。贈与金額は 26.05 億円であった。この協力では、首都ディリを南北に流れるコモロ川を渡河する全長 250m の二車線の新橋梁と約 3.5km のアクセス道路を建設した。ディリの地形は、東西南の 3 方向が山岳で囲まれ、北は海に面しているため、市街地はコモロ川を挟んで西方に拡大している。この西部地区は経済開発地域として設定され、ティバール新港完成後の大型貨物車や人口増に伴い増加する交通量への対応が必要とされる。既存のコモロ川橋梁は 1 カ所のみで常に混雑し、市内交通を分散化するための新たな開発軸の建設が必要とされていた。

上記の背景のもと、本案件では大型貨物交通に対応した道路線形と幅員構成や舗装設計、沿線建物収用を最小化する道路や橋梁計画と、移転家屋の補償評価に対する技術支援が行われたうえで、将来の拡張性を考慮した二車線の橋梁とアクセス道路が建設された。案件実施にあたっては、東ティモール側カウンターパートへの技術移転に力が注がれた。上述の道路分野への技術協力でも触れた通り、同時期に実施されていた「道路維持管理水準向上プロジェクト」と連携し、建設現場において安全パトロール等安全管理について、また設計から施工管理に至る講習等を通じた技術移転が行われた。また、建設にあたり、住民移転が発生することになったが、東ティモールにおいて初めてとなる系統立った用地取得、住民移転、補償計画の立案から実施までが行われた。移転対象の人数を最小化するルート選定、対象者の納得を得るための補償の評価方法、補償対象の確認、各人への補償金の口座の振込等の支援が行われた。

(4) ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画

本案件は無償資金協力により、2016 年 9 月から 2019 年 10 月に実施された³⁸。供与金額は 21.97 億円であった。本案件では、東ティモール唯一の国際港湾であったディリ港の旅客フェリーターミナル部分と貨物コンテナヤード部分を分離し、2 隻同時着岸可能なフェリーターミナルをディリ港の東側に整備し、貨物と客船の動線の混乱を解消した。

移設前のディリ港は、貨物と旅客が混在して運用されており、旅客の乗降時に貨物の積み下ろしや運搬作業を停止し、貨物船の着岸、荷役作業時や低潮位時には、フェリーの着岸を著しく制限する等、非効率で安全性が低い運用がなされていた。具体的にはコンテナヤードに隣接する斜路にフェリーが接岸しており、旅客がフェリーに乗船・下船する際はコンテナヤードの活動を止めるというコントロールを余儀なくされていた。貨物量が増えてくると貨物を優先して人を止めるということを得なくなっており、非常に危険な状況であった。また、接岸部分も構造的な問題があり、潮位が高い時には人が水に漬かりながら乗船・下船せざるを得ない状況であったという。さらに、オエクシとアタウロ島とディリ間を行き来するフェリーは当時 1 隻のみであったが、輸送能力が限界に達していた。また、この時期

³⁷ 準備調査が 2013 年 6 月～2014 年 2 月、詳細設計が 2014 年 5 月～2015 年 1 月、施工監理が 2016 年 2 月～2018 年 11 月。出所:アンジェロセック HP。

³⁸ 開始は G/A 締結時期、終了は完工時期を記載。

には SDP に沿った港湾分野への公共投資としてティバルに貨物専用の新港を開発する計画が進められており、将来的に旅客専用港として機能するための、ディリ港の基盤整備が必要な状況であった。

BOX：東ティモールと日本の友好関係の象徴となる橋の完成

2018 年 10 月にはコモロ川新橋の開通式が行われた。この橋は東ティモール政府により「日の出橋」(Ponte HINODE) と命名された。東ティモールの現地語では同国は” Timor Lorosa’ e” と呼ばれているが、Lorosa’ e は日の出を意味する言葉である。開通式には首相をはじめとする閣僚や地元住民など 400 名以上が参加し、日本からも、現役の外務大臣としては初めての同国訪問となる当時の河野太郎外務大臣、在東ティモール大使が出席し、華々しく開催された。コモロ川を挟みディリ市の東西を結ぶ同橋の建設は、ディリの渋滞緩和に寄与したほか、人口増や西部地域開発に伴う交通量、物流量増加への対応に貢献した。なお、2021 年 4 月に起こった大洪水において同橋は直接的な被害を受けず、橋の設計や品質への評価が高いことが証明されている。



写真：完成した日の出橋

出所：アンジェロセック株式会社

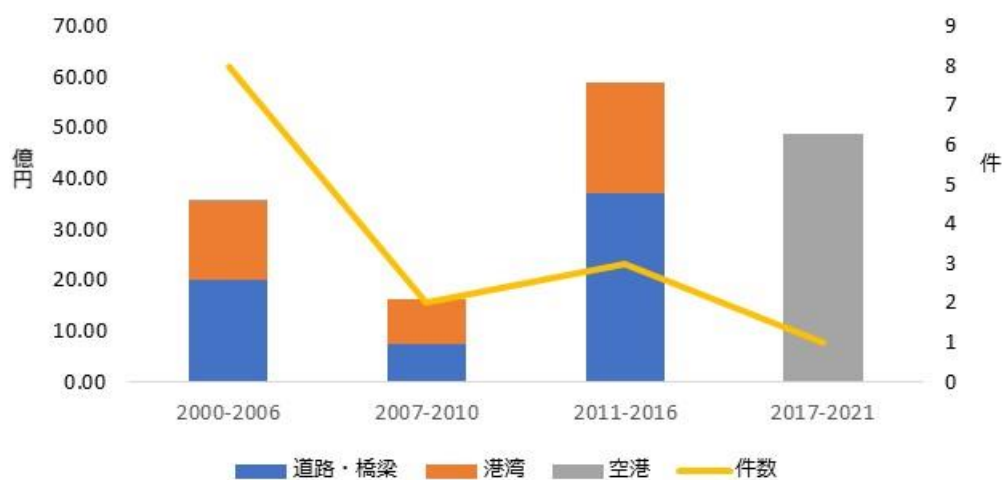
建設は、建設計画地の前面海底勾配が非常に急峻かつ海深が深かったため、工法上の工夫を施しながら進められた。案件実施により 2 隻同時着岸可能なフェリーターミナルが建設されたことで、24 時間稼働可能なターミナルが整備され、旅客の安全性が大幅に向上した。また将来的に旅客専用港として機能するための基盤整備に貢献したと同時に、フェリー寄港地等の地方港の整備計画の自由度が広まり、港湾整備計画立案への促進が図られた。

3.2.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

1) 件数、金額の実績

交通セクターでは、これまで合計で約 241 億円の協力が実施されてきたが、そのうちの約 174 億円を無償資金協力（緊急無償資金協力、無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力）、約 53 億円を有償資金協力が占めている。有償資金協力は 2012 年 3 月に交換公文の署名がなされた「国道一号線整備事業」一件のみである。図 3.2.1 は、交通セクターにおける無償資金協力（同上）の年代別の金額と件数を表したものである。



出所: JICA 調査団

図 3.2.1 無償資金協力の金額と件数の推移

上図が示す通り、件数は 2000-2006 年が最も多くなっている。分野としては、2016 年までは道路・橋梁、港湾分野への協力が行われており、2017 年以降は、2021 年に交換公文の署名がなされた国際空港整備計画への協力 1 件となっている。

次に、表 3.2.1 に技術協力プロジェクトの年代別、サブセクター別の件数を示す。

表 3.2.1 技術協力のサブセクター別件数の推移

	2000-2006	2007-2010	2011-2016	2017-2021	合計
道路・橋梁	2	1	4	0	7
港湾	0	0	0	1	1
都市計画	0	0	1	0	1

出所: JICA 調査団

上表が示す通り、これまで合計 9 件の技術協力が行われ、その大半は道路・橋梁分野で実施されてきた。2011-2016 年の件数が多いのは、国道 1 号線整備事業、ADB による無償資金協力の附带プロジェクトが含まれているためである。

2) 道路・橋梁分野

SDP では、道路・橋梁分野のプライオリティとして、既存道路のリハビリ、補修を通じた維持管理に長期的な投資をしていくとしている。ビジョンとして、1) 包括的な道路維持プログラムの実施、2) 全ての既存道路のリハビリ、3) 主要ルートにおいて、全天候型の橋梁を 2030 年までに建設、4) 南岸開発に必要な道路インフラの建設、5) 環状道路基準に沿った環状道路を 2030 年までに整備すること、を掲げている。

日本の協力は主に、ビジョンの 1)、2)、3)、5) に寄与するものとして、無償資金協力、有償資金協力、技術協力を中心に約 128 億円の協力が行われ、劣悪な状態にあった道路や橋の修復や補修、カウンターパートの道路維持管理能力の向上が図られてきた。これまでの協力において日本が修復、補修した道路の総延長距離は表 3.2.2 の通りである³⁹⁾。

表 3.2.2 日本が協力を実施した道路・橋の総延長距離

開始年	案件名	改修総延長
2000 年	ディリーアイナローカーサ間道路緊急補修計画	132km
2004 年	ディリーカーサ道路補修計画	アイトットーカーサ間 約 50km ディリーアイレウ間 約 43km
2008 年	モラ橋梁建設計画	全長約 216m、左岸擁壁 10m、右岸進入路 84m (カーサースアイ間)
2012 年	国道一号線整備事業	ディリーバウカウ間のうち、ディリーマナツト間の 49km
2015 年	コモロ川上流新橋建設計画	全長約 250m、アクセス道路約 3km

出所: 各種報告書に基づき JICA 調査団作成

上表の通り、主にディリーとバウカウ間を結ぶ北岸ルート、ディリーと南部の主要都市スアイを南北に結ぶルートの補修、リハビリを行った。特にディリーバウカウ間の道路整備は SDP における道路分野の優先事業の筆頭に上がっている。これらの総延長距離の合計は約 184km で、東ティモールの国道の約 13% にあたり、SDP に掲げる既存道路のリハビリ、修復という点において大きな貢献を果たしたと言える⁴⁰⁾。

特に 2010 年前後までの協力は紛争で破壊されたインフラの復興、復旧に貢献するための道路や橋梁の建設事業が主であった。道路の補修による交通量の増加、所要時間の短縮といった定量的な効果のほか、市場や公共サービスへのアクセスの向上や安全性の向上といった定性的な効果が出ている。橋梁建設でも同様に、通行時間の短縮や通行できる車種の拡大と

³⁹⁾ 対象として記載したのは一般無償資金協力、緊急無償資金協力、有償資金協力である。PKO による協力等は詳細データを入手できなかったため記載していない。

⁴⁰⁾ なお、東ティモールの道路ネットワークは約 6,000km あり、その中で国道が 1,401km、県道が 869km を占めている。約半数は未舗装の地方道である。同国の国道は国の北岸と南岸に東西に沿った 2 本の道路と、これらと連絡するための南北の道路が 6 本(急峻な地形と山岳地帯を越えていく道路)から構成されている。SDP によると橋梁は 456 カ所ある。道路は同国の旅客の 90%、貨物の 70%を運ぶ重要なインフラであるが、国道の 90%が劣悪な状態にあると言われている。

いった成果が出ている。また、人々が安全に川を通行できるようになった他、アクセスの向上、農産物の輸送量増加等のインパクトも発現している。

2010 年前後以降に行われた協力でも引き続き、脆弱で損傷が激しい道路の補修や拡幅が行われ、交通事情や物流効率の改善へ貢献している。また、東ティモールの独立回復後 10 年を経て、2011 年には SDP が策定され、これまで開発パートナー中心だった復旧復興事業から、国造りの開発へと舵が切られた時期には、今後の経済成長を見据えた新たな協力も実施された。例えば、「コモロ川上流新橋建設計画」のような将来的な都市開発、人口増加を見越し、かつ災害に対しても強靱性をもつインフラの建設や、「ディリ都市計画策定プロジェクト」のような 2030 年までを見据えた都市マスタープランの策定等である。

2004 年以降、継続的に実施されてきた技術協力や専門家を通じた道路分野への技術移転も特筆すべきである。PKO が撤退した直後の建機・重機の操作に始まり、それらを活用した道路維持補修、道路維持管理台帳の整備を通じた道路維持管理システムの構築、工事現場を活用したケーススタディによる技術移転、技術手引書の作成、予算、政策面で継続的に維持管理がなされるための提案に至るまで、その時々東ティモールのニーズに応じた技術移転でカウンターパートの能力強化が図られてきた。また、交通インフラ分野に限ったことではないが、長年にわたり技術協力や専門家派遣を行うことにより、カウンターパート組織と人的なつながりを確保し、更なる関係強化への素地が作られたことも成果の一つであろう。

3) 港湾分野

SDP の公表時点では、唯一の国際港湾であるディリ港に貨物の輸出入、旅客サービスが集中しており、経済成長に伴い増加する需要に対して、向こう 4-6 年で対応能力が限界に達するとされていた。港湾分野における戦略として、経済成長と今後増えていく輸送量に対応するために北岸に貨物用のティバル新港、南岸に石油産業用の基地となるスアイ港を開発することとしている。

日本は港湾セクターに対し、無償資金協力、専門家派遣を中心にこれまでに約 93 億円の協力を行った。特にディリ港への協力は、同港が当時唯一の国際港湾で、オエクシ、アタウロ島の住民や生活物資を運ぶフェリーが寄港する港であり、大変重要な運輸インフラの一つであったことを鑑みると意義は大きかった。道路・橋梁分野と同様に、ディリ港への初期の協力は劣化した港湾設備の改修が主だったものであったが、これは安全で円滑な港湾業務の遂行と増加しつつあった貨物取扱量への対応に寄与したと考えられる。また、「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」によって、事業実施前には 3 時間程度であったフェリーの接岸可能時間が 24 時間接岸可能となった。そして乗客の安全な乗船、下船と効率的な旅客や貨物の輸送が可能となった。また、「オエクシ港緊急改修計画」も飛び地であるオエクシ県とディリ間を行き来する旅客数の増加や乗船・下船時の安全性、利便性の向上などの効果をもたらし、オエクシとディリ間のコネクティビティの強化に寄与した。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

交通インフラ分野への支援は限られた開発パートナーが実施していることもあり、東ティモール側からの日本への整備への期待は大きいものであった。その中での日本の特徴として挙げられるのは、設計から施工、建設に至るまでの質の高さであろう。これは上述した、2021 年の大洪水でも日本が建設した橋や港が大きな被害を受けなかったことにも象徴される。合わせて、維持管理に関する技術移転、施工における高い安全意識なども日本の特徴として挙げられる。また、交通分野に限らないが、有償資金協力、国際機関や NGO を通じた無償資金協力といった資金提供や、現場に根差した技術協力プロジェクト、政策レベルで提言を行える専門家派遣、民間連携といった様々なスキームを活用して協力を行える点は日本の特徴の一つである。

(3) 波及効果

一般的に、インフラ整備により橋や道路、港等が整備されることにより、様々な波及効果が生まれると言われている。例えば住民の円滑な移動の実現、災害による被害の軽減、生活の利便性の向上（病院や市場、公共サービスへのアクセスの向上）等である。また、整備されたインフラを利用して移動することは住民の旅行時間の節約につながり、整備前には移動に費やされていた時間が別の活動に使われることによる生産性向上の効果が見込まれる。さらに SDP でも目指されているとおり、インフラ整備による産業振興とそれに伴う雇用の増加、観光客等の需要の増加などの波及効果が期待される。これらの波及効果が日本が整備したインフラによってどの程度実現したのかを定量的に測ることは困難であるが、この中のいくつかは波及効果として事後評価で確認がなされている。

また、インフラ整備の効果は可視化されやすいこともあり、上述したコモロ川新橋、またディリ中心部に位置しており、日本の協力で整備されたことが一目でわかるディリ港等は東ティモールと日本の友好関係の象徴と捉えることができ、外交的な波及効果を生み出していると考えられる。さらに、このようなインフラ事業を身近で目にする、あるいは整備された設備を利用した人々が日本を身近に感じ、理解することで、中長期的に日本にとってよいパートナーでいてくれるのであれば、両国にとって広い意味での波及効果があると言えるだろう。

3.2.4 今後の協力

これまでの東ティモールに対する交通インフラ分野への協力や東ティモールが抱える開発課題を踏まえると、SDP、そして SDGs の目標年である 2030 年に向けて、以下の分野において協力がなされるべきであると考えられる。

(1) 道路・橋梁、港湾の維持管理分野への更なる協力

SDP では、質が高く、維持管理がきちんとされた道路ネットワークが経済、農村開発にも欠かせないと強調されている。主要ドナーによる国道のリハビリ事業が 2022 年を目途にひと段落すると言われる中で、基礎インフラ整備への需要は残りつつも今後の焦点は整備した国道をいかに東ティモール自身が自立的に維持管理していくかに移っていくと考えられる。

東ティモールの人々が自分たちで道路の維持、施工管理を実施していくための能力強化を継続して行っていく必要があると思われる。港湾分野でも同様にこれまで行われてきた専門家やインフラ事業を通じた港湾維持管理における人材育成、能力強化を継続的に支援していく必要があると思われる。

(2) 道路防災に対応した協力

前述したとおり、東ティモールは脆弱な地質、急峻な地形であり、洪水や台風、河川の氾濫などの災害に対して脆弱な国であり、2021 年の洪水でも大きな被害が出ている。山岳道路の地滑り、のり面保護、河川の護岸、橋脚保護など、災害に対して強靱な体制構築のための技術移転が必要である。日本は防災大国であり、防災技術を含め協力できる分野が多数あると考えられる。

(3) 空港分野への協力

プレジデnte・ニコラウ・ロバト国際空港への無償資金協力は、前述したとおり日本、ADB、オーストラリアが協力して大規模な支援を行うものである。空港整備を進めることによって航空輸送にかかる利便性や安全性を向上させ、将来的な航空需要の増加への対応を図り、経済社会基盤（インフラ）の整備・改善に資することで、経済成長に貢献することが期待される。

(4) これまで日本が支援した人材との協力

交通インフラ分野に限らないが、今後の協力をより良いものにしていくために、これまで日本が長年支援してきた東ティモール国立大学、留学生、研修生等のネットワークが活用されるべきである。近年、これらの人々が政府の要職に就いており、彼らとの対話を通じ、単に援助を与えるだけではなく、水平的な協力を実施していくことが今後求められると考える。

BOX: 建設現場での工夫

工事現場であるディリ港はディリ市の中心部に位置していることから、数々の住民への配慮がなされながら工事が進められた。例えば、騒音や粉塵等の影響について地元住民に対して丁寧に意見聴取や説明等を行い、理解を得るようにした。また、地元の人々に工事の進捗を知らせるための工夫として、ゲート前に掲示板を設置し、工事内容や工事がどの程度進んでいるかなどの情報を周知した。

本案件は無事故で工期内に完了したが、その背後には様々な安全対策があった。建設会社は安全パトロール中に指摘された問題点の改善と、その改善が持続されているかの確認の徹底、新規に入った作業員の全員への紹介と教育、優良作業員への表彰などを実施し、安全意識の向上に努めた。また、施工段階ではカウンターパート、コンサルタント、建設業者による定期的な会合を通じて互いの情報共有がなされていた。

高い品質、安全意識をもって建設されたフェリーターミナルは東ティモール側からも大変喜ばれたという。



写真: 完成したフェリーターミナル

出所: JICA HP

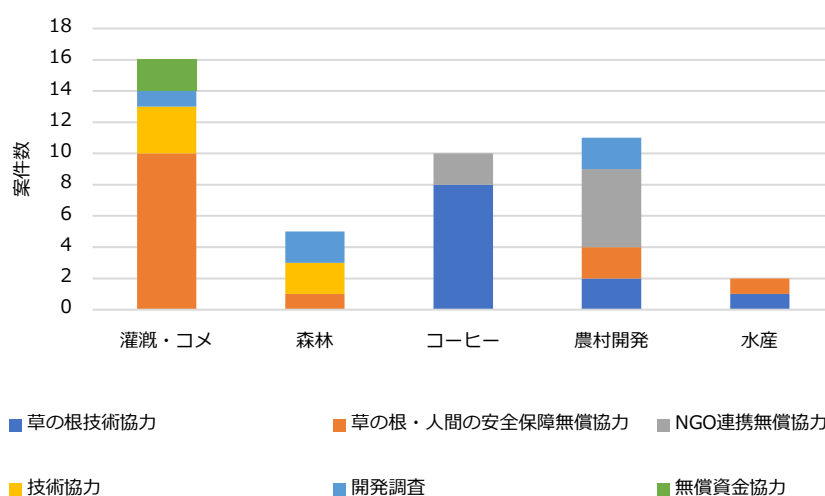
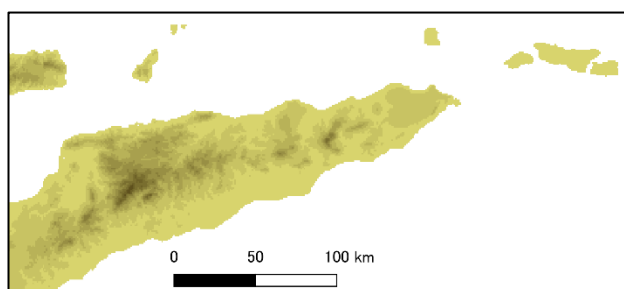
3.3 農業・天然資源

3.3.1 協力の概要

東ティモールの独立回復当時は、農業・天然資源分野も例外なく、少ない政府職員数が課題であり、また紛争による農業施設の被害や資材・物資不足の対応には、開発パートナーの介入が必須であった。農業省においては、インドネシア時代の約 6,000 人（全公務員の約 18%）に対し、2002 年度には 196 人（同約 1.2%）に制限され、農民の指導をするにもスタッフが不足し、事業予算もごく僅かという状況であった⁴¹。農業を形づくる地理的特徴として、

東ティモールでは、右図のとおり、国土の約 3 分の 2 が山岳地帯であり平地が少ない。農業は、①天水依存の傾斜地農業（森林資源も活用）、②平地の灌漑農業（主にコメ）、③高地の工芸作物（コーヒー等）の 3 つに分けられる⁴²。

日本による農業・天然資源分野の支援も上記 3 部門を中心として、独立回復前の 2000 年頃から支援を開始している。図 3.3.1 東ティモールの地形（標高が高いほど濃色）



出所：調査団作成

図 3.3.2 分野別、スキーム別の案件数（2000-2020）

⁴¹ JICA の対東ティモール復興・開発支援総括報告書（平成 14 年 6 月）

⁴² 農林水産省（2019）「東ティモールの農業水産概況」

（https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-149.pdf）

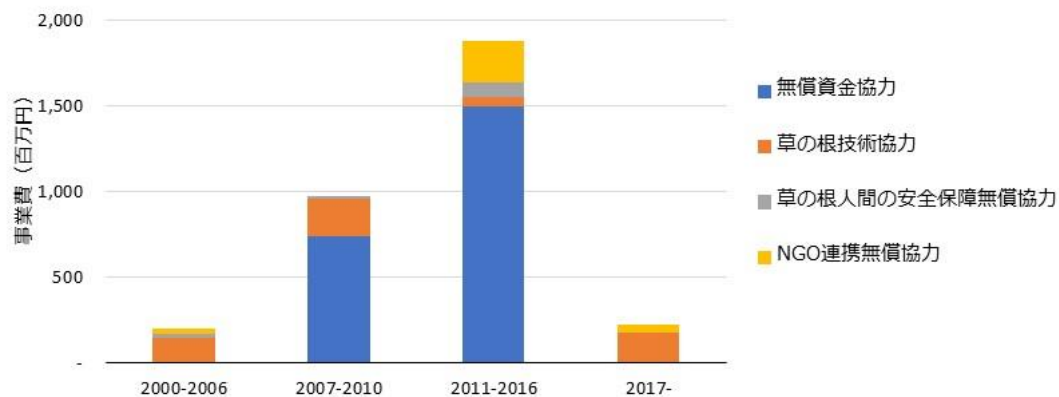
本項では農業分野（農業、天然資源）における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-10	2011-16	2017 以降
農業/天然資源 セクターの状況	紛争による農業人口の流出、灌漑施設の破壊、農業生産性低下。独立回復当初は、農機具も不足。コーヒーは2002年に日本に初輸出。	農産物・コーヒーの加工・流通の未整備。農村人口減少続く。コメ農業生産性の向上をめざす。2007年に正式に国家森林政策を策定。	洪水による取水施設の崩壊、水路機能の低下が発生。これらの改修、及び建設と水管理関係者に対する、維持管理訓のニーズを確認。	輸入米の流入も多いが、国内の米単収は向上。買い入れ政策が機能。食料自給率向上に向けたコメの生産増加は急務。
東ティモールの 取組指針	首都の生活用水と、稲作地帯の灌漑用水として重要な流域の森林破壊地域を「重度荒廃流域」指定、支援要請をした。	食糧安全保障の観点から、コメ生産、農産物の加工・流通に対して、政府組織・体制強化、農民組織化に取り組む。	戦略的開発計画にて、稲作は重点課題。国家教育戦略計画で学校給食での国産米消費を推進。生産、販路開拓に取り組む。	6次立憲政府プログラム（2015年～2017年）の農業部門における方針においてアグリビジネスの創生を掲げる。
日本の取組指針	01-03年：農林水産業開発計画調査は、国家開発計画・農業部門のベースとして活用される（特に持続的なコメの自給率向上を目指す）	08-11年、農産物加工・流通業振興計画調査実施。行政の体制整備、農民組織化や民間業者強化、制度・基準やインフラ整備のマスタープラン策定。	12年4月：援助方針、「②農業・農村開発：主食の米増産を通じた農業振興、ビジネス、地場産業振興、主要産業としての育成と雇用創出。」とする。	17年5月：開発協力方針：「産業の多様化：農水産を含む産業育成、効率化促進、産業人材育成の支援」を挙げる。
農業 主な案件	03年、ラクロ地区灌漑施設改修計画（緊急無償）	05-15年マナツト県灌漑稲作プロジェクト（技術協力）	13-15年、農業マスタープラン・灌漑開発計画（開発型技術協力）	16-22年、国産米生産強化による世帯所得向上（技術協力）
天然資源 主な案件	00年、東ティモール緊急復興地理情報のデータベース作成調査（緊急無償）	05-10年、ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画調査（開発調査型技術協力）	11-15年、持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトフェーズ1（技術協力）	16-22年、持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトフェーズ2（技術協力）

(2) 年代ごとの協力の特徴

日本による東ティモールへの農業分野の支援も、他分野と同様に、緊急の食料や物資の支援が中心であった独立回復前後の時期から、2006年の騒乱を経て、2007年から拡大したことが下図からも読み取れる。なお、2017年以降は新規案件の開始が少ないこともあって事業費が減少しているが、技術協力が継続して行われている。



出所:調査団作成

図 3.3.3 農業セクターでの日本の支援規模の変遷(各年度新規開始案件について)

農業・天然資源に係る東ティモールの状況、及び日本政府の支援を年代別に概観し、取りまとめる。

- 2000～2006 年頃：地図整備、灌漑復興、換金作物生産性向上
- 2007～2010 年頃：農産物流通改善、灌漑復旧の継続とコーヒー生産地の地域開発
- 2011～2016 年頃：灌漑施設の集中的建設支援、天然資源管理の意識の強まり
- 2017 年以降：国産米生産支援、天然資源管理全国展開、ジェンダー配慮

1) 2000-2006 年頃：地図整備、灌漑復興、換金作物生産性向上

1)-1 当該セクターの状況

東ティモールでは、1999 年 9 月の住民投票後の混乱で、農村からの人口流出、灌漑施設を含む生産財が破壊され、官民サービスの停止等に伴い農業生産力が低下しており、農業セクターも厳しい環境下であった。このため、当時は国外からの援助や緊急支援により、食料危機を脱した状況であった。特に、主要食品作物のうち、コメは需要の半分以上を輸入に依存していた。一方で、東ティモールにて石油に次ぐ輸出産品は当初からコーヒーであった。

「国家開発計画（2002 - 2006）」では、農産物の安定した供給と価格、持続可能な天然資源管理が謳われている。農林水産省により 2004 年 9 月に「政策・戦略フレームワーク」及び同年 11 月に「セクター投資プログラム（SIP）」が詳細な実施計画として策定された。農産物の加工・流通の促進を今後の重要な政策と位置づけ、2005 年には 農業水産省内にアグリビジネス局を設置するなど体制を整備した。当該局は、行政による農民組織や民間業者への支援の強化、流通にかかわる制度・基準や道路インフラなどの基盤整備などにより、国内における農産物の加工・流通の改善や促進を図り、輸出につなげていくことを目的としていた。また、灌漑における国内向けの穀物生産性の向上は、優先度の高いプログラムと定められていた。

天然資源管理分野では、首都への生活用水として、また稲作地帯の灌漑用水として重要なラクロ川、コモロ川流域の森林破壊が顕著であり、農業水産省はこの 2 流域を「重度荒廃流域」として指定した。一方で、独立回復当時の東ティモールでは、開発計画の重要な基盤となる地形図の精度が低く、また土地利用、道路状況の把握にも、10 年以上更新のされていないデータがあるのみであった。

1)-2 日本の主な取り組み

上記の状況下、開発計画の基盤となる土地利用や地形の把握のため、日本の実施した早期の支援の一つに、2000 年の東ティモール緊急復興支援の「地理データベース作成調査」がある。引き続いて、2001-03 年には、「農林水産業開発計画調査」を実施し、中期総合農業開発計画を策定した。この内容が 2001 年の国家開発計画農業部門のベースに活用された。食糧安全の観点から、主要作物の生産性の向上のため、マナット県ラクロ地区では、緊急無償援助で「灌漑施設改修計画」の実証プロジェクト（2002 年 11 月～2003 年 8 月）が実施された。引き続いて、マナット県での 5 カ年の技術協力「灌漑稲作プロジェクトフェーズ 1」は 2005 年に開始された。

人材の育成においては、NGO 連携無償資金協力や草の根・人間の安全保障無償資金協力により、リキサ地域において農業者育成のためのプロジェクトが実施された。

灌漑用水の水源の荒廃に対処するため、2005 年からは、ラクロ・コモロ川流域の住民主導型総合流域管理のメカニズムを策定するための 5 カ年の開発調査型技術協力「ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画調査」が開始された。のちに住民主導型天然資源管理 (CB-NRM) 手法として確立され重点流域の村落に導入が拡大している。

NGO 等による農村支援では、緊急救援活動を要する状況から落ち着き、次に取り組まれたのは、農業人材育成、換金作物（主にコーヒー）の技術支援であった。アイナロ県及びエルメラ県でその後、重点的に継続される草の根技術協力による日本の支援がそれぞれ「アイナロ県マウベン郡コーヒー生産者支援事業」「エルメラ県におけるコーヒー生産者自立促進事業」として開始された。喫緊の課題として、収穫・加工過程の改善や生産者組織化に取り組んだ。

2) 2007-2010 年頃：農産物流通改善、灌漑復旧の継続とコーヒー生産地域開発

2)-1 当該セクターの状況

食糧安全の観点から、国家開発計画の期間終了後、2008 年以降も、引き続き、農業は優先分野に挙げられていたが、農業分野の従事者は減少傾向にあった。2002 年に 55.9%だった農業就業者は 2010 年に 50.8%になっており、都市部への人口流出が続いていた。この背景に、農業分野に関連する民間セクターが極端に少ないこと、特に農産物の加工・流通にかかわる民間業者は極めて少なく、小規模な農家によって生産された農産物が加工されることなく付加価値の低い状態でわずかに流通しているのが実情であることが挙げられる。

前述のとおり、農業水産省内にアグリビジネス局を設置したが、農産物の加工・流通を支援する行政の体制整備、行政による農民組織や民間業者への支援の強化、流通にかかわる制

度・基準や道路インフラなどの基盤整備の課題が残る。ディリ地域が先行していた灌漑施設の復旧、改善も、マリアナ地域、オイクシ地域で同様に、支援が必要とされていた。

天然資源分野では、2007 年に正式に国家森林政策が策定され、森林セクターの上位目標として森林資源と流域を持続的に管理することが目標に掲げられた。一方で、森林局（NDF）をはじめとする政府機関の人員不足、職員の経験・能力不足により、適切かつ効果的な対策を講じることができずにいた。

2)-2 日本の主な取り組み

2006 年 5 月の騒乱から再び落ち着きを取り戻した 2007 年から、農業分野における日本の支援も一気に始動した。前述のとおり、農業の加工流通分野の課題が明白であったため、2009-11 年、「農産物加工・流通業振興計画調査」が実施され、農産物の加工・流通を支援する行政の体制整備、行政による農民組織や民間業者等へのサービス強化、流通にかかわる制度・基準や道路インフラなどの基盤整備を進めるための情報が収集された。また、食料安全保障の観点から、水稻栽培の向上を目的とした灌漑設備の復旧活動が、技術協力が先行するマナツト県プロジェクト（ディリ地域）に並行し、マリアナ地域とオイクシ地域それぞれにて、草の根・人間の安全保障無償資金協力「灌漑用水路拡張計画」として実施された。同時期に灌漑稲作アドバイザーが 4 年間派遣された。

主要な輸出産品であるコーヒーの生産者への NGO による支援も継続され、2009 年には、4 つの草の根技術協力事業が同時に開始された。そのうちの一つは、先行事業の中で、生産者協同組合による効率化に高い成果がみられたため、「東ティモールにおけるコーヒー生産者協同組合モデルの普及」として実施されることになったものである。他には、生産量向上の次段階として、品質改良や、対象農村地域の生計向上を目指した畜産改善や、他農産物の多様化等、地域開発の視点を導入し、地域の循環を考慮した取り組みが 2 件、女性グループに着目した生計向上事業が 1 件実施された。

3) 2011～2016 年頃：灌漑施設の集中的建設支援、天然資源管理の意識の強まり

3)-1 当該セクターの状況

この時期の農業従事者が流出する傾向に歯止めはかからず、全就労人口中、2011 年の推定 49.3%から 2016 年には 40.4%まで減少している。国内のコメの作付面積は 2008 年（46,000ha）をピークにその後減少を続けている。この頃、コメ生産地域では、洪水による取水施設の崩壊と土石堆積による水路機能の低下が発生した。灌漑施設、排水施設、圃場などの改修および建設と水管理関係者に対する、施設の維持管理訓のニーズが発生した。2011 年に策定された SDP では、社会資本、インフラ開発、経済開発を 3 大重点課題としており、農業・天然資源関連は経済開発の傘下にある。換金作物として、稲作が重点分野であることは変わらないため、生産性の増加や販路の整備に改善の余地があることが確認された。具体策として、国家教育戦略計画では学校給食での国産米消費を推進した。SDP の策定当初は、天然資源の現状として、脆弱であったり、環境的に重要な地域を保全する活動がほぼ皆無である点が指摘されている。土壌浸食や洪水被害を未然に防ぐための対策として、天然資源の保護地域、森林生物多様性の保護、淡水源の生態系保護が必要である旨記されている。

3)-2 日本の主な取り組み

日本は2011年に、農業人材育成の一環として、草の根・人間の安全保障無償資金協力にて「マヌファヒ県における農村開発研修センター」を設立し、農業グループ、女性及び青年を対象として農業技術や運営指導を開始した。また、同様に、日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力にて、東ティモール国の指針であった、灌漑開発を重点的な課題として継続的に支援している。2009年にマリアナ地域のコバリマ県にて初めて草の根・人間の安全保障無償資金協力による灌漑施設整備事業が実施され、これに引き続いて、2011年、12年、14年と同県内、別準村にて灌漑施設計画が施行され、同マリアナ地域のボボナロ県でも同様の計画が施行された。新しく、サメ地域ではアイナロ県及び、マヌファヒ県、バウカウ地域ではビケケ県、オエクシ地域（オエクシ県）でも灌漑事業が開始された。これで、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力による東ティモールの灌漑事業支援が、全国5地域を網羅することになった。この期間の間に、農業灌漑アドバイザーも、2013年から15年の間に派遣されている。2013-15年には開発計画調査型技術協力「農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト」が策定された。同計画の内容が、続く技術協力による国産米事業の基盤となっている。

同時期には、稲作以外の農業技術の向上を目指した活動も多く展開された。コーヒー生産において、草の根技術協力の実績のある地域にて、2012年頃からは、NGO連携無償資金協力案件が、続いて実施された。生産性向上や小規模生産者の組合の収益向上を目指した事業2件に始まり、コーヒーから発展した山間部の生計・生業向上事業（畜産・果樹など）が2件、水利改善事業も1件実施された。2013年には、農村地域の女性支援のため、草の根技術協力にて、5カ年計画の「農村女性の経済活動支援のプロジェクト」が開始され、2015年から3年間は農業農村アドバイザーが派遣された。

天然資源分野では、2010年に完了した開発計画に基づき、引き続いて技術協力プロジェクト「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト（2010-2015）」が開始された。

4) 2017年以降：国産米生産支援、天然資源管理全国展開、ジェンダー配慮

4)-1 当該セクターの状況

輸入米の流入量は推定値⁴³では増加傾向にあるが、近年では、コロナ禍でのコメ原産国の輸出打ち切りも一時的に経験し、東ティモールでの食料自給率向上に向けたコメの生産増加の重要性が再認識された。コメ生産性の向上や販売経路の未整備が指摘されている。課題解決には、投入資材（優良種子、肥料等）と栽培技術の拡充、灌漑施設の適正管理、国産米市場販売流通網の整備、政府による国産米買い取り制度の整備が急がれる。

6次立憲政府プログラム（2015年～2017年）では、農業部門において、アグリビジネスの創生を掲げており、農業人口の流出、同時に都市部の人口増加を緩和する目的があると思われる。農業生産性の低下により、現金収入は、天然資源（主に木材）の切り出しに依存せざる

⁴³ FAO 積算による推定値

るを得ない状況であり、森林破壊が進む要因ともなっている。住民参加型の天然資源の持続可能な管理手法の浸透には、人材育成が不可欠である。農業水産省のみでは足りない現状がある。

世界的に、気候変動に起因すると思われる自然災害が多発しており、東ティモールでも、豪雨や干ばつ、森林火災や暴風による農作物や森林資源への被害が見受けられる。開発パートナー主導のプロジェクトにおいても、各方面から、気候変動による被害の緩和・適応策に寄与するコンポーネントを組み込む動きが出てきている。ジェンダー主流化の動きも同様に、全セクターを通じて取り組まれている課題であり、特に農村地域ではマイノリティーとして主導権が与えられてこなかった女性や若年層のエンパワメントを促す活動が取り入れられてきている。

4)-2 日本の主な取り組み

日本では、2017年5月に対東ティモールの国別開発協力方針が更新された。「産業の多様化」では、農業・水産業を含む産業育成、効率化促進、産業人材育成の支援について言及されている。

2015年の灌漑開発計画に基づく、国産米の増産に向けた技術協力プロジェクトが2016年に開始された。栽培技術の向上、灌漑施設の維持管理能力の強化、国産米流通・販売システムの構築を目的としている。近隣国と比較しても、低い関税の影響から安価な輸入米の流入により、収益に伸び悩む米生産農家の支援策として、政府の米買取・配布システムの改善・強化に取り組むとともに、省庁横断的に国産米振興政策を検討するタスクフォースの始動を支援している。

持続可能な天然資源管理事業のフェーズ1から提唱された「CB-NRM」実施メカニズムの実証が2016年から技術協力プロジェクト「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトのフェーズ2」として開始され、2022年まで実施されている。その中で、住民の資源管理計画の策定等を促すファシリテーター役を、NGO職員の中で育成するシステムをカウンターパートと共に実施している。コーヒー生産の支援地域では、コーヒー樹木の老朽化が、栽培技術の改良も及ばず、収量減退の要因になっていることが確認された。この問題に対策すべく、「コーヒー畑の改善」の草の根技術協力事業が2019年に開始された。

(3) 他開発パートナーの支援動向

東ティモールの独立回復後、日本は早くも2000年代から、灌漑施設復旧や、国家計画に寄与する開発調査型技術協力を実施していた一方で、他開発パートナーの農業分野への本格的な参入は、2011年頃以降になっている。それまでは、主要な食用作物の遺伝資源改善、穀物研究の現地科学者の育成を試験的な実施（Australia）や、持続可能な土地管理（GEF、UNDP）に関する事業が実施された。多くの開発パートナーは、99年から2011の間は、緊急援助、紛争や自然災害からの危機回避・早期回復の政府支援に個別対応していた。国連食糧農業機関（FAO）が東ティモールに事務所を設置したのも、2012年になってからである。以下に、農業・天然資源セクターの主なプロジェクトを記す。

表 3.3.1 他開発パートナーの支援動向

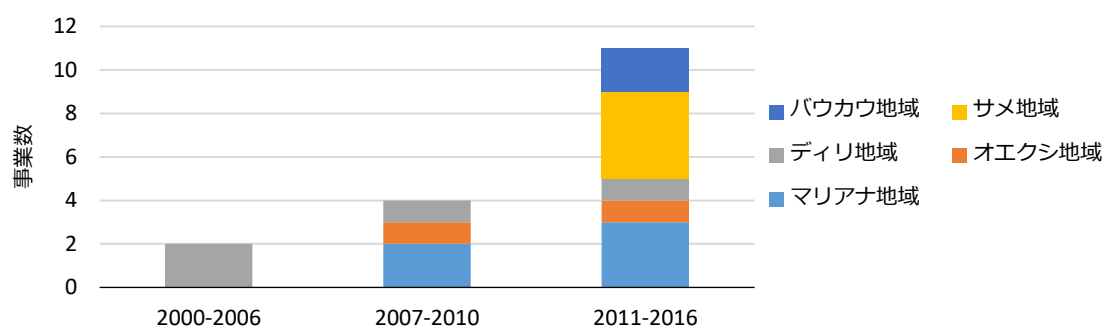
分野	年代	
	2011-16	2017 以降
灌漑・コメ栽培	(FAO) 灌漑水の排水システムと管理枠組みの開発支援 (ACIAR) Seeds of Life プロジェクト：コメ、メイズ、サツマイモ、キャッサバ、ピーナッツ等主要主食作物の改良支援。 (GIZ) 農村開発プログラム：低地のコメ、トウモロコシ生産支援	*TOMAC 作成のマニュアル（農業省に共有）を JICA 国産米事業で使用（普及に活用）。AICOM の研究成果も栽培指導に導入。 (WFP) 児童を対象にした栄養強化事業（輸入米を含む）の受容試験開始（2020）。
食料安全・政策の策定	(European Commission) 飢餓・栄養不良改善のため、食料安全の国家情報と早期警報システムの開発支援 (FAO) 農業分野の統計の実施計画の支援	(FAO) 国家森林ポリシーの強化支援 (FAO) 農薬、化学物質に係る規制の策定支援
天然資源管理	(GIZ) 気候変動対策連盟：気候変動に脆弱なグループに向けて、天然資源の持続的利用を推進し、リスク軽減に努める。	(GIZ) アグロフォレストリーでの（marginalized group の）雇用促進
換金作物	*2012 年に FAO 事務所開設 (FAO) ココナツセクターの開発レビュー (GIZ) Camões プロジェクトは中央高地で、コーヒーと森林の管理に重点を置いた事業。	(ADB) コロナ禍支援でコーヒー栽培（2000 農家）での GAP 実施、財政、や品質向上・市場開拓を支援。
園芸・営農・人材育成	(GIZ) 農村地域の農業生産性・持続性の向上支援プログラム (USAID, OFDA) 食料安全と栄養改善、災害リスク削減に向けた保全型農業の推進 (FAO) ポストハーベस्टロスの人材育成、国内の園芸作物販路改築	(IBSA) 保全型・定地農業（移動型の焼畑でない）と食品・栄養改善、天災被害の改善 (FAO) ポストハーベस्टロス人材育成、販路改善 (Australia) 商法農産物の開発、栄養改善 (Australia-ACIAR) 生産性高く、持続可能な農法発明
水産・畜産	(GEF) インドネシア海との水産資源の持続的管理における協力の促進	(FAO) 海洋魚の養殖の試験の実施。 (grouper, snapper) (Australia ACIAR) 商用肉牛農家の発展事業

3.3.2 代表的な協力実績

(1) 灌漑復興と稲作

コメ生産においては、前述のとおり他開発パートナーによる一時的な支援があったものの、日本は、東ティモール独立回復時から継続して灌漑・コメ栽培分野で支援を牽引する開発パ

ートナーである。その貢献はインフラ整備、人材育成、生産性の改善、政策への提言と多岐にわたる。日本の同分野への協力は、独立回復前の 2001 から 2002 年にかけて実施された農林水産業開発計画調査からである。コメに代表される主要作物の国内生産の安定は食糧安全の観点から極めて重要であり、同調査結果は、独立回復後の国家計画に反映された。その後の SDP でも、国産米生産は、優先分野として常にその重要性が明記されてきた。



出所: 調査団作成

※2017 年以降 (2022 年 5 月) までに新たに開始された灌漑事業はない。

図 3.3.4 日本支援の灌漑事業数の推移

東ティモールにおける灌漑施設は、独立回復の混乱期に破壊されたもの、または前宗主国であったポルトガル時代やインドネシア占領下であった時代に建設され、補修がされないものなど、施設には課題が散見された。現地の灌漑施設は伝統的施設、セミテクニカル施設、近代施設に大別できる。日本はこれらの灌漑施設の復旧や近代化に注力してきた。上図のとおり、日本による灌漑復旧、国産米関連の事業は ODA に限っても、これまで 17 件に及ぶ。うち 10 件の灌漑復旧事業は、草の根・人間の安全保障無償資金協力によるもので、SDP の策定後である 2011 年から増加し、国内のすべての地域を網羅している。無償資金協力により建設された灌漑施設がある 2 つの地域では、全世帯に裨益する技術協力プロジェクトが実施中である。

表 3.3.2 大型灌漑事業の概要

灌漑スキーム	受益地 (ha)	裨益世帯数 (戸)
ボボナロ県マリアナ地区	1,000	1,000
ブルト地区	800	450

開発計画への寄与：農業マスタープラン・灌漑開発計画調査

灌漑支援と同時並行で、SDP に掲げられる 2020 年目標「食料供給が需要を上回る」、「灌漑稲作面積を 2 万 ha 増加する」の達成への道筋を示す農業マスタープラン・灌漑開発計画を策定すべく、2013 年から 15 年までに、開発調査型技術協力の事業が実施された。

同マスタープラン、灌漑開発計画では、調査結果に基づき 1) 生産性向上政策、2) 生産意欲支援政策が提案された。概略は下表のとおり。

表 3.3.3 マスタープラン概要

生産性向上政策	全国に 425 の灌漑地区を特定、灌漑稲作の実態・ポテンシャルを分析。食料作物の生産、加工、流通の課題と解決方策を検討。生産環境整備のためのプロジェクトを策定。
生産意欲支援政策	安価な輸入米の流入を抑え、国産米の価格競争力の確保が必須。コメ生産農家が生産米の生産・販売で収益を得ることができる政策を検討・分析の上、買い入れ政策を提唱。

本開発調査技術協力では、ASEAN 諸国のコメへの補助政策⁴⁴を調査し、粳買い入れ制度の妥当性を検討し、その結果を農業水産省のみならず粳買い入れ政策の商工環境省、その他の関係機関、開発パートナー機関（WB、EU、ADB）に説明した。当初の JICA 指示の、「灌漑」、「農業」から調査の課題を「食料安全保障」の政策として反映することを提案し、移行した。

その後、この提案に基づき、技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（国産米プロジェクト）が 2016 年から実施中（～2023）である。

技術協力におけるインフラ整備の有効活用：マナツト県灌漑稲作プロジェクト

灌漑インフラが整備されても、持続的な施設管理のためには、カウンターパートの能力強化が急務であった。近代的灌漑地区であっても土砂の流入により取水障害が常に発生しており、主食の米生産に直接影響する課題であることから重要な問題である。長期専門家は、伝統的灌漑設備において、容易に土砂流入を引き起こす施工（取水口の敷高が低い）となっている箇所に、取水口の敷高を上げることで、土砂流入がどれだけ軽減されるのか、実演を通じてカウンターパートやコミュニティに示す工夫をした。時に、このような意識改革が必要であった。

農業土木に係る機材の知識や技術は、日本や、隣国のインドネシアへの研修員の派遣を行った。灌漑インフラの効果を最大化するため、技術協力が行われた分野は、カウンターパートへの建設機材に関するオペレーション、メンテナンスの技術移転、カウンターパートから農家への普及を目的とした圃場準備、条植え移植、除草の技術指導である。

⁴⁴ 関税、買い入れ政策、輸入制限を指す。

BOX: 無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」(2013-2017 年)

マナツト県、バウカウ県にまたがるブルト灌漑地区では、5 年の無償資金協力により、大規模な灌漑施設が整備された。本事業では、支線水路までが設計・施工され、伝統的な集落単位まで水が届くようになった。本事業は、対象地域のコメの生産量が増加することで、農民の生計が向上すること、幹線水路のコンクリート化に伴い、頻繁な土水路補修に要していた労働力をコメ栽培に振り替えること、水路に付帯する管理用道路が整備されることにより、農業機械や運搬車両の通行を容易とすることを目的としていた。水へのアクセスが向上することによって、その地域の生活改善や衛生環境の向上にもつながる。また、本事業では、東ティモール国立大学工学部土木学科の学生へのインターンシップの機会も提供した。

式典に先立ち現地を訪れた副大臣が、地元農民と意見交換をし、竣工式では首相をはじめとする閣僚が、末端水路から頭首工までを視察した。

地域	マナツト県・ バウカウ県
供与額	14.99 億円
カウンターパート	農業水産省灌漑水管理局



写真:取水施設俯瞰

出所: JICA HP

また、マナツト県で計 10 年間にわたり実施された技術協力プロジェクトでは、3 名のインドネシア人短期専門家を含む、23 名の専門家が東ティモールに派遣され、総勢 46 名の東ティモール人カウンターパートが、日本や隣国へ派遣され、技術研修を受講した。

表 3.3.4 マナツト県灌漑稲作プロジェクトでの派遣人数

	フェーズ 1 派遣人数	フェーズ 2 派遣人数
本邦研修	8	12
第三国研修	8	18
長期専門家派遣	5	4
短期専門家	6	8

このような活動も実を結び、2006 年当初、1.4 t/ha の生産性だったコメの収穫量は、同地域内の試験圃場では 3.28 t/ha を記録し、乾季で病害虫被害のあった場合でも 2.3t/ha の収穫が得られた。同技術協力プロジェクトが目標としていた 2.5t/ha の生産性の維持も、技術的な実現可能性も認められた。

コメバリューチェーンの改善：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト

日本支援による灌漑施設の整備が進み、農業マスタープラン・灌漑開発計画を経て、2016 年からは、バリューチェーン—生産、収穫、収穫後処理および加工、輸送、販売および消費—に取り組む技術協力プロジェクトが展開されている（～2023 年 12 月）。同活動は、プロジェクトサイトにてコメ生産からの所得を増加させる目的で、ディリを拠点に、マリアナ及びブルト灌漑スキームで展開されている。

生産、収穫、収穫後処理および加工：

プロジェクトサイトでは、日本人専門家による県普及員に対する技術指導がなされ、裨益農家への研修は普及員が担っている。専門家による講習への参加率は、時を経て上がっており、普及員が稲作について学び直す機会を得たことで、農家の前で自信をもって指導できるようになってきている。この活動が、プロジェクト対象地域の外へ波及することが望ましい。COVID-19 対策の影響で、集会在り制限された時期には、積極的なアプローチが難しい状況もあったが、これまでの対象県での結果を、TV コマーシャルやバナーなどで周辺県にアピールしている。将来的には現在の対象県に周辺県の普及員を呼んで、灌漑スキームの研修を行うことも考えられる。

同プロジェクトでの新しい取り組みとしては、気候変動対策（適応策）として、水の節減、水利用量を少なくするために、生育期間が短い品種を選ぶなどの工夫がされている。

プロジェクトでのモニタリング活動は、すべてクラウド上で管理され、タブレット端末でデータ（生育記録、収量記録）を共有している。また、病害虫について、アンドロイドアプリを使って調べるなど、圃場での観察事項やデータを活用し、計画を立てるための研修を実施している。

プロジェクトサイトでは、フィールド研修に参加した農家の圃場において、19 年の雨季との比較で、20/21 年雨季にはマリアナ地区で約 2 倍、ブルト地区でも平均 1.75 倍の収量があり、栽培技術が定着し収量に改善が見られる。

輸送、販売および消費：

東ティモールでは、輸送手段が限られており、効率化のオプションも限られるが、一定量を精米し、保管した上で、まとめてトラック運搬することで、輸送回数を減らす、という工夫が検討される。

流通の面では、政府の買い入れ／配布システムの改善に向け、日本人専門家によるシステム改善支援および国家流通センターの能力強化が行われている。現在は、国による買取は NLC により、行われているが、今後農業省を含む関連省庁によるコメタスクフォースを設立する支援をしている。国が買い入れる国産米の配分に関する方針は定まっておらず、変化するが、国産米のうち、古くなったものを通常の半額程度で貧困層に販売するなどの救済にも活用



写真 ファーマーズマーケットと国産米 出所：調査団

されている。NLC 及びプロジェクトは、国産米全体の 5-10%に相当する約 3,000 トンの買取を目標値としている。プロジェクトが支援する国産米は、ホテル、レストラン、または、農業水産省直営の Farmers market などの市場で販売されている。コロナ禍のような異常事態時（原産国による輸出停止）にも、国家の食料確保に寄与すべく、国産米の強化は今後も継続すべき支援である。

BOX： 灌漑事業の推進、農村の水環境の改善をめざして

Mr. Martino Laurentino Soares が初めて JICA 事業にかかわったのは、2000 年の地理データベース作成調査であった。これまで研修等で、4 度来日している。現在は、局長として、①インフラと灌漑施設開発部門、②協会部門、③灌漑技術部門にて、46 名の職員を統括している。現行の国産米事業では、Mr. Soares は「灌漑施設の維持管理システム強化」の責任者である。

“現在の灌漑施設の課題は、河川管理の概念が弱いことである。東ティモールの川には支流がないために、集中豪雨によりすぐに洪水となり、灌漑施設も破壊されやすい。これから 2016 年に実施された河川管理の政府調査の結果も合わせて実務に活用していきたいと考えている。マリアナ、ブルト地区への日本の支援により、農家のコメの収量と利益が着実に向上している。多額の投資を受けたことは事実だが、これを他地域にも発展させていきたい。”



(2022 年 2 月実施インタビューより)

(2) 天然資源

住民参加型で住民に主導権を置き、持続性を担保する資源管理：CB-NRM

2002 年の国家開発計画の時点から、森林荒廃は喫緊の課題として認識されており、住民参加型の森林管理が解決策とされていた。流域管理が着目されるようになった要因は、先行する灌漑事業での土砂流入の課題が、森林荒廃にも起因することが疑われたためであった。農業による生産性が伸び悩む中、焼き畑による開拓が続き、森林資源は木材の宝庫であり、換金や家庭での用途があった。このため、当該事業の対象地域であったラクロ、コモロ川は、既に重度荒廃流域に指定されていた。

森林荒廃を引き起こしていた主要因は、東ティモールでは、人口増加による圧力というわけでもなく、土地利用方法や管理をすることで改善できる状況であると判断された。そのため、住民が策定する村落規則を厳守することで改善していく、という手法を提案することを開発調査型技術協力時から実施し、例えば、森林荒廃を招く伐採や、過放牧を違法行為と定めた。天然資源管理を村落単位で実施する中で、当該協力では住民に主導権を置き、持続性を担保していくことに重点を置いた。

同規則は本来、事業の視点から言うと、主に資源管理のために、提案をしたものだったが、住民にとって資源管理は、自治の一部という位置づけである。このため、森林に制限せずに、住民の日常生活に関連した、冠婚葬祭、家庭問題（暴力等）、についての規則も入れており、コミュニティの社会全体を網羅している点は、ニーズに即した結果である。外部ドナーなどからこの点について疑問を持たれることもあるが、森林に絞らなかったことで、村に受け入れられ、規則遵守が保たれているように受け取られる。

当該協力では、住民による将来土地利用図の策定を支援し、住民総意の村落規則によって土地利用管理を促進するとともに、森林伐採に代わる、苗木生育、植林、持続可能な傾斜地農業等のマイクロプロジェクトに住民自らが取り組むことによって村全体の天然資源管理と生計向上を促すという方法を取った。住民のイニシアチブで進められる、この一連の活動を CB-NRM メカニズ



出所：CB-NRM プロジェクト提供

図 3.3.5 住民参加型天然資源管理(CB-NRM)のコンセプト



写真 住民による苗木づくり 出所：CBNRM プロジェクト

ムとして確立した。天然資源管理の観点からは、確実に実施をしなくてはならない事項に関して、協議のファシリテーターである NGO 職員と、その活動を誘発しながら、誘導していく工夫をした。

傾斜地農業の技術支援⁴⁵により、干ばつの続いた年でのメイズの収量は、技術導入のなかった土地に比べて 1.2t/ha の差があった。土壌の保水性や、有機施肥によりメイズ自体を強化できたことによる、圃場や、植物のストレス耐性の向上の結果と思われる。また、森林保全の観点では、太字に示すように、プロジェクト実施村と、隣接の未実施の村とを比べると（下表太字・下線部分）、密林の削減にある程度、抑止されたように見受けられる。

表 3.3.5 森林減少率の比較

Project/Non-project	Village	Size of Dense Forests (ha)			Decreasing / Increasing Rate (% per year)	
		2001	2013	2017	2001-2013	2013-2017
Non-Project	Fahisoi (R)	434.9	385.6	374.3	-1.00	-0.70
	Fahisoi (L)	175.2	160.7	154.5	-0.70	-1.00
Project	Fadabloco	443.3	384.2	401.3	-1.20	1.10
	Faturasa	837.6	773	778.5	-0.70	0.20

出所:CB-NRM プロジェクト

流域管理評議会やロードマップなど、資源管理の人材育成

流域は広域にわたり自治的境界線に限らず影響があるため、プロジェクトは、関連する複数県からなる流域管理評議会の設置により、自治体制を整え、農業水産省へ共同での苗木要望書の作成など、連携を深めている。

住民参加型の森林管理には、現地ファシリテーターの活躍が不可欠であり、一連の活動を通じて、持続可能な資源管理の知見を身に着けることで、政府職員のみならず、村落で普及活動を行う NGO 職員といった東ティモール国の人材育成全般にも寄与している。

これら複数のプロジェクトが並行するなか、政策提言として、同手法の全国展開により、住民参加型の持続的森林管理を実現するロードマップの策定を支援した。

気候変動やジェンダー主流化、世界の動向を反映させるプロジェクト変成

近年の大規模洪水に代表されるように、島嶼国である東ティモールは、気候変動の影響に特に脆弱な国の一つであり、気候変動に対する緩和、適応に向けた活動が各開発パートナーとも活発になってきている。CB-NRM プロジェクトでは、住民参加型の活動計画に向けた会合の際に、気候変動による影響、村レベルのインパクト、必要なアクションを、NGO 職員などの地元ファシリテーターを通じて説明している。これにより、将来土地利用計画を策定・マイクロプログラムの内容を検討する際に、気候変動の対策として取り入れるべき活動（風よけ植林等）を促すことができている。また、同様に気候変動に対する活動を展開する GIZ と

45 テラス工の構築、コンポスト作成、優良種子、液肥製作等を支援した。

の共同で、気候変動の「脆弱性アセスメント（Climate Change Vulnerability Assessment: CCVA）を取り入れた。

CB-NRM は、JICA で最初の緑の気候基金の資金活用に向けて、2019 年からプロポーザルの作成を開始し、2021 年には、採択がされた。GCF プロジェクトでは、森林荒廃や、気候変動へのレジリエンス強化、またジェンダー関連の問題を網羅した内容になっている。

BOX：住民参加型天然資源管理（CB-NRM）の推進

Mr. Fernando de Araujo は、2005 年の開発調査型技術協力から、約 17 年間にわたり、住民参加型天然資源管理に携わっており、現在は農業水産省森林局・流域管理課長として、3 つのユニット（①soil and water conservation ②CBNRM ③Water source management）、9 名の職員のマネジメント、及び CBNRM の推進に努めている。（CB-NRM：92 ページ参照）

年	CB-NRM とのかかわり
2005 年	一職員として、開発調査型技術協力に参加
2010 年～	技術協力にカウンターパートとして参画（～22 年）
2011/12 年	2 度の本邦研修：森林・土壌・水源保全を学ぶ
2015 年～	課長として職員 1 名の本邦研修派遣、関係者調整



“CB-NRM を政府の取り組みとして継続するため、村落での土地利用計画、村落規定のモニタリングといった活動の各種調整に努めている。2011 年から 12 年の間に 2 度来日研修を受講し、日本の林業における植林間隔や水の浄化システムが参考になった。森林保全は、国家政策で掲げていてもその実施がなされていなかったが、JICA プロジェクトによって実践が進んだ。CB-NRM の特色である村落規定が、住民主導で策定されることで、コミュニティレベルでの活動が活発になり、政策がコミュニティへ届くようになった。中央政府と、地方政府、NGO が連携をとれたことも大きい。この実績から今後政府には、Department of CB-NRM が設立予定である。流域管理評議会は、今後、インドネシアに接した流域を含め、international レベルの評議会の設立も必要と考えている。GCF と連携し JICA の新しいプロジェクトも開始される今、JICA チームと我々は One Team という意識を持っている。”

（2022 年 1 月実施のインタビューより）

(3) 換金作物栽培と地域振興

独立回復当初から現在も、コーヒーは東ティモールにとって石油を除く 95%を占める⁴⁶最もメジャーな輸出品である。独立回復時の混乱後の緊急援助の時代を終え、次段階として取

46 Timor-Leste's roadmap for the implementation of the 2030 agenda and the SDGs

り組まれたのは、コーヒーの生産農家への生産や加工技術支援活動であった。
これまで ODA によるコーヒー生産を主目的とした 8 件の草の根技術協力と 3 件の NGO 連携無償資金協力が実施されている。報告書執筆時点では、実施中の草の根技術協力が 1 件ある。コーヒー栽培に適した環境が山間部に限られることから、対象地域は、サメ地域、ディリ地域、マリアナ地域となっている。

日本のコーヒー支援は歴史が深く、2001 年に、コーヒー調査が開始され、翌 02 年に日本への初輸出（ATJ・オルタートレードジャパンと協同）がなされた。NGO により、まず 36 世帯を対象に 1 年支援を試験し、その後その経験を基に草の根技術協力事業（3 年）が申請、実施された。

技術指導、加工の効率化による生産性と品質向上

コーヒー生産における支援内容は、東ティモール側の独立回復の混沌期からの復興段階に合わせて、変化を遂げている。また、支援スキームの別では、独立回復当初から 2012 年頃までは草の根技術協力、2012 年以降は NGO 連携無償資金協力を中心に実施されている。

まず、製品としての品質を向上させるため、生産量を増やすための草の根技術協力による支援「アイナロ県マウベシ郡コーヒー生産者支援事業」「エルメラ県におけるコーヒー生産者自立促進事業」が行われた。具体的には、採取するチェリーの均一化の指導、海外のコーヒー産地からの講師の派遣、計量や会計管理の支援、加工プロセスの改善のため、機械の導入や、水槽の建設が行われた。コーヒーの加工技術の向上では、東ティモール農業水産省コーヒー局とも連携している。これらの活動を農家の共同体で行うことで効率化を図るため、コーヒー農家の協同組合の設立を開始した。組合を通じた販売網を確立したため、以前のように収穫の度に違う場所に重いコーヒーを持参する手間を削減できるようになったり、輸送手段を自分たちで確保できることになったりしたことで、価格交渉にも強みとなった。販売売上は、組合を通じて、農業資金の貸し付けのシステムを構築するなど、生産者に寄り添った活動をした。

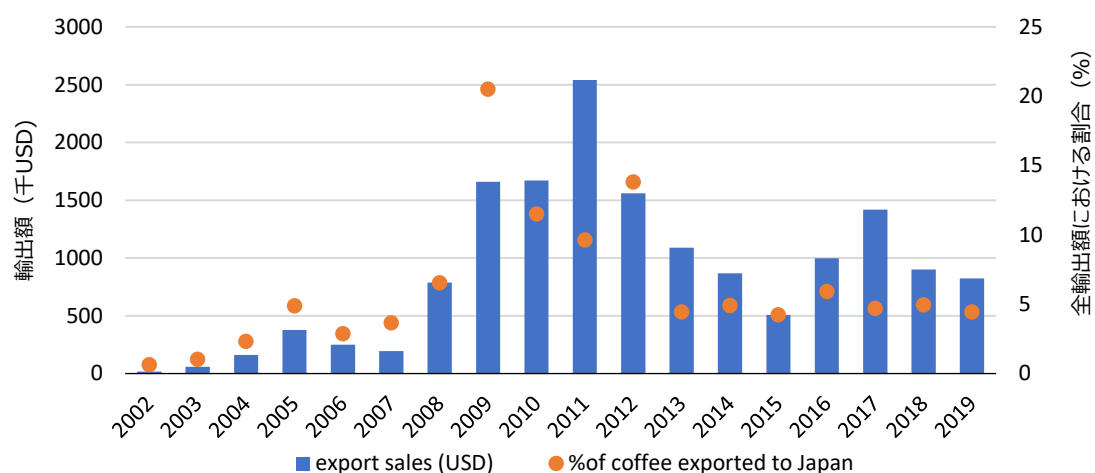
コーヒーのみの単一作物に起因する脆弱性の緩和のため、その他の園芸作物栽培の支援と、同様の共同販売のシステムを構築している。2003 年からモデル化した協同組合による出荷、品質管理を、展開しており、2012 年までその対象区域が拡大された（草の根技術協力「東ティモールにおけるコーヒー生産者協同組合モデルの普及」）。続いて、NGO 連携無償資金協力により、「アイナロ県マウベシ山間部の生計向上事業」「エルメラ県及びリキサ県におけるコーヒー生産性向上事業」「小規模コーヒー生産者組合・グループの生産性及び収益の向上事業」と 3 つの事業が、草の根技術協力にて実績のある地域にて更なる生産性・効率化に向けて実施された。

コーヒー樹木の農業生産的な寿命は 30 年と言われている。樹木のメンテナンスを改善しても、限界もあり、古い樹木の生産が平均の四分の 1 迄落ち込んでいるのは、樹木の老朽化の要素が大きくなってきている。収量の落ち込みによる、収入源、は農家の若い世代の農業離

れにもつながっているため、現存の木を伐採し、新株に植え替える事業を開始したところである（草の根技術協力「コーヒー畑の改善事業」）。

日本向け輸出商品として、フェアトレードによる買い付けが支援され、日本へのコーヒー輸出量は、下図のように、上昇傾向をたどった。

取引額も、全輸出額に占める割合も、日本とのコーヒー貿易額は、一定数を保っている。



出所: The Observatory of Economic Complexity(OEC)

図 3.3.6 東ティモールから日本へのコーヒー輸出規模

コーヒー農家支援から派生した農村開発プロジェクト

コーヒーは重要な換金作物であるが、収穫は年に一度に限られている。その他の時期の生計を支援するため、コーヒー農家の支援から、その農村が地域内循環型の経済構造に近づく取り組みへと拡大していった。

安易に収入やエネルギー源となる薪の採集が進む中、コーヒー栽培農家の近隣でも森林荒廃が進む現状があった。そこで、コーヒーや、他園芸作物、畜産・バイオガス、はちみつや栄養改善と、地域に現存する産物の産業化や小規模農業ビジネスの立案や家族会計、及び気候変動に対応した農業研修が、NGO 連携無償資金協力「アイナロ県マウベシ山間部の生計向上事業」や「エルメラ県アッサベ郡農村地域の生業向上事業」として実施された。

どの分野でも水源確保は必須であったが、水源よりも高い位置に住居を構える農民にとって、水源の確保は、特に、子ども、女性にとって重労働であった。農村開発の事業例として、NGO 連携無償資金協力「アイナロ県マウベシ山間部の水利改善事業」が実施され、年間を通じて生活用水および農業用水へのアクセスが可能になった。同協力では、池灌漑の建設、灌漑水路の整備により、農業用水を確保した。3 年間（2015-17）を通じて 611 世帯 3,958 人の生活用水へのアクセス状況が改善された。これらの建設における重労働にも、現地住民が自主的に参加し、完成した。メンテナンスが必要な場合にも、利用者からの資金のもちよりにより、その費用に充てられているという。

BOX: 女性のエンパワメント

コーヒー農家の村落支援をする中で、女性のエンパワメントの重要性も確認された。緊急な技術協力を行い、一時的な収入向上につながっても、持続性に問題が起きることがある。ドナー支援による女性グループを結成したものの、市場、品質、輸送、金融等の問題から、その経済的な活動の継続が難しい状況に置かれていた。



写真: ボボナロ県の女性グループ(JICA HP)

2013 年から 2018 年に実施された草の根技術協力「東ティモール農村女性による経済活動の強化事業」では、6 県 20 あまりの女性グループを対象に、地元の食材、資材を使った製品開発、品質管理、輸送手段の確立の支援を実施し、環境通産省 や農業水産省がカウンターパートとして活動した。企業育成センター (IADE) は、研修実施の支援や商品発表会へ参画している。女性グループにおいても、製品発表会での大臣の参加がモチベーションにつながるポジティブな影響を与えている。政府としても、国民の食の変化から、パン食が増え、輸入に頼るジャムなど、新たな嗜好品の消費が増える中、これらの産品を国内生産することへの意識は高い。

NGO 連携無償資金協力「エルメラ県アッサベ郡農村地域の生業向上事業」では、同農村地域の生業機会が向上するという上位目標達成に向けて、各活動では、女性の参加やエンパワメントに注視した内容とした。例えば、短期的及び長期的な気候変動への農民の対応能力に関する参加型ワークショップ参加者の男女比の目標比率を設定し、意思決定へ女性が参加していることを確認した。また、村全体の意識改革のため、男女平等研修や女性のリーダーシップ研修を実施した。その後、ジェンダーに関する意識と行動変容のグループセッションにて、男女平等について考え、意見交換をする場を設けた。

世界的に、女性の地位向上は依然問題であり、時間を要す課題であるため、急激な変化は難しいものの、村落の中で、慣習になっている男女の差異について、外部からの働きかけで意識をする機会を提供したり、女性が現金創出活動を担うことで、女性に意思決定のある収入源が、子供の衣類の購入に使われたり、男性不在の状況での女性間の交流の場が生まれたりすることが、新たな発見や提案につながる機会となり、前向きな変化をもたらしていると言える。

なお、国を挙げての女性のエンパワメントの活動としては、国際機関連携無償資金協力「東ティモールの国づくり及び開発における女性の意義あるリーダーシップ及び参画の強化計画」(2016 年～2020 年) によって、UN WOMEN が「ジェンダーと憲法の作業部会」を設立し、国会での一定割合での女性の議席確保を促し、女性の声を政治へ反映できる仕組みづくりに取り組んでいる。

3.3.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

農業・天然資源管理セクターにおける日本の協力は、2000 年に開発計画の基盤となるべく、土地利用や地形把握のための緊急復興地理情報のデータベースを作成したことから始まる。

特筆すべきは、日本が独立回復当初の緊急支援から継続して牽引している灌漑復興と国産米支援である。日本による灌漑復旧の事業は ODA に限っても、これまで 16 件に及び、国内全地域を網羅している。水へのアクセスが向上することによって、灌漑稲作のみならず、その地域の生活改善や衛生環境の向上にもつながっている。2006 年当初、1.4 t/ha の生産性だったコメの収穫量は、2 期・10 年に及ぶ技術協力の際に、同地域内の試験圃場では 3.28 t/ha を記録し、乾季で病害虫被害のあった場合でも 2.3t/ha の収穫が得られた。これは農家の収益の向上も意味する。背景には、灌漑や稲作専門家の地道な技術指導がある。コロナ禍では一時期、一部の米原産国からの輸入が途絶えた時期があったが、日本が整備した灌漑施設、国産米の収穫があったことで、食料安全に寄与したと言える。

国土の 3 分の 2 を占める山岳地域の森林資源の荒廃は、地域住民の生活の基盤となる生計源に影響を与えるだけでなく、これを水源とする稲作、下流の都市部での水害にも直結する課題であった。日本の協力では、山間村落の住民参加型の資源管理を提唱し、住民主導による伐採を含む村落規則の策定、伐採に代わる農業・林業・生計向上活動の選択と実施を含む一連の活動を CB-NRM メカニズムとして提唱し、これが住民に十二分に受け入れられた。どの分野においても、人材不足が課題である東ティモールにて、住民を巻き込んだ活動を実施できたことでその成果が、密林の減少率や対象村落での干ばつ時でのメイズ収量の比較として確認できている。

石油に次ぐ輸出品であるコーヒー産業は、独立回復直後の緊急支援や 2006 年の騒乱からの落ち着きを取り戻したのちに、日本が精力的に支援に取り組んだ。コーヒー生産を主目的とした事業はこれまで 11 件実施されている。生産者の能力強化では、生産技術のみならず、機械や水槽整備による効率化、会計指導や、生産者の協同組合化にも地道に取り組み、コーヒー農家の生産者としての地位を強化し、買いたたかれる状況を脱する支援となった。フェアトレードによる日本への輸出も安定的に確立されている。また同支援対象地域でのコーヒー以外の収入源の開発や、水インフラ整備といった事業や、女性グループの生計活動を支援する取り組みにも発展している。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

日本の協力は、循環や持続性に重きを置き、段階的に柔軟な支援を行ってきた。農業・天然資源管理の分野において、日本は他開発パートナーと比較し、独立回復後早い段階から、支援活動を開始してきた。このことにより、長いかわりの中で培われた信頼は大きいものと考えられる。

数カ月単位の短期派遣や長期派遣といった差異があるが、日本から派遣する専門家が、現地に出向き、直接カウンターパートや裨益者への働きかけをする点が、他開発パートナーと比較される点であり、この形態により実現される利点も多いと考えられる。

例えば、天然資源管理の活動では、ロードマップの策定において、ボトムアップ式で取り組むべく、カウンターパート内でタスクフォースを構成し、日本人専門家が、毎プロセスをカウンターパートと共に時間と労力をかけて実施した。他開発パートナーでは、派遣専門家が全て策定することも多いが、同プロジェクトでは、カウンターパートが親しみをもち、ワーキングレベルの職員が、同計画への当事者意識を高め、実行へのモチベーションを高める目的で、共に作り上げるプロセスを経た。

CB-NRM のプロジェクトで策定された村落規則は、タラバンドゥ⁴⁷（伝統的儀式）を経て村落に導入されている。こういった文化的価値観や歴史的背景を考慮したアプローチが、村落規則の手法を受け入れられやすくした要因の一つと考えられる。これまで、開発パートナーの事業でタラバンドゥに基づく活動は確認していない。これほどに地域に根付いた活動ができています。

コーヒー事業においても、長年農家と共に活動した経験から得られた信頼により、試験的な活動にも理解を示す農家が増えてきた。コーヒーの株の老朽化から、伐採/植え替えが推奨された際、多くの農家は、多少なりとも実をつける木を伐採することに、抵抗が大きかったが、その中でも、試験的に、一部の株の植え替えに賛同した農家あった。

日本の優位性という観点では、他開発パートナーと比較し、日本に小規模水稻栽培の知見が備わっている点が挙げられる。東ティモール独立回復時から日本は継続して灌漑・コメ栽培分野で支援を行う主要開発パートナーとして、設備・人材育成に取り組んできた。また、近年では保管施設の衛生管理の徹底のための日本特有の 5S⁴⁸の取り組みが導入されている。

(3) 波及効果

独立回復前後の混乱を経て、日本が間に立ち、隣国のインドネシアへ、灌漑技術の研修員の派遣を行うことができたことは、両国の農業水産の政府職員の交流の機会という、波及効果を生み出した。灌漑インフラでは他に、国産米の技術・流通支援に関する TV コマーシャルを放映し、近隣地域へのプロジェクトの啓発活動を展開した。農業水産省が運営する直売所にて国産米消費者が増加傾向にあり⁴⁹、さらに幅広く国産米について周知することを通して、国産米消費者の一層の増加が期待される。

⁴⁷ 村の年長者等により、崇拝の対象(水源、樹木等)に棲むと信じられている精霊に、許可を求める儀式。豚や鶏が生贄として捧げられることが多い。

⁴⁸ 整理、整頓、清掃、清潔、しつけ

⁴⁹ 現地インタビュー

住民参加型天然資源管理では、日常生活に関連した、家庭問題（暴力等）、冠婚葬祭についての規則も、天然資源管理を含む村落規則の一部に盛り込まれている。これまでの村落規則のモニタリング活動では、資源管理以外の、これら社会的側面の規則違反についても報告がなされており、資源管理をきっかけとした社会秩序に関する考察の機会が住民の間で持たれるという、波及効果があった。

CB-NRM では、住民参加型の活動計画に向けた会合の際に、気候変動による影響、村レベルのインパクト、必要なアクションを、NGO 職員などの地元ファシリテーターを通じて説明している。気候変動への関心は、同様に気候変動に対する活動を展開する GIZ との共同で、気候変動の「脆弱性アセスメント（Climate Change Vulnerability Assessment: CCVA）」を取り入れることにつながり、後続の GCF プロジェクトにも波及している。

コーヒーの生産、加工、流通の一連の活動において、農家の共同体として行うことで効率化を図られたが、コーヒー農家の協同組合の設立したことによる高い効果がみられ、同活動は、後継案件も実施され、周辺地域にも波及した。組合を通じた販売網を確立したため、以前のように収穫の度に違う場所に重いコーヒーを持参する手間を削減できるようになったり、輸送手段を自分たちで確保できることになったりしたことで、価格交渉にも強みとなった。

3.3.4 今後の協力

(1) 稲作の流通拡大と換金作物への切り替え

東ティモールにおける農業・天然資源セクター支援で、日本が精力的に展開しているものは、稲作である。日本の稲作支援は隣国インドネシアでの成功例があり、現在その自給率は100%を超えている。東ティモールとの違いは、インドネシアでは大規模耕作地を確保できたことで、集約栽培が功をなしたと考えられる。東ティモールでは、関税の設定も依然低いことから、東南アジア域内から、一定の米が輸入されている。現在日本の支援する国産米は、ホテルやレストラン、直売所といった比較的中高所得者層の市場をターゲットとしているといえる。今後も気候変動の影響から、灌漑地でも水量が年々上下する状況である中、稲作に厳しい水量の栽培期や、耕作地には、こういった水量条件に適す換金作物への切り替えや一時的代替も視野に入れられる。コメで流通網が確立されているため、同様の消費者をターゲットとした作物の提案が可能かと思われる。

(2) 基礎インフラの整備

東ティモールにおいては、依然、基盤のインフラが未整備なことで、農産物の輸送に関しては隔たりが大きい。農業・天然資源セクターの発展への寄与も含み、今後も基盤インフラの整備を支援することが求められる。

(3) ソフトインフラや新しい技術の導入

隣国インドネシアでは、次段階として、日本の支援による農業保険やスマートフードチェーンの構築といった新しい取り組みが開始されている。灌漑事業では、土木機械のメンテナンスやオペレーションの技術習得のため、東ティモール研修員は、インドネシアの技術センタ

一にて研修を受けた。このような第三国研修への橋渡しの役割を、新技術の分野において、日本が継続的にその役割を担うことも考えられる。

(4) 官民連携の産業育成

森林再生においては、農村人口から都市部への流出も踏まえ、農村、山岳地域の活動が雇用機会を提供できることが重要になると考えられる。未だ発展段階の林業の確立や、継続した稲作技術支援による単収増の地域拡大が急がれる。農村レベルでは、地域内で循環できるよう、方策を検討することが重要にある。産業としての農業を発展させるには、民間企業の参入も鍵となる。人口が未だ抑えられ、手付かずの自然も多く残る東ティモールでは、エコツーリズムに関連した民間の介入も有効かと思われるが、物資、人材の不足が現状であるなか、初期活動には官民の連携が不可欠である。

(5) 水産業への協力

日本は、これまで水産分野の ODA 事業としては、草の根・人間の安全保障無償資金協力と、草の根技術協力、それぞれ 1 件ずつが、2002 年、2007 年に実施された。2022 年には、技術協力「水産開発アドバイザー業務」（2022 年 1 月-2023 年 7 月）が開始されるところ、今後、高い水産業へのニーズに対応する新規事業が増える可能性も高い。ほとんどが自家消費にとどまる水産物の販路形成に寄与すべく、コールドチェーンの整備など、ニーズを見極めながら、草の根協力事業も形成していく必要があると考える。

3.4 商工業

3.4.1 協力の概要

商工業分野における日本の協力は、独立回復前後からの草の根・人間の安全保障無償協力と草の根技術協力、ならびに2011年にSDP発表後の個別専門家派遣によって進められてきた。本項では商工業分野における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017以降
商工業セクターの状況	- 独立回復前の紛争等による社会経済活動施設の破壊・破損 - 社会経済活動の停滞	- 石油基金の有効活用による国家財政の再建、及び経済政策の推進 - SDP発表及びASEAN加盟申請を契機に社会経済活動を再開	- 石油基金活用による国家財政再建、及び経済政策の推進(継続) - ASEAN加盟のための条件整備 - 非石油産業セクターの育成が課題	- 石油基金活用による国家財政再建、及び経済政策の推進(継続) - ASEAN加盟のための条件整備(継続) - 非石油産業セクターの育成が課題(継続)
東ティモールの方針	—	ASEAN加盟に向けた人材育成・法制度整備・経済開発	- ASEAN加盟に向けた人材育成・法制度整備・経済開発 - SDPにおける優先産業(農業, 石油, 観光, 建設等)の発展	- ASEAN加盟に向けた人材育成・法制度整備・経済開発 - SDPにおける優先産業(農業, 石油, 観光, 建設等)の発展
日本の取組指針	社会経済活動の復旧を支える人道的支援(継続)	通商貿易分野における技術支援	- 通商貿易分野における(継続) - 優先産業(農業, 石油, 観光, 建設等)の発展及び産業多様化	優先産業の発展及び産業多様化
商工業セクターの主な案件	草の根・人間の安全保障無償資金協力による人道的支援(現地NGO支援)	- 草の根・人間の安全保障無償資金協力による人道的支援(継続) - 草の根技術協力を通じた人道的支援(日本NGO支援)	- 通商貿易分野の専門家派遣(継続)及び第三国研修の実施 - 産業育成のための専門家派遣、関連調査の実施	- 有望産業開発支援及び産業多様化を支援する専門家を派遣 - 本邦企業の東ティモール進出可能性を検討するための調査実施

(2) 年代ごとの協力の特徴

以下では、商工業分野に関する東ティモールの状況及び日本政府の支援を次の 2 つの時期に分けて概観する。

- 2000～2010 年頃：独立回復前後の国情不安定期において人々の暮らしに安心感を与える救済的支援
- 2011 年頃以降：経済・産業の発展を目指すための基盤づくりを支える技術的支援

1) 2000-2010 年頃：独立回復前後の国情不安定期において人々の暮らしに安心感を与える救済的支援

2002 年の独立回復以前から、草の根・人間の安全保障無償資金協力が実施されていた。オエクシ県での伝統的織物業の再興（2000～2001）やコバリマ県スアイでの家具職人育成訓練（2000～2001）である。独立回復後は、リキサ県バザルテテ準県で職業訓練・開発センター整備（2004～2005）が実施され、その地方の若い世代を教育・訓練する施設が出来上がった。また、草の根技術協力事業（支援型）として、2005 年から 2008 年にかけて「ロスパロスの人々に対する生計向上プロジェクト」が実施された。日本の大学生を中心とする団体（LoRoSHIP）が現地の女性グループを対象にアクセサリーなどの製作指導を行い、生計向上を支援することを目的としていた。

2) 2011 年頃以降：経済・産業の発展を目指すための基盤づくりを支える技術的支援

SDP が策定された 2011 年以降は、優先政策に呼応する形で、政府機関を対象とした技術協力や調査業務が実施され始めた。「通商貿易アドバイザー」の派遣（2010～2011）や第三国研修（政府職員をシンガポールへ派遣）の実施（2012）を通じ、貿易実務能力強化支援が行われた。また、その後実施された「ASEAN 加盟支援に係る情報収集・確認調査」（2012～2013）では、「貿易」「投資」「産業開発」「食料・農林業」の 4 分野について、合意文書と活動内容に関する情報を収集・整理し、東ティモールが ASEAN に加盟した場合の経済的インパクト分析や対応事項を洗い出し、政府の能力強化に向けた我が国による協力のあり方が検討・提言された（人材育成、制度整備、民間セクター開発）。

産業分野に関して、JICA は東ティモールが有する農業資源を活用した産業開発の可能性を探るための「新規産業開発可能性情報収集・確認調査」（2012～2013）や、SDP で基幹産業として特定された観光・建設・農業・石油関連産業の人材育成を推進するための「産業振興に係る情報収集・確認調査」（2014）といった調査を実施し、東ティモール国政府機関が戦略やアクションプランを立案するための資料として提供し、対話・意見交換を推進した。

その後、JICA は長期専門家として「産業政策アドバイザー」（2015～2016）を、続いて「産業開発アドバイザー」（第一期：2016～2019）（第二期：2019～2021）を観光商工省に継続的に派遣してきた。産業開発アドバイザーは、自国産業の育成に焦点を当て、職員と協働でアクションプランを立案し実地指導を行ってきた。これまでに 18 件のパイロット活動を実施してきたところ、取り組み事例として「要冷加工食品産業の育成」、「コーヒー豆に次ぐ輸出商品の開発」、「農産加工業の育成」、「インドネシア・バリ島からの観光客誘致」、「産業パーク建設構想による民間投資促進」といった活動が挙げられる。加えて、同専門家は国内産業

の保護・育成の観点から貿易管理能力強化にも取り組み、制度面からの支援・助言を行った（産業保護の例として物品税改定による輸入高アルコールビール対策、産業育成の例として特惠関税制度（GSP）を活用した輸出促進など）。

また、JICA が 2012 年度から運用している中小企業海外進出支援スキームを活用し、2018 年から 2019 年にかけて 2 件の案件化調査が実施された。北海道北広島市の企業による「道路斜面災害防除事業にかかる案件化調査」と兵庫県姫路市の企業による「はりかい式高品位水産物生産を活用したグローバル・フードバリューチェーン構築に係る案件化調査」である。一般に、日本企業が進出するにあたっての投資・ビジネス環境が高いハードル⁵⁰となっている東ティモール国を対象とした調査であったが、後者に関しては、公共市場に狙いを定め、案件化調査から次の段階の普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）へ進むこととなった⁵¹。

なお、商工業分野では、JOCV の活躍も多い。職業訓練機関や観光関連団体・組織での技術指導を通じた産業人材育成支援。特に、数次に亘って JOCV が派遣されてきた「観光ホスピタリティ・スクール」や「国立職業訓練・雇用センター」は注目に値する。

(3) 他開発パートナーの支援動向

産業開発については、多くの国際機関・ドナー国が、産業人材開発や中小企業支援といった形で支援を行ってきた。2011 年に SDP が発効された後、UNDP は産業政策立案を支援した（JICA と共同）。国際労働機関（ILO）、ドイツ（GIZ）そしてポルトガルは産業人材育成の観点から職業訓練機能の強化を支援した。また、隣国インドネシア（工業省）は商工環境省（当時）との間で、2016 年に製品・製造技術向上に係る技術支援合意を結び、食品加工、繊維、溶接、窯業、工芸品、製靴などの技術研修を東ティモールの産業者に提供してきた⁵²。

なお、ASEAN 加盟に向けては、2019 年以降 ADB からアドバイザーが派遣されている。インドネシアのジャカルタに置かれた ASEAN 事務局に派遣されている同じく ADB からのアドバイザーと連絡・情報交換を図りつつ、東ティモールの加盟に向けた取り組みを支えている。ASEAN 加盟の要件である制度整備の一環として、国内の食品衛生や動植物検疫に関する規制体制を確立必要がある。これに関して、JICA（産業開発アドバイザー）は、農産品・農産加工品の輸出促進体制づくりを目指し、国連工業開発機関（UNIDO）と共同で取り組む方向で、調整・協議を図っている。これらに加え、米国開発庁（USAID）は、東ティモールが国際観光地となるための開発戦略を 2017 年に打ち立てたことを受け、その実現に向けた制度構築と民間セクター育成を支援した。

⁵⁰ インフラ整備水準が低く、市場規模も小さい。加えて、投資に際しての懸念事項として、汚職、労働者の労働倫理不足、金融アクセス、政府の非効率性が懸念される。また、外資系企業に対する法人税率は 30%と高い。さらに、土地法や破産処理法が未整備であることが、海外からの投資を抑制する要因となっている。世界銀行ビジネス環境ランキング(2020)では、190 か国中 181 位。

⁵¹ 2021 年 12 月の段階において「契約交渉中」の段階にある。

⁵² インドネシア工業省との技術協力については、JICA も産業開発アドバイザーの活動の一環として、南南・三国間協力の形で関与している。

3.4.2 代表的な協力実績

(1) 職業訓練施設の整備（草の根・人間の安全保障無償資金協力：2004～2005）

リキサ県バザルテテ準県ファトゥマシ村では、独立回復前の騒動により、同準県が所有・管理していた共同体センター施設が破壊されていた。同準県内の村長会議や、村の青年グループの会合などを開くために使われていた施設は、共同体の活動拠点であったが、それを失った村民はなす術を持たなかった。

2003 年頃から同地域を拠点として、修道会活動を展開していた現地 NGO 団体（日本の修道会を母体とする現地活動団体）は、共同体センターの損壊により、村民の活動拠点が失われていた状況を深刻に捉え、大使館に申請した結果、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームで施設を再建することとなった。再建にあたっては、集会機能のほか、村民の生計向上に寄与するという観点から、コーヒーや農産物の栽培方法や品質向上に係る実習訓練、牛の飼育法を学ぶ講習会や語学学習（英語と日本語）の機会といった様々な学習・訓練の機会を提供すべく「職業訓練開発センター」としての機能を持たせることとした。

草の根・人間の安全保障無償資金協力は 2014 年から 2015 年にかけての一年間実施され、上述の訓練、講習会、語学学習等のプログラムが実施されたほか、当時、書物や新聞を読むという習慣がなかった村民向けに図書室を設置した。書物で人気があったのはテトゥン語と英語の辞書、新聞は当時の準県の職員が毎日読みに来ていたそうである。

この施設は、草の根事業の終了後、バザルテテ準県に移管された。事業が実施されていた際、日本語や英語の語学学習に参加していたという、現ファトゥマシ村長のエドゥアルド・アルベス氏によると「現在は、草の根事業が実施された当時ほど活発に活動は実施されていないものの、政府のプログラムに沿った集会・セミナーの開催や NGO 活動あるいは青年グループの活動などの目的で、週に 2～3 回の頻度で使用されている」という。建設後 18 年経過した現在も施設状態は良好であり、村民たちが大切に使用していることが伺える。



図書室の本棚
(英語の辞書や書物が並ぶ)



施設の外観
(維持管理状態は良好)



施設の内部
(多目的スペース)

写真：調査団撮影(2022 年 2 月)

(2) 通商貿易アドバイザー（長期専門家派遣：2010～2011）

東ティモールは独立回復以降、隣国インドネシアをはじめとする ASEAN 諸国と経済関係を深めるなか、2012 年に ASEAN 経済共同体への加盟を果たすことを目標として、国家的な取り組みを始めていた。東ティモールの外務省は、2009 年 1 月に ASEAN 事務局を立ち上げ、

加盟に向けた政府内の体制構築に着手したものの、内国関連法令の整備や政府人材育成の面で課題が多く、特に通商貿易政策と実務に長けた職員の育成が急務とされていた。

このような状況の下、JICA は通商貿易分野の専門家を派遣し、同分野における現状と課題の分析・把握、ASEAN 国内事務局の強化に必要な機能の洗い出し、加盟に向けたロードマップとアクションプランの策定といった面で、技術的な指導・助言を行った。専門家派遣修了後の 2012 年には ASEAN 加盟を担当する政府職員 13 名が第三国研修生としてシンガポールへ派遣された。ASEAN 加盟については、現在、政治・安全保障共同体に関する調査団が派遣された他、他の 2 つの共同体に関する調査団も近々派遣される予定で、加盟に向けた準備が進められている。特に、経済政策についての準備が重要で、WTO 加盟と平行して作業がなされており、他ドナーと同様に日本の協力も必要とされている。

(3) 産業開発アドバイザー（長期専門家派遣：2016～2021）

産業多様化を目指す東ティモール政府からの要請に基づき、JICA は 2016 年から観光商工省に産業開発アドバイザーを派遣し、商品付加価値の向上や（コーヒーに次ぐ）輸出商品開発、観光産業開発、内外投資促進といった様々な角度から指導・助言を行い、かつパイロット事業の実施支援を行ってきた。

産業開発のための行動計画は、農水産業、畜産業、加工食品、流通、観光、金融等の幅広い分野に及び、国内産業の保護・育成を目指す対外貿易政策や規格・基準制度の構築、製造技術向上にかかる訓練の実施、外国資本誘致による輸出産業育成や、雇用創出効果が期待される産業パーク建設構想推進など、取り組む課題が多岐に亘る。観光商工省だけで課題解決出来る場合は少なく、他省庁との連携・共同やインドネシアのような第三国との協力体制がなければ、出来ないことも多い。

このような状況にあって、産業開発アドバイザーは、省庁間の連携促進や第三国機関との協力体制づくりといった部分まで支援しつつ、18 件のパイロット事業に取り組んできた。具体的には、要冷加工食品産業の育成、新たな輸出商品（バージンココナツオイル）の開発、バリ島と連携した観光産業の育成、内外投資誘致策としての産業パーク建設構想といった内容である。観光商工省の職員にとっては、いずれも挑戦的な課題で明らかな成果に結びつきにくい現状にあるものの、職員らは、パイロット事業実施を通じて、産業開発における試行錯誤の重要性を実感し、産業者支援の方法を学ぶ過程にある。



要冷加工食品産業の育成
(店先での試食販売)



新輸出商品の開発
(バージンココナツオイルの搾油)



観光産業の育成
(インドネシア観光業団体と対話)
写真：JICA HP

(4) 中小企業海外展開支援 (2018)

JICA は、日本の中小企業が有する優れた技術・製品を開発途上国の開発に活用し、社会経済課題の解決に貢献することを目的として、2012 年から ODA 事業の一環として中小企業海外展開支援を実施している。同支援では、中小企業が提案する事業内容の熟度に応じて、基礎調査、案件化調査、普及実証調査の三段階の調査が実施される。この調査スキームを活用し、東ティモールでは、2018 年に 2 件の案件化調査が実施された。

一つは、道路斜面防災防除事業にかかる案件化調査である。この調査では、マナツト付近の国道区間とカリンバラ付近の国道区間を対象に、日本の企業が有する技術を活用し、斜面特性に応じた落石防止対策を試験施工した。

その結果、比較的短期間かつ低ライフサイクルコストで実施可能なことが検証され、次の調査段階（普及実証調査）へ進むことが予定されている。



Pilot Construction: Multi-functional Net
※事業完了報告書から



古タイヤ斜面对策試験施工
※事業完了報告書から

もう一つは、東ティモールの水産資源を活用したグローバル・フードバリューチェーン構築にかかる案件化調査である。同調査では、日本企業が有する養殖技術、水産物収穫後処理技術や保管技術を東ティモールへ導入することで、国内水産物流通を促進し、漁民の収入向上を図る仕組みづくり（持続可能な天然資源活用）をすることが可能かについて検討された。この調査結果から、

次の調査段階に進むことにはならなかったものの、東ティモールが強みとする第一次産業の付加価値を向上するという観点から、今後も日本の企業によって、同様の取り組みが展開されることが期待される。

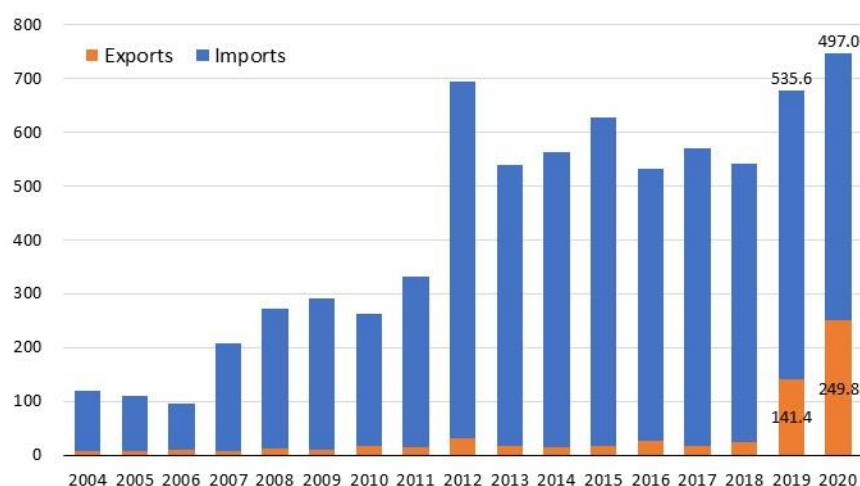


ボボナロ県ロエス地区のエビ養殖場
(ディリ市内の小売店やレストランに流通)
※事業完了報告書から

3.4.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

産業開発のためには、試行錯誤でチャレンジを繰り返せる人材が欠かせない。これまで 18 件のパイロット事業に取り組んだことで、観光商工省や参加した産業者には、産業開発に取り組むための姿勢やモデルが具わった。今後、産業開発の取り組みが拡大することにより、国産製品の量的・質的向上が図られ、生活用品の多くを輸入品に依存している状況から脱していくことが大いなる目標である。



出所: Annual Report External Trade Statistics, General Directorate of Statistics, Ministry of Finance

図 3.4.1 東ティモールの製品輸出入額の推移

- 通商貿易分野にかかる技術支援を通じて、東ティモールの政府関係者は、国際感覚をもって、必要な人材育成・確保、制度整備や経済・産業開発を行うことの重要性を改めて理解し、その後も関係省庁の協力の下、加盟実現に向けた努力を継続している。近年の国際的・地域的経済連携枠組みの発展状況を睨み、現在は、関連省庁との連携体制下、ASEAN のみならず、WTO や EU-EPA への加盟に向けた取り組みが展開されている。
- 日本国内及び他国で事業実績を有する日本の中小企業が東ティモールでのビジネス展開を模索し始めている。豊富な天然資源の活用や、防災技術の応用という観点から、今後更なる日本企業の進出が期待される。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

他の分野と同様に、日本の技術協力は、政府職員的能力向上のための諸活動に現場レベルで携わることが挙げられる。他の援助機関の場合、政策レベルの事項に関する文書作成支援の形が多く見られることに対して、日本の技術協力は、文書作成もあるが、むしろ現場レベルでの実践的な活動実施の場面での実地指導に特徴がある。ASEAN 加盟に向けた現状把握と課題特定、及びロードマップ作成を支援した通商貿易アドバイザーについても、その後の産業開発アドバイザーについても、政府職員らを巻き込み協働あるいは協創するという取り組み方が共通しており、技術移転の面で有効に働いたと推察する。

3.4.4 今後の協力

(1) 国内産業開発を支援

東ティモールの最優先課題の一つである産業開発・産業多様化について、JICA はこれまで専門家派遣による技術移転を図ってきた。具体的なパイロット事業を実施することにより、主管省庁である観光商工省の職員が民間セクター（中小零細企業）を支援するための技術・ノウハウを習得している段階にある。種々の取り組みのうち、自国産業育成あるいは地場産業開発のような取り組みに関しては、生産・製造から流通・販売に至るサプライチェーンを改善・刷新するための産業者の能力向上が求められる。これについて、JICA とインドネシア工業省が協力し、農産加工や食品製造、溶接技術といった分野の訓練を実施したことが評価されている。東ティモールにとっての輸入先トップである隣国インドネシアの技術を学び実践を重ねることは、長期的に輸入代替推進を図る上で有効であろう。地道ではあるが、今後も継続し経験を積み重ねていくことが重要である。

(2) 通商貿易分野の能力強化支援

ASEAN 加盟支援について、日本は東ティモールがその意を固めてから早い段階で専門家を派遣し、加盟に向けたロードマップづくりの基となる現状・課題の把握及び課題解決に向けた対策にかかる提言を行った。それが下敷きとなって、人材育成、法制度整備、経済開発の面で関連省庁協力による取り組みに繋がっている。加盟支援をリードする外務協力省 ASEAN 総局では、その後 ADB からのアドバイザーが支援活動を行っている。国家が ASEAN のみならず地域的・国際的社会経済連帯に加わることにについては、メリットもデメリットもありリスクも存在する。しかし、民主国家として経済発展していくには、自国内での活動だけではなく、対外的なオプションをもつことが必要である。このような理解に立ち、日本は東ティモールが国際的に通用する通商貿易能力を備え、ひいては ASEAN 等の地域的・国際的連帯に参加できるように支援を継続することが望まれる。

(3) 地場産業支援

東ティモールの最優先課題の一つである産業開発・産業多様化について、日本はこれまで専門家派遣による技術移転を図ってきた。具体的なパイロット事業を実施することにより、主管省庁である観光商工省の職員が民間セクター（中小零細企業）を支援するための技術・ノウハウを習得している段階にある。種々の取り組みのうち、自国産業育成あるいは地場産業開発のような取り組みに関しては、生産・製造から流通・販売に至るサプライチェーンを改善・刷新するための産業者の能力向上が求められる。これについて、日本がインドネシア工業省が協力し、農産加工や食品製造、溶接技術といった分野の訓練を実施したことが評価されている。東ティモールにとっての輸入先トップである隣国インドネシアの技術を学び実践を重ねることは、長期的に輸入代替推進を図る上で有効であろう。地道ではあるが、今後も継続し経験を積み重ねていくことが重要である。

(4) 産業パークの整備推進

種々の取り組みの中で特徴的なものとして産業パークの整備推進が挙げられる。他国との比較において、外国企業が進出を躊躇するという国の実状を一気に改善・刷新することは出来ない。しかしながら、経済特区・輸出加工区のような特別地区を設け、外国資本誘致を促進出来れば、雇用創出や高度産業人材育成の面でインパクトが期待できる。経済特区や輸出加工区は近隣諸国にも多くあり、それらとの競争を免れ得ないだろう。しかしながら、国家として、こういった課題に挑むことも必要であり、経験値を増やしていくことにもつながる。これに関し、日本はバングラデシュで日本企業向け専用の産業団地建設（約 100ha）を支援し、繊維・服飾系の日系企業誘致を進め、縫製技術を身に付けた従業員雇用の増進につながっている。このような例も参考しながら、経済特区（観光産業も含めて）を整備し、これまでの職業教育・訓練支援で培われた人材を活用することで、日本をはじめとした外国資本誘致と雇用創出促進につながるような事業展開も検討するに値しよう。

BOX：現地で育成された人材を生かした協力（国立大学工学部講師による研修実施）

過去に PKO 派遣された自衛隊が公共事業省に譲渡した機材について、同省から能力強化に係る支援要請があり、2020 年（第 1 期）及び 20221 年（第 2 期）にかけて、NPO 法人日本地雷処理・復興支援センター（JDRAC）が日本 NGO 連携無償資金協力を通じて、大型自動車整備士および建設機械整備士・オペレーター養成事業を実施している。他方、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行を受け、日本人講師を東ティモールに派遣できなくなり、活動が一時期中断していた。現地で講師を担える人材がいなか探し、JICA が長年にわたって能力向上を支援し、日本の大学等で修士や博士号を取得した東ティモール国立大学講師 5 名が、重機整備に関する電気や油圧等の基礎研修を担当することとなった。研修のもとになる教材や内容は JDRAC 側から資料提供し、リモートでやり取りしながら、国立大学工学部講師が教材や事前事後テスト、授業のパワポ等を作成し、時には JICA が支援した同大学の機械を使用した実習も取り入れている。講師陣の能力が高く、言語もテトゥン語であるために双方向な授業となっており、研修生からの評判が高い。日本と東ティモールの両者の強みを活かした教育となっている。



3.5 水・洪水対策

3.5.1 協力の概要

水分野における日本の協力は、独立前からの都市部における上水供給システムの改修に始まり、村落地域の水・衛生環境改善を並行して実施。その後、特に都市部におけるニーズの変化に応じ、上水供給に係る技術支援、人材育成へと移行してきた。防災分野では、2004年の大洪水の発生以降、防災の観点を入れた給水施設の改修や新橋の建設が行われるなど、インフラ整備時に洪水対策の視点が少しずつ入り始め、2021年4月の大洪水被害を受けて以降は、洪水対策に係る包括的な協力に着手し始めている。本項では水分野における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-10	2011-16	2017以降
水セクターの状況	・上水供給システムの破壊・破損⇒その後首都ディリ及び周辺部での上水供給力は回復 ・地方・村落部における安全な水へのアクセスは依然として困難 ・上水供給に係る技術者・サービススタッフは依然として不足	・首都ディリ及び周辺部での上水供給力を増強 ・地方・村落部における安全な水へのアクセスは依然として困難 ・上水供給に係る技術者・サービススタッフは依然として不足	・地方・村落部における安全な水へのアクセスは改善 ・上水供給に係る技術者・サービススタッフは育成される途上	・上水供給に係る技術者・サービススタッフは育成途上 ・市街地配水網の整備・改善が課題 ・水道公社の設立(2021)
東ティモールの取組指針	UNTAET による行政機構の整備、水道を含むインフラ整備のための準備 ・国内全土への十分かつ安全な水の安定供給(目標とする給水人口率は2020年までに80%)	・国内全土への十分かつ安全な水の安定供給(同左) ・ディリと主要都市における浄水場の運営維持管理、料金徴収体制の強化等の能力向上	・国内全土への十分かつ安全な水の安定供給(目標100%) ・ディリと主要都市における浄水場の運営維持管理、料金徴収体制の強化等の能力向上(同左)	・国内全土への十分かつ安全な水の安定供給(目標100%)(同左) ・ディリと主要都市における浄水場の運営維持管理、料金徴収体制の強化等の能力向上(同左)
日本の取組指針	・水道施設を含むインフラ整備に係る二国間支援 ・公務員の能力向上支援	・水道施設を含むインフラ整備に係る二国間支援(継続) ・公務員の能力向上支援(継続)	・国別開発協力量針(2012~2017)を策定：水分野に関して「政府・公共セクターの能力向上」	・国別開発協力量針(2017~2022)を改訂：水分野では、人材育成と組織強化を支援

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-10	2011-16	2017 以降
水・洪水対策 主な案件	・水供給システム緊急整備計画 ・国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) を通じた資金協力 - 無償資金協力による首都圏地域上水道復旧 ・草の根・人間の安全保障無償資金協力の開始(現地 NGO 支援)	・無償資金協力による首都圏地域上水道整備 ・草の根・人間の安全保障無償資金協力の継続 ・水道事業体能力強化に係る技術協力事業	・草の根・人間の安全保障無償資金協力の継続 ・日本 NGO 連携無償資金協力 ・水道事業体の能力強化に係る専門家派遣	・草の根・人間の安全保障無償資金協力の継続 ・日本 NGO 連携無償資金協力 ・水道事業体の能力強化に係る専門家派遣(継続) ・水道事業体能力強化に係る技術協力事業(後継) ・洪水対策に係る情報収集・確認調査、無償資金協力、準備調査

(2) 年代ごとの特徴

以下では、水分野に関する東ティモールの状況及び日本政府の支援を次の 4 つの時期に分けて概観する。

- 2000～2012 年頃：独立回復前後の紛争により破壊・破損された首都周辺地域の浄水システムの復旧・再建に係る支援
- 2003～2020 年頃：地方・村落部における生活用水確保を目的とした支援事業
- 2008 年以降：水道事業体の運営維持管理能力向上とサービス改善に係る技術支援
- 2021 年以降：大洪水被災後の緊急援助、Build Back Better に向けた洪水対策支援

1) 2000～2012 年頃：独立回復前後の紛争により破壊・破損された首都周辺地域の浄水システムの復旧・再建に係る支援

紛争の最中に著しく破損した各地の水道施設の復旧計画を策定するため、2000 年から 2001 年にかけて実施された「東ティモール水供給システム緊急整備計画調査」（開発調査型技術協力）では、国内 15 都市を対象に施設・機材の現状確認と改善策が検討され、クイック・プロジェクトの選定・計画・設計及び実施、緊急無償プロジェクト候補案件の策定、及び水道施設リハビリテーション計画の策定が行われた。クイック・プロジェクトは、東ティモールの人々の雇用創出を図ると共に、水道施設の早期復旧に役立てる観点から実施されたもので、ディリ市の漏水対策、マナツト市の取水施設建設、及び学校における飲料水供給と衛生施設改善が実施された。また、緊急無償プロジェクト候補案件や水道施設リハビリテーション計画を参考に、その後約 10 年間は首都ディリ市及び周辺地域を対象とした浄水施設や配水設備の復旧を目的とした無償資金協力事業が展開された。

2001 年 1 月に開発調査型技術協力が実施されてから、首都ディリを対象とする最初の二国間無償資金協力事業であるが開始するまでに約 3 年間に要した。それまでに、国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) に資金を拠出する形で「ディリ市水道施設改善計画」が実施され（2000 年 6 月～2004 年 3 月）、ディリ市中央浄水場の整備が行われた。続いて、無償資金

協力の「ディリ上水道整備計画」（2004 年 5 月～2007 年 5 月：11.75 億円）と「サメ・アイナロ上水道整備計画」（2004 年 5 月～2008 年 3 月：10.62 億円）が並行して実施された。2006 年 5 月の騒乱ため、両事業はそれぞれ一年間ほどの事業中断を余儀なくされたものの、暴動が終息してのち期間延長し完成に至った。その後 2009 年 5 月からは、もう一つの無償資金協力事業として「ベモス・ディリ給水施設緊急改修計画」（通期 9.38 億円）が実施された。同事業は、2004 年の大洪水発生時に、過去に日本の緊急無償資金協力により UNDP が建設したベモス導水管が被害を受けたことを教訓として防災の視点が導入された。河川工学的な考察を実施し、防災の観点から施設の改修計画を検討している。その後、2011 年の「第二次ベモス・ディリ給水施設緊急改修計画」も経て、事業期間中の 2010 年と 2012 年に大規模豪雨による河川氾濫が発生し取水施設が損傷するなど、事業は順調に進まなかったが、事業関係者の的確な対応で事業は完成した⁵³。

2) 2003～2020 年頃：地方・村落部における生活用水確保を目的とした支援

地方・村落部における生活用水の確保のための支援は、現地の団体（NGO、地方公共団体、教育・医療分野の非営利活動組織）と契約実施する支援スキームである草の根・人間の安全保障無償資金協力が多くを頼った。草の根・人間の安全保障無償資金協力は、1 件あたりの事業規模が 500 万円から 1,000 万円程度であり、無償資金協力（最大 10 億円目安）と比べると事業規模は小さいものの、案件採択までの期間が短く、機動性が高い。政府の事業等では効果が行き届きづらい山間の地域住民の生活環境改善を助ける効果があったとも考えられる。このような特徴を生かし、2003 年度以降ほぼ毎年、地方都市や村々を対象とした水供給システム整備が行われてきた。2003 年度から 2020 年度までに実施された草の根・人間の安全保障無償資金協力の件数は 37 件であった（累計供与額は約 3 億円）。

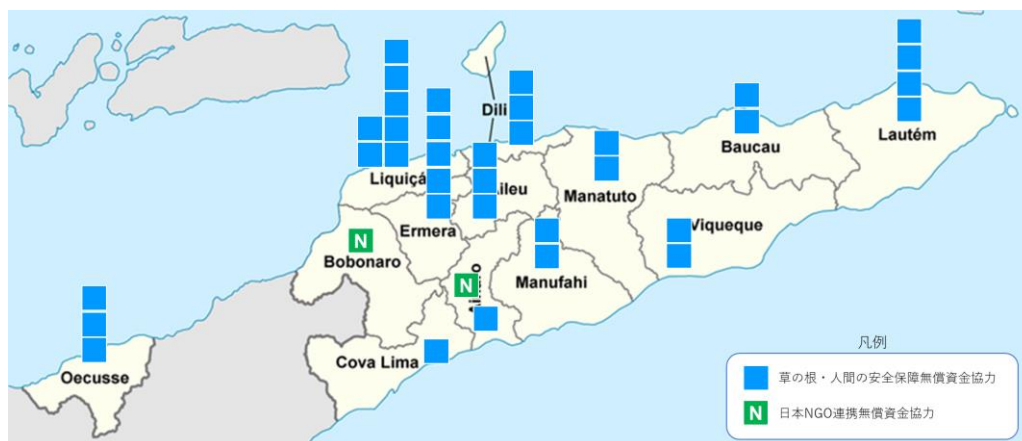


図 3.5.1 草の根・人間の安全保障無償資金協力和 NGO 連携無償事業の地域分布
(2003 年度～2019 年度)

また、NGO 連携無償事業として 2012 年度から 2014 年度にかけてワールド・ビジョン・ジャパ

⁵³ この取水口は、2021 年 4 月に発生した大洪水により再び大きく損傷したものの、オーストラリアと日本の支援により修復事業が進められている。

ンが実施した「ボボナロ県における水・衛生環境改善事業」と、2015年度から2018年度にかけてパルシックが実施した「山間部農村の水利改善事業」の2件が挙げられる。両団体とも、元来、水分野に特化した活動を行う団体ではないが、前者はボボナロ県、後者はアイナロ県（マウベシ郡）において、生計向上支援活動等の実績を有しており、それぞれの土地勘や人脈を生かす形で、地域住民が安全な水にアクセスしやすくなることを目的とした事業を実施した経緯がある。

3) 2008以降：水道事業体の運営維持管理能力向上とサービス改善に係る技術支援

当初10年間の無償資金協力事業（群）が完成したことにより、ディリ市を中心に上水供給能力は著しく向上したものの、施設や設備を効率的かつ持続的に運用・管理するための人的・組織的能力が十分でなかったため、それを改善すべく本邦専門家による技術協力事業が実施された。まず、ディリ市及び地方4都市（アイナロ、サメ、リキサ、ロスパロス）を対象とした「東ティモール水道局能力向上プロジェクト」（2008年11月～2011年3月）が実施され、浄水場の運転技能向上、浄水場内に設置された電気機械・機器等の維持管理能力向上、水質管理に必要な知識と技術の習得に係る研修トレーニングの実施やガイドライン整備を支援した。

上述の技術協力プロジェクトを通じて、カウンターパート側（DNSA）の知識・技術習得は図られたものの、それを更に組織的に定着させ、地方都市部の担当部局へも波及・展開させるべく、その後、長期専門家が派遣されることとなった。その役割を千葉県企業局水道部の技術者が担うこととなり、2012年4月以降2020年3月までの間、四代に亘り長期専門家が派遣された。支援内容は、①首都ディリの浄水場設備の定期点検や修繕及び原水の水質に応じた薬品注入などの技術指導、②配水管の整備計画の策定、整備工事や漏水調査等に関する技術指導、及び③国全体の水道システムの改善を目指し、DNSAの各種制度や組織体制における課題の整理と水道システム改善に向けた提言をカバーする内容で、当時首都ディリの一部地域における24時間給水が実現したことが成果として挙げられる。

2021年度から、これまでの技術協力を集大成する形で千葉県企業局水道部とJICA個別専門家及び日本のコンサルタント会社から成るチームによる新たな技術協力プロジェクトが開始した。従来の公共事業省水道局から東ティモール水道公社（Bee Timor-Leste、以下BTL）に水道事業が移管され、水道経営の基盤を強化していこうという同国政府の意を受け、BTLの職員を対象に、施設運転・維持管理、料金徴収、顧客管理やサービス水準モニタリングに係る人材育成支援を行う活動内容である。3年間の協力活動を経て、BTL職員の能力や組織力の向上が図られ、サービスや料金徴収率の改善が期待される。

4) 2021年以降大洪水被災後の緊急援助、Build Back Betterに向けた洪水対策支援

2021年4月、東ティモールではサイクロンセロージャによって発生した大洪水により、31,000世帯以上が被災するといった甚大な被害が生じた。同被害を受け、日本は緊急のニーズへの対応や復興への支援を迅速に実施した。主な緊急援助は以下のとおり。

- 海外から届く最初の緊急援助物資として、日本が毛布4,800枚を供与。

- ADB と UNDP を通じて Cash and Food for Work 事業に 100 万米ドルを供与。洪水で被害を受けた村において、瓦礫の撤去や基本的なコミュニティインフラの修復などの労働に対して食糧と現金を提供し、コミュニティの復興努力を支援した。
- 追加災害支援として、日本 NGO（パルシック）の活動に 50 万米ドルを、日本 NGO（ピースウィンズジャパン）の活動に 30 万米ドルをそれぞれ供与。洪水で被害を受けた道路や家屋の再建のための資材や技術的アドバイス、地域社会の基本的なニーズを満たすための物品の提供等を支援した。
- WFP を通じて「新型コロナウイルス感染症危機及び洪水災害に対する食料支援計画」に 3 億 2700 万円を供与（国際機関連携無償資金協力）。甚大な被害を受けた地域を中心に、食料支援を実施している。



空港に到着した日本からの緊急援助物資
※JICA 東ティモール事務所提供写真



緊急援助物資の引渡し式の様子
※JICA 東ティモール事務所提供写真

また、2021 年 4 月の洪水発生後、日本に対して東ティモール首相から日本の防災知見を活かした協力の要請が出され、公共事業省大臣からは洪水及び土砂災害からの復旧に係る協力依頼書簡が提出された。かかる状況を受け、日本は防災分野における包括的な支援に着手し始めている。まず、首都ディリの災害に強い街づくりに寄与するため、今後の協力案件形成に必要な情報の収集を目的とした「ディリ洪水対策に関する情報収集・確認調査」を 2021 年に開始し、2022 年 7 月時点で実施中である。これは洪水により被害を受けたインフラの復旧や河道掘削等により災害リスク削減を行う建設機材等の整備等を想定し、中長期的な Build Back Better の実現のため、実施中の JICA の技術協力とも必要な連携を想定するものである。なお、同調査では、包括的な支援コンセプトとして「Safe, Resilient and Attractive City（安全で災害に強い魅力的な街づくり）」を提案しており、防災対策のみならず、災害時に機能を維持しなければならないクリティカルインフラの整備、災害リスクの高い地域の土地利用制限等の都市計画、法制度整備、人材育成等を並行して実施していく重要性を述べている。

BOX：洪水対策における UNTL との連携

現在実施中である「ディリ洪水対策に関する情報収集・確認調査」では、教育セクターにて日本が 20 年以上に亘り協力を継続している UNTL との連携が見られている。2016 年から実施している「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ 2」(2016-2023) の中で、山口大学工学部社会建設工学科が UNTL 工学部土木工学科に技術指導をしており、2021 年 4 月の洪水の際には、リモートで山口大学と UNTL が連携し、UNTL の学生が洪水被害に係る調査を実施していた。また、UNTL の工学部土木工学科教官である Benjamim Hopffer Martins 博士は、2017 年に長期研修生として山口大学に留学の上、2020 年に地滑り分野を専門とした博士号を取得しており、帰国後、教官として学生を指導しながら、2021 年 4 月の洪水発生後は、インフラ関連省庁を統括する政府ワーキンググループのコーディネーター（洪水対策に係る技術アドバイザー）に任命されている。河川整備を所管する公共事業省道路橋梁治水局には洪水対策に係る専門家がおらず、Martins 氏が貴重な人材となっている。このような背景のもと、「ディリ洪水対策に関する情報収集・確認調査」では、UNTL の学生に被災調査への協力を依頼し、また Martins 氏と随時情報交換をするなど、密な連携が図られている。

(3) 他開発パートナーの支援動向

都市水道の分野では、JICA だけでなく、ADB、WB、オーストラリアといったドナーが資金と技術の両面で援助を展開してきた。

ADB は、これまで給水システムの開発、料金徴収システムの向上などを支援してきた⁵⁴。最近では、オエクシやマナツトの上水供給整備を無償で実施し、現在はディリ市街を東・西地区及び中央地区の大きく 3 つの区域に分けたうちの西地区について、配管網を更新するための有償資金事業を検討している段階にある。他方、WB は東地区の配水網更新を分担する方向で準備が進められている。

二国間協力では、オーストラリア (DFAT) の支援が多い。地方給水プロジェクトや全国水文地質学マップ作成を支援すると共に、水道局（当時：DNSA）や水質管理局（当時：DNCQA）に技術支援や組織能力強化を目的とした専門家派遣を実施した。2007 年から 2016 年にかけては、地方給水・衛生への支援プログラム (BESIK) を実施した。大きく見ると、都市水道については日本、地方水道はオーストラリアが長年支援を続けているという見方ができる⁵⁵。また、2022 年に入ってから、米国は Millenium Challenge Cooperation による支援（水衛生・排水分野）を実施する予定であることを発表した。

⁵⁴ 都市上水衛生技術協力プロジェクト (JICA と共同支援)、上水システムの管理運営組織能力強化プロジェクト、ディリ上水改善プロジェクト等。

⁵⁵ 2021 年 4 月の河川氾濫により、ベモス川取水施設が破損した際、JICA は取水堰付近区間の修復を、一方、DFAT は JICA が担当する区間よりも下流側の河川・河岸改修及び送水施設の修復を行うという役割分担が図られ、それぞれ支援が進められている段階にある (2022 年 1 月)。

3.5.2 代表的な協力実績

(1) デイリ上水整備計画（2004～2007）

首都デイリ市では、独立回復前の騒乱の際、人為的に水道施設が破壊され、維持管理も滞っていた。そのため、2002 年の独立回復時には、不完全な浄水処理や漏水が深刻な状況で、断水や水質の悪化が常態化し、住民の生活に多大な影響を与えていた。

この無償資金協力では、デイリ市内の3つの浄水施設（ベナマウク、ベモス、ラハネ）とそれぞれの取水施設及び配水施設の改修や更新を行った。これにより、対象施設の上水供給機能が回復し、住民に安全で良質な水を供給できるようになり、保健衛生の向上に寄与した（5,200 m³/日、サービス提供主体である水道衛生局（当時）の基準値（120 リットル/人・日）で換算すると4.3万人分に相当）。また、サービス提供主体である水道衛生局（当時）の職員の施設・維持管理にかかる能力向上にも寄与した。



修復・更新された3つの浄水場（左からベナマウク、ベモス、ラハネ）

(2) ボボナロ県における水・衛生環境改善事業（2013～2016）

山地の多いボボナロ県では、住民の大多数が小規模農業からの収入のみで生計を立てている貧しい地域であった。日々の暮らしに必要な水を確保するには、遠くの水源まで水を汲みに行かねばならず、その水も多くは飲用に適さない状況にあった。また、トイレを使用したり、手洗いをするという習慣がなく、下痢や感染症といった健康上の問題に悩まされている状態であった。

この日本 NGO 連携無償資金協力では、日本の NGO が対象地域の住民参加を促し、資材提供と技術移転を行うことで、住民自身による給水設備の建設を支援した。住民自らが建設作業に従事することで、彼らの所有意識が高まり、将来に亘り責任をもって維持管理や補修作業を行っていくことが期待された。3年間実施された事業の成果として、13集落に135基の公共水栓が設置され、延べ60kmに及ぶパイプラインが敷設された。これにより、約1,200世帯、6,000人の住民が安全な水にアクセスすることが出来るようになった。

また、小学校を対象に手洗い場所やトイレを設置し、それらを使用することの大切さを伝える啓発活動も行った結果、衛生環境に対する子供たちの意識が高まり、その影響を受けた大人たちが家庭用のトイレを設置するような動きが生まれたと報告されている。



1～2 時間かけて水源まで
水を汲みに行く子供たち
※ワールドビジョンジャパン資料



事業関係者による
水源調査の様子
※同左



完成した公共水栓から出る
水に喜ぶ子供たち
※在東ティモール日本国大使館 HP

(3) 給水改善アドバイザー（2012～2021）

独立回復直後から実施された一連の無償資金協力により、都市部を中心とした上水施設の修復・更新が図られたものの、給水サービスの質は十分に改善されたとはいえない状況にあった。都市部の人口増加と経済活動の活発化等により水需要が増加する一方、違法接続行為の横行により施設の損傷や、水道衛生局（当時）の職員の能力不足による不適切な運営・維持管理が原因となって、一日のうちの給水時間が2～5時間程度というエリアが多く、また、無給水のエリアも存在するなど、劣悪な状況であった。このような状況を受け、JICAは2012年から千葉県との協力の下、同県の水道サービスを担当する現役の技術職員を水道衛生局に長期派遣し、改善すべき課題の分析・把握やパイロット事業を行うことを通じて、良質な水を安定供給するための技術支援を行ってきた。千葉県からの職員長期派遣は四代に亘り、短期派遣された職員を併せると延べ25名が東ティモールに赴いている。

ディリ市内のベナマウク地区を対象に実施されたパイロット事業では、千葉県職員の経験と技術が発揮され、比較的短期間かつ低コストで、漏水位置や違法接続箇所を特定できることが検証された。このとき使われた手法は、2011年に日本で発生した東日本大震災の折、千葉県の特に沿岸都市部で多発した配管損傷を特定するために実際に用いられた「ブロック給水を活用した漏水箇所特定手法」であった。日本の経験・技術が東ティモールで有効に活用され、対象地区（600世帯）では24時間給水が実現したと報告されている。今後も漏水問題の解決や24時間給水地区の拡大、現状90%以上とされる無収水対策や料金徴収システムづくりなど、多くの面で日本からの技術協力が必要とされている。



流量調整のための
バルブ設置工事指導
※JICA の HP から



水道衛生局職員への
技術指導の様子
※千葉県資料から



給水改善したエリアの
子供たち
※千葉県資料から

3.5.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

都市部の上水サービスについて：独立回復間際に策定したマスタープラン（緊急開発調査）を踏まえ、2010 年頃までは、独立前の騒乱で破壊・損傷した上水施設の修復・更新を支援し（ディリ、エルメラ、サメ、アイナロ、マウベシ、リキサ、ロスパロス、マナツト ※国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）を通じた日本政府資金で支援されたものを含む）の修復・更新を支援した。首都ディリ市については、一日あたり最大 1,180 万リットルの浄水容量が回復し⁵⁶、市内給水対象地区に居住する人口の約 3 分の 1（＝10 万人分）の上水供給力確保に貢献した⁵⁷。施設修復・更新の支援に続き、2010 年以降は上水サービスの質の向上を目的とした当局職員の能力向上に貢献した。一連の技術協力により、ディリ市内の一地区では、24 時間給水が実現した。また、2003 年から 2021 年までの間に、計 70 名の海外技術研修を支援した⁵⁸（本邦研修 55 名、第三国研修（タイ）15 名）。

地方村落地域の生活用水確保について：13 県の村落地域を対象に生活用水確保のための事業（草の根・人間の安全保障無償資金協力あるいは日本 NGO 連携無償資金協力）が実施され、安全な水へのアクセス向上及び生活衛生面の改善に寄与した（全 37 件、推計裨益人口約 10 万人⁵⁹）。また、大野市により 2 県での生活用給水施設の支援が行われた。

都市部と地方村落部を対象に実施された日本の協力の積み重ねは、東ティモール全体の安

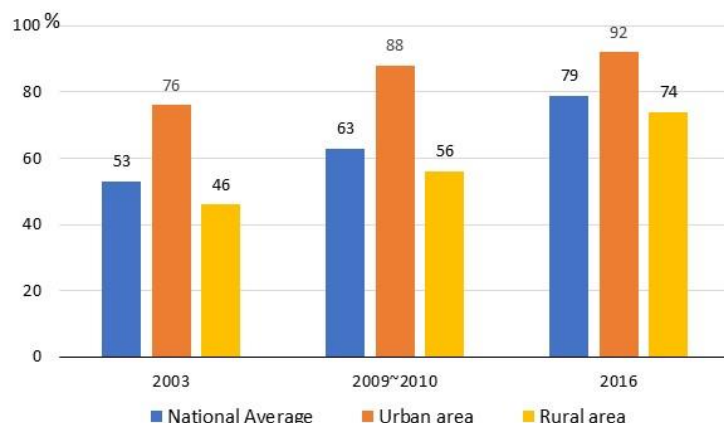
⁵⁶ JICA 無償資金協力により修復・更新されたベナマウク浄水場(600 m³/日)、ベモス浄水場(2,000 m³/日)、ラハネ浄水場(2,600 m³/日)と、UNOP を通じて修復・更新を図ったセントラル浄水場(6,600m³/日)の浄水容量(設計値)の合計。

⁵⁷ 上記の浄水容量を一人当たりの水道使用量 120 リットル/日(水道衛生局(当時)の基準値)で除すと、約 98,000 人分に相当する。これは、ディリ市内配水区域に居住する人口約 30 万人(2010 年国勢調査)の約 3 分の 1 にあたる。

⁵⁸ JICA の研修員リストによる。本邦研修の内訳は、課題別研修 30 名(うちオンライン研修 4 名)と青年研修 25 名。

⁵⁹ (株)国際開発センターによる概算値。草の根・人間の安全保障無償資金協力については、35 件×対象戸数平均 300 戸/件×世帯当たり平均人数 5 人≒50,000 人。N 連無償については、2 件×対象平均戸数 5000 戸/件×世帯当たり平均人数 5 人≒50,000 人。合計 10 万人と概算。

全な水源へのアクセス率向上に多大な貢献を果たした。



出所: Timor-Leste 2003 Demographic and Health Survey, Ministry of Health (2003, 2009~2010, 2016)

図 3.5.2 東ティモールにおける安全な水源へのアクセス割合の推移

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

現地関係者ヒアリング結果等から、次のような特徴・優位性があると推察する。

- 水供給分野については、JICA だけでなく、ADB、WB、オーストラリアといったドナーが資金面・技術面から援助行っているが、日本の特徴は、現場で実践的に役立つ内容で技術支援を行うという点にある。
- 他の開発パートナーや国際機関の専門家による技術移転のスコープが、理論 7 割・実践 3 割だとすると、現場経験が豊富な日本技術者からの技術移転は理論 3 割・実践 7 割。上水道局（現在の水供給公社）の能力向上のためには、理論よりも実践を重視する方がより効果的であり、この点において、日本の技術協力は優れている。
- 防災分野では、日本と東ティモールの地形が似ていること、および日本が仙台枠組み等の国際的な防災の潮流をリードしていることから、日本の知見を東ティモールに活かすことができる。

3.5.4 今後の協力

(1) 他開発パートナーとの連携促進

首都ディリを中心とした都市部における上水供給サービスの量的・質的向上の実現を図るべく、引き続き日本の ODA 事業の特徴といえる技術協力と資金協力の支援スキームを適宜活用し、かつ他の開発パートナーとの調整・協力体制の下、よりスピード感のある支援を展開していく。東ティモールでは、長らく政府機関（DNSA）が水供給サービスを担ってきたところ、2021 年に水道公社化（Bee Timor Leste）され、水道事業の経営改善が急がれている。企業化したことにより、設備投資や料金徴収を含むサービス向上の面において、これまでより以上の経営感覚が必要とされるなか、JICA は事業経営能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。一方、ADB や WB は、新規の有償資金協力を実施するための準備段階にある。関係するアクターには、これまでの良好な連携・調整関係を基に、共通の目標を達成すべく、共創の意識をもって事業支援していくことが期待されている。

(2)安全な水へのアクセスに関するフォローアップ

地方・村落部における安全な水へのアクセス向上に関し、日本はこれまで現地・日本の NGO 団体と協力する形で東ティモールを支援してきた。山がちな自然条件のなか、この国の人々の多くは散在する村落で農業を営みながら生活が続けている。草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携無償を実施したことで、人々が安全な水に容易にアクセス出来るような環境づくりに寄与した。その後、地方水道公社(PAM)や全国村落開発プログラム(PNDS)のような政府施策・サービスが充実したことで、地方・村落部における安全な水へのアクセスは全体的に向上し続けている。しかしながら、本調査の一環として訪問した村々における状況から、同じ村落に暮らしている人々の中で、水にアクセス出来る人々と出来ない人々があることが確認された。このことに関し、「誰ひとり取り残さない」という SDGs の理念の下、かつて草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携を手掛けた NGO 等との情報交換・収集を行い、何らかの理由で水にアクセス出来ない人々がある場合には、現状を確認したうえでフォローアップ支援を行うことも検討に値しよう。

(3)Build Back Better に向けた包括的な防災協力

現在、2021 年 4 月の洪水被害を契機として、既述したように洪水対策に係る案件形成のための情報収集・確認調査が実施されており、包括的な防災協力が進行している。

防災に特化した案件の形成に加え、今後はあらゆるインフラ整備案件に防災の視点を入れることで、災害に強靱な街づくりに寄与することができる。また、洪水リスク管理及び河川管理に係る技術協力も検討に値する。東ティモールには、2008 年に策定された災害リスク管理政策があるが、現在の国際的な潮流と合っていないという課題がある。防災を開発問題と捉え、経済損失を防止するための事前防災投資が必要になっている。また、河川管理では、技術協力を通して、河川区域、管理者、砂利採取等の規制を明確化する河川法案が整備されることが望まれる。

3.6 保健・新型コロナ対策

3.6.1 協力の概要

保健分野では、日本は国際機関連携無償資金協力のスキームを活用し、独立回復の時期から現在まで、UNICEF 連携の「母子保健改善計画」（2002 年～2009 年）や WFP 連携の「食糧援助」（2005 年～2009 年）などに代表される国際機関の知見や専門性を生かした協力を継続的に行ってきた。近年は、COVID-19 対応や洪水災害に対する支援について、同スキームを用いた取り組みを行っている（「新型コロナウイルス感染症危機及び洪水被害に対する食糧支援計画」（WFP 連携））。また、日本の NGO は、東ティモールの独立回復前後の時期から現地で精力的に活動しているが、日本 NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力の活用によって、それぞれの NGO が持つ強み、知見やノウハウを生かした地域密着型の支援を行っている。加えて、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって現地 NGO への資金協力を行い、比較的小規模ではあるものの直接住民へ裨益する協力を実施している。

日本の協力は、上述の UNICEF 連携「母子保健改善事業計画」（国際機関連携無償資金協力）から始まり、現在まで①母子保健、②地域保健／保健ボランティア育成、③保健教育／学校教育、④栄養改善、⑤インフラ開発・整備、⑥保健専門人材育成に取り組み、2020 年以降は⑦新型コロナウイルス対策と、多岐にわたる協力を行ってきた。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
保健 セクターの状況	緊急医療支援および感染症が喫緊の課題。保健医療施設破壊。医療従事者流出。その後 PHC の普及・母子保健が課題。	PHC や予防を重視した開発計画の強化・普及。多様な保健政策の策定と国家保健プログラムの開始。保健医療施設の建設・確保。	策定された保健政策や国家保健プログラムの強化・各地域への普及促進。日本を含む開発パートナーの支援の拡大。	強固な保健医療システムの確立に向けた組織及び人材の確保。保健セクターにおける多様な国家行動計画や戦略計画の拡充。
東ティモール の方針	・ 2000：IHA（保健省の前身）設立 UNICEF と共同で EPI 再開 ・ 2001：保健省設立 ・ 2002：NGO の役割に関するガイドフレーム発表 ・ 2003：ヘルスプロフィール発行、 ・ 2004：国家栄養戦略 ・ 2005：FHPP 開始 ・ 2005：国家保健医療人材計画 2005 ・ 2000 年代後半：キューバに多数の医学生が留学、東ティモール人医師を育成	・ 2007：学校保健プログラム開始 ・ 2008：保健セクター戦略計画 2008-2012 (HSSP) ・ 2008：SISCa（巡回型地域保健サービス）の導入 ・ 2010：人口動態・健康調査 2009-2010	・ 2011：国家保健セクター戦略計画 2011-2030 (NHSSP) ・ 2014：国家栄養計画 2014-2019 ・ 2015：学校保健戦略計画 2015-2019 ・ 2016：家庭医制度（KSP）の開始 ・ 2016：人口動態・健康調査 2016 発表	・ 2017：マラリア撲滅のための国家戦略計画 ・ 2018：抗菌剤耐性に関する国家行動計画 ・ 2019：UHC 達成のための保健財政戦略 2019-2023 ・ 2020：保健安全保障のための国家行動計画 2020-2024 ・ 2020：結核撲滅のための国家戦略計画 2020-2024 ・ 2020：保健セクター栄養国家戦略計画 2020-2025

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
日本の取組指針	医師や看護師の派遣による、医療提供や感染症対策。ニーズ調査の結果により PHC や母子保健をメインに支援を開始。WPF 連携の食糧支援（国際機関連家無償）等の準緊急支援と並行して、国際機関連携無償による UNICEF 連携の母子保健改善や草の根技術協力によるプロジェクトの展開	2007 年以降も国際機関連携無償による母子保健改善計画支援や食糧支援、及び NGO による技術協力を中心とした事業を拡大。保健医療システムの構築や、保健政策、国家保健プログラムを支援するという役割も担う。現地 NGO への支援による草の根・人間の安全保障無償資金協力により保健インフラ整備を開始。	2012 年 4 月：援助方針更新時に、中目標の「政府・公共セクターの能力向上」を設置。地域保健分野の草の根技術協力、初等教育課程における学校保健促進プロジェクト、JOCV の派遣や、コミュニティ主導栄養改善プロジェクトを実施。	2017 年 4 月：国別援助方針「社会サービスの普及・拡充」を目指し、栄養改善、プライマリ・ヘルス・ケア強化、大学での保健人材教育強化等を実施。2020 年以降は新型コロナウイルス対策の支援に注力。
①母子保健	2002-2009：母子保健改善事業計画（UNICEF 連携、国際機関連携無償）	2008：包括的妊産婦・新生児死亡率削減プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力）	—	2021-現在：エルメラ県母子保健およびリプロダクティブヘルス向上事業（日本 NGO 連携無償資金協力）
②地域保健／保健ボランティア 主な案件	2003-2005：コミュニティを基盤とした PHC 普及促進（草の根技術協力）	2007-2010：アイレウ県 Family Health Promoter 養成プロジェクト（草の根技術協力） 2007-2010：ラウテン県地域住民主体の PHC システムの構築（草の根技術協力）	2011-2013：アイレウ県保健スタッフ主体の FHP サポート向上プロジェクト（草の根技術協力） 2011-2013：「みんなサウダベル」健康村プロジェクト（草の根技術協力） 2014-2016：ハトリア郡 SISCa 向上事業（草の根技術協力）	2017-2019：（エルメラ県 SISCa と家庭医を通じた保健ボランティア育成向上事業（日本 NGO 連携無償資金協力） 2019-現在：住民参加によるプライマリ・ヘルス・ケア強化事業（日本 NGO 連携無償資金協力）
③保健教育／学校保健 主な案件	2004-2006：エルメラ県における保健教育推進プロジェクト（草の根技術協力）	2009-2011：エルメラ県小学校保健教育プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力）	2012-2015：エルメラ県・ディリ県の初等教育課程保健教育推進プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力）	2016-2018：初等教育課程学校保健促進プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力）

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
④栄養改善	2005-2009：食糧援助（WFP 連携、国際機関連携無償）			2020-現在：ふりかけ普及と食生活改善による栄養改善事業（日本 NGO 連携無償資金協力） 2022-現在：子どもの栄養改善計画（UNICEF 連携、国際機関連携無償） JOCV 栄養士派遣
⑤インフラ開発・整備	—	2008-2010：保健医療施設の体制強化や改修計画（草の根・人間の安全保障無償資金協力，計 6 件）	2016：国立病院の施設整備計画（草の根・人間の安全保障無償，1 件）	2017-現在：保健医療施設の建設や改修計画（草の根・人間の安全保障無償資金協力，計 12 件）
⑥保健専門人材育成	2006：エルメラ県口腔健康管理・医療補助者育成プロジェクト（草の根技術協力）	—	—	2021-現在：パーツ大学における保健教育強化プロジェクト（草の根技術協力）
⑦新型コロナウイルス対策	—	—	—	2020-現在：ワクチンの供与、コールドチェーン強化、医療体制強化、国際機関を通じた支援（国際機関連携無償資金協力、経済社会開発計画等）

(2) 年代ごとの協力の特徴

以下では、保健分野に係る東ティモールの状況及び日本政府の協力を年代別に概観する。

- － 2000～2006 年頃：緊急支援、母子保健を中心としたプライマリ・ヘルス・ケア普及への支援
- － 2007～2010 年頃：母子保健の向上に重点を置いた保健医療システムの構築支援
- － 2011～2016 年頃：保健医療システムの発展・サービスの全国拡大へ向けた支援
- － 2017 年以降：各地域のニーズに沿った多角的な支援、保健政策への提言、新型コロナウイルス対策

1) 2000～2006 年頃：緊急支援、母子保健を中心としたプライマリ・ヘルス・ケア普及への支援

1)-1 当該セクターの状況

1999 年 9 月の住民投票前後の騒乱により保健医療施設の大半が破壊され、当時、医療の専門職の多くをインドネシア人が担っていたが、それらの人材が流出した結果、東ティモールでは独立回復後、医療従事者の不足が大きな課題となった。医療提供体制は麻痺しており、緊急医療支援も必要となっていた。日本を含む各国の NGO が中心となって医師や看護師等の派遣を行うことで一時的に医療支援を行っていたが、騒乱が収まるにつれプライマリ・ヘ

ルス・ケアへのニーズが高まっていた。

2002 年 5 月の独立回復を機に策定された「国家開発計画 2002-2006」では、マラリア、結核、呼吸器感染症、小児感染症等の感染症が健康課題の中心であるとされ、プライマリ・ヘルス・ケアの普及を目的として国家ヘルスシステムの拡充が必要であると謳われている。それを達成するために TFET (Trust Fund for East Timor) の第 2 フェーズで設定された「第 2 次保健セクター復興開発プロジェクト」の実施を優先とした。このプロジェクトの目的は、東ティモールにおける費用対効果が高く、財政的に持続可能な保健システムの再建と開発において保健省を支援し、住民の緊急な基本的保健ニーズに対応するとともに、十分に統合され持続可能な保健政策の枠組みの中で、将来のニーズに対応する保健システムを準備することであった。しかし、独立回復直後は人材不足が顕著であったため、UNICEF、WHO、その他支援国等の国際社会の支援を受けつつ、自立を図る計画であった。

2005 年には保健省が保健ボランティア育成プログラム (Family Health Promoter Program, 以下 FHPP⁶⁰) を開始した。2008 年から開始する SISCa⁶¹ (包括的地域保健サービス) 実施に向けた人材育成プログラムであり、後に FHPP で育成された保健ボランティア (Promotor Saude Familiar または Family Health Promoter、以下「PSF」または「FHP」) が SISCa サービスの提供のサポートを担うこととなる。

1)-2 日本の主な取り組み

騒乱後の独立回復へ向けた動きの中、日本の NGO を中心に PPRP (東ティモール市民平和救援プロジェクト) を立ち上げ、医療従事者の不足を支援するために医師や助産師を派遣し、緊急医療支援を行った。

2003 年 2 月に、日本は保健分野における ODA による初の事業として、UNICEF と連携し母子保健医療サービスの提供および予防接種体制の整備を目的とした「母子保健改善計画」(国際機関連携無償資金協力) を開始した。当計画は、子どもや妊産婦が安心して暮らせる環境づくりを目的とし、主に 5 歳未満児および妊産婦への保健医療サービスの提供を対象とし、ワクチンの提供や基礎医薬剤・基礎医療器材の供与、保健衛生・健康促進のキャンペーン実施等のために無償資金協力を行った。

さらに、同年に NGO の AFMET が「コミュニティを基盤としたプライマリ・ヘルス・ケアの普及促進」プロジェクト (草の根技術協力) を開始し、2006 年まで 3 年間技術協力を行った。当プロジェクトでは東ティモール東部のラウテン県にて、コミュニティヘルスワーカー (以下、「CHW」) を育成することに焦点を当て、活動を行った。地域住民から CHW を選出し主体

⁶⁰ FHPP (Family Health Promoter Program): 保健省が 2005 年に開始した、保健ボランティア (Family Health Promoter) 制度の導入に取り組み、地域住民が主体となって健康増進に努めることを目指したプログラム。

⁶¹ SISCa (Serbisu Integrado Saude Comunitaria): 巡回診療により、地域に保健医療サービスを届けることを目的としたプログラム。月 1 回各地域保健センターが村を訪問し、予防的または健康増進活動 (予防接種、妊産婦検診、栄養管理、一般診療、健康増進教育) を提供する。

的に保健活動を行うことで、当時の医療従事者が絶対的に不足している状況を補完するという役割も担っていた。ラウテン県の CHW たちは、後に政府政策によって育成されたの保健ボランティア (PSF) としての活動も担うこととなる。

2004 年には、NGO シェア＝国際保健協力市民の会（以下、「シェア」）が「保健教育推進プロジェクトフェーズ 2」（草の根技術協力）を開始し、エルメラ県で教師や地域リーダー等を対象に保健教育に関する知識を村人に伝えられる人材育成や教材開発、また保健教育ができるトレーナー研修を行った。このプロジェクトをきっかけに保健教育が重要視されるようになり、国レベルのワークショップをエルメラ県保健局と教育省とで開催する運びとなった。のちに学校保健プロジェクトを立ち上げるきっかけとなったプロジェクトでもある。

2006 年の治安悪化後は、シェアが「ディリにおける国内避難民および地域住民への医療・保健支援事業」（日本 NGO 連携無償資金協力）を実施し、ディリ県 20 か所の避難所にて物資の支援や、医師の派遣を行い、また保健教育活動と健康相談を行った。保健教育活動ではエルメラ県で実施された保健教育プロジェクトの教材を活用した活動を実践、さらに政府の SISCa への参加啓発なども行われた。

また、東ティモールは騒乱等の社会混乱、天候不順などの影響により十分な食料確保が困難な状況が続き、貧困が慢性していた。特に 5 歳未満児の約半数が慢性的な栄養失調、出産時死亡率は高く、危機的状況であった。食糧不足の緩和を目指し、WFP が 5 歳未満児や妊産婦等の社会的弱者を対象に実施していた「食糧配給事業」を支援するため、日本は 2005 年に「食糧援助 (WFP 連携)」（国際機関連携無償資金協力）を開始した。

2) 2007～2011 年頃：母子保健の向上に重点を置いた保健医療システムの構築支援

2)-1 当該セクターの状況

「保健医療セクター戦略計画 2008-2012」（以下、「HSSP」）において、質の高い保健サービスへのアクセス、マネジメント強化、計画・モニタリング・協調の強化が目的とされ、1) 乳幼児の死亡率の改善（予防接種体制の整備）、2) 安全な出産の確保など、母子保健の改善を重点課題とした。

2010 年 12 月には「人口動態・健康調査 2009-2010」が発表され、出生率の水準とその決定要因、家族計画、出生に関する嗜好、乳児・幼児・成人・妊産婦の死亡率、母子保健、栄養、マラリア、家庭内暴力、HIV/AIDS に関する知識、女性のエンパワメントについての調査が行われた。5 歳未満の低体重児の割合が 44.7%と顕著であり、さらに熟練した医療従事者が立ち会った出産の割合は 29.9%⁶²と低く、未だ母子保健にかかる課題が山積していた。

東ティモール保健省と教育省の共同で「学校保健プログラム」が 2007 年に開始され、国際機関や NGO などの協力をもとに国レベルのトレーナーを育成した。しかし、両省の人材不足や学校教育制度が不十分であることが原因で各県での取り組みに遅れが生じていた。保健

⁶² Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10 (2010)

省は 2008 年に FHPP で育成した人材を活用し、巡回型地域保健サービスを行う SISCa 制度を導入した。医療従事者および PSF の村への巡回により、地域住民に対し健康に関する知識の向上を図り、妊産婦や乳幼児および高齢者の健康状態を管理し、農村部等僻地で暮らす住民へも保健医療サービスの提供を目指した。

2)-2 日本の主な取り組み

2006 年以降も、東ティモール保健省による国家保健医療セクター開発計画や国家保健プログラムと協調し、日本は UNICEF と連携し全国で「母子保健改善計画」実施に取り組んだ。2009 年まで継続し、必須医薬品やワクチン、医療器材の提供に加え、最終年度には、医療従事者の能力強化や母子保健・衛生・家族計画についての広報キャンペーンにも着手した。

2007 年～2010 年にかけては、AFMET が「ラウテン県における、地域住民主体のプライマリ・ヘルス・ケアシステム構築」（草の根技術協力）プロジェクトが実施された。前プロジェクトに引き続きラウテン県で CHW の育成を中心に地域の保健衛生向上を目的とした協力であるが、当プロジェクトではよりサービスが行き届いていない村落を対象とした。また、女性の生計向上のためのグループを立ち上げ、ニーズのあった薬草石鹸やココナッツオイルの製造・販売にも着手した。周辺地域で他開発パートナーが CLTS アプローチ⁶³を用いた衛生環境改善活動を始めていたこともあり、それを学び、トリガリング⁶⁴によって住民が主体となり水の確保やトイレ作りを促進した。

同期間の 3 年間は、シェアが「アイレウ県における Family Health Promoter 養成プロジェクト」（草の根技術協力）を実施した。FHP 育成のプロジェクトは他開発パートナーによっても実施されていたが、政府保健局よりまだ FHPP が構築されていないアイレウ県での実施要望があった。県レベルトレーナーチーム（District Trainer Team、以下「DTT」）の育成を含め、SISCa における FHP の活動の支援を行い、最終的にアイレウ県で最低限の保健医療サービス提供を目指した。

2008 年には、NGO 地球のステージ（以下「地球のステージ」）により「包括的妊産婦・新生児死亡率削減プロジェクト」（日本 NGO 連携無償資金協力）を開始した。クリニックにて診療をする傍ら、SISCa のサービスが行き届いていない山間部村を対象に移動診療を行い、安全な出産や乳幼児のケア、住民助産師の育成にも尽力した。

2009 年よりシェアが「エルメラ県内の小学校における保健教育プロジェクト」（日本 NGO 連携無償資金協力）を実施し、エルメラ県内の全 88 小学校を対象に保健教育を定着させ、5-14 歳までの子どもが罹患する感染症（上気道感染、急性下痢症、肺炎、マラリア等）の予防を目的とした。それを達成するため、シェアは県保健局と教育局の担当者と共同で教師のト

⁶³ CLTS (Community-Led Total Sanitation) アプローチ:トイレを含む衛生環境改善が必要だと認識するよう村全体に働きかけ、住民自らトイレを作り維持するように意識・行動変容を促進する方法。

⁶⁴ トリガリング:住民と共同でコミュニティ内での野外排便場所をマップに示し、野外排便状況を視覚的に示す等のデモンストレーションを通じて、衛生環境改善の動機づけを行う方法。

レーニングやトレーナーの輩出によるキャパシティ・ビルディングや学校保健ガイドラインの作成に取り組んだ。

2005 年に開始した WFP 連携による「食糧援助」（国際機関連携無償資金協力）を、2006 年以降も継続的に実施した。支援開始当初より続く貧困や食糧不足などの慢性的な問題に加え、社会情勢の悪化や国際的な食糧価格高騰による食糧不足等、突発的な課題への対応を含め、日本は 2009 年まで支援を続けた。

また、草の根・人間安全保障無償資金協力によって現地 NGO が 2008 年に 3 件、2009 年に 1 件、2010 年には 2 件の保健医療施設の設立・改修、保健医療サービス提供の強化に取り組んだ。コミュニティ・クリニックの救急体制強化計画から診療所改修計画などを含む多角的な活動の支援を行った。

3) 2011～2016 年頃：保健医療システムの発展・サービスの全国拡大へ向けた支援

3)-1 当該セクターの状況

HSPP が 2012 年に終了することに先立ち、2011 年には SDP が発表され、それと同時に「国家保健セクター戦略計画 2011-2030」(National Health Sector Strategic Plan、以下「NHSSP」) が策定された。NHSSP では、“Healthy East Timorese people in a healthy Timor-Leste” を掲げ、1) すべての東ティモールの人々が利用でき、アクセス可能で、手頃な価格の医療サービスを確保すること、2) 保健医療セクターを整備すること、3) コミュニティと幅広いステークホルダーの参加を促進することをミッションに掲げた。このミッション達成のために、図 3.6.1 の通り、中央、県、準県、コミュニティの 4 つのレベルの保健医療体制を整備した。

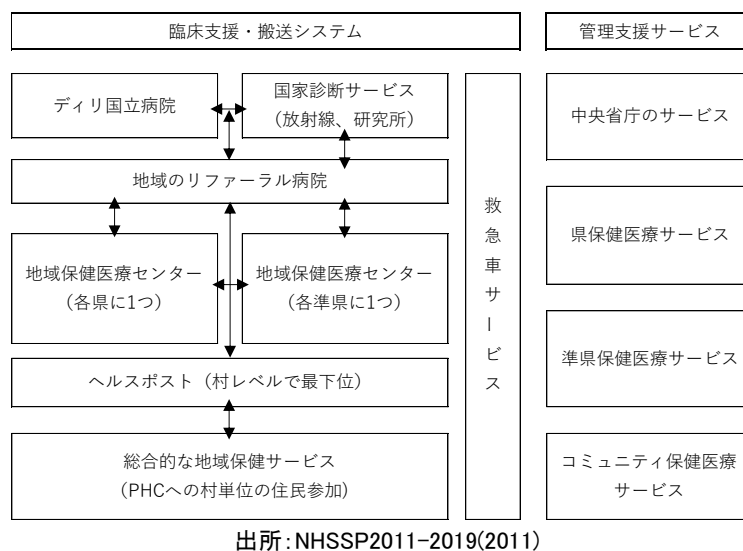


図 3.6.1 国家保健医療サービスの構造

また、2030 年までに、1) すべての東ティモール人がアクセスできる、質の高いプライマリ・ヘルス・ケアと医療の包括的なサービスを提供する、2) 医療サービス提供のための適切なサポートシステムを提供する、3) 国家保健システムの改善において、より高いコミュニティとパートナーシップを促進することをゴールとしている。これらのゴール達成のために、5 年ごとに分けて、優先方針を表 3.6.1 の通りに定めている。

表 3.6.1 2011 年から 2030 年の NHSP 優先方針

2011-2015 保健システム確立に向けた条件付け	2016-2020 保健システムの整備	2021-2025 保健システムの成熟	2026-2030 持続可能な保健システム 確立へ向けたスタート
・ 県、病院サービス、国立研究所、保健トレーニング機関のための人材開発・配備 ・ 県保健インフラ整備と後方支援 ・ 保健計画、予算、情報、モニタリング、評価に関する中央省庁と個別保健サービスの組織的な能力開発	・ 健康状態の変化に対応した健康政策の枠組みの見直し ・ 中央省庁、県、個別保健サービスにおける、保健計画、予算、報告、モニタリング、評価に関する組織的な能力開発 ・ 県、国立研究所、保健トレーニング機関のための人材開発・配備	・ 国家健康保健システムの構造の評価 ・ 県立病院の整備 ・ 国立の第 3 次レベル医療機関の整備	・ 効果的な国家保健システムの確立

出所: National Health Sector Strategic Plan 2011-2030 (2011)

学校保健については、2007 年に学校保健プログラムが開始されたにも関わらず、人材の不足により実施が停滞していた。このため、2011 年には、保健省と教育省に学校保健担当課が設置され、体制の改善が行われた。これにより、学校保健モジュールが完成するシステムの整備が進み、同年には長年支援を続けていたシェアの支援の下、保健省と教育省が初の学校保健国にレベルワークショップを開催するなどの進展を見せた。続いて 2015 年には「学校保健戦略 2015-2019」が策定され、東ティモール政府は学校保健に注力を始めた。

さらに、WHO が主体となり「世界の学校における生徒の健康調査 2015」が東ティモールにおいても実施され、13 歳から 17 歳の学校に通う生徒（7-11 年生）を対象に、栄養状態、食習慣と身体活動、たばこ・飲酒・薬物、精神衛生、暴力とケガ、性行動と HIV/AIDS、個人の衛生についてのアンケート調査が行われた。

同年 7 月には「家族の健康プログラム (Saude na Familia)」を開始した。SISCa は村単位の巡回診療であることに對し、当プログラムでは家庭医制度 (Kauidadu Saude Primaria、以下「KSP」) を取り入れ、医師、看護師、助産師各 1 人ずつの 3 名でチームを構成し、包括的 PHC サービスを家庭レベルに提供することを目的とした。この活動により、全国の各家庭を訪問し、健康状態や生活環境の状態を収集し電子カルテに登録管理することで、情報収集システムの構築も達成した。さらに、訪問時に診療・投薬・二次医療施設への搬送も同時に行い、フォローアップが必要な家庭には定期的に訪問するなどの体制を整えた。

また、全国の家計における衛生状況の把握を目的とし、KUBASA(全世帯の環境衛生調査活動)

も開始され、その活動の一部も PSF が担当した。保健政策である FHPP によって育成された各地域の PSF が別の国家保健プログラムでも活躍し、PSF が PHC サービスの向上に大きな役割を担うようになっていた。2012 年には保健省が定めた「国家基本衛生方針」および「衛生環境に関する地域活動計画(PAKSI)」の一環として CLTS（コミュニティ主導の総合的環境衛生）活動が開始された。

3)-2 日本の主な取り組み

2011 年～2013 年に、シェアは「アイレウ県における保健スタッフ主体の FHP サポート向上プロジェクト」（草の根技術協力）を実施した。シェアは 2007 年よりアイレウ県で同様に FHP 養成プロジェクトを開始したが、プロジェクト終了時においても未だ国際 NGO の支援なしでは質の高い SISCa サービスの提供は困難な状況であった。そのため、当プロジェクトは前プロジェクトを継続する形で、自立発展性のあるサービス提供を目指し、地域行政が主体的となって保健サービス提供ができるように FHP の活動を支援することを目標とした。

AFMET は、2011 年より 3 年間「『みんなサウダベル』健康村プロジェクト」（草の根技術協力）を開始し前プロジェクト同様に、SISCa や KUBASA 等の政府によるプロジェクト活動を AFMET スタッフや AFMET が育成した CHW が支援するというを行っていた。この時期より AFMET の CHW は政府の PSF に集約され、政府の活動への人材派遣や後方支援を行っていた。

2012 年～2014 年には、シェアが「エルメラ県、ディリ県の初等教育課程における保健教育推進プロジェクト」（日本 NGO 連携無償資金協力）を実施し、先行事業での成果と教訓を踏まえ、エルメラ県全土及びディリ県への活動の拡大を目指した。また、地方部と都市部における学校保健活動の実施例を集約し、全国拡大に向けて保健省と教育省に提言を行うことを目標とした。

2014 年より 3 年間は、地球のステージにより「ハトリア郡における包括的地域保健サービス（SISCa）向上事業」（草の根技術協力）が開始された。エルメラ県ハトリア郡は全国でも健康状態が悪い地域であり、SISCa のサービスが行き届いていないことが問題とされていたため、エルメラ県保健局からの要請により PSF の育成を行うこととなった。SISCa を運営する県保健局や郡保健センターによる運営自体がうまく機能していないことを補填するため、地域の PSF によって予防医療活動が継続されるよう、彼らのモチベーション維持を意識した支援をおこなった。

2016 年には、草の根・人間安全保障無償資金協力によって現地 NGO が国立病院において、女性と子どものための保護施設設備計画を実施した。

4) 2017 年以降：各地域のニーズに沿った多角的な支援、保健政策への提言、新型コロナウイルス対策

4)-1 当該セクターの状況

2018 年には第 2 回目となる「人口動態・健康調査 2016」が発表され、生活環境と教育水準、出生率と家族計画、乳幼児の健康と死亡率、母親の健康、母親と成人の死亡率、子どもと成人の栄養、マラリア、HIV/AIDS、結核、家庭内暴力、幼児期の発達、障害者、青少年について調査が実施された。この調査は SDGs の達成状況を含める東ティモールの保健セクターにおける開発の進捗状況を把握するために有用となった。

2017 年以降は下記の例にあるように、様々な行動計画や戦略計画が策定され、持続可能な保健医療システム構築を目指し、さまざまな取り組みが開始されている。

- 2017 年：マラリア撲滅のための国家戦略計画
- 2018 年：抗菌剤耐性に関する国家行動計画
- 2019 年：UHC 達成のための保健財政戦略 2019-2023
- 2020 年：保健安全保障のための国家行動計画 2020-2024
- 2020 年：結核撲滅のための国家戦略計画 2020-2024
- 2020 年：保健セクター栄養国家戦略計画 2020-2025

こうした中、2020 年春以降は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）蔓延の影響により、東ティモールもその打撃を受け、2020 年 3 月 21 日に国内初の感染者が発見された。第 1 回目の緊急事態宣言が同年 3 月 28 日～4 月 26 日まで発令され、5 月 27 日まで緊急事態が延長（第 2 回目）となった。それと同時に東ティモール国民を含むすべての人々の入国を禁止した。その後も毎月延長を繰り返し、2020 年 11 月 14 日には感染者ゼロが記録されるも、感染の急拡大が見られた 2021 年 3 月にはディリ県内でロックダウンを行うなどの対応を行い、緊急事態宣言の延長（第 17 回目）は 2021 年 9 月まで続いた⁶⁵。

COVID-19 対策として、2020 年 12 月 4 日にはディリ県内で、買い物券やフードバスケット（Cesta Basica）の配布、2021 年 4 月 5 日には COVAX の支援により初の新型コロナウイルスワクチンが到着し、同月 7 日には「国家ワクチンキャンペーン」が開始された。さらに、定期的にアジア財団によりデータ収集が行われており、COVID-19 の社会への影響やワクチン接種プログラムの実施状況をモニタリングしている。感染拡大による経済活動の縮小やロックダウンの影響などにより、食料生産や国民の収入の減少などの影響を及ぼし、特に農村部において食糧不足や栄養不良が悪化した。2021 年 4 月に大洪水が発生し、問題はさらに深刻化している。

⁶⁵ The Asia Foundation. Timor-Leste COVID-19 Survey Round 8 - September 2021

4)-2 日本の主な取り組み

2017 年から 3 年間は地球のステージが「エルメラ県における包括的地域保健サービスと家庭医制度を通じた地域保健ボランティア育成向上事業」（日本 NGO 連携無償資金協力）を実施し、2014 年～2016 年に実施された SISCa 向上事業をアクセスの悪い僻地の村でも実施を拡大することを目的とし、対象地域が選定された。

2019 年から現在まで、シェアによって「住民参加によるプライマリ・ヘルス・ケア強化事業」（日本 NGO 連携無償資金協力）が実施されており、ディリ県遠隔地であるメティナロ県でのヘルスポスト建設やアタウロ島での船を使った巡回診療を支援している。さらに、保健スタッフのキャパシティ強化を目指し、予防接種やコミュニケーションの研修を行うなど、地域のニーズに沿ったきめ細やかな活動を行っている。

2021 年には、Bridges in Public Health が「パーツ大学における『住民ニーズに基づく保健実践』のための教育強化プロジェクト」（草の根技術協力）を開始し、東ティモールで唯一公衆衛生学部を有するパーツ大学にて、地域実習など実践的な方法で保健分野の専門家を育成の支援を行っている。

また、地球のステージは「エルメラ県における母子保健リプロダクティブヘルス向上事業」（日本 NGO 連携無償資金協力）を開始し、これまでと同様にエルメラ県にて、今回は母子保健に特化した事業を実施している。母親を対象にした啓発キャンペーンや母親学級の実施、医療従事者への産婦人科分野における技術指導などの活動を行っている。

保健インフラ開発・整備関連では、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、現地 NGO に資金協力をを行い、2017 年～2022 年に合計 12 件、医療施設の改修や診療所の建設等を行った。日本は、現地 NGO への協力を通して、アクセスの悪い農村部での公共診療所建設計画の実施や、ディリ県国立病院における放射線科超音波検査室増築計画等、さらなる保健医療サービス提供体制が強化を支援している。

COVID-19 対策としては、ワクチン接種率向上を目的とし、日本で国内製造した AstraZeneca ワクチン約 17,000 回分の現物供与や、ワクチン運搬のためのコールドチェーン強化支援として、ワクチン運搬用保冷 BOX や保冷車などを支給した。また、全国 13 県を対象とした救急車やその他医療器具の供与により、医療体制強化にも貢献している。加えて、UNICEF、ADB、UNDP、世界銀行等とともに COVID-19 対策を目的とした新規プロジェクトを形成・実施してきた。さらに、COVID-19 拡大の影響のみならず、洪水被害が食糧不足や国民の栄養不良を深刻化させていたため、WFP と連携して食料支援を通じた緊急支援も行った。以上の通り、2020 年の COVID-19 蔓延時期から現在まで、COVID-19 対応・予防対策において包括的・多面的な支援を継続している。

(3) 他開発パートナーの支援動向

AUSAID : 2002 年より最大の開発パートナーとして現在まで支援を行い、重点課題として、家族計画や妊婦健診、出産、産後ケアなど、母子保健の連続したケアを改善することを目的とし、支援を継続している。人的資源の不足に着目し、保健分野では奨学金や OJT を通して医療従事者の育成を行ってきた。2008 年から 2013 年は世界銀行と共同して「保健セクター戦略計画サポートプロジェクト」を実施し、国レベルで PHC ケアアクセスに貢献した。さらに、潜在的に問題となっている女性や子どもへの暴力の問題にも着目し、東ティモール政府と協働で 2014 年 4 月から 2022 年 4 月まで Nabilan⁶⁶～女性に対する暴力撲滅プログラム～を実施した。

COVID-19 対策においては、東ティモールでの COVID-19 発生直後から、サバイランス、検査、隔離施設の改善、医療従事者の訓練を含む保健省の取り組みに対し迅速にサポートを開始したことに加え、検査機関のキャパシティ強化や COVID-19 対策にかかる公衆衛生政策の策定、ワクチン普及の戦略の計画支援等において、長期的かつ包括的に支援してきた。加えて、COVID-19 で悪化した栄養不良の問題に取り組むために、農業を含む他セクターとの調整や、包括的な保健安全保障のために水・衛生へのアクセス改善にも取り組んでいる。

USAID : 1980 年代初頭に現在の東ティモールの人々への支援を開始し、保健分野においてはマラリア対策に取り組んだ。2004 年には保健プログラムを開始、2010 年にはディリに事務所を開設し、女性と子どもへのヘルスケアサービスの提供向上に注力して支援を行ってきた。保健省のヘルスプロモーションセッションを支援する形で、妊婦健診の重要性、妊娠・出産時の危険な兆候、家族計画、栄養、衛生における教育活動を実践してきた。特に、合計特殊出生率が高いことに着目し、リプロダクティブヘルスにおいて、保健サービスとの連携し避妊具の確保や、現代的な避妊の使用状況の向上等に大きく寄与している。

UNICEF : 独立回復以前より支援を開始し、母子保健と栄養改善において重点的に支援してきた。2000 年には保健省と共同で予防接種プログラム（EPI: Expanded Program on Immunization、以下「EPI」）を全国で開始し、その後コミュニティ小児疾患統合管理（IMCI）プログラム、母子手帳の作成・普及等の活動を実施してきた。現在は保健省と共同し、アイナロ県、コバリマ県、エルメラ県、オエクシ県、ビケケ県の 5 つ県を優先自治体と定め、主に母子保健・栄養・衛生環境改善において重点的に活動している。日本と連携した「母子保健改善計画」（2002-2009）、「子どもの栄養改善計画」（2022 年開始）のほか、医療従事者のトレーニングや、CSR 企業と協働での CLTS 活動支援を含む WASH の実践活動、栄養改善や WASH にかかる国家保健政策の策定支援等、独立回復直後から幅広く活動を行っている。さらに、優先自治体において保健医療サービスについての認知度が低いという課題を改善するため、コミュニティレベルで母親によるボランティアサポートグループの結成を支援し、グループ内で情報を効果的に共有できるようにし、その情報を元に医療従事者と連携しながら保健医療サービス提供の向上を目指している。

⁶⁶ Nabilan はテトゥン語で「明るい(bright)」を意味し、このプログラムの最終目標を表している。

WHO：1999 年 10 月よりディリに東ティモール事務所を構え、主に保健政策・保健システム構築を支援しており、保健省の政策アドバイザーとして重要な役割を担っている。1) UHC 達成に向けて、システム目標を実現するための主要な保健システム機能を強化、2) 公衆衛生の安全・安心を確保するための持続可能な国家的能力およびパートナーシップの構築、3) 公衆衛生上重要な伝染病および非伝染病を効果的な管理を 3 つの戦略的優先課題としている。現在は保健省と共同で、感染症対策（マラリア、結核、ハンセン病）、子どもの保健サービスの向上、妊産婦の健康管理、臨床看護ケア等のプログラムを実施している。近年では COVID-19 対応にも尽力し、保健省と共同で感染状況のモニタリングや、医療従事者のトレーニングなどの対応体制の強化、ワクチンの供与などを行っている。

世界銀行（WB）：国の保健政策に沿った支援を長年継続しており、AUSAID と共同で 2008 年から 2013 年は「保健セクター戦略計画サポートプロジェクト」を実施し、特に女性と子どもに対する東ティモールの保健サービスへのアクセス性、需要、質の向上、人材管理を含む支援システムの強化、計画・モニタリングの改善に取り組んだ。現在は、COVID-19 緊急支援プロジェクトや水供給・衛生プロジェクトを通して、COVID-19 対策に貢献している。

3.6.2 代表的な協力実績

(1) 母子保健改善

1) 母子保健改善計画【UNICEF 連携】（国際機関連携無償資金協力 2002 年～2009 年）

2002 年の独立回復後、日本の ODA による初めての無償資金協力事業である。当初は暴動後で保健医療人材流出および施設の破壊の影響により、国の医療体制は麻痺していたことから、UNICEF を通じて母子保健医療サービスに必要な基礎医療資機材、基礎医薬品、ワクチン等を供与し、基礎的な母子保健医療サービスができる体制整備の支援を開始した。さらに、保健衛生・健康促進キャンペーンを実施し、子どもと妊産婦の健康改善をめざした。

UNICEF は保健省と協働し、2000 年より EPI を開始⁶⁷し、主要 6 種ワクチン（結核、三種混合、麻疹、破傷風）や、ワクチンを保管するコールドチェーン機材の供与によりワクチン接種の拡大を図った。長期的な視点で医療提供体制の強化を目指し、国立助産学校における助産師育成支援など、医療従事者への研修による能力強化も行った。

2003 年には、復興支援の一部として、保健省との協働し他開発パートナーの支援の下、テトゥン語での全国版母子手帳が作成され、日本の資金協力により、初回の 9 万 3000 部が印刷配布された。また、妊産婦を対象に保健衛生・健康促進啓発活動が行われ、ビタミン A の配布や母乳育児促進活動による栄養改善、難民キャンプでの安全な飲料水や衛生設備の確保等の衛生改善活動を支援した。その後は、母子保健や衛生に加え家族計画に係る広報活動も開始し、包括的なアプローチによる PHC 普及や国家保健医療システムの構築に貢献した。

⁶⁷ 厳密には 1978 年に開始されたが、2000 年 3 月に保健省と UNICEF の協働により EPI が再構築された。

2) 包括的妊産婦・新生児死亡率削減プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力 2008 年 7 月～2009 年 7 月）

地球のステージは、独立回復前から活動していたエルメラ県ハトリア郡のバイロピテクリニックでの診療に加え、当時の母子保健指標の悪さに着目し、妊産婦を対象に巡回診療を事業活動として取り組んだ。特に同県内の僻地は医療アクセスが悪く、各村の訪問に時間を要するため、住民助産師とカウンセラーの育成を進め、地域保健サービス体制の整備に注力した。その成果もあり、健診の受診割合や技術介助者を伴う出産率が向上するなど、母子保健指標の改善が見られた。

3) エルメラ県における母子保健リプロダクティブヘルス向上事業（日本 NGO 連携無償資金協力 2021 年 2 月～現在）

東ティモールでは合計特殊出生率が高く、母子保健のニーズが高いことを踏まえ、エルメラ県の 52 村で事業を展開することとした。各村で母親学級を開催し、リプロダクティブヘルス啓発キャンペーンを行うなど、妊娠出産前の女性を対象にした活動にも取り組んでいる。東ティモールでは妊産婦健診でエコー検査を行う体制が整っておらず、国立病院や首都の市立病院数か所で行われているのみであるため、本件において国内初の超音波検査指導研修を立ち上げ、医師の知識・能力強化に寄与している。

BOX: アイダ・ゴンサルベス医師（元 Frontline デイリ事務所ジェネラルマネージャー）

私は以前から、地域での予防医療、特に母子保健の重要性を訴え続けてきました。2009 年 4 月、縁あって日本の NGO である地球のステージ（現地名称：Frontline）で働き始め、多くの地域保健ボランティアを育成してきました。COVID-19 の流行時には、診療所への受診をためらう妊婦をサポートするなど、保健ボランティアが住民のために活動を続け、彼らがコミュニティを支えているという話をコミュニティから聞いています。

（写真：地球のステージ提供）



(2) 保健ボランティア育成および SISCa の活動支援

政府が打ち出した FHPP および SISCa プログラムは、他開発パートナーとの連携により対象地域が分けられた。日本の協力では AFMET がラウテン県、シェアがアイレウ県、地球のステージがエルメラ県を担当し全国普及を目指した。

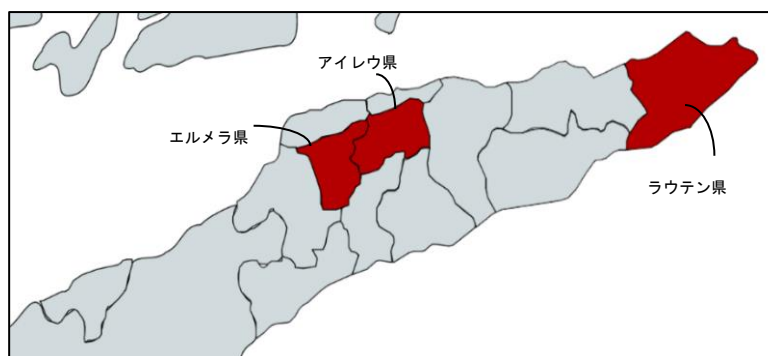


図 3.6.2 日本による FHPP および SISCa 支援地域

ラウテン県での活動

- 1) コミュニティを基盤としたプライマリ・ヘルス・ケアの普及促進(草の根技術協力 2003年4月～2006年4月)
- 2) 地域住民主体のプライマリ・ヘルス・ケアシステムの構築(草の根技術協力 2007年9月～2010年8月)

3) “みんなサウダベル”健康村プロジェクト(草の根技術協力 2011年3月～2013年2月)
AFMET がラウテン県での CHW の育成を 2001 年に自己資金で開始した。対象地域であるラウテン県は東ティモールの東端に位置し、保健医療サービス提供が行き届いていなかったため、地域住民の中から CHW を選抜・育成することで、地域保健活動の普及を目指した。その後、ODA により事業 1)、2)、3) が実施された。事業 1) 実施中の 2005 年には、保健省が FHPP を開始し、AFMET の CHW 育成の成果が活用されるなど、保健政策における FHPP の立ち上げに貢献した。事業 2) では、ラウテン県の村落へ対象地域を広げ、CHW 育成を中心とした活動に加え、住民主体の水の確保とトイレの設置活動も行った。同時に、女性の生計向上を目的に、グループを組織し薬草石鹸やココナッツオイルの製造や販売を支援、経理業務の習得など住民の能力強化を図った。2009 年に同グループが NGO「FINI」を発足し、活動の幅が広がった。FHPP は、後に SISCa へと統合され、事業 3) では SISCa の普及活動を促進した。

アイレウ県での活動

- 4) 東ティモール アイレウ県における Family Health Promoter 養成プロジェクト(草の根技術協力 2007年8月～2010年8月)
- 5) アイレウ県における保健スタッフ主体の Family Health Promoter (FHP) サポート向上プロジェクト(草の根技術協力 2010年11月～2013年11月)

シェアがアイレウ県での FHPP 普及に取り組んだ。事業 4) および 5) の 6 年間を通してアイレウ県全域に活動範囲を広げ、2008 年より開始した SISCa プログラム支援において大きな役割を担った。県レベルトレーナーの育成や、指導者を含むキャパシティ・ビルディングを実現し、アイレウ県で SISCa の稼働率および継続率は全国で最高レベルと評価された。近年、医療従事者の増加に伴い、政府は FHP の活動にあまり注力していないが、住民自身が FHP の活動を必要としているため、現在も FHP による活動は継続されている。

エルメラ県での活動

- 6) ハトリア郡における包括的地域保健サービス(SISCa)向上事業(草の根技術協力 2014年1月～2017年1月)
- 7) エルメラ県における包括的地域保健サービスと家庭医制度を通じた地域保健ボランティア育成向上事業(日本 NGO 連携無償資金協力 2017年2月～2020年2月)

地球のステージがエルメラ県で活動を進め、事業 6) では、ハトリア郡保健センターや関係スタッフの能力強化を図り、郡全体の SISCa 運営や業務の質向上に貢献した。事業 7) では、先行事業 6) より対象村を増やし、より僻地の村にも事業を拡大した。PSF の育成や指導に加え、PSF 同士が交流できる機会を設けるなど、エルメラ県全体で住民のエンパワメントを目指した。2016 年に KSP (家庭医制度) が導入され、FHPP、SISCa、KSP の活動サポートや運営体制強化に貢献した。

(3) 保健教育／学校保健プロジェクト

1) エルメラ県における保健教育推進プロジェクト（草の根技術協力 2004 年 4 月～2007 年 3 月）

2) エルメラ県内の小学校における保健教育プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力 2009 年 4 月～2012 年 3 月）

2002 年にシェアの自己資金によりエルメラ県にて保健教育推進プロジェクトが開始され、教師の人材育成が進んだ。その後、日本政府の支援によって、事業 1)、2) が展開された。事業 1) を実施中であった 2007 年には、保健省と教育省が共同で学校保健プログラムを開始したことを受けて、他開発パートナーと連携して教師対象のトレーニングモジュールの作成を支援し、学校保健教育政策に関わる活動を行った。その後、事業 2) を通して小学校における保健教育が初めて開始されることとなり、最終的には、エルメラ県の全 107 校のうち約 98% の小学校で保健授業の実施を達成した。県レベルトレーナーの人材育成や、国および県レベルでの運営体制の強化等、政府と共同で学校保健システムの強化を支援した。

3) エルメラ県、ディリ県の初等教育課程における保健教育推進プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力 2012 年 10 月～2015 年 10 月）

事業 2) までの取り組みや政府への働きかけが成功し、2011 年には保健省と教育省に学校保健担当課が設置されるに至った。また、学校保健モジュールが策定されるなど、学校保健システムが構築されていった。事業 3) ではディリ県にて広報を含めた学校保健プログラムの支援を行った。他方、エルメラ県では全国初の取り組みとなる 7-9 年生を対象として活動し、保健教育プログラムの発展に貢献した。対象 200 校の 7 割で、保健授業や保健活動の定着がみられ、9 割の学校で生徒たちが自主的に清掃活動を行うなどの効果が見られた。

4) 東ティモール初等教育課程における学校保健推進プロジェクト（日本 NGO 連携無償資金協力 2015 年 12 月～2018 年 12 月）

事業 4) では、これまでの保健教育の取り組みの全国展開を目指した。引き続きディリ県を対象に先行事業で作成したプロトタイプをもとに学校保健活動を行った。その活動より得た経験や教訓を国レベルの保健教育プログラムに反映させ、マニュアルの修正や活動の再検討等を行うことで、より効果的で実践的な学校保健プログラムの構築を支援した。

BOX: 継続的な支援による国家学校保健プログラム構築への貢献

東ティモール独立回復当初より約 18 年間にわたり、学校保健活動に力を入れてきた。これまでの取り組みが評価され、大きな成果の一つとして、シェアは学校保健全国ワークショップのコーディネートを担当した。保健省、教育省、UNICEF、関係 NGO などが参加し、各県の活動状況やそれぞれの工夫、取り組みや課題を共有する機会を設けた。これにより、現場レベル及び国レベルの課題が話し合われ、今後の学校保健プログラムの発展へ向けて大いに貢献した。



(2022 年 1 月ヒアリング 写真:シェア提供)

(4) 栄養改善

1) 食糧援助【WFP 連携】（国際機関連携無償資金協力 2005 年～2009 年、2021 年）

東ティモールは独立当初より貧困が大きな問題であり、特に社会的弱者である子どもや妊産婦、国内避難民等の栄養不良が深刻であった、その問題に取り組むため、WFP は「食糧配給事業」を開始し、日本はそれを支援することとなった。支援を開始した 2005 年頃には干ばつが続き、その後も 2006 年には暴動による社会的混乱など、食糧の安定した供給が困難な状況であった。また、2008 年に起きた国際的食糧価格の高騰により、東ティモール国内もその影響を受け、食糧不足の状況が悪化していた。WFP は 2008 年まで海外で調達したお米を配給することで食糧援助を実施していた。2009 年からは新しい取り組みとして、WFP が調達したトウモロコシや大豆を、生産を受託した東ティモールの民間企業がビタミン強化高栄養ブレンド食品（Timor-Vita）に加工し、それを農村部の子どもや妊産婦に配給するという活動も実施した。2021 年には新型コロナウイルス感染拡大および同年 4 月に発生した大洪水に対応するため、栄養強化米、豆、油を支援する事業が開始している。

2) 「ふりかけ」普及と食生活改善による栄養改善事業（日本 NGO 連携無償資金協力 2019 年 1 月～2022 年 3 月）

パルシックは、東ティモールでは農業分野において、長期的に事業を実施しており、栄養改善に係る事業を 2019 年に開始した。水産物の消費量が少ないことに着目し、漁業が盛んなアタウロ島で「ふりかけ」工場の建設、原材料確保、生産システムの構築を行い、漁村女性の収入向上にも取り組んだ。対象地域であるディリおよびエルメラ県の山間部 2 村において現地で日常的に食品群や調理方法を把握し、「ふりかけ」のメニューを考案した。アタウロ島の工場で水産加工物にモリンガやゴマを加えて「ふりかけ」を作り、の小中学校の給食に導入を目指した。2020 年より学校給食にふりかけ導入を予定していたが、コロナ禍の学校閉鎖で給食がなくなり、事業が進まない時期もあった。しかし、対象村にて、料理教室の実施、SNS で料理教室やメニューを発信し、小学校と連携して栄養ワークショップの実施等コロナ禍でも工夫を凝らし、農村部の栄養改善に貢献した。

3) 子どもの栄養改善計画【UNICEF 連携】（国際連携無償資金協力 2022 年～現在）

東ティモールでは、子どもの低栄養の割合は減少傾向にあるものの、おおよそ 2 人に 1 人は発育阻害に陥っており、世界でも 4 番目に高い割合を示している⁶⁸。この問題を改善すべく、日本政府は UNICEF が開始する「子どもの栄養改善計画」を支援することとなった。2023 年末までに、生後 23 カ月までの子どもの発育阻害、低体重、消耗症の削減を目指し、10 代の子どもの微量栄養素サプリメントの提供と、その補給を推進するための学校における栄養支援活動、母親への栄養改善支援、急性栄養不良児への治療、妊産婦へのカウンセリング等に取り組んでいく。

⁶⁸ UNICEF. Country Profiles Timor-Leste. <https://data.unicef.org/country/tls/>

(5) 保健インフラ開発・整備

日本は、現地の NGO に資金協力を行い、直接住民へ裨益する支援として草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、医療施設の改修や建設、医療体制の強化等を行っている。

2008 年の「エルメラ県コミュニティ・クリニックの救急体制強化計画」や「リキサ県障害者・高齢者・結核患者等ケアセンター5 棟の改修・改善計画」から始まり、当時のニーズに合わせて現地の NGO を支援してきた。

日本の NGO によって CHW としてトレーニングされたメンバーで立ち上げたローカル NGO 団体である FINI は、2010 年に「ラウテム県におけるマラリア対策保健教育計画」を実施した。これまでの CHW として地域密着型の活動を生かし、保健教育やマラリア罹患予防行動実践のための蚊帳配布を行った。子どもや女性への家庭内暴力の問題について、保健省が取り組みを開始したのちの 2016 年には「バウカウ国立病院における女性と子どものための保護施設整備計画」を実施した。2021 年には「ディリ県国立病院における放射線科超音波検査室増築計画」が実施され、東ティモールの医療提供体制強化に貢献している。

特に、東ティモール人材開発のために（以下「HADEZTA」）は、保健省との協議のうえで農村部等の医療施設へのアクセスが困難な地域を重点地域とし、これまで、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、2007 年に実施した「ビケケ県オッス準県ウアブボ村における公共診療所建設計画」を含む計 5 件の公共診療所の建設を行った。さらに HADEZTA は、2019 年よりシェアが実施していた、「住民参加によるプライマリ・ヘルス・ケア強化事業」において、アタウロ島ヘルスポストの建設も担当した。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

2020 年より拡大し始めた COVID-19 への対応として、COVAX ファシリティへの拠出金を除き、日本政府はこれまで計 2,000 万米ドル以上の支援をしている。主に 1) 日本で国内製造した AstraZeneca ワクチンの供与、および 2) 「ラスト・ワン・マイル支援」によるワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化によって全国のワクチン接種率向上を目指している。また、COVID-19 患者へのサービス提供強化を目的とし、3) 医療資機材提供による医療提供体制の整備を図っている。さらに、4) 国際機関連携無償資金協力による国際機関を通じた支援も行っている。これらの概要を表 3.6.2 に示す。

表 3.6.2 日本の ODA による COVID-19 支援の概要

協力内容	協力の概要	協力実績
1) ワクチンの供与	・ 日本国内で製造したアストラゼネカ製ワクチン 16 万 8,000 回分の供与（無償資金協力）	
2) ワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化	・ 「新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト」による資機材の供与（技術協力プロジェクト）	57,129,88 円 (2021 年度実績) 14,000,00 円 (2022 年度予算)
	・ 「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける東南アジア諸国に対するコールドチェーン整備のための緊急無償資金協力」（UNICEF 連携）による資機材の供与（緊急無償資金協力）	1,226,362 米ドル
3) 医療機材提供による医療提供体制の整備	・ 救急車や医療資機材の供与（経済社会開発計画）	500,000,000 円
	・ 「新型コロナウイルス影響下における手洗い強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）	39,285,65 円 (2021 年度実績) 32,396,11 円 (2022 年度予算)
	・ 「新型コロナウイルス影響下における PCR 検査体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）	17,500,000 円
4) 国際機関との連携によるプロジェクト	・ UNICEF、世界銀行、東ティモール赤十字社、ADB-UNDP 等との連携により、新規事業の作成・実施（国際機関連携無償資金協力）	計約 9,000,000 米ドル

1) ワクチン供与

日本政府は COVAX ファシリティ⁶⁹の共同設立者としておよそ 10 億米ドル(2021 年 2 月時点)をこれまで拠出してきた。また、拠出とは別に、東南アジアや南西アジア、太平洋島嶼国等の 13 カ国に対し、日本国内で生産されたアストラゼネカ製ワクチン合計約 1,126 万回分を供与することが決定され、東ティモールへは 16 万 8,000 回分が提供された。

2) 「ラスト・ワン・マイル支援」：ワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化

日本政府は、「ラスト・ワン・マイル支援」と題して、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制整備支援を世界中で取り組んでいる。東ティモールもその対象であり、JICA による「新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト」、および外務省と UNICEF が協力して実施している「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける東南アジア諸国に対するコールドチェーン整備のための緊急無償資金協力」等により支援を継続している。日本政府よりワクチン運搬に必要な資機材が保健省（SAMES を含む）へ供与され、必要に応じて各地（県保健局等）に分配されている。供与資機材のリストを下記に示す。

⁶⁹ COVAX ファシリティ(COVID-19 Vaccine Global Access Facility)：どの国も取り残されることなく COVID-19 ワクチンを手に入れられるよう、複数国で共同購入し、公平に分配を目指すための国際的な枠組み。Gavi ワクチンアライアンス、CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)及び WHO が主導している。

表 3.6.3 ワクチン供与に係るコールドチェーン強化のための医療資機材の供与リスト

「新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト」	「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける東南アジア諸国に対するコールドチェーン整備のための緊急無償資金協力」(UNICEF 連携)
・ ワクチン運搬冷蔵庫 15 個 ・ ワクチン運搬用保冷車 2 台 ・ 医療資機材運搬用トラック 3 台 ・ 医療資機材運搬用小型トラック 8 台 ・ 医療品倉庫用フォークリフト 3 台	・ 地方でワクチンを保管するための保冷室 4 室 ・ 地方保冷室用発電機及び温度管理設備 ・ ワクチン運搬用保冷車 3 台 ・ ワクチン保冷库 32 個 ・ ワクチン運搬用保冷库 200 個 ・ ICT 機材 等

医療資機材運搬用トラックはすでに、ディリの他、アイナロ、マリアナ、バウカウを含む各地で使用されており、ワクチンや医療資機材の運搬のみならず、必要に応じて患者のリファerralにも活用されている。また、日本は引き続き、関連プロジェクトを実施中であり、ワクチン接種普及率の向上を目指し、これからも引き続き寄与していく方針である。

3) 医療資機材提供による医療提供体制の整備

新型コロナウイルス対策としては、ワクチンコールドチェーン強化のみならず、感染者の治療のための医療体制の強化が不可欠である。日本は、経済社会開発計画の一環として救急車 38 台⁷⁰を全 13 県に提供するとともにディリ及び地方各地の病院に医療機器（救急カート、血圧計 765 台、聴診器 765 台、オートクレーブ 12 台、乳児保育器 10 台、シリンジポンプ 18 台、ベッドサイドモニター70 台、病院ベッド 240 床、発電機 1 台）を提供し、サービス提供体制整備を支援した。これらは、各地医療施設（国立病院、隔離施設、各地方病院）に分配され、治療に利用されている。

さらには、「新型コロナウイルス影響下における手洗い強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本プロジェクトは、現地の民間企業である BEE Timor-Leste E.P の水道事業の運営能力を強化することを目的としており、人材育成、運営・維持管理を含む顧客サービスマネジメントの向上を図る。COVID-19 などの感染症予防のためにコミュニティへの安全な水の供給を改善するため、また、昨年の洪水で被害を受けた給水システムの復旧を支援するために、2022 年 3 月には、パイプ、パイプアクセサリ、化学薬品などの給水資材を引き渡した。



出所：JICA 東ティモール事務所



⁷⁰ 2022 年 5 月時点で追加調達中であり、最終的には 40 台を超える予定である。

加えて、「新型コロナウイルス影響下における PCR 検査体制強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト) も 2022 年より開始し、PCR 検査機器やその他周辺機器の提供を行った。

4) 国際機関との連携による無償資金協力

日本は、上記の二国間協力に加え、国際機関との連携による無償資金協力によっても新型コロナウイルス対策を行っている。

- UNICEF：医薬品の供与、手洗い場、東ティモール初のメンタルヘルス・コールセンターの設置など、COVID-19 対策に包括的に支援している。さらに、コールドチェーン強化においては地方でワクチンを保管するための保冷室や ICT 機器、発電機等の供与を行った。
- 世界銀行：コロナ禍における僻地に住む人々を対象とした PHC、栄養、衛生環境改善のためのプロジェクトを支援している。
- 東ティモール赤十字社 (IFRC/CVTL)：COVID-19 拡大を予防するため、医療施設や学校への手洗い場の供与や隔離関連施設への医師や看護師の派遣等を支援している。
- ADB/UNDP：ADB と国連開発計画が共同で実施しているフードバスケット配布の支援により地域の社会経済状況や特に社会的弱者への食糧保障をめざしている。必要な食材はすべて国内で調達しており、特に野菜や果物は各地域の農家から直接仕入れているため、地域の経済効果にもつながった。
- WFP：COVID-19 蔓延時期に大規模洪水が発生したことにより、両者への対応として、食糧支援を行っている。

BOX：各地へワクチンを届け、全国における接種率向上に寄与

COVAX ファシリティを通じたワクチンの供与に加え、ワクチン輸送車やワクチン運搬冷蔵庫の供与により、全国へのワクチンの輸送が可能となった。ワクチン運搬冷蔵庫の供与においては、民間企業 (ツインバード工業株式会社) の協力により実現した。これらの甲斐あり、東ティモールではワクチン接種が進み、2022 年 5 月 17 日時点で、全国平均の 1 回目接種率は 84.6%、2 回目接種は 72.2%となっている (保健省、2022 年) これからも継続して支援していく予定である。



(写真：JICA 東ティモール事務所及び調査団撮影)

3.6.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と貢献

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

1) 国際機関との連携による大規模プロジェクトの実施

日本の ODA による支援の開始時より着手した、国際機関連携無償資金協力による「母子保健改善計画」(UNICEF 連携)では、独立後保健医療サービス提供体制が構築されていない東ティモールにおいて、保健省と連携して全国を対象に事業を展開した。費用対効果が高いとされてる EPI の実施や、母子健康手帳の作成・普及、助産師育成支援など、包括的に支援し、保健分野でも最優先課題とされる母子保健改善を保健省と共同で実施したことで、東ティモールの基礎保健サービス提供体制構築の基盤を気づいたといえる。さらに、COVID-19 支援については、様々な国際機関と連携し、中央政府と調整しながら迅速に、より効果的な事業展開を行った。国際機関の専門性や活動の特徴を生かした支援は、保健分野で成果を上げたと言える。

2) キャパシティ・ビルディング

PSF の育成や PSF の SISCa 活動への支援等、住民を育成し、彼ら自身が地域保健活動を担うことにより、住民が人的資源となり、継続的に PHC の普及が行えるよう協力してきた。学校保健プログラムにおいては、国や県トレーナーを育成し、トレーナーが教師を育成するというシステムを作り上げ、人材育成によって保健知識を普及するという体制を整えることに尽力した。また、日本の NGO 団体の中には、CHW 育成の取り組みが評価され、2009 年にシャナナ首相(当時)から感謝状を授与された団体もあり、国からの直接的な評価があったことは、日本の支援が大きく貢献したことを示している。さらに近年では、医療従事者を対象とした超音波検査研修への取り組みや、大学の公衆衛生学部における教員の能力向上や教育活動の向上等により、保健医療専門人材の育成にも取り組んでいる。

3) 地域密着型活動によるきめ細かな支援

保健セクターの協力は、日本 NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力によって、日本の NGO が 20 年以上にわたって現地に腰を据えた取り組みを展開している。顔の見える支援を続けてきたことが、地域の人々や事業関係者を巻き込み、効果的な活動が実現したと言える。地域レベルでのインパクトのみならず、地域密着型の支援であるからこそ、関係省庁スタッフとも同じ目線での議論ができ、時間をかけて信頼関係を築き、国の保健政策への支援などの国レベルへの働きかけが実現した。その結果、包括的な支援へと発展し、多角的に人々の健康維持・増進にアプローチできた。

4) 国の保健政策への支援・提言

日本の保健セクターでの協力は、独立回復前の 1999 年の緊急支援から始まり、FHPP や SISCa、学校保健プログラム等の国家保健システムの構築および普及に大きく貢献した。上述の通り学校保健分野では、学校保健ガイドラインの策定から、県保健局や県教育局と共同し、教師やトレーナーの育成に寄与した。また、独立回復後間もない国の政府職員に、保健セクターにおける専門的な支援はもちろん、計画・実施・フォローアップ・モニタリングといった

事業の進め方についても支援し、保健医療制度定着へ大きな役割を果たした。SISCa や学校保健プログラムにおいては、日本の NGO が全国ワークショップのコーディネートを担当し、プログラムの整備や発展に貢献し、長年の地域におけるボトムアップ活動が成果となり、アドボカシーが実現したといえる。

5) 現地 NGO への協力

日本の協力は、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって現地 NGO の活動にも貢献してきた。現地のニーズにきめ細やかに、機動的に対応でき、さらに現地 NGO の活動に直接裨益することで、地域との連携強化や、キャパシティ・ビルディング、生計向上に寄与した。日本政府もモニタリングをしながら関わることで、現地 NGO との関りも深まり、現地住民との信頼関係を築く手助けにもなった。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

日本は、国際機関との連携から NGO の活動支援まで、ODA 事業スキームを効果的に活用して協力を実施している。

特に国際機関連携無償資金協力においては、保健省と協働する形で「母子保健改善計画」や「食糧援助」などの実施、2022 年からは「子どもの栄養改善計画」開始し大規模プロジェクトに協力してきた。COVID-19 対策においても、WB や ADB、UNDP 等の国際機関との連携によるワクチン供給から、医療提供体制の強化、フードバスケットの配布等、国の COVID-19 対応の根幹となるプロジェクトに協力している。

一方で、日本 NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力プロジェクト等の日本の NGO を中心とした活動では、地域レベルで住民と同じ目線に立ち、幅広いニーズに対しきめ細かく対応し、学校保健における取り組みが、やがて国家学校保健プログラムへ集約されるなど、ボトムアップアプローチにより、国際機関との連携事業では異なる形での支援も実現した。地域に密着し、コミュニティと深くかかわりながら協力を継続することが大きな強みであると言える。

草の根・人間の安全保障無償資金協力においても、小規模単位で現地の NGO の資金協力をを行い、保健医療施設の建設や改修、国立病院の一部エリアの増築など、その時代や地域の細かなニーズに対応しながら、コミュニティにおける保健医療サービスの提供に貢献した。

(3) 波及効果

日本の NGO が PSF 育成において、工夫を凝らし彼らのモチベーションが維持できるようにサポートしたことにより、彼らが自発的に地域住民にかかわり、地域保健活動に取り組むことで、コミュニティ全体のエンパワメントを実現させた。

「住民参加によるプライマリ・ヘルス・ケア強化事業」においては、アタウロ島を対象に PHC サービス提供を目指し、保健センターの職員が移動診療を行うために使用する小型船を供

与したが、COVID-19 の影響により、移動診療に手が回らない状況であった。保健省の取り組みによりアタウロ島でも 2021 年 5 月よりワクチン接種が開始され、日本が供与した小型船が医薬品やワクチンの運搬をサポートし、医療提供体制の強化やワクチン接種率向上に寄与した。

3.6.4 今後の協力

(1) 保健医療人材の養成

これまでは、主に PSF や学校保健人材の育成に尽力したが、今後は開発が進むにつれ、医師・看護師・助産師等の医療従事者は提供サービスの質の高さが求められるようになるであろう。他開発パートナーにより医療従事者の育成や奨学金制度等の支援がされてきたが、いまだ医療従事者の不足や、地域による不均衡、知識・技能不足は顕著である。現在実施している超音波検査技能研修を含め、保健医療人材の育成や医療の質の向上を図る事業が必要であると考ええる。さらに、東ティモールでは、県や地域レベルでの公衆衛生分野を担う人材の育成が不十分であること、かつ県・地域行政を担う保健スタッフものの知識や経験不足により地域保健のリーダーシップ力が脆弱である。そこに着目し、地域保健を担う公衆衛生専門家（医師、保健師、栄養士、薬剤師等）の養成支援、および地域保健体制の構築・強化を行うことで、医療サービスと地域保健サービスの提供がそれぞれ円滑に行われると考える。特にコロナ禍では、医療体制の逼迫により、地域保健サービス提供が滞るという問題も発生したため、臨床分野と地域保健分野それぞれの人材および体制強化が必要であることが明らかとなった。この経験をもとに東ティモールにおける公衆衛生人材の育成と地域保健システムの強化が有用であると考ええる。

(2) 新型コロナウイルス対策を含む医療体制の強化

新型コロナウイルス対策として、日本はワクチン運搬車やワクチン保冷庫の供与などを行い、主にワクチン普及率向上に貢献してきた。さらにワクチンを全国各地に届けるためのコールドチェーンや、治療に必要な医療器材や医薬品を運搬するためのサプライチェーンの強化にかかるプロジェクトが有用であろう。また、新型コロナウイルス感染症を含む、緊急医療対応ができる国家および地域医療体制の強化が求められるため、これまで東ティモールの保健医療システム構築・強化を支援してきた日本であるからこそできる支援があると考えられ、例えば基幹病院の整備等も効果的な支援となる。

(3) 国家保健サービスシステムへのアドボカシー活動

SISCa や学校保健プログラムにおいて、保健省や教育省に提言を行うなど、国の保健プログラムの整備や改善に大きく関与してきた。栄養の二重負荷も問題になり始め、人口年齢分布も変化の兆しを見せており、医療費が無料である東ティモールの国家保健医療制度は見直しが必要になると考えられる。UHC 達成に向けた日本におけるグッドプラクティスを、東ティモールで応用することによって今後の UHC 達成へ向けて支援を検討していくことが求められる。

(4)持続可能性・自立発展性を意識したアプローチの活用

東ティモールでは薬草や伝統的な治療方法等、地域で重要視されているものがあるため、伝統的なものや地域で重要視されていることを大事にしながらも、他国や他地域で成功したアプローチを取り入れて、地域の保健医療を発展させていくことが求められる。他県で成功例のある CLTS アプローチの活用を、ラウテン県での地域保健事業に取り入れ、衛生環境改善で大きな成功を収めたように、成功例のあるアプローチを取り入れるなどの事業活動の検討が有用であると考ええる。

(5)NGO や NPO による地域密着型支援の継続

これまでの保健セクターにおける日本の協力を振り返ると、NGO による地域密着型支援が関係省庁、県保健局や住民などへ包括的に働きかけ、より効果的な事業活動の実施が実現したと考えられる。今後は、東ティモール政府関係機関、日本政府、および支援団体間で共通のビジョンを見据え、継続して草の根型の支援を行うことで、より一層東ティモール政府や地域住民との関係構築を促進し、よりよい協力が実現すると考える。

3.7 ガバナンス

3.7.1 協力の概要

東ティモールにおけるガバナンス分野の日本の協力は、独立回復前の2000年頃から開始され、その内容は多岐にわたる。本報告書では、ガバナンスに係る定義及び支援方針に照らし合わせ、ガバナンス分野における過去の協力を次の5分野に分けて整理する：①「選挙・メディア」；②「和解・紛争予防」；③「行政人材の育成」；④「警察」；⑤「司法」⁷¹。独立回復前後は人材の育成、制度づくり、平和の定着という緊急のニーズに対応すべく、緊急無償資金協力等による選挙支援や和解支援、ASEAN諸国での第三国研修による人材育成、選挙や公務員研修に係る専門家派遣等を迅速に展開し、その後もJICA、外務省、法務省、人事院、NPO法人等、様々な機関が無償資金協力、技術協力、専門家派遣、本邦研修、第三国研修等、多様なスキームを活用しながら、上記①～⑤に係る幅広いニーズに対応してきた。本項ではガバナンス分野における協力の概要として、年表と年代ごとの協力の特徴を下記に整理する。

(1) 年表による整理

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017以降
ガバナンス セクターの状況	国連から東ティモール政府へ統治権限委譲。行政能力強化、人材育成、制度づくりが急務。平和の定着のため、平和裏な選挙実施や国民和解の促進が求められた。	2006年の騒乱以降、国連主導の治安部門改革。UNPOLからPNTLへ権限移譲。独立回復後初の東ティモールが実施主体となる国政選挙実施。刑法、民法が成立。	東ティモールが選挙実施・監視を主導した国政選挙が成功と評される。2012年末UNMIT撤収に伴い、独立回復後初の東ティモール自身による治安維持が開始。	東ティモール独自による初の国政選挙の実施、国際選挙監視団より高評価を得る。法司法及び警察等の人材育成ニーズが継続。
東ティモールの 方針	02年、NDPにおいて「制度づくり」、「人材育成」が重点課題となる。	NDP終了後、単年度策定の国家優先課題に「公安・治安」（PNTLの専門化・信頼の獲得、司法へのアクセス改善）が含まれる。07年立憲政府プログラムにて地域警察の能力向上に言及。	11年、SDP「制度の枠組み」の公安、司法分野にて、コミュニティ紛争予防、地域警察、東ティモール法の整備、研修及び人材育成等が優先課題として位置づけられる。司法戦略計画も策定。	SDPに沿った「制度の枠組み」に係る取り組みを継続。

⁷¹ JICA はガバナンスを「国の安定・民主的発展に向けて資源を効率的かつ国民のニーズを反映できる形で運用するために、政府や市民社会、民間セクター間で協働・意思決定する制度・仕組み」と定義したうえで、立法・行政・司法が効果的に機能するための制度構築と機能強化への支援を実施する方針を掲げ、次の4つの支援項目を挙げている：(i)民主化の促進と定着；(ii)法の支配の確立；(iii)行政の機能強化；及び(iv)公正・民主的な統治能力の強化。

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html>)

東ティモールにおいては、主に「選挙・メディア」(i)に該当、「和解・紛争予防」「法司法」(ii)に該当、「行政人材の育成」(iii)に該当、「地域警察」(iv)に該当に係る事業を実施している。なお、2019年度より人材育成奨学計画(JDS)を実施しており、上記(iii)に該当するが、同事業は本報告書の「第4章 4.1 教育」にて扱っている。また、同じく(iii)に該当するものとして、「援助調整」に係る専門家派遣を行っているが、同事業は本報告書の「第1章 東ティモールの社会発展・経済成長と日本の取り組み」にて扱っている。

背景・支援内容	年代			
	2000-06	2007-11	2012-16	2017 以降
日本の取組指針	「人材育成」及び「制度づくり」を重点分野として掲げ、01 年の第 5 回支援国会合にて「平和構築の支援」も加わる。中長期的に東ティモールに必要な人材育成、及び短期的な効果が見込める分野に取り組む。	09 年政府間政策協議にて、「行政基幹部門の人材育成・制度づくり」が重点分野になり、行政能力向上に特化。「平和の定着」分野支援として、国別研修を中心とした治安・法執行能力の向上に取り組む。	12 年 4 月の国別援助方針更新時、「政府・公共セクターの能力向上」が重点分野となる。法案起草能力や社会サービスに係る人材育成・制度整備支援、ASEAN 加盟に向けた支援に取り組む。	17 年 5 月の国別援助方針更新時、「社会サービスの普及・拡充」が重点分野となる。国家体制・制度整備、社会サービス人材育成、特に治安及び司法分野における計画立案・実施能力の向上支援に取り組む。
ガバナンス 主な案件	<和解> 03 年東ティモール国民和解計画(草の根・人間安保無償) 06 年 CAVR 最終報告書等の普及活動計画(草の根・人間安保無償) <選挙> 01 年 東ティモールにおける憲法制定議会選挙(UNDP)(緊急無償)	<和解> 13 年 CAVR 歴史資料館資料室改築計画(草の根・文化無償) <選挙> 07 年 東ティモール国政選挙支援プロジェクト(UNDP 連携)(緊急無償) <行政人材> 06-09 年公務員研修所強化プロジェクト(技協)	<選挙> 11 年民主的な国政選挙による平和構築計画(UNDP)(紛争予防・平和構築無償) <警察> 13-17 年地域警察確立支援プロジェクト(技協) <法司法> 13-15 年法制度アドバイザー(短期専門家)	<選挙> 17 年社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画(UNDP)(無償) 21 年東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画(UNDP)(無償) <法司法> 20-24 年 法司法整備能力向上支援プロジェクト
ガバナンス 主な 第三国研修、 本邦研修等	<行政人材>国別：行政人事セミナー <警察>シンガポール交番研修、 上級警察幹部セミナー <法司法>インドネシア法曹研修		<行政人材>課題別：上級国家行政、 上級人事管理、人事行政セミナー <警察>本邦研修、インドネシア第三国研修 <法司法>本邦研修、現地調査・セミナー、 共同法制研究	
	<将来の国づくり人材育成> 青年研修(保健医療、中小企業振興、戦後復興と平和構築、地方行政、都市環境管理等)			

(2) 年代ごとの協力の特徴

以下では、ガバナンス分野における東ティモールの状況及び日本政府の協力を年代別に概観する。

- 2000 年～2006 年：迅速な人材育成、平和の定着のための選挙・和解への支援の実施
- 2007 年～2011 年：選挙・国民和解支援の継続、幅広い分野における人材育成
(コミュニティ紛争予防、行政人材、警察、司法)
- 2012 年～2016 年：選挙・国民和解支援の継続、地域警察・司法の能力強化
- 2017 年～現在：ニーズの変化に沿った選挙支援、地域警察・司法の能力強化の継続

1) 2000 年～2006 年：迅速な人材育成、平和の定着のための選挙・和解への支援の実施

1)-1 当該セクターの状況

2002 年の独立回復時、UNTAET から東ティモール政府に統治権限が委譲された一方、1999 年の住民投票後の危機を契機にこれまで東ティモールを統治していたインドネシア人公務員

7000 名が国を去り⁷²、東ティモール政府の「人材育成」及び「制度構築」が急務とされた。2002 年に発表された国家開発計画（NDP）では、政府の行政能力、授權法規⁷³及び制度の設立を第一の優先事項として挙げ、また第二の優先事項として貧困削減のための開発計画の実施及び経済発展の促進を掲げた。加えて、経済発展のためには民間セクターの機会を確保する法的基盤やガバナンスが不可欠であると言及している⁷⁴。2004 年 8 月には NDP に基づき、セクター投資計画（ガバナンス部門、治安・平和構築・和解）が発表された。

独立回復以降は UNMISSET が①行政機構、司法制度及び重大犯罪分野における公正、②治安維持能力の強化、③安全及び安定のための支援を 2005 年まで行い、民政部門においては国際アドバイザーが主要政府機関に配置され、キャパシティ・ビルディングを支援した。

和解分野では、1999 年の騒乱によってインドネシアの西ティモールに避難した約 29 万人の住民の東ティモールへの帰還が重要な課題の一つとなっていた。旧統合派と帰還先の地域住民との和解を促進するため、2001 年 6 月に受容真実和解委員会（CAVR）⁷⁵の設置が決定され、同年 7 月、UNTAET が同設置に関する規定を公布した。

警察分野では、2000 年 5 月に東ティモール国家警察（PNTL）が設立され、2004 年 1 月に UNPOL から PNTL へ権限が完全移管されている。他方、2006 年の騒乱以降は、民主的統治、選挙、治安回復・維持、国家警察の訓練、司法、国民和解の促進、人道支援、政治的対話等、多岐にわたる分野を UNMIT が支援し、警察官の訓練等を行った。「地域警察（コミュニティポリシング）」に関しては、2004 年に成立した PNTL の基本法には明記がなかった一方、UNTAET による暫定統治時代から、独立回復後の東ティモールの治安部門にて導入すべきアプローチとして認識されていた⁷⁶。2005 年になると、地域警察ではなく特別部隊の設立が優先されたが、2006 年の騒乱後、再び地域警察が脚光を浴びることになった。まず UNMIT が PNTL 本部に地域警察ユニットを設立し、国際コミュニティ警察官が地方に派遣された。同年、PNTL の基本法が改訂され、地域警察ユニットは National Office of Community Policing となった。

法司法分野では、複雑な法体系が主要な課題の一つであった。東ティモールの憲法および法令はポルトガル法を基礎としている一方、過去のインドネシア統治時代の法律や UNTAET 暫定統治時代の規則も併存していた。また、新規に立法すべき法案が山積する中、立法能力を持つ人材が不足し、加えて法律に係る言語の複雑さも大きな弊害となっていた。東ティモー

⁷² インドネシア統治時代には、東ティモール人は行政の上級・中級レベルを担っていなかったとされる。

JICA 東ティモール事務所、JICA 東ティモール活動報告書（2002 年 5 月～2008 年 8 月）、2008 年 9 月。

⁷³ 公務員に法を履行又は執行する権限を与える法規。

⁷⁴ 国家開発計画（NDP: National Development Plan）（2002/03-2006/07）

⁷⁵ CAVR は、1974 年のインドネシア占領開始から 1999 年の独立に関する住民投票の頃までの人権侵害行為を明らかにし、地域社会の和解を促進させる目的で発足し、東ティモールの住民和解に重要な役割を果たして来た。現在は、ポスト CAVR 事務局と改称し、独立闘争を体験していない若い世代に対する歴史教育及び人権の擁護・促進の重要性を伝える場として活動している。

⁷⁶ Todd Wassel, Institutionalizing community policing in Timor-Leste, March 2014.

ルは、独立回復時の憲法にて公用語をポルトガル語及びテトゥン語とし、法律はすべてポルトガル語で起草されていた。他方、インドネシア統治時代の大学教育等はインドネシア語で行われており、立法の中心的役割を担う司法省国家司法法制諮問・立法局（National Directorate of Judicial Advisory and Legislation、以下「司法省立法局」）職員を含めて、ポルトガル語を解する人口が少なかった。また、東ティモール人が日常的に使用するテトゥン語は口語中心の言語であり、法律用語が未発達であったため、法案起草に適さないという面があった⁷⁷。結果、大部分の法案起草を国際アドバイザー（ポルトガル人職員）に頼る状況となり、特に独立回復直後に起案された法令は、他国の法令を「コピー＆ペースト」することもあった⁷⁸。

また、司法制度に関しては、2001年に控訴裁判所（ディリ）、4つの地方裁判所（ディリ、バウカウ、スアイ、オエクシ）、3つの刑務所（バウカウ、ディリ、グレノ）が設立された一方、東ティモール人の法曹人材の不足により、最高裁判所は設立されず、かつ設立された裁判所においても外国人裁判官を任用しなければ成り立たない状況であった。例えば、2002年時点における司法従事者は、裁判官候補生（trainee judges）が22名、検察官候補生が9名、公選弁護人が9名の状態であった⁷⁹。

1)-2 日本の主な取り組み

日本は2000年の第3回支援会合以降、援助方針として「人材育成・制度づくり」を重点分野に含めて短期及び中長期的に必要な人材の育成を支援し、2001年の第5回支援会合では「平和構築の支援」も加えた。また、2005年1月には、日本政府及び東ティモール政府の政策協議を踏まえ、4分野を協力プログラムとして設定し、「人材育成・制度づくり」及び「平和の定着」が含まれた。これらの日本の重点支援分野は、2002年の東ティモール国家開発計画（NDP）においても、治安回復及び復興・貧困削減のために不可欠な取り組みであることが繰り返し言及されており、同国の国家ニーズに合致したものであった⁸⁰。また、後述する各分野における取り組みに見られるように、この時期の日本の支援の特色の一つとして、マレーシア、シンガポール及びインドネシア等のASEAN諸国との連携が挙げられる。日本と比較して、ASEAN諸国の方が東ティモールにより近い存在であり、インドネシアやマレーシアについては共有の言語を用いる層が多く、より効率的に研修を行える等のメリットがあった。

選挙分野では、2001年8月の制憲議会選挙に関して、UNDPへの緊急無償資金協力「憲法制定議会選挙支援」（1.27億円）を通じて、円滑な選挙実施に必要な機材の調達等を支援した。加えて、JICAからUNTAET広報部への長期専門家派遣が行われ、選挙広報用の材料や教材作成に貢献した。同憲法制定議会選挙及び2002年4月の大統領選挙では、日本政府として選挙監視団も派遣している。2005年のコミュニティ選挙では、草の根・人間の安全保障無償

⁷⁷ 森永太郎、東ティモール法案作成能力向上研修、ICDNews42号、2010年3月。

⁷⁸ 川野麻衣子、東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って、ICDNews第87号、2021年6月。

⁷⁹ USAID, The Asia Foundation, Stanford Law School, Legal history and the rule of law in Timor-Leste, 2013.

⁸⁰ 平成22年度外務省第三者評価、平和構築のための支援の評価（第三者評価）報告書、2011年3月。

資金協力にて国家行政省選挙管理局(STAE)へ資金供与を行った(「選挙支援のための機材供与計画」)。

和解分野では、独立回復前より支援を開始しており、2002年2月、UNTAETに和解努力支援に係る約0.57億円の緊急無償資金協力を行った。同資金協力は、受容真実和解委員会の旧統合派と帰還先の地域住民の和解の促進に係る活動を支援するものであった(「東ティモール難民に対する緊急援助」)。その後は、草の根・人間の安全保障無償資金協力にて2003年6月にCAVRへ0.57億円の供与を行うことで、同委員会による和解会合、公聴会、被害者支援、調査、広報等の活動を支援し(「東ティモール国民和解支援計画」)、2006年3月には約8.5百万円の供与を行い、同委員会の作成した最終報告書の内容の普及を支援した(「CAVR最終報告書等の普及活動計画」)。

平和の定着に資する支援として、2003年に紛争予防・平和構築無償資金協力「東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム(RESPECT)」にてUNDPへ4.65億円を供与したことも特筆すべきである。同資金は、2003年～2005年にかけて実施されたプログラム資金のほぼ全額に該当する。RESPECTは、元兵士や社会的弱者、そして地域住民に雇用機会や職業訓練を提供することを目的とし、東ティモール全県を対象とした、①農業・植林事業、②コミュニティのインフラ整備、③職業訓練と自営のための技術支援等を通し、短期的な雇用機会を提供した。東ティモール政府提案及びコミュニティから提案された事業を合わせ、大小約300のプロジェクトを実施しており、各県ごとに小規模な生活関連インフラ(灌漑施設、農業用道路、橋、道路等)を整備している。こうした小規模インフラ整備がクイック・インパクト事業として意義があったと評され、当時のコミュニティ再融和省からも平和の定着の観点で全国展開した本プログラムの貢献は大きいと高く評価されている⁸¹。

行政人材の育成では、独立回復前から東ティモール行政官研修所(INAP)へ専門家派遣(システムエンジニア)を行っており、独立回復後には日本の人事院が東ティモールの人事行政機関や各省庁の人事部局の職員を対象に国別研修(2003年度、2004年度及び2005年度)を実施した。また、人事院は国家行政や人事行政に係る課題別研修も実施しており、2001年以降、上級国家行政セミナー、上級人事管理セミナー及び人事行政セミナーに関して、一定数の東ティモール職員が参加している⁸²。加えて、2006年にはJICAがマレーシア公務員研修所と連携し、INAPを対象とした「公務員研修所強化プロジェクト(2006年4月～2009年3月)」を実施しており、公務員研修に係るカリキュラムや研修教材の作成、INAP講師や職員の能力強化を支援した。

⁸¹ 国際協力事業団アジア第一部、平和の定着「復興後の社会における融和促進プログラム」プロジェクト形成調査報告書、2005年。

⁸² 人事院の各年次報告書に基づく各研修の2019年度までの累積参加人数はつぎのとおり：2003年度東ティモール行政・人事管理セミナー参加人数不明、2004年度東ティモール行政・人事管理セミナー6名、2005年度東ティモール行政・人事管理セミナー8名、2001年度～2019年度上級国家行政セミナー通算11名、2001年度～2019年度上級人事管理セミナー通算4名、2001年度～2019年度人事行政セミナー通算11名。

警察分野では、2004 年の UNPOL から PNTL への権限移管後、警察官の人材育成が急務となり、2005 年以降、国連警察と連携した警官研修やコミュニティ警察広報を JICA 東ティモール事務所ベースで支援し、シンガポールでの交番第三国研修や本邦での上級警察幹部セミナーにより人材育成を支援した。また、2005 年、2006 年（同年の騒乱により中断）及び 2009 年において、NGO 連携無償資金協力を通じて日本の NPO 法人日本地雷処理・復興支援センター（JDRAC）が「東ティモール不発弾処理及び処理教育支援計画」を実施し、合計 31 名の警察官へ研修を実施した。

法司法分野では、法曹人材の著しい不足に対応するべく、2000 年にインドネシアにおける第三国研修（法曹）を実施し、東ティモールの検察官、裁判官、弁護士及びその他候補者 25 名を派遣している。加えて、2001 年にはインドネシア大学の講師を東ティモールに派遣し、現地で研修を行った。

2) 2007 年～2011 年：選挙・国民和解支援の継続、幅広い分野における人材育成 （コミュニティ紛争予防、行政人材、警察、法司法）

2)-1 当該セクターの状況

2006/2007 年度の国家開発計画（NDP）終了後から 2011 年の戦略開発計画（SDP）の開始の間は、2008 年 3 月時の開発パートナー会合から単年ベースで定められている国家優先課題（National Priorities）が実質的な国家開発の指針となっていた。同優先課題に公安・治安が含まれ、PNTL の専門化及び民衆からの信頼の獲得、司法へのアクセスの改善に係る目標が定められた⁸³。

2006 年の騒乱以降、UNMIT が治安維持や国家警察の訓練等に係る支援を実施し、次第に治安が安定するとともに、国連警察から PNTL への権限移譲が段階的に進み、2011 年には全 13 県への権限移譲が完了した。治安部門改革が進む中、大きな治安の悪化はなかったが、職を持たない又は教育の機会のない青年層のギャング化（MAG（マーシャルアーツグループ）への所属）が進み、首都ディリの治安が不安定であった。そこで、コミュニティレベルの紛争予防を目的としたコミュニティ紛争予防局が国防治安省内に設置された。加えて、2006 年の騒乱の一因として地域間の格差が指摘されたことを受け、地域レベルでの治安維持が重要視されるようになり、地域警察が脚光を浴びた。2007 年に発表された「Programme of the IV Constitutional Government, 2007-2012」では、PNTL の改革事項の一つに、「公安の観点から市民のニーズに対応し、紛争予防に従事する地域警察の能力を向上する」ことが挙げられ、制度化を後押しした⁸⁴。その後、2009 年には地域警察部（Community Policing Department）が設立された。地域警察部の主要な業務は、PNTL 内の地域警察活動の計画・プログラミング、公衆への地域警察活動に係るコミュニケーション、地方の警察署が地域警察活動を行う際のサポート等であった。他方、同部は要員配置が限られ、地域警察の実施に

⁸³ 2008 National Priorities (https://www.laohamutuk.org/econ/08TLDPM/2008_TLDPM_BPaper.pdf)

⁸⁴ Programme of the IV Constitutional Government (2007-2012) (<http://timor-leste.gov.tl/?p=16&lang=en>)
Todd Wassel, Institutionalizing community policing in Timor-Leste, March 2014.

課題があった⁸⁵。

2007 年には、独立回復後初めて東ティモールが実施主体となる大統領・議会選挙が計画され、自立に向けた国づくりの試金石として、治安の維持や選挙の平和裏な実施が求められた。

法司法分野では、独立回復以降、立法に係る人材が不足した状態が続き、法案起草を国際アドバイザーに頼る状況が継続していた。2009 年に刑法が、2011 年に民法が成立した一方、法令の起草作業に携わった者がほとんど外国人だったことから、東ティモールの人々や文化の実情と整合していないことが問題視され始めた。例えば、2011 年に成立した民法では、カトリック婚、慣習婚及び民事婚以外の宗教に基づく婚姻が存在するにも関わらず、そのような婚姻についての規定が置かれていない。また、法曹人材についても、UNDP の支援により法律訓練センターを卒業した東ティモール人裁判官が徐々に増える一方、2008 年時点においても自国民の裁判官のみでは裁判所が成立せず、引き続きポルトガル人裁判官を任用している状況であった⁸⁶。

2)-2 日本の主な取り組み

2009 年 7 月の日本と東ティモールの政府間政策協議において、従来の「教育・人材育成・制度づくり」分野が「行政基幹部門の人材育成・制度づくり」に改められ、民主的ガバナンスの定着に向けた行政能力の向上により特化した援助方針となった。

選挙支援では、独立回復後初めて東ティモール政府が実施主体となった 2007 年の大統領・議会選挙にて、円滑かつ民主的な実施を支援するため、緊急無償資金協力「2007 年東ティモール国政選挙支援プロジェクト (UNDP 連携)」にて 0.8 億円を供与した。同資金協力では、有権者登録や投票所の設置、開票作業等など選挙に係る一連の行政事務を担う機関へのソフト・ハード両面の支援に加え、同国のメディア及び政党に対する研修等を通じ、各々が選挙において適切に役割を果たすための支援が行われた。また、2009 年のコミュニティ選挙（村 (Suco) 及び準村 (Aldeia) の村長等の選出）では、草の根無償資金協力を STAE へ行い、投票や公正な選挙を呼びかけるためのポスター作成、TV・ラジオ放映の実施、選挙スタッフへの訓練用教材の供与、読み書きの出来ない有権者に対する選挙の概要を説明したフリップチャートの供与、選挙監視員の派遣が行われた。

警察分野では、東ティモールの独立回復以降、第三国研修や本邦研修による支援が続いていたが、2011 年に初めて短期専門家派遣が実現し、地域警察の推進についての助言・指導が行われた。また、地域警察支援とは別に、首都ディリにおいて国防治安省コミュニティ紛争予防局職員の能力向上支援が草の根技術協力にて実施され、対象地域であるコモロ村の治安の安定化に貢献した（「沖縄・東ティモール・コミュニティ紛争予防支援協力」(2010-2013)）。

⁸⁵ Deniz Koak, Rethinking Community Policing in International Police Reform: Examples from Asia, Ubiquity Press Ltd., 2018.

⁸⁶ 川野麻衣子, 東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って, ICDNews 第 87 号, 2021 年 6 月。

法司法分野では、2000 年のインドネシアにおける第三国研修（法曹）実施以降、案件がなかったが、2009 年及び 2010 年に「法案作成能力向上」を目的とした本邦研修が実施され、名古屋大学と法務省が研修を行った。その後は、2011 年から 2022 年現在まで、法務省が JICA の枠組みによる支援または法務省独自の支援により、現地調査・現地セミナー、共同法制研究、短期専門家派遣を実施している。これらの支援では、主に東ティモール司法省職員を対象として、東ティモール側の優先度及び要望を踏まえた具体的な法案の起草支援を行っており、法案起草能力の向上を目指している。

3) 2012 年～2016 年：選挙・和解支援の継続、地域警察・法司法の能力強化

3)-1 当該セクターの状況

SDP では、「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」の 3 点が重点分野として設定され、これらの重点課題を遂行するために必要な重点分野として「制度の枠組み」が掲げられた。「制度の枠組み」においては、①公安、②防衛、③外交、④司法、⑤公共部門運営及びグッドガバナンス、⑥国家開発・経済政策・投資機関について、それぞれ具体的な目標を掲げている。①公安では、「コミュニティ紛争予防」及び「地域警察」が優先課題として含まれた。④司法においては、優先課題に「東ティモール法の整備」や「研修及び人材育成」が含まれ、前者では東ティモールの文脈を十分に考慮した法律である必要性に言及し、後者では東ティモール人の法司法専門家が国際専門家の役割を担える水準に達するように研修をすることを掲げた。

2012 年は東ティモール独立回復 10 周年にあたり、大統領選挙及び国民議会選挙の実施や同年末の UNMIT の撤収があり、東ティモールが名実ともに本格的な開発の段階へ移行する節目の年であった。特に大統領選挙及び国民議会選挙は、東ティモール自身がその実施及び監視を主導し、EU、国連、共和党国際研究所（IRI、米国の非営利組織）を含む国際選挙監視団から「安定した、自由かつ公平な環境下での実施であった」と評された⁸⁷。そうした民主的選挙の成功が評価される一方、多数の若年失業者、国内避難民の帰還に伴う土地所有権の問題など、様々な課題を抱えていた。

警察分野では、2012 年末の UNMIT 撤収後、東ティモールによる治安維持となった。2013 年に PNTL 戦略計画（2014-2018）を策定し、地域警察が初めて次のように定義された：「地域警察は特定の部署やセクションを意味するのではなく、すべての PNTL メンバーに適用される哲学であり、PNTL 内及び PNTL・コミュニティ間での業務のアプローチを示すものである」

⁸⁸。

法司法分野では、司法省が「司法セクター戦略計画 2011-2030」を策定し、SDP と同じ 2011 年に承認された。同計画は、(i)制度整備、(ii)法制度・改革、(iii)人材育成、(iv)インフラ・情報技術、(v)司法へのアクセスの 5 分野について、現状を分析の上、課題に対処する

⁸⁷ The Diplomat, Celebrating Democracy and Peace in Timor-Leste, 29 Aug 2019.)

⁸⁸ Todd Wassel, Institutionalizing community policing in Timor-Leste, March 2014.

ための短期・中期・長期の目標や行動計画を定めている⁸⁹。同計画に基づき、2015年には司法改革の調査及び評価を主要任務とする司法改革委員会が設置された。同委員会は様々な法令の起草、施行の過程及び法令内容について評価を実施し、各法令に関して社会の実情に沿って改善すべき点が分析された（刑法、刑事訴訟法、民法（婚姻法）等）。加えて、法令の起草作業の標準化や法的文書のポルトガル語・テトゥン語の2言語による作成などの勧告を行っている。他方、これらの勧告を含む報告書に係るフォローアップは行われず、司法改革委員会自体も2017年8月に役目を終えてしまっている⁹⁰。

3)-2 日本の主な取り組み

SDPの発表を受け、日本は2012年4月に新たな国別援助方針を策定し、重点分野の一つに「政府・公共セクターの能力向上」が挙げた。「政府・公共セクターの能力向上」では、東ティモールの開発目標達成において、大きな妨げとなっている「国家体制・制度の未整備および人材不足」を改善するため、公共セクターを中心に、政府の政策立案・実施および法律起草能力や社会サービスの向上に係る人材育成・制度整備支援を行うとともに、ASEAN加盟に向けた支援を行うとした。

選挙支援では、2012年の大統領選挙及び国民議会選挙の実施に関して、紛争予防・平和構築無償資金協力として「民主的な国政選挙による平和構築計画（UNDP連携）」を実施し、STAEに対して1.35億円の資金供与を行った。東ティモールの国土の多くは急峻な山岳地域であり、道路を含む多くの基礎インフラが未整備であったことから、地方部に居住する国民の多くは選挙情報や正確な選挙結果をすぐに得られない状況であった。日本のSTAEへの資金供与を通じて、リアルタイムに開票状況の推移を伝えるためのIT関連備品（パソコン101台、パソコン用印刷機23台、ビデオ・プロジェクター及びスクリーン65台、液晶TVモニター20台、カラー印刷機1台等）および車両が全国各地に配備され、地方部の有権者に対して選挙情報を伝えると同時に、選挙前日及び当日に投票用紙を円滑に運搬することに貢献した⁹¹。加えて、アジア財団に草の根人間の安全保障無償資金協力にて資金供与し、市民参加型の選挙参加と選挙に係る啓発セミナーを通じた、ディリ市民の公正で安全な選挙参加を支援した（「ディリにおける選挙参加促進による民主主義支援計画」）。



IT関連備品供与により、リアルタイムで開票状況を伝えることができた。「民主的な国政選挙による平和構築（UNDP連携）」（©外務省 ODA メールマガジン）



投票状況を確認する日本の選挙監視団「民主的な国政選挙による平和構築（UNDP連携）」（©外務省 ODA メールマガジン）

⁸⁹ Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011-2030)

⁹⁰ 川野麻衣子、東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って、ICDNews 第87号、2021年6月。

⁹¹ 土屋博子、東ティモールにおける平和の定着と国政選挙支援、ODA メールマガジン第246号、2013年2月。

和解分野では、2013年に東ティモールで初の草の根文化無償資金協力として、ポスト CAVR 事務局に約 940 万円を資金供与し、ポスト CAVR 歴史資料館資料室の改修及び周辺市施設の整備を支援した（「CAVR 歴史資料館資料室改築計画」）。ポスト CAVR 事務局は、これまで東ティモールの住民和解において重要な役割を担ってきた受容真実和解委員会（CAVR）が 2008 年の活動終了後に改称したもので、独立回復闘争を体験していない若い世代に対する歴史教育及び人権の擁護・促進の重要性を伝える場として活動している。長期的な平和の定着のためには、過去の歴史の継承が重要であり、日本が大きく貢献したと言える。

警察分野では、UNMIT 撤収後の東ティモール国家警察による治安の維持を支援すべく、2013 年～2017 年にかけて日本の対東ティモールの警察支援では初めての技術協力プロジェクトが実施され、短期専門家派遣、本邦研修及びインドネシア研修が実施された。同プロジェクトにて短期専門家が 4 回派遣され、地域警察の現状を視察しながら助言・指導を行った。インドネシア研修ではインドネシア国家警察と協力しながら、交番の視察、巡回連絡の研修等を実施しており、例えば 2013 年 11 月には東ティモール警察官 30 名が参加した。加えて、2013 年には、紛争予防・平和構築無償資金協力として 2 億 6,300 万円を UNDP の「効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画」に拠出している。同計画では、東ティモールの治安の維持や平和の定着のため、同国政府の能力向上を通じて、司法、社会連帯及び警察サービスの改善を支援した。

法司法分野では、2009 年から実施している法案起草能力向上支援（現地調査・現地セミナー及び共同法制研究）を継続した。そのうち、2013 年 3 月～2014 年 3 月にかけては、技術協力プロジェクトの枠組みで、短期専門家派遣、現地調査・セミナー及び JICA Net セミナーが実施された。同期間は、特に東ティモール側のニーズの高かった調停法案を対象とした。

加えて、男女平等や女性の社会参画等人権に対するコミットや意識醸成を通じた、平和と安定のための政府・公共セクターの能力向上への貢献として、2016 年に「東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある指導的役割及び参画の強化計画（UN 連携／UN Women 実施）」（国際機関連携無償資金協力）へ 2.94 億円を資金供与した。東ティモールでは女性の社会進出の促進や家庭内暴力の撲滅が今後の成長のための課題となっており、同計画はディリ県に加え、バウカウ県、コバリマ県及びオエクシ県において、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行とモニタリング及び男女平等アドボカシーに係る能力強化支援（研修やカリキュラム作成等）を行うものであった。

4) 2017 年以降：ニーズの変化に沿った選挙支援、地域警察・法司法の能力強化の継続 4)-1 当該セクターの状況

引き続き、2011 年の SDP に基づく国づくりが推進されている中、2017 年及び 2018 年には、東ティモールが初めて独自で国政選挙を実施した。結果、大きな混乱もなく、オーストラリアの選挙監視団、EU、共和党国際研究所（IRI、米国の非営利組織）を含む国際選挙監視団から、管理の行き届いた透明性及び信頼性のある選挙であり、自由かつ公平であったと評さ

れた⁹²。加えて、イギリスのエコノミスト誌傘下の研究所、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）が発表している「民主主義度（Democratic Index）ランキング」の2016年版にて、東ティモールは東南アジアの中では最上位となった。国政選挙の平和裏な実施の背景には、地域警察の貢献もあったと言われている。また、東ティモール独立20周年にあたる2022年3月に大統領選挙が実施され、翌4月に決選投票を終えた。同選挙は2019年以来の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大以降、初めて実施された選挙であり、感染症対策を講じながらも選挙権を持つ人々の参加や民主的選挙の代表制が損なわれない対応が必要とされた。

法司法分野で、司法省が2009年に策定した「司法分野戦略計画2011-2030」等に基づき、ポルトガル等の諸外国やUNDP等の国際機関の支援を受け、法・司法制度の整備や人材育成に関する取り組みが行われてきたが、2020年時点においても法令は未だにポルトガル語圏諸国から提供された案をほぼそのまま導入している状況にあり、東ティモールの実情に合った法制度を構築できていない。2018年、第8次連立政府の組閣とともに、法制度や司法を改善する政策に関して評価等を行う「司法改革・議会事務省」が設置されたが、2020年5月には廃止され、2021年時点にて法制度改革の業務は閣僚会議長に引き継がれ、司法省が政府内の法制度改革に係る取り組みを進めている⁹³。また、裁判所は最高裁判所が未だ設立できず、控訴裁判所及び地方裁判所のみが13県のうち4県にある状態で司法へのアクセスが限られている。司法関係者のための教育研修の制度や機会も不足しているため、裁判官、検察官、公設弁護士はそれぞれ約30名ずつしかいない。他方、2014年頃に外国人裁判官が廃止されることになったことを受け、現在では、東ティモール裁判官のみで裁判を実施している⁹⁴。

4)-2 日本の主な取り組み

2017年、日本は新たな対東ティモール国別開発協力指針を策定し、大目標として「持続可能な国家開発の基盤作り」を掲げ、ASEAN共同体への加盟要件である政治・安全保障、社会・文化、経済の3分野における課題改善の必要性に言及しつつ、「社会サービスの普及・拡充」を重点分野の一つとして挙げた。「社会サービスの普及・拡充」においては、東ティモールの開発目標達成及びASEAN加盟国との対等な経済交流実現のために、国民一人ひとりに裨益する社会サービスの普及・拡充が必要であり、国家体制・制度の整備及び各種サービス提供に係る人材育成が急務であるとした。ガバナンスセクターでは、特に治安及び司法の分野における計画立案・実施能力を高めるための支援を行うとしている。

選挙支援では、2017年及び2018年の大統領選挙及び国民議会選挙の実施に関して、国際機関連携無償資金協力「社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）」を実施し、3.88億円を供与した。同事業は、選挙管理機関や市民社会組織、

⁹² UNDP, Our Focus Democratic governance

The Diplomat, Celebrating Democracy and Peace in Timor-Leste, 29 Aug 2019.)

⁹³ 川野麻衣子, 東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って, ICDNews 第87号, 2021年6月。

⁹⁴ 日本の法務省及び東ティモール司法省へのヒアリングより。

マスメディア、司法機関、国家警察を含む多様な関係者への研修・技術支援や機材の供与等を行うもので、選挙管理機関や有権者教育、女性や若者の政治参加、政治ジャーナリズム、選挙における司法や安全についての活動を支援した⁹⁵。加えて、同選挙支援に際しては、長年、東ティモールにおけるコミュニティ紛争予防に携わってきた日本の NPO 法人である沖縄平和協力センター（OPAC）が UNDP の選挙支援プロジェクトの元で、コミュニティラジオ局のジャーナリスト能力構築支援を実施し、また、元 JOCV が UNDP 東ティモール事務所のコンサルタントとして選挙支援プロジェクトの業務に従事するなど、日本人の「顔の見える支援」が意識された。また、2021 年から 2022 年現在にかけて、UNDP への国際機関連携無償資金協力により「東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画」（約 4.4 億円）を実施中であり、コロナ禍における包摂的な選挙を中央レベルと地方レベルの双方にて実施するため、選挙の実施機関（国家選挙委員会（CNE）、選挙管理技術事務局（STAE））を支援している。2022 年及び 2023 年にて実施される大統領選挙、議会選挙及び地方選挙を対象としており、コロナ禍における初めての選挙支援として、スタッフへの感染症対策研修、ジャーナリスト及びメディアへの選挙報道に係る研修、コロナ関連情報のデジタル化、有権者へのアドボカシー活動等の実施や、投票所における配布用マスク、アルコール除菌スプレー、個人用防護具（PPE）セット等の供与を行った。結果、2022 年 3 月 4 月の大統領選挙は大きな混乱もなく平和裏に実施され、かつ 2017 年の大統領選を上回る投票率となった。2022 年 7 月時点で、同協力は 2023 年 3 月までの実施が計画されている。

警察分野では、2017 年～2020 年にかけて「地域警察能力強化」に係る本邦研修、在外補完研修（本邦研修の帰路立寄にてインドネシアで実施）及びインドネシアで実施中の技術協力案件「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ 2」による第三国研修・現地セミナーを実施した。第三国研修では、東ティモール警察官の地域警察活動の理解を促進し、モデル運用に係る知識獲得を目的として、インドネシアのプロジェクトにより育成されたインストラクターによる研修等が実施された。例えば 2019 年には 2 回の研修で計 31 名の東ティモール警察官などが参加し、ケーススタディを通じたコミュニケーション術、巡回連絡、業務管理等を学んだ。

法司法分野では、2020 年 11 月～2024 年 8 月にかけて、法務省が JICA の技術協力プロジェクトとして短期専門家派遣及び現地セミナー（新型コロナウイルス感染拡大に伴う規制により 2022 年 2 月時点はオンライン形式）を実施している。また新たな動きとして、2019 年度の現地セミナーでは、法曹人材（裁判官、検察官、弁護士）の育成に着手した。

さらに、2018 年には国際機関連携無償資金協力「出生登録制度整備計画」によって、UNICEF に 2.73 億円の資金供与を行った。東ティモールでは、独立回復後、主に国連機関の支援を受けて出生登録やその他戸籍登録についての整備が進められてきた一方、2018 年時点で出生登録がされていない 5 歳以下の子どもたちは約 40%、政府発行の正式な出生証明書を保持していない子どもたちに至っては 70%となっていた。同計画は、関係機関（保健省、国

⁹⁵ UNDP 駐日事務所、「日本政府、UNDP を通じて東ティモールの選挙を包括的に支援」,2016 年 8 月 16 日。）

家行政省、社会連帯省、東ティモール国家統計局、財務省、社会通信担当国務長官府、東ティモール国立大学、子どもの権利に関する国家委員会、青年・スポーツ担当国務長官府、NGO)の協力のもと、UNICEF と東ティモール司法省が共同で実施しており、具体的には、出生届の啓発活動や出生届に係るシステム改善、関係者の能力強化、出張出生登録サービス等を行った。出生登録率の向上は、より多くの子どもが、特に深刻な栄養状況の改善及び教育分野を含む基本的な社会サービスを公平かつ迅速に享受できるような環境整備に繋がり、東ティモールの社会サービスの普及・拡充に貢献するものである。

(3) 他開発パートナーの支援動向

1) 選挙・メディア

選挙分野における主要開発パートナーの一つは UNDP であり、UNDP による選挙支援事業に日本を含む他開発パートナーが資金供与を行っている。協力の開始当初は、東ティモールの選挙実施機関への支援がメインであったが、次第に同選挙実施機関の能力が高まり、2017 年及び 2018 年には独立回復後初めて東ティモール独自による選挙実施に成功し、支援対象が市民社会組織、マスメディア、司法機関、国家警察等、多様な関係者を含むようになってきている。

2) 和解・紛争予防

和解分野においては、数多くの開発パートナーが CAVR を支援しており、豪州、英国、カナダ、フィンランド、ドイツ、アイルランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、UNDP、USAID、USIP、世界銀行等、29 の援助機関が過去に資金供与を行っている⁹⁶。

3) 行政人材の育成

行政人材の育成に係る主要な開発パートナーとしては、オーストラリア、ニュージーランド、UNDP、ADB 等が挙げられる。2002 年～2006 年においては AusAID が East Timor Capacity Building Facility を実施し、行政、経済運営及びサービスデリバリーに係る主要機関の技術基盤・組織的能力の強化を支援した。その後、2008 年～2012 年にかけては UNDP が Support to Civil Service Reform in Timor-Leste を実施し、公務員管理に係る緊急のニーズ、長期・持続的な能力開発に対応するために、公務員管理に係る戦略的能力の開発及び能力開発プロセスのオーナーシップの増大を目的とした。また、ADB は 2002 年～2012 年までの 10 年間、Capacity Building to Strengthen Public Sector and Governance のフェーズ 1、2、3 を実施し、国家行政省及び公務員研修所 (INAP) を実施機関として長期的な協力を展開した (日本の資金供与も含まれる)。同案件では、特に県/郡レベルにおける公務員、コミュニティリーダー及びローカルトレーナーの不可欠なスキル及び能力開発を支援した。近年では、AusAID が「開発のためのガバナンスプログラム」(フェーズ 1: 2014-2017、フェーズ 2: 2017-2021)) を実施し、対象課題の一つに行政改革支援が含まれていた。

⁹⁶ Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor (CAVR)ウェブサイト(アクセス日:2022 年 1 月、<http://www.cavr-timorleste.org/en/donors.htm>)

4) 地域警察

地域警察に係る主要開発パートナーは、日本のほかに、オーストラリア、ニュージーランド、アジア財団、USAID、UNDP 等が挙げられる。東ティモールの独立回復前から、国連も含めた国際社会は、紛争後の移行期の社会において、地域警察が警察と住民の関係改善に資すると考え、独立回復後の東ティモールに望ましいアプローチであると捉えていた⁹⁷。2001 年以降、日本がシンガポールへの第三国研修を通じて交番制度を紹介する傍ら、2008 年から 2010 年にかけてニュージーランド警察が地域警察に係るパイロットプロジェクトを実施し、オーストラリア連邦警察も当時実施していた東ティモール警察開発プログラム（2002 年～2009 年）の一部として地域警察の促進を取り入れた。

また、アジア財団が長期にわたる協力を継続しており、2009 年には USAID の資金供与を受けてコミュニティ中心の警察アプローチによる紛争調停に係るパイロットプロジェクトを実施し、その後、USAID 及びニュージーランドの支援を受けて 5 年のプログラムに拡大し、11 の自治体を対象とした（2011 年～2015 年：警察及びコミュニティの協力強化プログラム）。さらに並行して、ニュージーランド警察及びアジア財団が共同で、東ティモール地域警察支援プログラムを長期にわたって実施している（フェーズ 1：2011 年～2015 年、フェーズ 2：2015 年～2020 年）。同プログラムでは、「東ティモールモードの地域警察」の開発を強調し、フェーズ 2 では研修カリキュラムの開発支援を通じた専門教育・開発の促進、PNTL 及び文民当局間の報告システムの改善、地域警察に係る法的・政策的枠組みの強化に焦点を当てている。加えて、2013 年～2021 年にかけて UNDP が PNTL への能力強化支援を実施している（日本の資金供与も含まれる）。同支援では、特に PNTL 本部の運営管理能力の強化や、パイロット県における PNTL の管理及びサービスデリバリーの改善に焦点を当てた。

5) 法司法

法司法分野では、主要な開発パートナーとして、ポルトガル語圏開発パートナー、UNDP、AusAID、ADB、UNAFEI 等が挙げられる。特に長期にわたる支援を実施している UNDP は、2003 年に Justice System Program を立ち上げて以降 2022 年 2 月現在まで、司法セクターの組織的・人的能力の開発支援を継続している。2003 年には司法研修所設立を支援し、また司法省を含む主要な司法機関への国際アドバイザー派遣を通じて、司法へのアクセスの向上や法司法に係る人材の育成に貢献している。加えて、AusAID が 2003 年～2008 年に Law and Justice Development Program を、2008 年～2013 年に Justice Sector Support Facility を実施している。前者では UNDP の Justice System Program への資金供与を行い、後者では、法司法機関の戦略、年次活動、予算及び人材育成計画の強化を支援した。

近年では、2018 年から UNAFEI が東ティモール刑務所改革支援を実施しており、東ティモール司法省矯正・社会復帰局職員及び刑務所職員を対象に、刑事施設の適正な管理運営や犯罪者処遇のための職員の実務能力の向上を目的とした技術支援や研修等を実施している。（国

⁹⁷ Deniz Koak, Rethinking Community Policing in International Police Reform: Examples from Asia, Ubiquity Press Ltd., 2018.

連薬物・犯罪事務所（UNODC）や法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）との共催）また、2020 年～2024 年にかけて、ADB が Promotion of Gender-Responsive Judicial Systems を実施している。同案件は東ティモールやフィジー等を対象として地域展開しているもので、各国の司法システムの女性・女兒への暴力に効果的に対応する能力強化や、女性や女兒へのジェンダーに基づく暴力や司法へのアクセスに係る知識の向上を支援している。

3.7.2 代表的な協力実績

(1) 法案起草能力強化支援⁹⁸（寄り添い型の法整備支援）（2009 年～現在）

2009 年から 2022 年現在まで、法務省は JICA の枠組みによる支援又は法務省の独自支援により、10 年以上に亘り、東ティモールに対する法制度整備支援を継続してきている。日本が実施している他国における法整備支援と比較すると小規模ながら、東ティモール司法省のオーナーシップを重視した寄り添い型の支援により、着実な成果を上げており、東ティモール側からの評価が非常に高い協力となっている。

東ティモールの法司法は、専門分野の人材不足、法律と日常的に使用する言語が異なる（日常的にはテトゥン語が使用され、公用語のポルトガル語を解する人口が少ない）等の課題があり、外国人アドバイザーによる法案起草に頼らざるを得ず、外国の法律をそのまま法案に使用することも頻繁に行われ、東ティモールの実情に合わない法律が成立している。

こうした課題がある中、日本の法務省法務総合研究所国際協力部は、主に東ティモール司法省立法局の職員を対象として、同省の法案起草能力の向上を目指す活動を行ってきた。具体的には、法務省独自又は JICA の枠組みの協力として、本邦研修、短期専門家派遣、現地調査・セミナー及び共同法制研究を実施してきている。共同法制研究は法務省独自の事業であり、東ティモール司法省が作成する法案に対して、日本の経験や他国の事例等を元に、条文一つ一つについて議論を重ねながら、法案起草を支援するものである。また、現地調査・セミナーは、日本の法務省職員等が東ティモールに赴き、対象法案に係る調査を行うとともに、同法案に係る現地関係者を呼んだセミナーを開催するものである。調停法に係る現地セミナーを実施した際には、司法省職員より「調停法が司法省のみではなく多数の機関が関係している中⁹⁹、日本人専門家が現地セミナーを開くことで、省庁の垣根を越えて参加者を集め

⁹⁸ 詳細な活動実績は、法務省法務総合研究所国際協力部の法制度整備支援活動年表を参照（https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）。

⁹⁹ 2015 年当時、東ティモールにおいては、事実上、複数の機関が事実上の調停その他の裁判外紛争解決サービスを提供しており、どの分野・機関の調停を法の対象とするか、「調停」の法制度化の意義、誰が調停人を担うか等、司法省内又は他の関係機関とコンセンサスが得られていなかった。そのため、調停法に係る現地セミナーには、司法省法律諮問立法局、同省の調停に対応している土地関係の部署、民族和解に係る省庁、弁護士、警察官、NGO 等、幅広い関係者が呼ばれた。渡部吉俊、出張報告東ティモール調停法の制定に向けて、ICDNews 第 66 号、2016 年 3 月。

やすく、法案を進めていくための大きな推進力となっている」、との声も聞かれていた¹⁰⁰。

BOX: 東ティモール人による東ティモールの実情に沿った立法の実現へ

ネリーニョ・ヴィタル局長は、2011 年より法案起草を担う司法省立法局の局長に就任して以降、2022 年現在まで 10 年以上にわたり、日本の法務省とともに法案起草及び司法省立法局職員の法案起草能力強化に従事してきた。日本による同協力を次のように高く評価している。「日本の協力は、司法省立法局職員の能力強化に大きく貢献している。特に、対象とする法案の選定や、日本側から出た法案へのコメントについて法案に反映するか否か等、すべての決定が東ティモール側にゆだねられている。自分たちで判断する機会を持つことで、若い世代の職員も含めて、深く考察をしなければならない。コメントのあった条文を修正しないという判断をした際にも、その場合には、他のこの条文との整合性に気を付けた方が良い等、こちらの判断を前提に更なるコメントを返してくれる。そうしたやり取りを何度も繰り返していく中で、司法省立法局の高いオーナーシップのもと、法案に係る深い理解に繋がり、他機関や一般市民へ自信をもって説明できる。この自信こそが大切で、確実に司法法案起草能力強化に繋がっている。この素晴らしい関係が今後も続いていくことを願っている。」



ネリーニョ・ヴィタル局長(調査団撮影)



東ティモール司法省外観(調査団撮影)

(2) 地域警察

地域警察分野に関して、日本は東ティモールの独立回復前から協力を開始しており、地域警察に係る制度づくり及び人材育成に貢献してきた。まず地域警察の導入に関して、JICA 及び日本の警察庁による交番システム導入に係る実質的な影響があったと言われている¹⁰¹。例えば、シンガポールや日本への訪問を経て、PNTL は 2004 年～2005 年の間に 118 個の交番所を設置している。加えて、2007 年に東ティモール国際平和協力隊へ派遣された文民警察官が、現地警察に対する助言・指導業務を行った後、東ティモール側より日本の警察活動を実査することにより、東ティモール国家警察の制度改革の参考としたいという要望が出され、同年 9 月に東ティモール国家警察幹部を招へいした上級警察幹部セミナー（本邦研修）が実施された。オーストラリア、ニュージーランド、アジア財団、USAID、UNDP 等、多くの開発パートナーが地域警察の促進支援に参入する中、日本は小規模ながら本邦研修、短期専

¹⁰⁰ 渡部吉俊,出張報告東ティモール調停法の制定に向けて,ICDNews 第 66 号,2016 年 3 月。

¹⁰¹ Todd Wassel, Institutionalizing community policing in Timor-Leste, March 2014.

門家派遣を継続的に実施し、2013 年～2017 年にかけては JICA の地域警察支援にとって初の技術協力プロジェクトを実施した。同技術協力プロジェクトの頃から、短期専門家及び本邦研修に加えて、インドネシアでの第三国研修が加わった。インドネシアでは、日本が長年市民警察活動を支援しており、日本の技術協力により育成されたインドネシア人警察官による講義や実習が行われた。2017 年～2022 年にかけては、インドネシアにて実施中の技術協力プロジェクト「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ 2」による第三国研修及び専門家派遣による現地セミナーが実施されている。2022 年 7 月時点の通算研修人数は、本邦研修が 83 名、第三国研修が 181 名である。



インドネシアにおける同国警察官(右から二人目)による東ティモール警察官に対する巡回連絡研修の様子(2013 年)©警察庁白書



警察庁の専門家派遣による東ティモールでの地域警察指導の様子(2013 年)©警察庁白書

(3) 選挙支援

選挙支援分野に関して、独立回復前の 2001 年制憲議会選挙から始まり、2002 年以降実施されたすべての国政選挙に関して、短期専門家派遣、資金協力(緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、紛争予防・平和構築無償資金協力、国際機関連携無償資金協力)及び選挙監視団の派遣等を通じた支援を展開してきた。主な資金協力及び選挙監視団派遣実績を下表に整理する。各選挙に係る協力概要は、上記「3.7 ガバナンス 3.7.1 協力の概要 (2) 年代ごとの協力の特徴」にて記載している。

表 3.7.1 ガバナンスセクター(選挙支援)の主な資金協力

案件名等	スキーム	交換公文 締結年	供与先	資金 (百万円)
憲法制定議会選挙支援	緊急無償資金協力	2001	UNDP	127
選挙支援のための機材供与計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2005	STAE	9.63
2007年東ティモール国政選挙支援プロジェクト	緊急無償資金協力	2006	UNDP	80
東ティモールコミュニティ選挙における有権者教育強化計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	STAE	5.94
民主的な国政選挙による平和構築計画	紛争予防・平和構築無償資金協力	2011	UNDP	135
デリにおける選挙参加促進による民主主義支援計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	アジア財団	4.84
社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画	国際機関連携無償資金協力	2016	UNDP	388
東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画	国際機関連携無償資金協力	2021	UNDP	440

出所:外務省及び供与先のウェブサイト情報に基づき、調査団により作成

表 3.7.2 ガバナンスセクター(選挙支援)の主な選挙監視団派遣実績

実施年	選挙（選挙監視団派遣人数）
2002	大統領選挙（8名）
2007	大統領選挙（14名）、大統領選挙決選投票（8名）、国民議会選挙（14名）
2012	大統領選挙（10名）、大統領選挙決選投票（4名）
2017	国民議会選挙（4名）

出所：外務省の報道発表情報に基づき、調査団により作成

(4) JICA 草の根技術協力によるコミュニティ紛争予防（2010-2013, 2013-2016）

2009 年頃、東ティモールの首都ディリでは、職を持たない又は教育の機会のない青年層が MAG（マーシャルアーツグループ）と呼ばれるギャング団体に所属し、団体同士の抗争や小競り合いが頻発し、治安が悪化していた。同課題に対処するため、国防治安省内にコミュニティ紛争予防局（National Directorate for Prevention of Community Conflicts）が設立されたが、人員が不足し、紛争予防に係る人材育成及び組織力強化が必要とされた。

かかる状況下で、日本の NPO 法人沖縄平和協力センター（OPAC）は特に治安が不安定であったコモロ村を対象に、2010 年～2016 年にかけて 2 件の JICA 草の根技術協力事業（「沖縄・東ティモール・コミュニティ紛争予防協力（2010-2013）」「沖縄・東ティモール地域力強化を通じた紛争予防協力（2013-2016）」）を実施した。本事業は、OPAC が 2002 年以降から 2014 年まで継続的に実施していた青年研修（JICA 沖縄委託）のうち、2009 年度の青年研修「戦後復興と平和構築」にて参加していたコミュニティ紛争予防局局长及び他職員、東ティモール国立大学の平和紛争研究センター教職員が作成したアクションプランを元に事業化したものであった。

「沖縄・東ティモール・コミュニティ紛争予防協力（2010-2013）」では、紛争予防能力の向上を目指し、①人材の育成、②紛争予防を実施するためのネットワークの形成、③ネットワークの活動（地域コミュニティにおける紛争予防に係るアウトリーチ、啓発、コミュニティの発展に資する場づくり）を実施した。特に力を入れて取り組んだことは、コミュニティ紛争予防局職員の人材育成であり、紛争予防の概念、調査手法・分析手法、報告書作成等を研修した。具体的には、(i) コミュニティの定期的なリサーチ（定点観測）を行い、(ii) 変化を発見した際にはその原因を分析し、(iii) 紛争を未然に防ぐ対策を講じるという各ステップを研修し、実際のリサーチにも同行しながら、能力向上を図った。

「沖縄・東ティモール地域力強化を通じた紛争予防協力」では、前事業の経験を踏まえ、引き続きコミュニティ紛争の予防を目的として、①コミュニティ紛争予防局の能力強化及びコミュニティとの関係強化に係る活動を実施するとともに、新たに②コモロ村の共同ラジオ局の設立が活動に加わった。紛争予防に係るターゲット層である若者がラジオ好きであることに着眼し、共同ラジオ局を通じた住民間及び行政のコミュニケーションの改善が目指された。当時、東ティモールでは、他の援助機関によって設立されたコミュニティラジオ局があった一方、建物や機材設備といったハード支援が多かった中、本事業では「ソフト支

援」を重視した。コモロ村の各地域から青年層のボランティアを集め、インタビューの仕方や番組制作に係る研修を実施すると同時に、チーム形成のプロセスを重視した。若者の居場所づくりやコミュニティとの信頼醸成に繋がり、コモロ村の治安改善に貢献した。

3.7.3 日本の ODA 事業等が果たした役割と成果

(1) 特筆すべき成果・効果、インパクト

特筆すべき直接的な成果・効果として、法司法分野では法案起草能力向上支援にて対象とした法案のうち、3つの法律が成立し、3つの法案が着実に法律制定のプロセスを進んでいる（下表）。東ティモールの「司法セクター戦略計画 2011-2030」にて法律制定を目指している法案に含まれており、同戦略の実現に貢献している。また、本協力を実施している日本の法務省法務総合研究所国際協力部へのヒアリングによると、協力開始当初と比較して司法省職員の法案起草能力が格段に上がっているとの声が聞かれた。協力開始当初の課題として、司法省立法局職員が法律を作るプロセス（立法事実（なぜこの法律が必要か）の重要性等）を十分に理解していなかった点があった。長年の協力の結果、近年実施しているオンラインセミナーでは、立法事実や立法目的の理解等、日本側からのインプットがなくとも東ティモール側から自然と説明がなされることが定着しており、基礎的な能力が身につけていると言える。2020年度以降の法制度共同研究では、次のステップとして、「すでに成立している法律と起草法案の整合性」について注力して見ている。

表 3.7.3 法案起草能力強化支援を通じて、成立又は法律制定プロセスを進んでいる法案

法案名	2022年7月時点の状況
逃亡犯罪人引渡法（国際刑事司法協法力の一部）	成立（2011年）
違法薬物取引取締法	成立（2017年）
不動産登記法（土地関連法）	成立（2022年）
市民登録法案	審議・承認待ち
調停法案	法案起草の最終段階
地籍情報の執行及び利用、アクセスに関する一般法案（土地関連法）	審議・承認待ち

また、特筆すべきインパクトとして、「平和の定着」への貢献が挙げられる。東ティモールは2022年に独立回復20周年を迎え、一般に平和構築及び民主主義の定着に成功した事例として挙げられる。日本は2001年の第5回支援会合において、重点分野の一つに「平和構築の支援」を加え、2005年1月には協力プログラムの一つに「平和の定着」を掲げ、平和の定着に資する多岐にわたる支援を展開してきた。具体的には、資金供与を通じた継ぎ目のない選挙支援（2002年の制憲議会選挙以降、すべての国政選挙に関して資金供与及び選挙監視団派遣等を実施）、受容・真実和解委員会による国民和解促進活動の支援、東ティモールの全県を対象とした元兵士及びコミュニティのための復興・雇用・安定支援等を行うと同時に、独立回復後の国家統治に係る著しい人材不足に対応すべく、ASEAN諸国との協力を通じた第三国研修（地域警察、法曹等）を迅速に実施した。独立回復後の緊急期を過ぎた後も、

行政、地域警察及び法司法分野において、国家統治に係る人材育成支援を長期に亘り継続しており、平和の定着の土台となる制度づくり・人材育成に貢献したと言える。

(2) 他開発パートナーとの比較、日本の優位性

法司法分野では、司法省立法局へのヒアリングにて①すべての決定が東ティモール側にゆだねられていること、②特定の法案に関して集中して取り組めること、③同じアジアの価値観を共有できること等が挙げられた。対象とする法案数は他開発パートナーよりも少ないが、特定の法案に集中して取り組み、条文ごとに意見交換を何度も繰り返すスタイルが、東ティモール司法省立法局職員的能力強化に繋がっている、との意見があった。

地域警察分野では、オーストラリア、ニュージーランド、アジア財団、USAID、UNDP 等、多くの開発パートナーが支援を展開している中、日本は交番制度に基づく世界有数の治安を誇り、かつインドネシアにおける第三国研修を実施できる点に優位性があると考えられる。東ティモールでは過去の経験から、警察を恐れる感情が根強く残っていることが地域警察促進の阻害要因として挙げられる中、インドネシア警察の変化（KOBAN 導入による市民のための警察活動の促進）を現場で感じることができる第三国研修は、PNTL 警察官の地域警察に係る理解や自信を高めることに繋がっていると考えられる。

(3) 波及効果

東ティモールが目指す ASEAN 及び WTO 加盟に際しても法制度整備が課題となっており、日本の法案起草能力強化支援による成果は、それらの国際機関への加盟や、東ティモールの SDP 及び SDG ゴール 16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」の実現を後押しする波及効果を持つと言える。特に、近年、日本が協力している土地関連法に係る法案起草支援は、高い波及効果が見込まれる。東ティモールはその複雑な歴史的経緯から、1つの土地に複数の権利が主張され、所有権をめぐる紛争が大きな課題となっている。東ティモールが目指している ASEAN 及び WTO 加盟の阻害要因の一つとしても土地に関する法律の未整備が挙げられ、2018 年にアジア財団が行った調査においても「近隣地域における最も深刻な治安問題が何か」という問いに対して、市民、コミュニティリーダー及び PNTL が回答した上位 3 項目の一つに土地問題が含まれるほど¹⁰²、治安上の課題ともなっており、経済及び治安の両方への貢献が期待されている。なお、2017 年の土地法に基づき設立された、土地紛争の仲裁を担う土地財産委員会の委員長に、長年、日本の法案起草能力強化支援の開始当初から参加していた元司法省職員が就任していることも特筆すべきである。

¹⁰² Asia Foundation, Community Police Perceptions Survey, 2018.

3.7.4 今後の協力

(1) 東ティモール側のニーズの変化に応じた選挙支援の継続

独立回復前からの国際社会による長年の選挙実施支援により、東ティモールの自由・公正な選挙の実施能力は着実に高まり、2017年及び2018年には東ティモールが初めて独自で国政選挙の実施を平和裏に完了させている。そのような中、近年、日本は選挙そのものの支援からジャーナリスト支援や司法・警察支援を含めた選挙支援をUNDPとともに行ってきており、現在実施中の選挙支援では、コロナ禍における安全・公平・公正な選挙実施支援に取り組んでいる。支援対象が広がってきていることから日本の支援額が増加傾向にあり、現在実施中の事業では資金協力機関はUNDP、東ティモール政府及び日本のみとなっており、選挙支援における日本のプレゼンスは高い。

(2) 法整備支援の継続

上述したように、法務省による法案起草能力強化支援は高い評価を受けており、東ティモール側からも継続が望まれている。このように着実な法案起草の成果とともに、東ティモール司法省の能力強化に貢献できた要因として、①協力開始当初、東ティモール司法省の能力の実情にあわせ、法案起草の基本の理解を重視したこと、②取り扱う法案の選定及び法案の修正に関する判断をすべて東ティモール側にゆだねたこと、③技術協力事業という活動期間が固定されたスキームではなく、現地調査・セミナーや共同法制研究のような短期の協力を定期的に繰り返したことで、東ティモール側の自ら思考し法案を起草する時間を待つことができたこと、があるのではないと思われる。これらの点は、他分野においても参考となる教訓である。他方、法務省でのヒアリングでは、東ティモール側からJICAに長期専門家を配する案件化を望む要望が常に挙がっていることや、法律実務家の養成・育成には、オンラインセミナーや現地調査・セミナーでは足りないとの声があった。長期専門家が駐在する支援や、年単位の駐在が難しい場合には月単位で専門家を派遣し、インテンシブな活動を行うことを繰り返す形式も一案である。加えて、東ティモール司法省から出た示唆としては、能力強化対象を司法省職員のみではなく、法律制定のプロセスにおいて承認を得る必要がある内閣（Council of Ministers）及び国民議会に所属する法案起草担当者も含めた方が、日本の協力で起草した法案について共通の理解でプロセスを踏むことができ、法律制定が加速化される点が挙げられた¹⁰³。また、東ティモール人法曹人材が不足しており、日本としても法曹人材育成に強みを持つことから、法曹人材の育成支援も検討に値する。

(3) 地域警察支援の継続

上述したように、インドネシアにおける第三国研修の実施は、地域警察支援において日本の強みとなっていると言える。過去の協力から得られたナレッジを共有しながら、他開発パートナーと連携した地域警察支援の継続が望まれる。その際、本邦研修及び第三国研修からの

¹⁰³ 司法省立法局へのヒアリングによると、東ティモールにおける法律制定のプロセスは次のようになっている：【法律(Law)の場合】①司法省での法案起草→②内閣(Council of Ministers)での審議及び承認→③国民議会での審議及び承認。【法律(Decree-Law)の場合】①司法省での法案起草→②内閣(Council of Ministers)での審議及び承認。

帰国研修生のネットワークを強化することができれば、PNTL 全体への地域警察の理解の普及に資するのではないかと思料する。

(4) 人材育成支援及び帰国研修生のネットワーク化

ガバナンスは特に多様な分野が相互に関連している。日本は東ティモールの独立回復前から、多様な分野にて継続的な本邦研修を実施してきており、日本との関係を共通項として分野を超えた人脈ネットワークができれば、ガバナンスに係る課題を解決するうえで大きなリソースとなりうる。例えば、2002 年度からほぼ毎年度実施している青年研修では、保険医療、中小企業振興、戦後復興と平和構築、地方行政、都市環境管理、産業振興、地域における中小企業振興等、多岐にわたる分野に係る帰国研修性があり、その他にも人事院による国別研修及び課題別研修、地域警察に係る本邦研修等の帰国研修生もいる。

3.8 JICA 海外協力隊

3.8.1 東ティモールにおける JICA 海外協力隊事業の概要

東ティモールでは、技術協力に関して、必ずしも高いレベルの技術を要しない協力ニーズも多いことから、当初より JOCV 派遣による効果的な支援が行えると考えられていた¹⁰⁴。2000 年 5 月の時点で協力隊のニーズ調査団が派遣されたものの、当時は協力隊の活動に関する枠組みが定まらず、実際には 2005 年の技術協力協定締結まで持ち越された。一方で、2001 年 5 月には、東ティモール国立大学工学部に電子及び自動車整備の隊員 OB を、公務員研修所にシステムエンジニアの OB を、バウカウ県に稲作・畑作及び畜産の隊員 OB を合計 6 名派遣している¹⁰⁵。

こうした経緯を経て、東ティモールでは、2010 年 4 月より JOCV の派遣が開始された。初代協力隊（短期派遣）2 名の派遣先は NGO バフトゥル¹⁰⁶で、職種は「青少年活動」であった。その後、2010 年 10 月に 1 名（同 NGO, 青少年活動）、2011 年 1 月にさらに 1 名（東ティモール国立大学, 日本語教師）の短期隊員が派遣され、2011 年 6 月に初の長期隊員（3 名）が派遣された。以後、複数分野への派遣が行われるようになり、2019 年には派遣累計数が 100 人を突破し、2021 年 3 月 31 日現在の累計数は 116 人（女性 64 人、男性 52 人）である。JOCV の派遣が本格的に始まった 2011 年以降は、それ以前と比較して東ティモールの社会状況が安定してきた時期であり、協力隊が活動しやすい環境が整い、派遣が積極的に実施されてきたと考えられる。特に 2013 年は、保健分野や産業・観光分野の協力隊が新たに投入され、派遣数が大きく増加した。さらに 2016 年、2018 年に、教育（体育・スポーツ）の JOCV の派遣が増加し全分野合計で約 20 名の派遣となるなど、盛り上がりを見せている。



図 3.8.1 JOCV 派遣実績数

¹⁰⁴ 国際協力事業団アジア第一部, JICA の対東ティモール復興・開発支援総括報告書, 2002

¹⁰⁵ 同上

¹⁰⁶ 青少年の情操教育を中心に、音楽やドラマ、スポーツ、アートなどを通じて紛争で心に傷を負った青少年の心のケアや将来の就職に向けた能力向上などを支援している。

表 3.8.1 JOCV 派遣実績(分野別)

分 野	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
保健				6	3	9	7	6	9	8
体育・教育	4	1	1	2	3	1	5	1	6	6
観光・産業				4		2	1	3	5	
農業		1		2			2			1
職業訓練				1	1		2			
その他		2	1	4	1		2	1	2	
総計	4	4	2	19	8	12	19	11	22	15

出所: JICA 東ティモール事務所資料より調査団作成

地域別にみると、ディリ県への派遣累積数が 85 名（73.3%）で最も多く、地方では、パウカウ県 11 名（9.5%）、アイレウ県 8 名（6.9%）、リキサ県 6 名（5.2%）、ボボナロ県 3 名（2.6%）、アイナロ県 2 名（1.7%）、エルメラ県 1 名（1.0%）で派遣実績がある。JOCV の受入機関のキャパシティ、安全管理面、生活の利便性などから、現状、JOCV の活動地域はディリ周辺に集中していると考えられる。

JOCV の分野別派遣累積数は、保健（看護師、栄養士、薬剤師、理学療法士、公衆衛生等）が 48 名（41.4%）で最も多く、体育・教育（体育、青少年活動、小学校教育等）が 30 名（25.9%）、観光・産業（マーケティング、手工芸、自動車整備等）が 15 名（12.9%）の順となっている。保健、教育、観光・産業分野への派遣が約 8 割を占め、これらの分野に重点を置いて取り組まれてきたことがわかる。「その他」には、コミュニティ開発のほか、文化芸術関連の「写真」職種、国営ラジオ・テレビ番組制作局への「番組制作」職種の派遣など、東ティモールならではの取り組みも見られる。

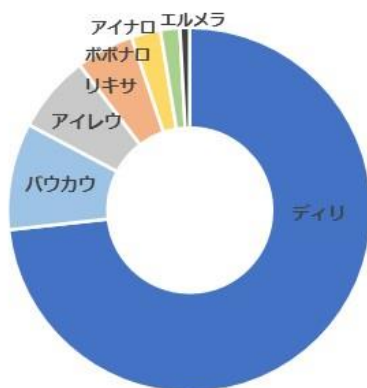


図 3.8.2 派遣地域



図 3.8.3 派遣分野

出所: JICA 東ティモール事務所資料より調査団作成

東ティモールにおける JOCV の活動の特徴

4分野(保健、農業、観光、スポーツ)に重点をおいた派遣を実施

東ティモールへの JOCV の派遣は、前述したように数字の上でも保健、スポーツ（体育）、観光・産業分野への累積派遣数が多くなっているように、JICA の取り組みとして 4 分野（保健、農業、観光、スポーツ）に重点をおく方針としてきた。これらの JOCV の活動は、対東ティモール国別開発協力方針の事業展開計画の中にも位置づけられ、同計画における 3 つの重点分野のうち「産業の多様化の促進」および「社会サービスの普及・拡充」の 2 つについて JOCV の活動が明記されている。他のスキームと同様に、JOCV は大目標を達成するための重要な手段のひとつとなっている。

体育・スポーツ分野における派遣が際立つ

教育分野への派遣について、28 名の隊員のうち 17 名（60.7%）が体育やスポーツ関連の職種となっている。一般的に、JOCV の教育分野の活動としては小学校等へ教員として派遣されるケースが多いが、東ティモールではやや異なる状況がある。東ティモールで教育隊員が増加した時期は、ちょうど日本政府のスポーツ分野における国際貢献政策「Sport For Tomorrow (SFT)」の実施時期と重なっていることもあり、この政策がスポーツ隊員の増加を後押しした理由の一つと考えられる。日本政府は、2020 年オリンピック・パラリンピック東京開催に向けて、2014 年からの 7 年間で、100 か国以上、1,000 万人以上を対象として同政策を推進してきた。JICA ボランティア事業は、SFT の活動の三つの柱の一つである「スポーツを通じた国際協力及び交流」において、積極的に貢献を行ってきた。世界各地でスポーツ分野のボランティア案件を積極的に形成し、同分野の JOCV 派遣数を伸ばしてきた実績がある。

保健分野では地域密着型活動として定着

保健分野における JOCV の派遣は、保健分野への派遣が開始された 2013 年以降、平均して 6 名程度の派遣が毎年度あり、安定した活動が継続されている。配属先としても、アイレウ県保健局、ディリ県保健局、ディリ国立病院、ナショナルリハビリテーションセンター、パウカウ県病院などへ 2 代目、3 代目の派遣が続き、職種も広がりを見せるなど、JOCV の活動が定着していることがわかる。草の根レベルでの活動に対する期待が大きく、人々の生活のより身近なところで、きめ細やかな活動が継続的に実施されている。

一方で、COVID-19 の影響により、保健・医療体制が脆弱な東ティモールでは、保健・医療資機材と保健・医療人材の不足がより明るみとなった。日本政府は、ワクチン供与の他、ワクチン接種体制構築のためのコールドチェーン強化のため、JOCV の配属先である SAMES に、ワクチン運搬冷蔵庫、ワクチン運搬用保冷車、医療用資機材運搬用トラック、医療品倉庫用フォークリフトの供与を行った。また、医療体制強化のため、救急車や医療機器を供与し、それらは各地の病院・医療施設へ分配され、東ティモールの人々への医療提供に大きく貢献している。

SAMES にはこれまで 3 名の JOCV が派遣されており、それらの活動をベースに今後も医療サ

プライチェーン強化等へ向けた取り組みが期待される。

3.8.2 代表的な活動実績

(1) 国立リハビリテーションセンター

国立リハビリテーションセンターは、2005 年に NGO ASSERT によって設立され、ASSERT 撤退後の 2012 年から国の施設となり、その後は社会連帯省の管轄にある。理学療法、作業療法、言語聴覚、義肢装具、車いす、CBR (Community Based Rehabilitation) の 6 部門で構成されている。全国最大のセンターであり国内で最も高いリハビリテーション技術を有する。

協力隊の派遣は 2014 年度に始まり、以後、合計 7 名の JOCV が派遣されている（理学療法士：2、作業療法士：2、福祉用具：1、義肢装具士・製作：1、言語聴覚士：1）。隊員活動としては、実際に患者を診ると同時に、同センター職員への技術移転、センター運営に関する助言・指導等多岐にわたっている。最近では言語聴覚士が 2019 年に派遣されたが、COVID-19 のため現在（2022 年 7 月）は帰国している。

(2) バウカウ県立病院

バウカウ県立病院は、東ティモール第二の都市バウカウにあり、ベッド数は約 130 床、スタッフは約 200 名、手術室・24 時間救急を備えた近隣三県を管轄する地域拠点病院である。幅広い診療部門での対応が可能であり、外国人医師も勤務している。協力隊の派遣は 2014 年度に始まり、合計 5 名の JOCV が派遣されている（理学療法士：2 名、薬剤師：2 名、栄養士：1 名）。隊員は、各自の専門分野における技術支援を行うとともに病院のマンパワー不足を補う意味でも貢献した。近年では理学療法士が 2018 年に派遣された。

(3) SAMES

SAMES は、国内最大の医薬品・医療資材サービスセンターであり、これまで 3 名（コンピュータ技術：1、薬剤師：2）の協力隊派遣の実績がある。隊員活動としては、医薬品倉庫の整備や在庫管理システムのサポート、KAIZENN や 5S の導入、SAMES の情報発信等に取り組んだ。特に 5S については、SAMES 職員の意欲が高く、現在も引き続き 5S を意識して日常業務に取り入れている。



以前の SAMES 内の 5S の表示



現在の表示（調査団撮影）

COVID-19 対応として、日本は SAMES へワクチンのほか、ワクチン配送のための冷蔵庫、輸送用トラック等を供与したが、これらに対する先方の評価は非常に高い。これにより、東ティモール国内の医薬品輸送のロジスティック整備が大きく進んだ。また、日本の協力を通して救急車が全国へ配備されており、ディリだけでなく地方の保健医療体制整備にも大きく貢献している。

(4) 観光ホスピタリティスクール

観光ホスピタリティスクールは、職業訓練機能を持つ公立の高校で、ホテル科、料理科、美容科、服飾科がある。インドネシア統治時代の 1984 年に設立しており、一時閉鎖を経て再開した。生徒数は約 150 名である。協力隊の派遣は 2015 年度に始まり、その後 2018 年度まで毎年 1 名が新たに派遣され、合計で 4 名が派遣されてきた（観光：2 名、料理：1 名、服飾 1 名）。隊員は、実際に授業を担当し直接生徒へ指導を行うとともに、教員への技術指導・技術移転を行った。いずれの隊員も自らの専門分野のみならず、日本語やスポーツの指導など課外活動にも協力した。近年は、2018 年に観光職種の隊員が派遣されている。

(5) 聖心ベコラ小学校・高等学校

聖心ベコラ小学校・高等学校は、幼稚園から高等学校までを備えた 1,500 人の児童・生徒が通っている私立学校である。一クラスは 35 人から 40 人の生徒がいるが、時には一クラスに 60 人くらいになる場合があり、教員一人では対応できず人材不足を感じている。教員数は 130 人いる。小・中学校は午前と午後の二部制で、高等学校は午前から 14 時までとなっている。協力隊の派遣は 2013 年度に始まっており、その後 2019 年度まで合計 5 名が派遣されている（PC インストラクター：1 名、小学校教育（算数）：1 名、体育：3 名）。隊員は、実際に授業を担当するとともに、教員への技術移転や教授法の紹介等を行った。2019 年度に 2 名派遣があったが、COVID-19 のため両名とも現在（2022 年 7 月）は帰国している。そのうち 1 名は、小学校教育（算数）職種という新しい分野での試みであったため、学校側の期待も大きかったが、やむを得ず帰国となっている。

3.8.3 JICA 海外協力隊が果たした役割・貢献

複数のカウンターパート機関から JOCV の活動成果について話を伺った結果、慢性的な人手不足の補充に加え、現場レベルでの技術指導のニーズに対し、JOCV の活動は一定の成果を上げているといえる。隊員自身の持つ経験や専門知識に基づいた高い技術力への評価が高く、仕事に対する真摯な態度、配属先での良好な人間関係などについても評価が高かった。隊員の活動によって、直接受益者（保健：患者 教育：児童・生徒）へのプラスの効果も見られ（例：患者が実際に快方へ向かう、児童生徒のスポーツへの関心が高くなった等）、カウンターパートの JOCV に対する満足度は高い。いずれの機関も継続的な JOCV 派遣を希望している。

阻害要因としては、語学力の不足がある。JOCV は派遣前訓練でテトゥン語の訓練を受けるが、当然それだけでは十分でなく、配属先でのコミュニケーションにおいて困難に直面する

ケースもあるようだ。カウンターパートの意見としても、特に活動当初の語学の問題を挙げる声が多かった。一方で、実践を通してテトゥン語を習得し、飛躍的に語学が伸びるケースが多い。JOCV がテトゥン語習得に向けて懸命に努力している姿も、カウンターパートにとっては強く印象に残っている。最初は難しかったテトゥン語も、最後の活動成果発表では見事にテトゥン語でやり通したという感嘆の声が多くのカウンターパートから聞かれた。

テトゥン語を必死で学び、現地に溶け込んでコミュニケーションを取ろうとする姿勢が、JOCV への信頼にもつながっている。

JOCV 受け入れの波及効果として、カウンターパート機関と JICA や日本大使館とのネットワークが広がったことが考えられる。各種の催しでカウンターパートが日本大使館を訪問する機会を得たり、他のプログラム（例：JENESYS プログラム）による日本訪問、JOCV 派遣 10 年目及び派遣数累計 100 人目突破記念イベント「祭 MATSURI-JICA Volunteer 10th Anniversary」への参画など、こうした機会はカウンターパートにとっても日本とのつながりやお互いの理解を深める機会となっており、友好親善・相互理解の面からも満足する声が聞かれた。

カウンターパート	コメント
 国立リハビリテーションセンター 一局長	・ JOCV と共に働き、JOCV の時間を守る姿勢、知識や経験が豊富であること、優れたチームワーク、文化の違いを受入れる柔軟な態度などが印象に残っている。 ・ JOCV が診た患者が実際に快方へ向かっていくので、職員に対して説得力ある技術移転がなされた。患者にも職員にも良いインパクトがあった。 ・ JOCV の提案によって新しいアイデアを導入した（例：患者のためのマットレスの増強、整理・整頓のための道具の設置等） ・ 各自の専門的業務だけでなく、ヨガや日本語教室の開催など他のアクティビティにも積極的であった。こうした交流を通してお互いをより良く理解することにつながったと思う。JOCV はティモール人と同じコミュニティで生活するため、地域に馴染むことによって単なる文化交流を超えた理解があった。
 観光ホスピタリティスクール 校長	・ 料理のコースでは、和食の作り方の指導はもちろん、東ティモールの伝統料理に和食や西洋料理の要素を取り入れるなど、新しい発想を紹介してもらった。 ・ ホテルのコースでは、日本での経験に基づいた専門的な指導（レストランのテーブルセッティング、レセプションの指導等）を行ってもらった。 ・ ドレスメイキングのコースでも、これまでにないデザインを取り入れるなど工夫が多かった。着物のテイストも取り入れた。相手に商品の購入を促すには、いかに買い

	手の興味をひく魅力ある洋服を作れるかが重要であるというマーケティングの視点を教えてもらった。 ・ ティモールプラザで実施された協力隊10周年及び100人突破を記念するイベントでは、同校の生徒が衣装を作って参加し、生徒の自信につながった。 ・ 各 JOCV の知識と経験を教員たちと共有してもらいながら、お互い学び合っていたと思う。特に日本のクリエイティビティを活かし、ティモールにはまだない現代的な発想が教員の刺激になる。新しい知識を学ぶことが東ティモールにとってはまだまだ必要である。 ・ JOCV は熱心によく働く。そのような姿勢は教員や生徒のお手本になる。 ・ JOCV が語学の習得に励み、努力が実際に実っていくことを目にすることによって、教員や生徒も心動かされた。テトウン語ができるようになると、指導にも厚みが出てくる。生徒との交流もより活発になり、良い雰囲気指導に取り組んだ。
 聖ジョセオペラリオ高等学校 体育教員  聖心ベコラ小学校・高等学校 体育教員  聖マグダレネ・カノッサ小学校 校長	・ JOCV 派遣によって学校の体育の授業が活性化したことに一番大きな意味があった。地域のバスケットボール大会出場に向けて、生徒への指導に尽力してくれた。学校の敷地にあるバスケットボールコートも JOCV の提案によって整備が進んだ。(コートのペイントなど) ・ 教員は新しい指導方法を学び、生徒にとって体育の授業がより楽しいものとなったと思う。新しいスポーツ(ラグビー)を紹介してくれた。バレーボールやバスケットボールなど他のスポーツについても、JOCV の指導を通して、生徒がよりスポーツに興味・関心を示すようになった。JOCV は、試合でいつも「簡単にはあきらめない」という姿勢があり、粘り強さに感激した。 ・ 教員が使いやすい算数教材開発を進めてくれた。現在も JOCV が技術移転してくれたことを続けている。算数の授業改善に取り組むほか、課外活動や集会等あらゆる活動に参加し、マンパワーとしても非常に助かった。 ・ 初めテトウン語でのコミュニケーションに苦労していたが、教員や児童との会話を通して学び、次第にテトウン語も上達した。よく頑張ってテトウン語を習得した。 ・ JOCV は謙虚で「平等性」を大切にする人柄だった。ティモール人職員と同じ目線で接してくれた。普段から食べ物にも何も文句を言わず、「疲れた」「嫌だ」というようなネガティブなことも言わず、そうした態度や気持ちから教員も多くを学んだ。



SAMES 配送マネジメント局 局長

- ・ JOCV は KAIZEN と 5S に取り組んでくれた。最初は効果を疑って実践しない職員もいたが、次第に理解を深めることによって皆が取り組むようになった。なぜそうすることが良いのかということをも自分のものとして納得・実感できると人は変わる。JOCV が粘り強く取り組んでくれたおかげである。

(写真:調査団撮影)

3.8.4 今後の JICA 海外協力隊の活動

これまで JOCV の東ティモールでの活動は、「保健」「教育（体育）」「観光」「農業」の4分野を中心に、それぞれの JOCV の熱意や創意工夫の下、草の根レベルの技術協力として効果的な活動が展開されてきた。特に東ティモールのように人口規模が少なく国土も小さい国においては、JOCV のプレゼンスは相対的に高いものとなり、大規模な取り組みをせずとも JOCV のインプットが大きな効果につながり得ると考えられる。今後も JOCV は、国別開発協力方針の重点分野である「産業の多様化の促進」及び「社会サービスの普及・拡充」を進めていく一翼の担い手として、期待が高まる。

保健分野については、慢性的な人材不足と技術不足が課題となっていることから、引き続き従来型の専門職の派遣が必要となっている。一方で、SAMES の例のように JOCV の活動から医療サプライチェーンの強化支援へと拡大していったように、COVID-19 の感染拡大によってより明るみになった医療・保健体制の脆弱性への対応については、現状課題をよく認識している JOCV の知見・経験を活かした保健分野での新たな取り組みも期待されよう。また、例えば国立リハビリテーションセンターでは既にキャリアを積んでいるベテラン職員も多く、この場合は、若手の JOCV ではやや物足りなさを感じていることがわかった。受け入れ機関にとってどのような JOCV 派遣が最も効果的であるか要望を見極め、要請プロセスにおいて注意する必要がある。

教育分野については、小学校における算数教育への JOCV 派遣が最近になって開始されているように、今後は「体育」に加え、「算数」等、他職種への派遣も検討している方向がみられる。実際、カウンターパートからは「算数、科学・技術、コンピューター技術について JOCV の知識・経験から学び、教員のスキルアップにつなげたい。」との意見があり、理数科支援への要望が高まっている。オンライン授業の教材開発・実施支援を要望する学校もあり、こうした新しいニーズに対応した JOCV 派遣が望まれる。また、東ティモールにおける ODA 事業は、基礎教育分野については学校建設・改修の実績があるのみで、教育の質の改善に直接資するような教育開発分野での取り組みはほとんど実施されていない。まずは JOCV の算数教員派遣を始めることで、基礎教育分野における現状把握と知見の蓄積を進めることも一案である。

JOCV は、分野ごとに分科会を組織し、定期的に活動報告や情報交換、勉強会を実施してきた。過去の報告書等を見るとその取り組みは非常に活気あるものであったと推察される。2020 年以降の COVID-19 の影響で、現在は全員が帰国しているものの、高いモチベーションを持つ JOCV の派遣が一日も早く再開されることが望まれる。東ティモールでは、元 JOCV が引き続き東ティモールに在住しビジネスを行ったり、東ティモールに関わる仕事を継続したりする例がいくつか見られる。他国に比べれば、東ティモールの JOCV の歴史はまだ浅いが、今後も派遣が継続されることによって、東ティモールへの協力を惜しまずに協力を継続する JOCV も増えていくだろう。日本と東ティモールの両国にとってこうした人材も大きなアセットであり、東ティモールの開発を側面支援する存在となり得るに違いない。

別添資料 1：セクター別協力実績（件数）

スキーム名	教育	交通 インフラ	農業・ 天然資源	商工業	水・ 洪水対策	保健・ 新型コロナ	ガバナンス	総計
一般無償資金協力	7	14	3	－	5	－	3	32
有償資金協力	－	1	－	－	－	－	－	1
技術協力プロジェクト	3	9	7	－	5	3	3	30
開発調査型技術協力	－	1	3	－	1	－	－	5
個別専門家	1	17	9	3	5	－	13	48
草の根技術協力	－	－	13	1	－	10	3	27
民間連携事業	－	－	－	3	－	－	－	3
緊急無償資金協力	2	3	－	－	3	－	3	11
紛争予防・平和構築無償資金協力	－	－	－	－	－	－	3	3
国際機関連携無償資金協力	1	－	－	－	－	14	8	23
経済社会開発計画	－	1	－	－	－	2	－	3
草の根・人間の安全保障無償資金協力	48	3	14	3	35	19	10	132
草の根文化無償資金協力	－	－	－	－	－	－	1	1
日本 NGO 連携無償資金協力	2	1	8	4	1	11	1	28
合計案件数 ¹⁰⁷	64	50	57	14	55	59	48	347
協力実績合計額（概算） ¹⁰⁸	54 億円	241 億円	49 億円	3 億円	39 億円	46 億円	48 億円	480 億円

¹⁰⁷ 同じ案件で複数の年次がある場合は、該当する年次をまとめて 1 案件としてカウントしている（草の根技術協力事業・日本 NGO 連携無償資金協力）。また、信託基金案件は含まない。

¹⁰⁸ JICA 東ティモール事務所提供の案件リスト及び公開資料の情報に基づき、各セクターのスキーム別案件数及び協力実績合計額を集計した。なお、USD 建ての金額のみが公開されている案件については、開始年 4 月の JICA 精算レートを用い、概算額を算出した（該当案件は、「別添資料 2 セクター別案件リスト」にて明記）。なお、個別案件専門家派遣、JICA 協力隊派遣、その他のスキームにて金額が公開資料で確認できなかったものは、協力実績額（概算）に含まれていない。

別添資料 2：セクター別案件リスト

＜教育＞ ＊福祉施設の改修等含む

No	案件名	スキーム	開始年 ¹⁰⁹	終了年
1	ディリ・ベコラ地区学校修復	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
2	ラガ孤児院改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
3	留学生支援	緊急無償資金協力	2000	
4	ラガ孤児院改修計画（第 2 段階）	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2001	2002
5	リキサ県内の小・中学校用机及び椅子製作計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2001	2002
6	東ティモール大学工学部設立計画	緊急無償資金協力	2001	2003
7	モタエル孤児院施設改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
8	青少年教育センター設立計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
9	アンカサ小学校への教職員棟（兼トイレ）建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
10	ドン・ボスコ職業訓練センター拡充計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
11	地域開発研修センター計画（地域開発研修所建設計画）	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
12	オクシ県人寮再建計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
13	図書・資料センター建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
14	ラコト保育園建物改修及び教育器材供与計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
15	ロスパロス第 11 小学校校舎改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
16	小中学校再建計画（詳細設計）	一般無償資金協力	2003	
17	小中学校再建計画	一般無償資金協力	2004	2006
18	ティモール・ロロサエ身障者リハビリセンター建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
19	ラコト地区学校改修・建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
20	東ティモール大学工学部支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	2006	2010
21	東ティモール民主共和国 4 県における青少年の健全育成及び教育支援事業（第 1 期、第 2 期、第 3 期）	日本 NGO 連携無償資金協力	2007	2011
22	東ティモール民主共和国ディリ市において騒乱の影響を受けた青少年への人道・教育支援事業	日本 NGO 連携無償資金協力	2007	2008
23	高等技術教育政策	個別専門家	2007	2007
24	ディリ市内青少年教育施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009

¹⁰⁹ 開始年については、技術協力プロジェクト、個別専門家、開発調査型技術協力は実施年を、それ以外のスキームは交換公文の締結年を記載した。原則「年」で記載しているが、一部、「年度」の方が分かりやすい案件は「年度」で記載している（斜体にて FY を明記）。

25	障がいを持つ若者のための共同生活施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009
26	東ティモール4県における視覚障がい者自立支援研修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
27	オエクシ県オエシロ中学校女子寮修復計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2010	2011
28	東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2011	2016
29	バウカウ県障がい者リハビリテーショントレーニングセンター建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
30	イリオマール第1小学校建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
31	オエクシ県ニティベ準県における小学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
32	ディリ県における障がい者用車椅子工房建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
33	バウカウ県ベニラレ準県における女子孤児院施設改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
34	リキサ県バザールテテ準県における中学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
35	コバリマ県スアイ準県デボス村小中一貫校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
36	ディリ県マンレウアナ村小中一貫校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
37	コバリマ県スアイ準県ラバライ村における小中一貫校分校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
38	ラウテム県ロスバロス準県フィロロ村における中学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
39	東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画	一般無償資金協力	2015	2021
40	東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクトフェーズ2	技術協力プロジェクト	2016	2023
41	マナツト県マナツト準県クリバス村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2016	2017
42	ディリ県クリスト・レイ郡クルフン村における社会教育施設拡張計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
43	バウカウ県ケリカイ準県ウアイタメ村学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
44	マナツト県ラクルバル準県バタラ村学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
45	ディリ県クリスト・レイ郡ベコラ村における観光ホスピタリティ学校改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2018	2019
46	ボボナロ県ボボナロ郡マリライト村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2018	2019
47	人材育成奨学計画	一般無償資金協力	FY2018	
48	人材育成奨学計画	一般無償資金協力	FY2019	
49	ディリ県ヴェラ・クルス郡マスカレニヤス村における障がい者用社会教育施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	2020
50	ボボナロ県ロロトエ郡グダ村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	2020
51	東ティモールにおける理数科初等教育強化計画（UNESCO 連携）	国際機関連携無償資金協力	2019	実施中
52	人材育成奨学計画	一般無償資金協力	FY2020	
53	アイナロ県アイナロ郡アイナロ村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
54	エルメラ県ハトリア郡マヌサエ村における小中一貫校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
55	リキサ県マウバラ郡リサディラ村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
56	マナツト県ラクルバル郡オルラン村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021

57	ラウテム県ラウテム郡ダウデレ村における小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
58	コバリマ県ティロマール郡マウデモ村におけるクラレット職業訓練高等学校校舎増築および寮建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
59	オエクシ県バンテ・マカッサル郡コスタ村における女子学生寮建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
60	人材育成奨学計画	一般無償資金協力	FY2021	
61	バウカウ県バウカウ郡ガリウアイ村におけるドン・ボスコ工業学校ファトゥマカ校屋根修復計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2021	2022
62	マナツト県ラクルバル郡オルラン村におけるファトゥラウン小中学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2021	2022
63	ラウテム県ラウテム郡セラウ村におけるレウサリ小中学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2022	実施中
64	ボボナロ県ボボナロ郡モロップ村におけるアナパル小学校校舎建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2022	実施中

*公開情報から得た USD 建ての金額に対して、開始年 4 月の JICA 精算レートを適用し、円建て金額を概算した。

<交通インフラ>

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	東チモール緊急復興社会基盤整備計画調査	開発調査型技術協力	2000	2000
2	災害発生時の道路緊急補修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
3	ディリーアイナローカーサ間道路緊急補修計画	緊急無償資金協力	2000	2003
4	ディリー港航路標識及び防舷材改修計画	緊急無償資金協力	2000	2001
5	コモロ空港入口部交通安全計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
6	ディリー港西側コンテナヤード改修計画	緊急無償資金協力	2002	2003
7	ディリー配電網回収計画	一般無償資金協力	2003	
8	ディリー電力復旧計画	一般無償資金協力	2004	
9	ディリーカーサ道路補修計画	一般無償資金協力	2004	2006
10	インフラ政策アドバイザー	個別専門家	2004	2006
11	道路アドバイザー	個別専門家	2004	2006
12	グレノ「ラウアラ橋」修復計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
13	組み立て式建物による公共施設建設計画（フェーズ I、フェーズ II、フェーズ III）	日本 NGO 連携無償資金協力	2004	2006
14	ディリーカーサ道路補修計画（詳細設計）	一般無償資金協力	2004	
15	道路維持管理能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2005	2008
16	モラ橋改修計画（詳細設計）	一般無償資金協力	2005	

17	ディリ港改修計画	一般無償資金協力	2006	2010
18	道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	2006	2008
19	モラ橋梁建設計画	一般無償資金協力	2008	2011
20	地図作成アドバイザー	個別専門家	2009	2011
21	オエクシ港緊急改修計画	一般無償資金協力	2010	2013
22	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	一般無償資金協力	2010	
23	道路施工技術能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2010	2014
24	インドネシア-東ティモール南南協力による道路分野能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2011	2012
25	コミュニティ道路整備 ADB/JFPR 協調プロジェクト	技術協力プロジェクト	2011	2014
26	国道一号線整備事業	有償資金協力	2012	2017
27	港湾施設・安全アドバイザー	個別専門家	2012	2016
28	国家開発庁組織能力強化専門家派遣(道路・橋梁、電力、給水、港湾・空港) (有償資金協力専門家)	個別専門家	2012	
29	モラ橋護岸計画	一般無償資金協力	2013	2015
30	道路政策アドバイザー1	個別専門家	2013	2016
31	国家開発庁組織能力強化技術支援(フェーズ2)【有償勘定技術支援】	個別専門家	2013	
32	国家開発庁開発行政アドバイザー【有償勘定技術支援】	個別専門家	2013	2015
33	モラ橋護岸計画(詳細設計)	一般無償資金協力	2013	
34	国道1号線維持管理能力向上プロジェクト【有償技術支援】	技術協力プロジェクト	2014	2017
35	ディリ都市計画策定プロジェクト	技術協力プロジェクト	2014	2016
36	コモロ川上流新橋建設計画	一般無償資金協力	2015	2018
37	港湾施設維持管理(土木、電気、システム開発の3分野3名)	個別専門家	2015	2015
38	ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画	一般無償資金協力	2016	2019
39	道路政策アドバイザー2	個別専門家	2016	2018
40	インフラ事業評価アドバイザー(設計積算、経済財務の2分野2名)	個別専門家	2016	2017
41	総合計画アドバイザー	個別専門家	2016	2018
42	道路維持管理水準向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2016	2019
43	経済社会開発計画(港湾セクター整備等)	経済社会開発計画	2016	
44	港湾計画・施設維持管理アドバイザー	個別専門家	2017	2020
45	インフラプロジェクト審査・評価アドバイザー	個別専門家	2017	2019
46	道路インフラ及び品質管理アドバイザー	個別専門家	2021	2022
47	プレジデント・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画	一般無償資金協力	2021	実施中
48	戦略的全国港湾開発マスタープランプロジェクト	技術協力プロジェクト	2022	実施中
49	施工管理技術指導	個別専門家		

50	資機材調達	個別専門家		
----	-------	-------	--	--

<農業・天然資源>

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	東チモール緊急復興地理情報データベース作成調査	開発調査型技術協力	2000	2000
2	ディリ周辺地域植林計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
3	ビアカウ漁業組合に対する船具・漁具供与計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
4	東ティモール東北海岸地域の漁業組合復興計画	日本 NGO 連携無償資金協力	2003	
5	東ティモールアイナロ県マウベシ郡コーヒー生産者支援事業	草の根技術協力事業	2003	2006
6	エルメラ県レテフォホ郡におけるコーヒー生産者自立促進事業	草の根技術協力事業	2003	2006
7	東ティモール・リキシャ地域における農業者育成プロジェクト	日本 NGO 連携無償資金協力	2003	
8	エルメラ県レテフォホ郡におけるコーヒーの品質改良と自給用農畜産物多様化を通じた地域開発プロジェクト(第1年次(金額不明)、第2年次、第3年次)	草の根技術協力事業	2003	2009
9	東ティモール農業者育成計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
10	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画調査	開発調査型技術協力	2005	2010
11	東ティモールリキシャ県における農業開発事業ならびに農業指導者育成事業	日本 NGO 連携無償資金協力	2005	
12	マナツト県灌漑稲作プロジェクト	技術協力プロジェクト	2006	2010
13	第二期アイナロ県マウベシ郡コーヒー生産者支援事業	草の根技術協力事業	2006	2009
14	マリアナ I 灌漑施設復旧改善計画	一般無償資金協力	2007	2009
15	ラウテム県北部海岸漁業活動復興支援	草の根技術協力事業	2007	2010
16	食品加工技術開発支 (JARCOM) プロジェクト	技術協力プロジェクト	2007	2008
17	農業政策アドバイザー	個別専門家	2008	2010
18	環境影響評価アドバイザー	個別専門家	2009	2011
19	農産物加工・流通業振興計画調査	開発調査型技術協力	2009	2011
20	コーヒー生産地の女性による生計向上プロジェクト	草の根技術協力事業	2009	2012
21	エルメラ県レテフォホ郡におけるコーヒー生産者自立促進事業	草の根技術協力事業	2009	2011
22	東ティモールにおけるコーヒー生産者協同組合モデルの普及	草の根技術協力事業	2009	2012
23	オエクシ県パンテマカサル準県における灌漑水路拡張計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
24	コバリマ県ズマライ準県における灌漑水路拡張計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
25	農業振興アドバイザー (灌漑稲作)	個別専門家	2010	2013
26	マナツト県灌漑稲作プロジェクト フェーズ2	技術協力プロジェクト	2010	2015

27	持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2010	2015
28	森林保全計画	一般無償資金協力	2010	
29	マウメタ村 緑のコミュニティー新生プロジェクト	草の根技術協力事業	2011	2016
30	コバリマ県スアイ準県における灌漑水路施設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
31	マヌファヒ県ファトベルリウ準県における農村開発研修センター建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
32	コバリマ県スアイ準県スアイロ村における灌漑用水路敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
33	マヌファヒ県アラス準県における灌漑建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
34	山間部農民の生計向上事業(第1年次、第2年次、第3年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2012	2015
35	ブルト灌漑施設改修計画	一般無償資金協力	2013	2017
36	農業政策アドバイザー	個別専門家	2013	2015
37	農業灌漑アドバイザー	個別専門家	2013	2015
38	農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト	技術協力プロジェクト	2013	2015
39	農村女性による経済活動支援	草の根技術協力事業	2013	2018
40	アイナロ県アイナロ準県カサ村における灌漑敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
41	ボボナロ県カイロ準県メリゴ村における灌漑敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
42	エルメラ県及びリキサ県におけるコーヒー生産性向上事業	日本 NGO 連携無償資金協力	2013	2014
43	オエクシ県オエシロ準県ウシ・タサエ村における灌漑用水路拡張計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
44	コバリマ県ズマライ準県タズヒリン村における灌漑用水路敷設計画延長計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
45	ビケケ県ビケケ準県ルカ村における灌漑用水路敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
46	農業・農村開発アドバイザー	個別専門家	2015	2017
47	山間部農村の水利改善事業(第1年次、第2年次、第3年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2015	2018
48	小規模コーヒー生産者組合・グループの生産性及び収益の向上事業	日本 NGO 連携無償資金協力	2015	
49	持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト フェーズ II	技術協力プロジェクト	2016	2022
50	国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2016	2021
51	エルメラ県アッサベ郡農村地域の生業向上事業(第1年次、第2年次、第3年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2016	2019
52	コーヒー畑の改善事業	草の根技術協力事業	2019	2024
53	「ゴミを宝に！環の町芳賀モデル」を東ティモールヴィケケ市へ～循環型社会・循環型農業のシステム構築及び技術協力事業～	草の根技術協力事業	2020	2023
54	環境影響評価アドバイザー	個別専門家		
55	灌漑維持管理	個別専門家		
56	農業政策アドバイザー	個別専門家		
57	エルメラ県レテフォホ郡におけるフェア・トレードを通じた地域開発	草の根技術協力事業		

< 商工業 >

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	オクシ伝統織物再建計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
2	家具職人養成所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
3	地域開発研修センターに対する中古機材供与計画	日本 NGO 連携無償資金協力	2003	
4	リキサ県バザルテテ職業訓練・地域開発センター建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
5	東ティモール／ロスパロスの人々に対する生計向上プロジェクト	草の根技術協力事業	2005	2008
6	通商貿易アドバイザー	個別専門家	2010	2011
7	東ティモール自動車整備士養成事業(第1期、第2期、第3期)	日本 NGO 連携無償資金協力	2011	2013
8	産業開発アドバイザー	個別専門家	2015	2019
9	産業政策アドバイザー	個別専門家	2015	2016
10	東ティモール自動車検査委員養成事業(第1年次、第2年次、第3年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2016	2019
11	道路斜面災害防除事業にかかる案件化調査	民間連携事業	2018	2019
12	はりかい式高品位水産物生産を活用したグローバル・フードバリューチェーン構築に係る案件化調査	民間連携事業	2018	2019
13	大型自動車整備士および建設機械整備士・オペレーター養成事業(第1年次、第2年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2020	実施中
14	道路斜面災害防除事業にかかる普及・実証・ビジネス化事業	民間連携事業	契約交渉中	

< 水・洪水対策 >

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	水供給システム緊急整備計画調査	開発調査型技術協力	2000	2001
2	リキサ県二村に対する浄水供給計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
3	ディリ上水整備計画	一般無償資金協力	2004	2007
4	サメ・アイナロ上水整備計画	一般無償資金協力	2004	2008
5	水供給アドバイザー	個別専門家	2004	2005
6	ラウテム県ルアライ村浄水供給システム建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2004	2005
7	アイレウ県5準村水供給システム建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2006	2007
8	水道局能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	2008	2011
9	リキサ県・バザルテテ準県・3準村水供給システム建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009
10	リキサ県・リキサ準県・3準村水供給システム建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009

11	ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画	一般無償資金協力	2009	2011
12	アイレウ県における浄水供給システム建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
13	オエクシ県国境地域への浄水供給システム構築計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
14	第二次ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画	一般無償資金協力	2011	2012
15	オエクシ県オエシロ準県における太陽光発電ポンプ式給水設備敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2013
16	オエクシ県パンテマカサル準県における太陽光発電ポンプ式上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
17	コバリマ県フォホレム準県における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
18	マヌファヒ県アラス準県における手動ポンプ式給水設備敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2011	2012
19	給水改善アドバイザー	個別専門家	2012	2015
20	エルメラ県アツサベ準県における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
21	ディリ県クリストレイ準県ヘラ村における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
22	ビケケ県ウァタリ準県における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
23	ラウテム県ラウテム準県パイララ村における太陽光発電ポンプ式上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
24	エルメラ県アツサベ準県バボイ・クライク村における上水道施設改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
25	マナツト県ラクルバ準県バタラ村における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
26	ラウテム県ロスパロス準県レウロ村における上水道施設改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
27	リキサ県リキサ準県ダトフォホ村における上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
28	リキサ県バザールテテ準県モタウルン村における公衆衛生環境改善計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2013	2014
29	アイナロ県ハトゥブリコ準県2村における上水道2施設敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
30	ボボナロ県における水・衛生環境改善事業(第1年次、第2年次、第3年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2013	2016
31	ディリ県アタウロ準県ヴィラ・マウメタ村およびペロイ村における給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
32	ビケケ県ウァトカルバウ準県及びビケケ準県の2村における給水施設改善計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
33	マヌファヒ県ファトバリウ準県クラクック村における手動式ポンプ給水設備設置計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
34	ラウテム県トゥトゥアラ準県メハラ村における上水道施設改修および増設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
35	コモロ川上流新橋建設計画(詳細設計)	一般無償資金協力	2014	
36	給水改善アドバイザー	個別専門家	2015	2017
37	ディリ県メティナロ準県ドゥン村における重力式上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2015	2016
38	バウカウ県ラガ準県テクノマタ村におけるポンプ式上水道敷設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2015	2016

39	リキサ県マウバラ準県ヴァトゥボウ村における重力式上水道敷設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2015	2016
40	エルメラ県ハトリア準県ハトリア村における公衆衛生環境改善計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2016	2017
41	給水改善アドバイザー	個別専門家	2017	2019
42	アイレウ県アイレウ準県ラハエ村における給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
43	エルメラ県ボエテテ村給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
44	バウカウ県バギア郡ハエコニ村及びオソウナ村における給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
45	給水改善アドバイザー	個別専門家	2019	2020
46	マナツト県ラクルバル郡オルラン村給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	2020
47	リキサ県リキサ郡ダルレテ村給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	2020
48	ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力	技術協力プロジェクト	2020	
49	エルメラ県ハトリア郡コリアテ・レオテロ村における給水施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2021	2022
50	洪水被害に対する緊急援助 (House Restoration and NFI Supply to those affected by floods in Timor-Leste)	緊急無償資金協力	2021	2021
51	洪水被害に対する緊急援助 (Distribution of Emergency Materials and Basic Infrastructure Recovery to People Affected by Tropical Cyclone Seroja)	緊急無償資金協力	2021	2021
52	コモロ川上流新橋建設計画事後現状調査	技術協力プロジェクト	2021	
53	ディリ洪水対策情報収集・確認調査	技術協力プロジェクト	2021	実施中
54	東ティモール民主共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急無償資金協力	2021	2021
55	ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画現状調査	技術協力プロジェクト	2021	

<保健・新型コロナ>

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	母子保健改善事業計画 (UNICEF 連携)	国際機関連携無償資金協力	FY2002	
2	コミュニティを基盤としたプライマリ・ヘルスケアの普及促進	草の根技術協力事業	2003	2006
3	母子保健改善事業計画 (UNICEF 連携)	国際機関連携無償資金協力	FY2003	
4	エルメラ県における保健教育促進プロジェクトフェーズⅡ	草の根技術協力事業	2004	2007
5	東ティモールにおける歯科医療復興と巡回診療プログラム	日本 NGO 連携無償資金協力	2004	2005
6	母子保健改善事業計画 (UNICEF 連携)	国際機関連携無償資金協力	FY2004	
7	東ティモール、エルメラ県における口腔健康管理と医療補助者育成プログラム	草の根技術協力事業	2005	2006
8	離島医療	草の根技術協力事業	FY2005	
9	母子保健改善事業計画 (UNICEF 連携)	国際機関連携無償資金協力	FY2005	

10	食糧援助（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2005	
11	東ティモールディリにおける国内避難民および地域住民への医療・保健支援事業	日本 NGO 連携無償資金協力	2006	2007
12	食糧援助（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2006	
13	東ティモールアイレウ県における Family Health Promoter 養成プロジェクト	草の根技術協力事業	2007	2010
14	ラウテン県における、地域住民主体のプライマリ・ヘルスケアシステムの構築	草の根技術協力事業	2007	2010
15	母子保健改善事業計画（UNICEF 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2007	
16	食糧援助（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2007	
17	エルメラ県コミュニティ・クリニックの救急体制強化計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009
18	リキサ県障害者・高齢者・結核患者等ケアセンター5 棟の改修・改善計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009
19	アイナロ県およびマヌファヒ県における助産保健施設設立計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2008	2009
20	包括的妊産婦・新生児死亡率削減プロジェクト	日本 NGO 連携無償資金協力	2008	
21	食糧援助（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2008	
22	モタエル診療所改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
23	エルメラ県内の小学校における保健教育プロジェクト(第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2009	2012
24	母子保健改善事業計画（UNICEF 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2009	
25	食糧援助（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	FY2009	
26	アイレウ県における保健スタッフ主体の FHP サポート向上プロジェクト	草の根技術協力事業	2010	2013
27	ディリ市内におけるコミュニティ・クリニック建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2010	2011
28	ラウテム県におけるマラリア対策保健教育計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2010	2011
29	“みんなサウダベル”健康村プロジェクト	草の根技術協力事業	2011	2013
30	エルメラ県、ディリ県の初等教育課程における保健教育推進プロジェクト(第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2012	2015
31	ハトリア郡における包括的地域保健サービス（SISCa）向上事業	草の根技術協力事業	2014	2017
32	東ティモール初等教育課程における学校保健促進プロジェクト(第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2015	2018
33	バウカウ国立病院における女性と子どものための保護施設整備計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2016	2017
34	ディリ県国立病院救急科拡張及び待合エリア改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
35	ビケケ県オッス準県ウアブボ村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2017	2018
36	エルメラ県における包括的保健サービスと家庭医制度を通じた地域保健ボランティアの育成向上事業(第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次)	日本 NGO 連携無償資金協力	2017	2020

37	経済社会開発計画（ディリ国立病院への医療機材供与）	経済社会開発計画	2017	2019
38	エルメラ県アッサベ郡ラウボヌ村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2018	2019
39	コバリマ県スアイ郡デボス村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2018	2019
40	エルメラ県ライラコ郡デレク村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	2020
41	ボボナロ県カイラコ郡アトゥダラ村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2019	実施中
42	住民参加によるプライマリヘルスケア強化事業（第1年次、第2年次、第3年次）	日本 NGO 連携無償資金協力	2019	2022
43	「ふりかけ」普及と食生活改善による栄養改善事業（第1年次、第2年次、第3年次）	日本 NGO 連携無償資金協力	2019	2022
44	パーツ大学における「住民ニーズに基づく保健実践」のための教育強化プロジェクト	草の根技術協力事業	2020	2023
45	ラウテム県ロスパロス郡フィロロ村におけるロスパロス公立医療センター改修計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	実施中
46	ラウテム県ロスパロス郡ソウロ村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	2021
47	ディリ県ヴェラ・クルス郡カイコリ村における女性と子どもの保護施設建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2020	実施中
48	経済社会開発計画（感染症対策及び保健・医療体制整備）	経済社会開発計画	2020	実施中
49	ディリ県国立病院における放射線科超音波検査室増築計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2021	2022
50	エルメラ県における母子保健リプロダクティブヘルス向上事業（第1年次、第2年次）	日本 NGO 連携無償資金協力	2021	実施中
51	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける東南アジア諸国に対するコールドチェーン整備のための緊急無償資金協力（UNICEF 連携）	国際機関連携無償資金協力	2021	実施中
52	新型コロナウイルス感染症危機及び洪水災害に対する食料支援計画（WFP 連携）	国際機関連携無償資金協力	2021	実施中
53	新型コロナウイルス影響下における手洗い強化プロジェクト（第1年次、第2年次）	技術協力プロジェクト	2021	実施中
54	新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト（第1年次、第2年次）	技術協力プロジェクト	2021	実施中
55	子どもの栄養改善計画（UNICEF 連携）	国際機関連携無償資金協力	2022	実施中
56	ディリ県クリスト・レイ郡バリバール村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2022	実施中
57	ビケケ県ビケケ郡ウアイモリ村における公共診療所建設計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2022	実施中
58	新型コロナウイルス影響下における PCR 検査体制強化プロジェクト（第1年次）	技術協力プロジェクト	2022	実施中
59	母子保健サービス活性化事業（第1年次）	日本 NGO 連携無償資金協力	2022	実施中

*公開情報から得た USD 建ての金額に対して、開始年4月の JICA 精算レートを適用し、円建て金額を概算した。

< ガバナンス >

No	案件名	スキーム	開始年	終了年
1	「青少年と一緒に築く平和な国」計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2001	2002
2	東ティモール住民に対するラジオ受信機供与計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2000	2001
3	憲法制定議会選挙支援	緊急無償資金協力	2001	
4	ラジオ・トコデデ支援計画(コミュニティ・ラジオ開局支援計画)	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2002	2003
5	東ティモール難民に対する緊急援助	緊急無償資金協力	2002	
6	ノン・プロジェクト無償資金協力	一般無償資金協力	2002	
7	東ティモール国民和解支援計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2003	2004
8	援助調整	個別専門家	2003	2005
9	東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム (RESPECT)	紛争予防・平和構築無償資金協力	2003	2007
10	ノン・プロジェクト無償資金協力	一般無償資金協力	2003	
11	ノン・プロジェクト無償資金協力	一般無償資金協力	2004	
12	大統領府財政・金融政策アドバイザー	個別専門家	2005	2006
13	選挙支援のための機材供与計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2005	2006
14	東ティモール不発弾処理教育支援事業 (第1期、第2期、第3期)	日本 NGO 連携無償資金協力	2005	2009
15	援助調整	個別専門家	2006	2006
16	援助調整	個別専門家	2006	2007
17	公務員研修所強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	2006	2009
18	受容真実和解委員会最終報告書等の普及活動計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2006	2007
19	2007年東ティモール国政選挙支援プロジェクト	緊急無償資金協力	2006	
20	東ティモール国内避難民に対する緊急人道支援 (UNICEF 連携)	国際機関連携無償資金協力	2006	
21	東ティモール国内避難民に対する緊急人道支援 (UNHCR 連携)	国際機関連携無償資金協力	2006	
22	東ティモール国内避難民に対する緊急人道支援 (IOM 連携)	国際機関連携無償資金協力	2006	
23	治安改善のための短期雇用創出及び生活基盤確保の支援 (UNDP 連携)	国際機関連携無償資金協力	2006	
24	大統領府財政・金融政策アドバイザー	個別専門家	2007	2008
25	東ティモールコミュニティ選挙における有権者教育強化計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2009	2010
26	対外借入・返済等支援専門家派遣	個別専門家	2010	2010
27	沖縄・東ティモール・コミュニティ紛争予防協力	草の根技術協力事業	2010	2013
28	地域警察実務アドバイザー	個別専門家	2011	2011
29	地域警察政策アドバイザー	個別専門家	2011	2011
30	民主的な国政選挙による平和構築計画 (UNDP 連携)	紛争予防・平和構築無償資金協力	2011	2013

31	ディリにおける選挙参加促進による民主主義支援計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2012	2013
32	援助調整アドバイザー	個別専門家	2013	2014
33	地域警察確立支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	2013	2017
34	沖縄・東ティモール 地域力強化を通じた紛争予防協力	草の根技術協力事業	2013	2016
35	受容真実和解委員会歴史資料館資料室改築計画	草の根文化無償資金協力	2013	2014
36	法制度アドバイザー	個別専門家	2013	2014
37	効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画（UNDP 連携）	紛争予防・平和構築無償資金協力	2013	2016
38	援助調整アドバイザー	個別専門家	2014	2016
39	東ティモール消防機能強化計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2014	2015
40	援助調整アドバイザー	個別専門家	2016	2018
41	社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP 連携）	国際機関連携無償資金協力	2016	2019
42	東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある指導的役割及び参画の強化計画（UN 連携/UN Women 実施）	国際機関連携無償資金協力	2016	2020
43	東ティモールにおける出生登録制度整備計画（UNICEF 連携）	国際機関連携無償資金協力	2018	実施中
44	東ティモールのラジオ局による教育放送の実現に向けたイニシアチブ事業	草の根技術協力事業	2019	2022
45	法司法整備能力向上支援	技術協力プロジェクト	2020	2024
46	東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画（UNDP 連携）	国際機関連携無償資金協力	2021	実施中
47	新規円借款立上支援専門家（有償資金協力専門家）	個別専門家		
48	コバリマ県及びバウカウ県における中古消防車再利用計画	草の根・人間の安全保障無償資金協力	2022	実施中

*公開情報から得た USD 建ての金額に対して、開始年 4 月の JICA 精算レートを適用し、円建て金額を概算した。

別添資料 3 : JICA 海外協力隊

No	所属先	分野	開始年
1	東ティモール国立大学経済学部商業・観光科	日本語教師	2010
2	バフトウル (NGO)	青少年活動	2010
3	バフトウル (NGO)	青少年活動	2010
4	バフトウル (NGO)	青少年活動	2010
5	バフトウル (NGO)	プログラムオフィサー	2011
6	バフトウル (NGO)	写真	2011
7	農業水産省アグリビジネス局内 SIPI (一村一品) タスクフォース	村落開発普及員	2011
8	バフトウル (NGO)	青少年活動	2011
9	警察訓練学校	合気道	2012
10	東ティモール国立大学工学部	機械工学	2012
11	ドン・ボスコ職業訓練校	自動車整備	2013
12	ナショナルリハビリテーションセンター	作業療法士	2013
13	環境局	環境教育	2013
14	制作技術部	番組制作	2013
15	テクノロジー・工業技術専門学校	コンピュータ技術	2013
16	農業水産省工芸作物及びアグリビジネス局アグリビジネス課	マーケティング	2013
17	保健省栄養課	栄養士	2013
18	バフトウル (NGO)	コミュニティ開発	2013
19	ナショナルリハビリテーションセンター	義肢装具士・製作	2013
20	アヒサウン障がい者協会	コミュニティ開発	2013
21	ディリ国立病院統計・情報科学課	コンピュータ技術	2013
22	ディリ国立病院薬局	薬剤師	2013
23	芸術・文化総局芸術・文化・創造的産業局	写真	2013
24	聖心ベコラ高等学校	PC インストラクター	2013
25	商工環境副大臣オフィス	マーケティング	2013
26	コーポレートサービス総局財務計画局	行政サービス	2013
27	芸術・文化総局芸術・文化・創造的産業局	手工芸	2013
28	観光マーケティング局	観光	2013
29	東ティモール国立職業訓練・雇用センター	PC インストラクター	2013
30	アイレウ県保健省	看護師	2014
31	聖マグダレネ・カノッサ高校	体育	2014
32	ディリ県教育局(主な活動先はファロル小中一貫校)	数学教育	2014
33	国立衛生研究所	公衆衛生	2014
34	聖心ベコラ高等学校	体育	2014
35	パウカウ県病院	薬剤師	2014
36	コミュニティ開発センター	コミュニティ開発	2014
37	東ティモール国立職業訓練・雇用センター	野菜栽培	2014
38	アイレウ県保健局	コミュニティ開発	2015
39	カダダラク スリムトゥク インスティテュート (KSI)	コミュニティ開発	2015
40	ディリ県保健局	コミュニティ開発	2015
41	東ティモール赤十字社	コミュニティ開発	2015
42	保健省栄養課	栄養士	2015
43	観光ホスピタリティ学校	料理	2015
44	ディリ国立病院	薬剤師	2015
45	保健省健康増進・教育課	コミュニティ開発	2015
46	ディリ県保健局	コミュニティ開発	2015
47	ナショナルリハビリテーションセンター	理学療法士	2015
48	東ティモール サッカー協会	サッカー	2015
49	クリプール・ドミン・ファンデーション	臨床検査技師	2015

50	クリニカ・サンジョアキン(マウベシ郡ヘルスセンター)	栄養士	2016
51	アイレウ県保健局	看護師	2016
52	聖ペドロ・聖パウロ高校	体育	2016
53	聖心ベコラ高等学校	体育	2016
54	環境局	環境教育	2016
55	ナショナルリハビリテーションセンター	作業療法士	2016
56	ナショナルリハビリテーションセンター	福祉用具	2016
57	国営ラジオテレビ番組制作局	番組制作	2016
58	観光ホスピタリティ学校	観光	2016
59	アガペろう学校	体育	2016
60	聖マグダレネ・カノッサ高校	体育	2016
61	聖 ジョセ オペラリオ高校	体育	2016
62	コミュニティ開発センター	コミュニティ開発	2016
63	コミュニティ開発センター	野菜栽培	2016
64	パウカウ県病院	栄養士	2016
65	パウカウ県病院	理学療法士	2016
66	東ティモール国立職業訓練・雇用センター	野菜栽培	2016
67	クリーブル・ドミン・ファンデーション	理学療法士	2016
68	東ティモール国立職業訓練・雇用センター	料理	2016
69	ナショナルリハビリテーションセンター	理学療法士	2017
70	観光ホスピタリティスクール	服飾	2017
71	医薬品・医療用品サービスセンター	コンピュータ技術	2017
72	警察訓練学校	合気道	2017
73	芸術・文化総局	手工芸	2017
74	東ティモール赤十字社	公衆衛生	2017
75	医薬品・医療用品サービスセンター	薬剤師	2017
76	パウカウ県病院	薬剤師	2017
77	チルドレン アンド ユースセンター パウカウ ポンタレステ	サッカー	2017
78	ハブラス モリス ファンデーション	マーケティング	2017
79	マリアナ県病院	薬剤師	2017
80	クリニカ・サンジョアキン(マウベシ郡ヘルスセンター)	看護師	2018
81	アイレウ県保健局	保健師	2018
82	ウマイタニアンクリニック	理学療法士	2018
83	エンブレザディアック	陶磁器	2018
84	観光商工業省	マーケティング	2018
85	保健省栄養課	栄養士	2018
86	観光ホスピタリティスクール	観光	2018
87	保健省ヘルスプロモーション課	公衆衛生	2018
88	国営ラジオテレビ番組制作局	番組制作	2018
89	アガペろう学校	体育	2018
90	芸術文化産業想創造局	学芸員	2018
91	スポーツ総局スポーツ競技課	バレー	2018
92	ファロール中学校	体育	2018
93	東ティモール サッカー協会	サッカー	2018
94	リアルマドリード社会スポーツスクール	サッカー	2018
95	大学教育・科学・文化省	写真	2018
96	国立ギド・ヴァラダレス病院	薬剤師	2018
97	イマクラダ コンセイサオ エルメラ学校	体育	2018
98	パウカウ県病院	理学療法士	2018
99	セントメリーマザレロ職業訓練高校	観光	2018
100	マリアナ県病院	栄養士	2018
101	ウマ イタ ニアン クリニック	障害児・者支援	2018

102	聖ペドロ・聖パウロ高校	体育	2019
103	聖マグダレネ・カノッサ高校	体育	2019
104	聖マグダレネ・カノッサ小学校	小学校教育	2019
105	ディリ県保健局	公衆衛生	2019
106	ヒアム・ヘルス	マーケティング	2019
107	オエクシ県立病院	栄養士	2019
108	聖心ベコラ小学校	小学校教育	2019
109	聖心ベコラ高校	体育	2019
110	医薬品・医療用品サービスセンター	薬剤師	2019
111	聖ジョセオペラリオ高校	体育	2019
112	ナショナルリハビリテーションセンター	言語聴覚士	2019
113	ディリ国立病院	看護師	2019
114	バウカウ県保健局	歯科衛生士	2019
115	ラエビア ティモール レステ	環境教育	2019
116	ディリ大学保健科学部歯科保健科	歯科衛生士	2019